

はちえふのくるま 「八葉車」牛車的一種。八葉の紋をつけたる車をいふ。大八葉・小八車の別あり。海人藻芥に「大八葉車は、俗中大臣以下公卿、僧中は僧正以下僧綱用之、小八葉は四位・五位・雲客・僧中有識・非識等用之」と云へり。其の製尋常に異らず、長物見を本儀とし、又暗とす。されば極位の人、大臣など皆これに乗る、切物見は(物見の半分をふさぎたるもの)は略儀にして、常の料なれば上下男女相通じて乗用すといふ。

はちかり 「八講」 はつけはちかり(法華八講)を見よ。

はちざ 「八座」 参議の異稱。参議は八人あるより名づく、職原抄に「弘仁御宇、罷觀察使皆爲参議云々、八人自此而始、依之有八座之號」とあり、又「八座の官」ともいひ、訓讀して「やくらのつかさ」といふ。

はちつけのいた 「鉢付板」 冑の鉢につきたる第一の鍔の板をいふ。此の次の板を二の板・三の板・四の板と數へて、何枚兜といふは即ち此の板の數によりていふなり。保元物語に、「八幡殿……鳥海三郎に左の眼を兜の鉢付板に射付られながら、答の矢を射返して云々」と見えたり、「しころ(鍔)参照」。

はちどはい 「八度拜」 拜の一種。立拜に一度拜、再拜ありて、再拜を重ねて四度拜といひ、更に四度拜を重ねる

を八度拜といふ。「はい(拜)参照」。

はちふ 「八府」 左右兵衛府・左右衛士府・衛門府・中衛府・近衛府・外衛府と云ふ。「ふ(衛府)参照」。

はちべん 「八辨」 大政官の辨官の總稱。昔は左右中辨、左右少辨の中に各一人づゝの權官を置き、左右大辨をあはせて八辨と稱したり。後には左中辨にのみ權官を置き七辨と稱せり。「べん(辨)参照」

はちぼ 「八墓」 天皇より等親の近き者の墓をいふ。委しくはきんぼ(近墓)を見よ。

はちまき 「鉢巻」 頭の顛に巻く布。軍陣中にて、髪を亂れを防ぎ、又兜を著てよく落ちつかしむる爲に用ふ。軍用記に「鉢巻は紅の絹一幅を五重に折りてくるなり、兩方の端をくけて、はたぬひをこまかにして、くけをより扇にて六尺に餘るべし、これはひとへ鉢巻の寸法なり、但人の頭によるべし、半鉢巻は一丈に餘りたるなり、黒き白き二色なり、萌黄絲にてとづるなり」とあり、又銀鉢巻あり。

はちまんざ 「八幡座」 兜の頂上をいふ。神宿又菊重とも、座ともいひ、此邊をすべて天邊とも稱す。眞中に孔を穿ちてこれに簪を出す。長門本平家物語に「長綱が冑のてへんに指を差入れて元取を掴みてひき上げて首を搦

く、水もたまらず切れてけり」と見え、又平治物語待賢門軍の條に八町次郎が足早の事を記して「此の者三河守(頼監)の聞こゆる早馳の名馬に、兩鐙を合せて駈けられるに、少しも劣らず追つきて、兜のてへんに熊手を打ちかけん」と續いて走り(中略)遂にてへんに打掛けて、えいやと引く」と見えたるにて知るべし。

はちわりじせんにとりしん 「八王子千人同心」 江戸幕府の職名。武田氏の從卒の家にて世襲し、武州八王子に住し、甲州口の警備に當り、又日光・江戸兩所の火の番を勤む、同心千人あるによりて名づく。同心百人を一組とし、十組あり、各組に組頭一人ありて之を率ゆ。頭は繪奉行の支配に屬す。

はつらまつり 「初午祭」 二月初の午ノ日に稻荷を祭るをいふ。諸神記に「元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神、始現于伊奈利山、以長曆推之、則某日當初午日、今不用九日而以二午日、諸人參詣、俗謂初午參」と見え、枕草紙に山城の稻荷社へ初午詣せることの記事見えれば平安朝時代既に此事ありしを知るべし。

はつぎ 「張著」 武家の女装。はくぎぬ(薄衣)を見よ。はつざく 「八朔」 八月一日の節をいふ。又特愷の節・田實の節・田面節・悉の節句などいふ。「たのものいはひ」参照。朝廷の儀式は、室町時代には、公卿以下杉原檀紙等種々の物を獻じ、幕府よりも太刀目録を獻す、皆之れに返しを賜ふ。武家の儀式も、室町時代には、朝廷の如く、公家・諸大名・外様衆・御供衆・申次以下出仕して賀詞を述べ、太刀・馬を獻す、返しあり。江戸幕府にては、正旦に次ぎたる重儀たり。之を節日に加へたるは天正十八年八月一日、家康駿州より始めて江戸城に移りし此の日をば、關東入國の日と稱して盛に祝ひしに由る。此日は大名・小名及び直參の諸侯、皆白帷子・長上下を著用して登城し、將軍に賀詞を述べ、之れ遂に幕府の恒例となり、「八朔の白帷子」と稱したり。太刀目録馬代を獻すること、元旦の儀と同じきも、此日は官位に關せず、三千石以上より諸大名に至るまで悉く之を獻す「太刀獻上」と稱するは是なり。此の儀式はもと武家より起りて朝廷に及びたるものなれども、其の起原詳かならず。公事根源に「此事は更に本説なし、又正體にもあらず、堅固世俗の風儀なり、ある假名の記に、建長の頃より此事あり、初は田の實とて米を折敷かはらけなどに入れて人の許に遣しける

とかや、又圓明寺太閤の文永の記に、此の七八年より此の方、殊に天下に流布せる由載せられたり云々、或説には後嵯峨院いまだ若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素を慰め申さんとて近習の男女密々に奉りけるに、其の後ふしぎに聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、内々御さためありけるなども申し傳へたり」と見えたり。

はつさくのしろかたびら 「八朔ノ白帷子」 はつさく(八朔)の條を見よ。

はつし 「八史」 太政官の官人、史の總稱。左右大史各二人、左右少史各二人ありて、合せて八人なるを以て然かといふ。「し(八史)参照」。

はつしきのせい 「八色ノ姓」 八種の姓をいふ。天武天皇十三年十月制定せられたる、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置是れなり。「かほぬ(姓)参照」。

はつしんでん 「八神殿」 古、八神を奉祀せる神殿。神祇官の西院に在りて、八殿相并びて東面し、丸木の堅魚木を棟上に置き、博風あり。八神とは、神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮賣神・御食津神・事代主神の八柱にして、天皇の御守護神として齋ひ奉るといふ。大中臣氏・白川家等、世々神祇官の長官の職を

つぎて之れが祭祀を司る。明治維新の後、天神・地祇を合祀して、其の稱を神殿と改めらる。「しんでん」参照。

はつしやう 「八省」 大寶令の制に置ける太政官所轄の官省。即ち中務・式部・治部・民部・刑部・兵部・大藏・宮内是れなり。「各條参照」。

はつしやうるん 「八省院」 朝堂院の別稱。八省百官の朝参は朝堂院に於て行はるゝを以て名づく。「てらぢらるん」参照。

はつすけ 「八介」 八人の國司の介の稱。貞丈雜記に「出羽國に秋田城ノ介、相模國に三浦ノ介、下總國に千葉介・上總國に上總介・伊豆國に狩野介・加賀國に富樫介・周防國に大内介・遠江國に井伊介、これを八介といひて侍の面目とする官なり」と見えたり。

はつすん 「八寸」 折敷の一種。角折敷の方八寸なるものをいふ。「せしき(折敷)参照」。

はつとく 「八徳」 胸服をいふ。其形十徳に似たるより名づけしなるべし。もとは、袴・昇下部等の着用なり。貞丈雜記に「蟻川記に肩衣の上に、八徳又は皮衣など打かけ、貴人の御前へ参候事、いかゞに見え候也とあり、八徳といふは胸服のことなるべし、其の形十徳に似たるより八徳と異名をつけたるなるべし」とあるを見れば、室町時

代には士人も着用せしなるべし。其製につきては、瓦礫雜考に「猶近代のものにて、仕立て様一概ならず、尤故實なきことなり」とあれば定まれる制も無かりしなるべし。紋所あり、染色定まらず、地は布又は木綿を用ひたり。

はつばらじろのかぶと 「八方白ノ兜」 兜の一種。銀にて全面を包みたるものをいふ。貞丈雜記に「近世畫工の俗説に胃の左右二方銀にて包みたるを八の字にかたどり。八方白と云ふは非也、四方白は四方を銀にて包み、残る四方は鐵地なり、其の鐵地の所をも銀にて包めば八方白也、是一面に銀色の胃になる也、一面に銀をまぜたるものなる故、銀のうすがねが、日よけになる也云々」と見えたり。

はつび 「法被」 衣服の名、歴世服飾考に「ハツビは布を以て製す、單の短衣、共裂の胸紐あり、紺・花田等に染て家の印を背又裾まはり等につく、昔の十徳に似たり。此の服、武家にてはハツビフンゴミと連稱して、家僕非常の服、に備ふ、然るに維新の頃常にこれを着用せしめしり今に用ふるものあり云々」といへり。

はつぶり 「半首」 武具の一種、半頭とも書き、鐵製にして額の半ばを覆ふ具にして、内胃を射られざる爲に之を用ふ。此上に烏帽子又は兜を着ることあり。保元物語、

はつばらじろのかぶと—はつぶり



白河殿攻め、鎌田次郎正清が爲朝に向ふ條に「能く引いて放す矢が、御曹司の半頭からりとあたりて胃の鏝に射付たり」と見えたり。又半首の上に烏帽子掲げたるもの是なり。

はつば 「初穂」 神前に奉る初成の物をいふ。もとは稻の穂の結びはじめたるものをいひ、又それを採りて神前に奉るもの、稱とし、轉じて稻穂ならぬものにては初成を奉るもの、稱とす。松の落葉に「初穂といふ事は、延喜式の八の卷なる新年祭の祝詞に奥津御年乎八束穂能伊賀志穂皇神等能依奉者初穂千類八百類奉」とあり、置氏とあるを見て知るべし。作れる稻穂をまづ神に奉る故に初穂といふにぞありける云々、さてうつりては稻ならねども、つくれるものを先づ神に奉るを然かいへりき。三代實錄十八の卷、貞觀十二年のくだりに、今神社伴鑄錢所近久坐須、仍所鑄作之初穂二十文、平某差使夫と見えたるにて知らる。今の世には錢にまれ、金銀にまれ、つくれるをはじめて奉るにはあらで、たゞなにとなく奉るをも初穂といふは、稻の初穂よりやう／＼うつりにう

はつば

つりて、はつほしるなるをも、たゞ初穂といふになむと見えたり。

はつもとゆひ 「初元結」 びんぶく(元服)を見よ。

はつゆき 「初雪」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表白・裏紅梅、又うるみ紅なり。冬季着用す。

はつゆきのびんざん 「初雪見参」 古、初雪の日に群臣の参内するをいふ。蓋し雪を豊年の瑞として賀するなり。

枕草子に、一條院の御時雪の山といふ事の記見え、所の衆・瀧口など、参内せし様をいへり。公事根源に「昔初雪のふる日、群臣参内し侍るを初雪の見参と申すなり。桓武天皇延暦十一年十一月より始まる、初雪に限らず、深雪の時は必ず諸陣見参を取るといへり、此の事絶えて久し、一條院の御時より此方、雪の山といふ事あり云々」とあるにて知るべし。

ばとう 「抜頭」 舞樂の名。林邑樂にして、一名を宗妃樂ともいふ。

はとのつ系 「鳩杖」 鳩の形を刻みて附けた杖。老人の携ふるものにして、臣下の算賀(さんが)参照に特に宮中より賜ふことあり、現今も年齒八十以上の元老(鳩杖の杖)には宮中より之を賜ふ。鳩を杖につくる事は、後漢書禮



義志に「年始七十者、授之以玉杖、輔之糜粥、八十九十禮有加、賜玉杖、長尺、端以鳩鳥爲飾、鳩者不噉之鳥也、欲老人不噉」とあり。

はとり 「執轡」 古、朝賀、即位の時に騎を執りて龍顔にかざし奉る役。これを執轡女嬬(ハトリメコ)といふ。「は(騎)参照」。

はとりのよじゆ 「執轡女嬬」 はとり(執轡)を見よ。

はなあはせ 「花合」 種々の花を合せて其の優劣を競ふ遊戯。又特に、菊合・女郎花合など、一種を互に合せて競ふこともあり。十訓抄に「同じ御時、中宮の御方にて花合といふことありけるに、など見え、又古今集秋下に「同じ御時せられける菊合に、洲濱をつくりて菊の花植ふたりけるに、加へたりける歌、吹上の濱のかたに、菊植ふたりけるをよめる、菅原朝臣「秋風の吹上にてる白菊は花があらぬか涙のよするか」など見えたり。

はなあやめ 「花菖蒲」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表白・裏萌黄なり。五月之を着用す。

はないろ 「花色」 染色の名。又櫻色ともいふ。白くして少し赤ばみたる色をいふ由、服飾部類に見ゆ。今いふ花色は花田色の略にて藍色の薄きもの也。「はなだ(繙)参照」。

はなしづめのまつり 「鎮花祭」 朝廷にて、毎年三月晦日に行ふ神事。公事根源に云く「是れば大神・狹井の二祭

をいふと神祇令に載せたり、春花の飛びかふ比は、疫神分散して人をなやますが故にこれを鎮めんために此の祭はあるとかや、神祇官にて行はる」といへり。崇神天皇の時、疾疫流行せしに、大物主神の告により、大田々根子をして同神を祭らしめたるに、疫癘忽ちにして息みたること史に見えれば、此れその起原なるべし。

はなすすき 「花薄」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表白・裏花田なり。尾花も之に同じ。秋季之を着用す。

はなだかぐつ 「鼻高脊」 (びかちかぐつ)を見よ。

はなたちばな 「花橘」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。花・葉を日向に、實を影に織りて、表黄・裏萌黄なり(山吹に同じ)四五月之を着用す。

はなだいろ 「縹色」 染色の名。藍色の薄きものにして、露草の花にて染めたるより名づくといふ。

はなだのはり 「縹袍」 大寶令の制にて六位の官人の著る袍。「るはう(位袍)参照」。縹は藍色の薄きものにして、今の俗「お納戸」といふ色に似たり。登極令によれる即位式には衛門官の服装とす。

はなちて 「放出」 明け放ちたる廣間の稱。これは別に一室あるにあらず、文書き畫を寫しなどする時に、身屋と廂との間の隔てを取り去りて明るくするをいふなり。家はなすすき—はなちて

屋雜考に「按ずるに、こは南開き北開きなどいふ程の名にて、外さまの明るみへ向ひたる所をいふ、必ずしも一間の名とは聞こえず、扱これを放出と唱ふるいはれば、時にとり大客などある折々、やり戸・障子の類を放ち出だして、圍ひ廣むる故の名とおぼし云々」といへるにて知るべし。

はなちじつとく 「放十徳」 じつとく(十徳)を見よ。

はなちがみ 「放紙」 につきふのみだ(日給簡)を見よ。

はなちこじ 「放巾子」 冠の一種。「ゆきこじ」ともいふ。元服の時用ひる冠にして、巾子を冠の額より、取り放ち

に作りたるなり、名目抄に「放巾子元服之時用之」と見え。雅亮裝束抄に、おとこになるあひだのこと、とある條に「巾子を放ちたるかうぶりなれば、まづ巾子をももどりにい

れて後、ひたひをせさするなり、又巾子をばなたぬつれの事なり」と見えたり。

はなはいろ 「花葉色」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表黄・裏青なり。款冬花と葉との色なるべしといふ。

はなむけ 「饞」 馬の鼻むけの略にして、旅立つ人を見送り又これに物を贈ることをいふ。轉じて其の贈物の稱と



(巾の子由放)

す。土佐日記に「船路なれども、馬のはなむけす」と記し、後世は単に「はなむけ」といへり。
はなやまぶき (花山吹) 中古衣の重りの色の配合上の名稱。表朽葉・裏黄なり。單に山吹ともいふも同じ。冬より春に至るまで之を著用す。

はなりのしやうじ (波瀾馬障子) うまがたのしやうじ (馬形障子)に同じ。同條を見よ。

はぬのはやし (羽林) 近衛の大・中・少將の唐名。羽林を訓讀せるなり。羽林は、羽林天軍と稱して、北辰を保護する星の名なるを以て、天子を護衛する意にいひ、また羽の如くはやく、林の如く多しといふ意によりて、漢代には宿衛の官名とせし事、史記天官書、漢書公卿表の注にあるによりて、これを近衛大將及び中・少將の唐名とせしなり。之を訓讀せしは、師光集に、大將になりて、正月に雪の降りたるつとめて、左大將のもとより「雪つもる年のしるしに花のさく、はれの林をなごか尋ねむ」、かへし「はの林花さく春のうれしさをつも程なり谷の埋木」など見えたり。

はのはやし (羽林) (はぬのはやし)を見よ。
はば (馬場) 馬術の調習場をいふ。古くは「うまば」と訓ず。平地に垣を圍らし之を埒といひ、其の結び方に雄埒

と雌埒とあり、雌埒は高く結び、雌埒は低く結ぶといへり。埒外に屋舎あり、馬術を觀覽し或は點檢する所とす。昔武徳院前に馬場あり、天皇臨御して射御を觀たまふ所とす。其の馬場を内馬場といふ。近衛・兵衛の二府にも馬場あり。

ははか (波々加) 樹の名。今いふ「かばざくら」に同じ。古事記に「取天香山之天邊邊迦」とありて、和名抄に「朱櫻・波波加、一云加邇波佐久良」と見えたり。古、龜卜を行ふ時に此の樹の細き枝に火を點じて線香を取扱ふ如くして龜甲を灼きたりといふ。「きぼく(龜卜)参照」。

ははき (鉦) 腰巾金の略にして、鏗際に裝置せる金具をいふ。刀身に帶く金なる故に名づく、鏗元の動かぬやうに固むるためなり。

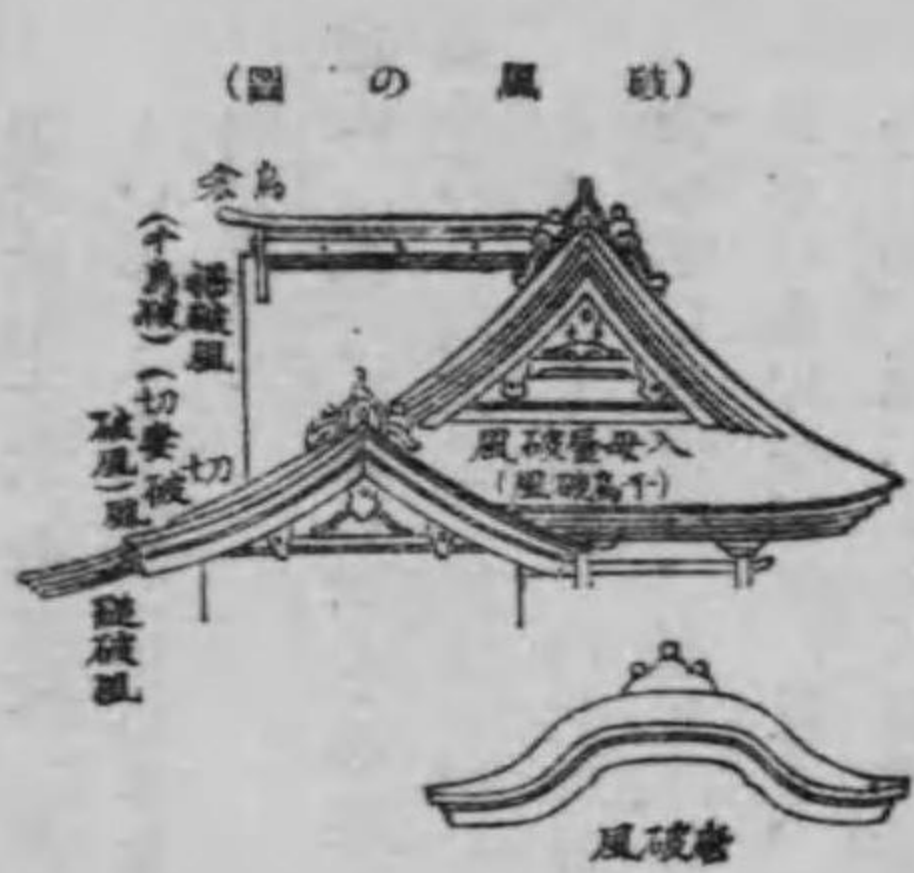
ははき (腰巾) 腰部を纏ふもの、もと裝束に附帶せるものなれば、大口・直垂・四幅袴を着せる時には一班に之を用ひたるなり。今日の脚絆の如し。其の製、絹子・絹・木綿等を用ひ、又葉にても作り、これを葉腰巾といひ、行幸の時、供奉の隨身及び春日祭の使・舞人等之を著用の料とす。腰巾は、兵衛・衛士・主師之を用ひ、赤腰巾は衛府督・佐等集會の目之を著用す。

ははしろ (母代) 母分として後見する者をいふ。天皇に

は、准母といふ。(じゆんぼ)参照。

はひおし (灰押) 香道具の一種。香爐の灰をおしつくる具なり。貞丈雜記に「香爐に灰をおす事、見分の美しきためにはあらず、銀盤の上より香すべりたる時、灰をおさざれば、灰の中へ入つてとり上げ難し、灰をおせば香を取り上ぐるに宜しき故なり、古は灰をおすも、火ばしにてかたをつけたるなり、灰おしの道具は後に作り出したる物なりとぞ、香爐の灰のおし様、春はひかき形、夏は扇形、秋は菱形、冬は掻き上げおくといふ説あり、此事香の家にはなき事なり云々」と見えたり。

はふ (破風) 家屋の屋根の切妻の合掌形の板をいふ。搏風と書くと正しとす。和名抄には搏風をヒギと訓ぜり、又



チギともいふ。狩谷氏の箋註に「古昔、貴人屋宅之制、厦屋兩下、東西檐邊、南北兩木上、當棟相交、斜出屋上、謂之比宜、棟以下至宇者、是搏風」とあれども、後世は棟上にあらはれたる比木は、伊勢神宮の神殿などに用ひられて、常の家屋にはなし、唯

だ棟下なる搏風板のみを、搏風と稱す。其の圓く下へ反りて鐵形を倒にせるが如きを唐破風といひ、切妻破風の下の二つの破風を並べ寄せかけて作れるものを千鳥破風といひ、又屋根の面に取りつけたるを障泥破風といふ。

はふり (祝) 神職の名。禰宜の下に位し、専ら祭祀に従事する者をいふ。其の名義は、東雅に「袖振などいひし如く、起舞して神を祭るものを稱せしにぞあるべき」といひ、倭訓彙には「羽振の義、羽は衣袖をいふ、立舞ふ袖などいへる義なるべし」といへり。

はまゆみ (破窺弓) 江戸時代歳首に兒童の弄ぶ弓をいふ。「はま」は藪又は繩をまるめて作れる的にして、破窺は借字なり。これ朝廷に行はるゝ射禮の遺風なるべく、もとは的を設けて兒童をして矢を射しめたるなるべし。後には二張立ての飾り弓に矢を添へたる飾物の稱となれり。

はん (判) 押字をいふ。刻印に對して、俗には書判ともいふなり。職制律に云く、凡公文有本案事直而代官司

ばん—ばん系

署者杖七十代判者杖一百と見えれば、蓋し押字を判といふこと上古よりの事なるを知るべし。かきはん(書判)参照。

ばん (盤) たいはん(臺盤)の條を見よ。

はんる (版位) 版位と訓むを故實とす。又略して「ヘン」とばかりも唱ふ。朝廷の公事節會の儀式の時、群臣の列位を定むる爲に、庭上に立つべき場所の標に、方七寸厚五寸の木片を地上に置き、漆にて其の品位を題せるものをいふ。版によりて位次を定むるを以て版位といふ。

ばん系 (變繪) 鳥獸草花などの盤曲したる紋様をいふ。變は盤の借字なり。古書に褐衣などの紋或は調度の紋などにも用ひたり。禁秘抄に云く「變繪の御厨子二つ云々」又禁中名目抄にも「變繪毯代」といふ名目見えたり。古代隨身の着用せる褐衣に此紋を附したるものを變繪の袍といひ、之を著したる隨身を變繪の隨身と稱したり。貞丈云「變繪は本、盤繪なれども、變の字をあて字に用ひしなり云々、盤といふは圓くめぐる事なり、又たらひを盤とも云ふ、是も其の形圓きなり、依之まろきを盤繪といふなり、たとへば鴛鴦の丸、獅子の丸などの類をいふなり、又活物に限らず、梅の丸、菊の丸、草木花葉を變繪に用ふる事あるべし」といへり。

ばんがた (番方) 番衆に同じ。(ばんしゆう)を見よ。
はんがみしも (半上下) 常の袴を著せる麻上下をいふ。長上下に對しての稱。通常麻上下といふは、此の半上下の事なり。徳川時代、長上下を著用し得ざる、目見以下の士、庶人の通常禮服として、之を著用す。あさがみしも(麻上下)参照。

ばん系のずるじん (變繪隨身) 變繪の袍を着たる隨身をいふ。左近衛の隨身は獅子、又は尾長鳥、右近衛の隨身は、熊又は鴛鴦などを描きたりといふ。「ばん系(變繪)参照」。

ばん系のたんだい (變繪毯代) 禁中調度の名。變繪は盤繪の借字にして、何にもあれ、盤曲したる紋様をいふ。大概、龍、獅子の類、花鳥等にも、皆圓形に繪がきたるをば變繪といふなり。變繪の毯代は、紺布に描けるものにて、兀子(ゴウシ)床子(シヤウジ)の下に敷くものなること、江家次第に見えたり。毯とは、もと毛氈をいふ、されど他の綾などを代用したることありて、之を毯代といふなり。「たんだい(毯)及び「ふたいろのたんだい(二色/毯代)参照」。

ばんがしら (番頭) 武家の職名。番衆の頭をいふ。「ばんしゆう(番衆)参照」。

ばんがた (番方) 番衆に同じ。(ばんしゆう)を見よ。

はんがみしも (半上下) 常の袴を著せる麻上下をいふ。長上下に對しての稱。通常麻上下といふは、此の半上下の事なり。徳川時代、長上下を著用し得ざる、目見以下の士、庶人の通常禮服として、之を著用す。あさがみしも(麻上下)参照。

ばんきのじゆん (萬機/句) 御即位後、句初に臣下に酒を賜ひ、政事を開召す儀式をいふ。「じゆん(句)参照」。

ばん系のずるじん—ばんきのじゆん 六〇二

ばんきのじゆん (萬機/句) 御即位後、句初に臣下に酒を賜ひ、政事を開召す儀式をいふ。「じゆん(句)参照」。

はんぐわん (判官) 大寶令に制定せる四等官の一。「しとろくわん」参照。又勘解由使判官、鑄錢判官など、判官を固有の名稱とせるものあり。又極非違使の大小尉を單に判官と稱す。六條判官爲義などいへる類は即ちこれなり。是等を中古は音便に「はぐわん」とよべり。

はんびんぶく (半元服) ひたひなほし(額直)を見よ。

ばんざいはん (萬歳簾) 即位式及び朝賀の時庭上にたつる簾。雲散模樣赤地錦にして、長さ十八尺、幅三尺、縁は經綉錦なり、金泥にて「萬歳」の二字を篆字に書きたるものにして、竿の上端に戟を据う。古は即位式に、宣命讀畢る時武官、この簾を振つて萬歳を稱すといふ。然れども弘仁内裏式、貞觀儀式、江家次第等に「稱萬歳」の下、皆「其聲謁謁」と註し、北山抄四、群臣上賀及壽儀の條稱萬歳の註に「承平稱謁々、不_ニ如_レ字唱_レ之」とあり、されば昔は、現今の如くハンザイと呼びしにあらざるを知るべし。明治の御代に至り登極令に據りて制定せられたる萬歳簾は、更に簾の上部に殿簾と魚形五尾とを繡にして附す。此の殿簾と魚形とは、日本紀に見えたる、神武天皇の御代の故事に據る、即ち神武天皇熊野を経て、大和に入らむとし給ひしかど、賊軍猖獗にして、容易に進む能はざりき。天皇神訓に従ひ、天の香山の地にて殿簾を作

らしめ、それを以て吉野の丹生川の上にて、天神地祇を祭り給ひ、更に祈り給ふやう、今此の殿簾を丹生川に沈むべし、川中の大小魚悉く酔ひて浮き流るゝならば、吾必ず此の國を平定すべしと宣ひて、殿簾を川に沈め給ひしに、頃時して、魚皆浮び流れたり。天皇大に喜び、更に神に祈り、兵を勅して國見が岳の八十梟帥を撃ち、攘きて諸兇賊を平けて、終に橿原宮に即位し給へる、めでたき故事をとり給ひしなり。

はんぐわん—ばんざいはん

ばんざいらく (萬歳樂) 舞樂の名。隋樂にして、一名煬帝萬歳樂と稱す、隋煬帝大樂令明達をして作りしめたる曲とぞ。此樂は行幸、船中、賀儀等に之を奏す。延長四年十月十九日醍醐天皇洛西大井川に行幸の時、雅明親王年齒僅に七歳、舟中此の曲を舞ひ給ふ、天皇感に堪へず、半臂脱ぎて之に賜ふ、親王之を肩にかけて拜舞したまふ。治安三年十月十三日、御堂關白道長の室倫子の六十の賀に此の曲を奏せしこと榮花物語御賀の巻に見えたり。舞人の裝束は、赤地紋紗の袍、唐錦の袴、赤



(萬歳樂の圖)

ばんざいらく (萬歳樂) 舞樂の名。隋樂にして、一名煬帝萬歳樂と稱す、隋煬帝大樂令明達をして作りしめたる曲とぞ。此樂は行幸、船中、賀儀等に之を奏す。延長四年十月十九日醍醐天皇洛西大井川に行幸の時、雅明親王年齒僅に七歳、舟中此の曲を舞ひ給ふ、天皇感に堪へず、半臂脱ぎて之に賜ふ、親王之を肩にかけて拜舞したまふ。治安三年十月十三日、御堂關白道長の室倫子の六十の賀に此の曲を奏せしこと榮花物語御賀の巻に見えたり。舞人の裝束は、赤地紋紗の袍、唐錦の袴、赤

ばんざいらく

地金襴の襦袢・烏冠・石帯・絲鞋等甚だ美麗なり。

はんざう (半挿・匣・椀) 湯水など盛りて手洗ふ器具。其の製白木を曲げ物として作りたると、塗りたるとあり。今昔物語に「はんざうに水など入れて、たらいの手もなきなど云々」、日中行事に「水司の御手水を参る、女官案にすみて持ちて参る、はんざう二、たらいの中の盤、白がれのうつは物にすみて、御やうじ二、具してまゐらす」など見えたり。和名抄に「匣・柄中有道可_レ以注_レ水者(俗用_ニ椀字_ニ所_レ出未詳)と載せられたるも、古製知り難し。秋齋問語に「はざうは、湯水をつぐ物にて、俗にいふ湯桶の類なり、これに湯にても水にても注ぎて盥へうけさするものなるに、近年齒黒めの具の盥を誤りてはざうといふはいか、堂上方元服の調度・官僧儀式の器物に、はざうといふは湯つぎなり、況んやはんざうと横なまれるをや」と見えたり。

はんじ (判事) 大寶令の制に置ける官司。ことほるつかさしと訓み、唐名にて「大理」といふ。刑部省の被管にして其の職掌は鞫状を按覆し、刑名を断定し凡ての訴訟を判定するに在り。大判事二人明法家の人を以て之に任ず。はんしりもん (萬秋門) 大内裡豊樂院の門。院の西面にありて、一に西面外の大門ともいふ。

はんじやう (番上) 官吏の交替して勤務する者をいふ。又分番ともいふ。大寶令の制に、すべて官位相當あるものは、長上とて皆毎日勤仕すれども、其他は交替して勤仕し、之を「番上官」と稱す。「ちやうじやう(長上)参照」。

はんじやうくわん (番上官) はんしやう(番上)を見よ。

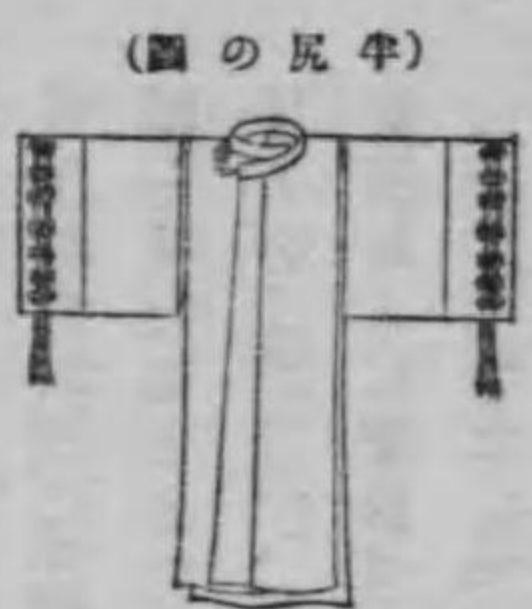
はんじゆ (判授) 大寶令の制にて、紋位三等級の一。奏聞を経ずして直ちに大臣以下の計らひにて位階を授くるをいふ。

はんしゆ (番衆) 武家の職名。交替して殿中の宿衛警備等を勤仕する役。番方とも稱し、其の頭を番頭といふ。鎌倉幕府にては、大内夜行番・大番・學問所番・近習番・格子番等あり。室町幕府にては、在京武士を五組に分ち、組毎に番頭一人を置き一ヶ月六回交替して幕府に宿直警衛す、これを「惣番衆」とも稱す。新年と歳晩の外、將軍に謁せざる例なるが、其中に特に五節句及び毎月の朔日に謁見する者あり、これを「節朔衆」といふ。又將軍幼少の時は、番衆中より人物を選びて特に宿衛せしめ、これを「詰衆」といふ。江戸幕府にては、大番組・書院番組・小姓組・徒組・小十人組・門番井に二條・大阪・駿府・甲府に城番及び勤番を置きたり。

はんしゆこ (半守護) 守護にして一國以下を領する者をいふ。

いふ。しゆこ(守護)参照。

はんしやうてん (半昇殿) 古代侍醫の別稱。昔侍醫は天皇の御脈拜診の時に限り假りに昇殿を許さるゝことあるによりて然かいふ。「しじい(侍醫)しやうてん(昇殿)参照」。



はんじり (半尻) 公卿の略服。狩衣に似て、袖口に組紐をあはひ結にして綴ちつけたるものなり。裝束圖式に云はく「凡半尻者、東宮親王童體之時召之、攝家童體之時又被_レ著、絲は六筋にて華蔓にして付くる也」といへり。されど昔は童體ならでも着用したる事、今鏡花ちる庭の面の段に中ノ院内府雅實公、半尻なる狩衣して家居せられし所、中納言某の伺候せしに、其のまま對面せられしこと見えたる

にて知るべし。又裝束雜事抄に「半尻、かりぎぬのうしろの一尺ばかり短きものなり、色目、着用ノ時節、帶等、皆狩衣に同じ」とあり、滋野井公鷹卿の勲物にも常の狩衣のうしろ一尺程短くしたるもの、由記されたり。又假名裝束抄にも、はんじり二宮ノ御方入室の時の、縫ひたて寸法、身うしろ二尺三寸・前三尺一寸云々ともあれば、うしろの方、前よりは一尺ばかり短きことを知るべし、さてこそ半尻といふ名も心得らるゝなれ。

はんしやうてんーはんじり

はんすきびたひ (半透額) 冠の一種。半額ともいふ。冠の甲の上を弦月形に透したるものをいふ。

はんちやう (番長) 近衛府四部官以外の官人。「つかひのなさ」とも訓む。隨身の上臈にして、近衛の長なり、舍人中より撰用す、六人ありて、上皇執政の時若しくは兵仗を給ひし時、及大臣・大將は必ず之を召仕ふ。又兵衛府にも番長あり。「このゑふ(近衛府)ひやちやうゑふ(兵衛府)参照」。

はんちやう (番帳) 武家にて出仕宿直の番を結びて張出し置く帳をいふ。又「番文」ともいふ。

はんてん (半纏) 衣服の一種。短衣にして、半身を纏ふものなり。其の起原詳かならず。病草子に此の服に脚半はき、一刀をさしたる旅人の體を畫きたるが見えれば、昔より武人の旅裝に着用せしが如し。又股引・脚半はきて此の服を着たる體は、太平記拔書といへる寛永頃の畫卷に見えたり。徳川時代には、下に股引・脚半をはき、上に割羽織を着て大小を帶し、菅笠を被る、これを武家の旅裝とせり。近代の製は、裾の兩脇を缺く、又地合は小紋の淺黄木綿を多く用ひたり。

はんねん (判任) 大寶令の制にて任官四等級の一。太政官にて任補する官をいふ。即ち主政・主帳・家令・内舍人及び文學・才伎・長上は皆判任なり。

はんすきびたひーはんねん

はんばかま (半袴) 袴の一種。長袴に對する稱。其の製は長袴を短かくして、只だ其の丈けを足の踝までに切り上げたるまでのことなり。主として素襦の下に著用し、又肩衣の下にも用ひたり。貞丈雜記に「半袴は、古よりあり、走衆故實に云、走衆二十人、肩衣半袴に小太刀を佩かれ候、云々又小素襦といふこともいくらもあり、素襦に半袴を著るを小素襦といふなり」とあるにて知るべし。

はんはじめ (判始) 室町時代にては、將軍就職の始に於て御教書に判(花押)を署する儀式をいふ。古くは、吉書始と異なることなりしが、此時代に至りて政務の始にするを「御判始」、昇進移徙の時にするを「吉書始」といひ、區別あるに至れり。江戸時代の判始は年中行事の一にして、毎年正月三日、老中が奉書に判を署する儀式をいふ。此日祐筆・組頭奉書を認めて老中の前に出せば、首席より順次に華押を自署するなり。

はんび (半臂) 兩袖の幅極めて狭き衣。束帯の時に袍と下襲との間に著する下著にして、其の製は、衣丈、二尺餘、袖幅一寸五分、臂の半に至る程なり。下に襦とて幅七寸餘の絹を付け、左右の脇に、十二づゝ襷を疊む、背にも、六つの襷二所あり、下の方をば上に折返しておくなり、後世は襦を別にして、半臂の胸を合せ、其上より腰の邊

(半臂の圖)



に引き纏ふ様にせりもあり、又袖を全く略し、襦を折返すことなきもあり、大くびは六寸にして上さまに狭く仕立つ、又忘緒あり。地質

は三位以上の料は、冬は小葵・綾・夏は三重襦の紋織を用ゐ、四位以下は、冬平絹・夏無紋の紋織物なり、襦は別に襦を用ひ、色は深紫を本制とすれども中古以來、倍子金にて染めれば黒色となれり、されば黒半臂ともいふ。裏は水色を常とす、四位以下の夏の料は二藍にも染む、大方上達部は黒半臂を常制とす、中古以來束帯に半臂を略せしこともありて、更に下りては、専ら闊腋の下のみに著し、縫腋には一般に用ひざることなれり。

はんびたい (半額) はんすきびたい (半透額) を見よ。

はんぶみ (番文) はんぢぢやち (番帳) を見よ。

はんぼ (判補) 大寶令の制にて任官四等級の一。式部省にて任補する官をいふ。即ち舍人・史生・使部・伴部・帳内・資人等は判補の官なり。

はんぼろ (半頬) 鐵面的一種。目の下全部に當つる具をいふ。かねめん(鐵面)を見よ。

はんまん (斑幔) 幕の一種。緋帛・黃帛・縹帛を一幅づゝ取りまぜたる幕なり。上下一幅づゝ横に縫ひ、中の帛を

はんれう (盤領) 袍の襟をいふ。系んれう(圓領)を見よ。はんとづかさ (軍人司) 大寶令の制に置ける官司。はびとのつかさ」とも訓む。兵部省被管にして、軍人を檢校し、歌舞を教習することを掌る。

はやびとのいぬほえ (軍人犬吠) 上代即位式及大嘗祭の時薩摩の軍人狗聲を發するをいふ。軍人は、ハヤビトと訓む、上古、薩摩・大隅の國人敏捷にして、猛き事軍鷹の如くなれば然かいふ。分番上京して衛門府に屬して禁闕を守護し即位等の大儀には、火酢芹の裔として神代の故事により、犬耳てふ頭巾の如きものを著て、狗聲をまねて吠えたりといふ。犬の如く門を守る古意なり。近世は絶えて、僅かに其の様を存せり。弘化御即位次第記に「兵庫頭、召三鼓師令擊之、諸門鼓皆應之、次外辨公卿依位立三幄座入自承明門著標異位重行、此間軍人吠三節、近代其由許歎」と見えたり。又、中古大嘗祭、御親祭の時に、軍人司は軍人を率ゐて左右に分れて朝集堂前に立ち、天皇大嘗宮に渡御ありて、王臣參進する其間、軍人犬聲を發する式あり。これも後には絶えたり。

はゆま (驛馬) 早馬の義にして驛馬をいふ。同條を見よ。

はらあか (腹赤) (はらか) を見よ。

はらあて (腹當) 具足的一種。總體板目革を横にして、すがけに綴ちて作り、草摺も袖もなく、只だ腹部を包む具なり。雑兵の着用する料にして、其の證は、太平記卷六、關東大勢上洛の條に「中にも長崎の悪左衛門は、別して侍大將を承つて、大手へ向ひけるが、(中略)堅小手に腹當して、諸具足したる中間五百餘人、二行に列を引き、馬の前



後に從つて靜に路次ぞ歩みける」とあるにて知るべし。又軍用記に「腹當は、鏡腹卷等を著せしして身輕に出で立つ時に用ふるなり、頭には鐵鉢を被るなり、又人の心によりて鐵の下に著する事もあり」と見えたり。

はらか (腹赤) 爾倍魚の別名。其の腹赤き故に名づく。世に鱒のことなりといふ。古は節會の時、腹赤の贊として、筑紫より之を供したり。はらかのそり(腹赤奏)參照。はらかのそり (腹赤奏) 古、元日の節會に、内膳司より腹赤の魚を獻するをいふ。公事根源元日節會の條に、又腹赤の奏として、魚を筑紫より奉るなり、昔は、やがて節會な

どに供したるにや、腹赤の食ひやうとて、食ひさしたるを皆取りわたして食ひたり、景行天皇の御宇筑紫の國宇士の郡、長濱にて、海人はれを釣りて奉る、其の後、聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、太宰府より是を奉りける、これよりして、年毎の節會に供すべき由定め置かれたるなり」といへり。

はらひ 「被」 神に祈りて災穢を解除するをいふ。拂の義にして、古くは「はらへ」と訓ず、解除とも被除ともいふ。其の起原は往古、伊弉諾尊黄泉國に赴きて穢れたるより、日向の橋の水門の阿波岐原にて、先づ身につけたる、杖・衣服・冠・手纏などを投げ棄て奉ることあるを始見とす。又被を人に科したることあり、素戔鳴尊、高天原にて暴行せし時、諸神相議し、千位置戸を負はせ、鬚を切り、手足の爪を抜かしめたるは其の初見とす。蓋し惡事を爲すは、即ちまた穢なりとてこれを解除したるものなり。爾後被の風次第に行はれ、祭祀・祈禱・奉幣・參詣等の事ある前に其の當事の豫め行ふものと、其の事果て、後に行ふものとあり、罪ある者に被を課するか如き、皆後者の例なり。被は物を出して之を贖ふものにして、其物に數種あり。人形は其人の身代りとして、之を以て身體を撫て災厄を拂ひ河海に流棄するなり。故に之を撫物とも

形代ともいふ。菅と麻とは上古より用ひしが、後世は麻のみを用ふ、稻及び散米は天孫降臨の故事に起り、茅輪は素戔鳴尊の故事に基くといふ。解繩は、大祓の詞に「天津管曾を八針に取り割く」とある言に據りて後世の造言せしものならん。被の種類に、大祓・六月被(名越被・夏被・七瀬被・巳の日被などあり)「各條參照」

はらまき

はらまき 「腹巻」 鎧の一種。胴を腹に巻きて背にて引合すやうに作りたる鎧をいふ。障子板・鳩尾板・梅檀板・弦走等なく、押付板あれども、逆板と上巻とはなし、但し後世は背板とて此の合せ目の透を塞ぐための具を製出したり、又袖なきを本式とす、故に綿かみに袖付の緒なし、もと鎧の下に重ねて著るべきものなれども、腹巻のみを著て鎧に代用する時には、杏葉といふ金具を以て高紐の上を掩ふ也、故に此の杏葉を著くるために、綿かみに二ツの穴を明けたり。又鎧の代用とする時は別に袖を付く、さる折には直に綿かみの革に結び付くるなり、草摺は前三枚下りなれど、後は背をわりたれば四ツ下りに作る。かく腹巻は起居にも輕便なれば、直垂・束帶などの下に著する事多し、平治物語巻一光頼卿參内の條に「めのと子



此の圖は、腹巻の形を示す。上は、鎧の代用とする時に用ひたる、高紐の上を掩ふための、杏葉といふ金具を示す。下は、腹巻の構造を示す。

の桂右馬ノ允範能に膚に腹巻著せ雜色の裝束に出でたせ」又平家物語卷二、重盛父を諫むる條に清盛が障子を少し引き立て、腹巻の上に素絹の衣をあわてぎに著給ひたりけるが、胸板の金物の少しはづれて見えけるを隱さんと、頻りに衣を引違へ引違へぞし給ひけるとあり。大將分の人も、家ノ子郎等も便宜之を著用せしと見えて、其證は平治物語待賢門軍の條に「六波羅の皇居には公卿會議あつて、清盛を召されけり、紺の直垂に黒絲威の腹巻に、左右の小手さして折烏帽子引ききたて大床に畏まる、又保元物語白河殿攻落す條に「木關地の直垂に紫革の腹巻著、栗毛なる馬に乗り、高間ノ四郎と名のり云々」などあるにても知るべし。又腹巻を鎧の下に著たるは、太平記

卷三、笠置軍條に「舍弟の彌五郎進み出で、云ひけるは(中略)御矢一筋受けて物の具の札の程試み候はんとして、馳走をたゝきてぞ立つたりける、足助(重範)之を聞きて、此の者の云ふやうは、いかさま鎧の下に腹巻か鎧かを重ねて著たればこそ、前の矢を見ながら、こゝを射よとはたゝくらむ云々」とあるにて知るべし。

はりかはのくら 「張皮ノ鞍」 馬鞍の一種。武家所用の鞍にして、なめし革を張りて包みたる鞍なり。東鑑十一に、張皮ノ鞍と見え、鎌倉年中行事に張鞍に鞍覆かけて引く

事なしとあり。この鞍は革を張りたれば、日に照されても、乾破れ損する事なし、さればこそ、鞍覆も用ひざるなれ。

はりくやう 「針供養」 江戸時代十二月八日の事納と二月八日の事始の日に針を祭るをいふ。此日女子は一日針仕事せずして針の勢を揃ふとぞ。

はりこし

はりこし 「張輿」 輿の一種。疊表を張りて押縁を打ちたるものにして、板輿に似て略儀に用ふとぞ。文治元年、平宗盛處はれて鎌倉殿へ護送せられし時、藍摺の張輿にのせられたりし事、吉記に見ゆ、又元弘の亂に俊基中納言の刑に遭ふ時も張輿に載せられ、後醍醐天皇笠置御没落の節も着卒の際なれば綱代輿さへもなく張輿のあやしげなるに扶けのせ奉りぬと、太平記にいへり。然れども宗五大雙紙に據れば、室町幕府にては將軍も乗用せることあり。又伊勢貞順記には、大御所(將軍の夫人)も管領・評定衆なども乗りたることありといへり。蓋しこれは其の名同じきも、其製は異りけん。

はりむしろ

はりむしろ 「張筵」 帷に張りて塵など防ぐ料とする筵をいふ。西宮記四の巻相撲の條に「三府佐著「林子」給張筵云々有「飛塵」者主殿瀧「水掃除」張筵」と見えたり。「むしろ(筵)參照」。

はるこま 「春駒」 兒童の正月遊ぶ具。木にて作りたる馬首を竹杖にさして、手綱など添へたるものなり。和訓栞に、馬頭をもてことぶきをいふは、衣の事を祝すといへり、馬と鬘と同氣なる事周禮にも梵書にも見たり」とあり。嬉遊笑覽に「春駒は、故事要言に、年の始に馬を作りて頭に戴き、歌ひ舞ふもの、これを春駒と名づけて、都鄙ともにあり、是は禁中にて正月七日白馬を御覽の事あり、これを下にうけてし侍るにや」といへり。げに白馬節會に本づけるならん。按ずるに竹杖に馬首をつけてこれを駒とするは、兒童の古くより弄び物とせる竹馬のことなるべし。

はるのちもく 「春、除目」 縣召の除目をいふ。毎年正月十一日より十三日まで行はる公事なれば、これを春、際目といふ。あがためしものちもく(縣召、除目)参照。

はるのみや 「春、宮」 皇太子の稱。東宮に同じ。和訓栞に云「御自體の上にては東宮と書き、御居處に就ては春宮と書くは故實也」といへり。

はるやなぎ 「春柳」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表うす萌木・裏濃き萌木・中へ同じ。春季之を着用す。はれ 「晴」 公の義、表立ちたる事にいふ語。襲に對して朝廷公事節會等の儀をいひ、晴裝束など云ふ類是也。

ひ

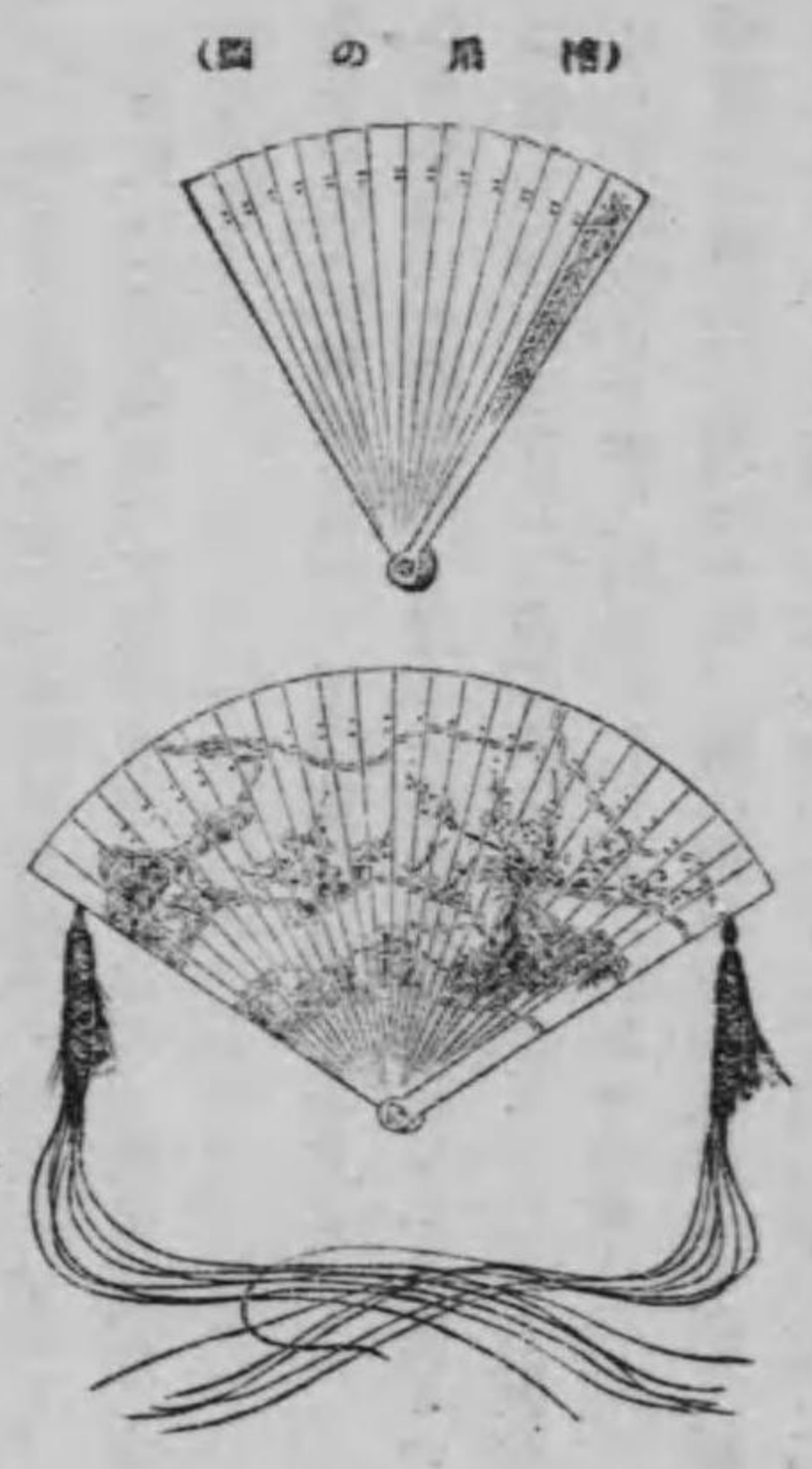
ひ 「妃」 天皇の御寢に侍する者の稱。上古は天皇の嫡妻を妃と稱し、其の他の御寢に侍する者を汎く「きさき」と稱したり。文武天皇大寶令の制には、皇后の次位なるを妃といひ、定員二人、其の位を四品以上と定む。妃は皇族より撰みたるものなれば、皇族の位階を稱するなり。後には其の制もすたれ、明治に至りて、更に皇太子・皇太孫・親王の妻を妃と稱すること、なれり。

ひ 「樋」 刀劍の名所。刀身に細長く刻りたる溝をいふ。一に「血槽」とも書す。

ひる 「非違」 檢非違使に同じ。(けびるし)を見よ。

ひるのべつたり 「非違、別當」 檢非違使別當に同じ。けびるし(檢非違使)を見よ。

ひあふぎ 「檜扇」 公家の男子正装の時に持つ扇。檜の薄板を糸にて綴ちて作る。板の數、親王以下三位以上二十五枚、五位は二十三枚、六位以下は十二枚を用ふ。綴糸は白絹絲なり、繪様は所持する人の老少によりて差あり、壯年の使用には板目の泥繪に少し散し描きたるものなり、攝家盛年の人は、兩方の表に藤の丸おしたるものなり。



東宮の御料は、金青・綠青を以て白地に鶴に松・龜に浪を描き、村邊絲の垂れに、松枝を結びつたり。此扇は東帶・衣冠・直衣などの時、公家之を使用す。もとは夏冬共に用ひたりしが、後世蝙蝠の製ありてより、檜扇は専ら冬の料となれり。扇の持ちやうは、要の上二三寸の處を持つこと故實たり。女子の大儀の時に持つ檜扇は、古くより和扇と稱して、檜扇とはいはざりき。「あこめあふぎ」(和扇)参照。

ひうちぶくろ 「火打袋」 火打鎌・火打石・火口及び藥など入れて軍陣・旅行に携帯する具。刀劍の栗形に結びつけて下ぐる袋なり。其の形種々あれども多くは巾着の如きものなり。軍用記に「火打袋のこと、是も太刀に付け

ひうちぶくろ



るなり、織物を丸く徑六七寸にして、つがりをして緒を通すなり、火打鎌・火打石・火口を入る也、又た藥なども入るべし、口の緒をしめて、太刀の一の足の根に結びつくべし、(中略)貞丈曰、これは軍陣又は旅行・夜道等の用心のためなり、然る間、御前(公方様の御前也)又は晴なる時には入用になき物なる故、さげ候事は有るまじき也、火打袋の拵へやうは織物等を丸く切て、さし渡し六七寸許にして、裏をつけ縫ひて縁に糸にてかゝりをつけ、緒を通してひきしむるなり、今の巾着といふものは、此の火打袋を習ひたるものなり。老人・病身などは、火打袋に藥をも入れて持つなり」といへり。

ひを—ひおどし

ものにて威したるものをいふ。又紅威ともいふ。単に緋威と稱するは革の緋威のことにして、絲なるは、絲緋威といふなり。

ひをのつかひ

「氷魚、使」 供御の氷魚を催徴する使をいふ。氷魚は山城宇治川・近江谷上川等の網代より産す。

此の使には藏人所の下役の者之れに當る。「ひを(氷魚)参照」。

ひをりのひ

「射禮、日」 てつかひ(手結)を見よ。

ひかうぐつ

「鼻高香」 香の一種。貞丈雜記に「鼻高といふ香は、皮にて作り、鼻を高く持ち上げて作りたる様なり」といへり。古代禮服したる男女之を著用せり。

ひが窪

「檜垣」 垣の一種。檜の薄板を網代の如く斜に編みたるものにて張りたるものをいふ。源氏物語夕顔巻に、五條わたりの家居のさまをいひて、「此の家のかたはらに、檜垣といふもの新らしうして」とあれば、鄙びたる家などの外圍にせしものと見ゆ。

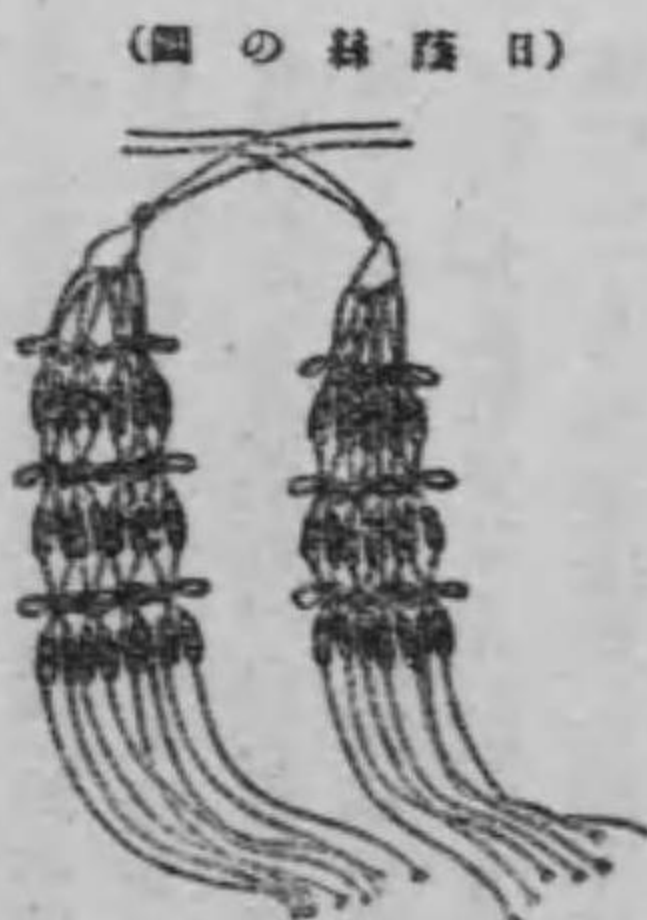
ひがくしのま

「日隠、間」 はしがくし(階隠)を見よ。

ひかげのいと

「日蔭、絲」 中世以後日蔭蔓の代用として神事の時の冠の飾。絹紐を繩角と鮑結とに數段に結びしものを八筋或は十二筋垂れたるものをいふ。雅亮裝束抄に「冠にひかげといふものを左右の耳の上へ下げた

り、冠の巾子のもとに、白き絲のばしなど、唐組なるして上巻・總結を下げて、かたくに四筋づゝ冠の角をは



さめて、前に二筋、左右に下げたるなり、此の絲飾る所に、心葉とて梅の枝小さく作りたるを此の蔓にまとひてたてたり、云々」とありて。白き絲

ひかげのかつら

「日蔭蔓」 古代、神事に公卿の冠又は供御の飾とせし植物の名。日蔭は「石松」と稱する深山に生じ、綠色五七尺にも及び、杉苔の如く細毛聚りつきて、恰も水松に似て岩石などに這ひ纏ふ草なり。古事記に、天之日影といひ、神代紀に以羅羅爲「手纏」といへり。延喜式七、踐祚大嘗祭、凡齋服者云々、親王以下女孺以上、皆日蔭蔓云々。又曰く踐祚大嘗祭云々、黒酒二廻、夫各八人、次白酒二廻、夫各八人、以上四廻、各載黒木與、飾以羅羅葛など見えて大嘗・新嘗の神事に關係する王・公卿の冠に懸け、或は供神の物の飾ともせり。中世以後、

合はざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なり、故に引合紙と云ふ其の儀分明なり云々」とありて、檀紙と引合と別の紙なりとせり。

ひがいのたい

「東、對」 たいのや(對、屋)を見よ。

ひぎ

「比木」 ちぎ(千木)を見よ。

ひぎあはせ

「引合」 紙の一種。一に薄墨紙ともいふ。古は檀紙の數なき物の稱、後には直に檀紙の事をいふ。たんし(檀紙)参照。貞丈雜記に云「引合と云ふ紙は昔は有りて今はなき紙なり、色うす黒き紙なる故、うす墨紙とも云ふ、陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのく紙のえならぬなども侍るは當時の引合の事といへり、云々(中略)又引合と云ふ事、八雲大式に此の引合紙は或は陸奥紙と銘し又薄墨紙と云ふいはれば、往古、他の女子を以て我が子の男子に引合せ夫婦の情を結ぶ時此の紙に因縁を書きて女子の親に遣はす、其の時女子の親、我が機にあへば彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親、我が機に

ひがしのしゆう

「東、衆」 室町幕府の時、出家せる公武家の者にして參内する時に東向の條より出仕することをいふ。はしのしゆう(西、衆)参照。

ひがしのたい

「東、對」 たいのや(對、屋)を見よ。

ひぎ

「比木」 ちぎ(千木)を見よ。

ひぎあはせ

「引合」 紙の一種。一に薄墨紙ともいふ。古は檀紙の數なき物の稱、後には直に檀紙の事をいふ。たんし(檀紙)参照。貞丈雜記に云「引合と云ふ紙は昔は有りて今はなき紙なり、色うす黒き紙なる故、うす墨紙とも云ふ、陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのく紙のえならぬなども侍るは當時の引合の事といへり、云々(中略)又引合と云ふ事、八雲大式に此の引合紙は或は陸奥紙と銘し又薄墨紙と云ふいはれば、往古、他の女子を以て我が子の男子に引合せ夫婦の情を結ぶ時此の紙に因縁を書きて女子の親に遣はす、其の時女子の親、我が機にあへば彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親、我が機に

ひがいのたい

「東、對」 たいのや(對、屋)を見よ。

ひぎ

「比木」 ちぎ(千木)を見よ。

ひぎあはせ

「引合」 紙の一種。一に薄墨紙ともいふ。古は檀紙の數なき物の稱、後には直に檀紙の事をいふ。たんし(檀紙)参照。貞丈雜記に云「引合と云ふ紙は昔は有りて今はなき紙なり、色うす黒き紙なる故、うす墨紙とも云ふ、陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのく紙のえならぬなども侍るは當時の引合の事といへり、云々(中略)又引合と云ふ事、八雲大式に此の引合紙は或は陸奥紙と銘し又薄墨紙と云ふいはれば、往古、他の女子を以て我が子の男子に引合せ夫婦の情を結ぶ時此の紙に因縁を書きて女子の親に遣はす、其の時女子の親、我が機にあへば彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親、我が機に

にのみ長く引く事となりて、これをも唯だ装の左右に副へて引き垂るゝ装飾となし、別に小腰といふものを作り副へて、これにて結ぶことになりしなるべし。

ひきたて系ぼし 「引立烏帽子」 揉烏帽子の一種。軍陣の時宵の下に被る料たり。其の製、紙にて薄く作り、さびは大きびにて、へり塗にする也、形は梨打烏帽子(ななしうち系ぼし)参照の後のかどを第一圖の如く引立てたるものなり、故に引立烏帽子といふ。これを被りて後を押し込めたる體は第二圖の如し

(第一圖)

(第二圖)



竹はり製にさす



ひきつけいらいひつ

「引付右筆」 鎌倉・室町幕府の職名。一に引付執筆ともいふ。武家名目抄に云く、引付右筆は五方引付の番のことに置かるゝつかさにて、政所寄人の帶せる所職なり。政務裁評の席に祇候して、むねと書記を掌るが故に右筆とも執筆ともいへり。其の等級は引付衆より一きは下りたる者なるが、なべての寄人の内にては頭だちたる者なり。鎌倉殿の世には此定めなりしかど、足利家に至りては別に右筆を置かれずして奉行人の内より時に臨みて執筆の役に従事せしめしと見ゆ。當時引付右

筆といひしことの、ものに見えざるのみならず、其の頃常の辭に引付衆と政所寄人とをなべて右筆衆と稱せしをも思合せてさとるべし」といへり。

ひきつけしゆり 「引付衆」 鎌倉・室町幕府の職名。一に内談衆ともいふ。武家名目抄に「引付衆は評定衆補助の職にして、訴訟は更なり其餘の公事なべて承り沙汰せる重職なれば、評定衆にさしつきて諸奉行の職を帶せるならひなり、これを公家の官職に比するに參議もしくは左右辨官の職掌にあたり、もと引付といへるは記録の名より出でし名目なり」といへり。

ひきなほし 「引直衣」 天皇・上皇の平常の御服。御後カシロを長く引き給ふ故にいふ。臣下は着用する事能はず。禁祕抄に「引直衣有帶、昔只引給歟、近代用帶、普通直衣、少シ短キ程ニ著也、直衣、冬小葵、櫻、夏單文、如臣下、冬ハ小葵白ニ衣、有、單、紅打衣、張袴」と見え、裝束拾要抄にも「主上尋常ノ直衣著御ノコトアリ、又御引立直衣トテ尋常ニ召レ之、臣下ニ替レル直衣ナリ、御引直衣ハ主上ノ外、著用ナキト見エタリ」と記し、貞丈雜記にも「御引直衣御下直衣ともいふ、天子常の裝束なり、常の直衣の如くにて、後の裾甚だ長く引き給ふ。故、御引直衣といふ」と見えたり。

ひきてももの

「引出物」 祝儀又は饗應の時に來客に取り出でて、贈遺する物をいふ。又引手物とも書す。江家次第に「遺引出物馬二匹並送物」と見え、古は馬を庭に引出して與へたるが故に此の名あり。北山抄大饗の條にも牽出物に馬鷹あり、引出して與ふる故の名なれば、馬を元とすべし。又中右記寛治五年の條に「引出物劍・馬とあり。十訓抄に、公任卿小野の左大臣殿を駕に取りし時、朗詠上下卷をえらびて置物の厨子に置かせたりける、ゆゑしき聲引出物にこそと見えたり。されば此頃は馬ならぬ品をも總べて引出物といひしと見ゆ。尙ほ引出物には、聲引出物・七獻引出物・式の引出物等あり「各條參照」。又安齋隨筆に引出物の贈遺の作法を詳記して曰く「引出物取扱、女郎花物語(室町時代に出づ)に云く、惣じて武士の妻たるべき人は、弓馬物の具のかたにつきても心得ぬべきわざなりけり、もしばまらうどに引出物の事などかたて用意し侍らば、さしあたりてむづかしく難き事もあるまじけれど、俄なる折ふしなどに、當座に於て何にても女中よりのはからひとして、おとなしくはれがましきを」と、客人に、引出物とて捧げ侍る事もあるならひなるに、召使ふ者の中に、さやうのかたに心得たるをもち侍らで、大方田舎侍の何をもわさまへ侍らぬたぐひには、廣蓋に

据ゑ様、置き様、物々によりてかはりぬるをも、女中より教へつけらるべき事にこそ。まづ小袖を引く事、ひと重れ・ふた重れ・三重れまでは、唯だ持出でひくべき也、五重れにもなれば必ず廣蓋に置事也、三重れもあつ綿ならば持ちにくきによりて、廣蓋に置きて客人の左の方に筋違へて置くなり、取りて引きかくるやうに置くべき其心はへ侍るべし、又小袖を檀紙において引く事、檀紙一束がうへに、小袖を四つに折て、横に打かけて置くなり、ほそのものを前へ向けて置くべき也、四つに折るといふは、二つに折りたる中より折れば四つになるを、中へおり、めておくなり、扇などの上に小袖を置くも此分なり。又こがね(沙金)を引く事、薄襟に包むべし、薄襟は其の時節に従ひて、春夏秋冬四季の色によりて包むべし。高檀紙に包む事もあり、時によるべきにや、必ずこがねのうちしきは、柳筥ヤナギハコに置てまゐるべし、持參するもかへるもことなる仔細あるべからず。又毛皮を引く事、毛を上になして兩方のはしを折りて三つに折る。鹿の皮の時白き毛を上になす、熊の皮の時はおも(面)皮を上になして引くなり云々。扇を置くも要を客人の方へ向けておく也。又弓矢を引く事、役人の右に弓をかくる、弓の半ばより少ししもととりてかみをかたに置くべきなり。矢を

ば、箆を抱へて持てば、即ち矢は肩にあたるなり、さて客人の前にて膝をつきてまづ弓を客人の左にたつ、矢をば右にたつるなり、云々。これも事終りて後、右の手をついて由を申して左に歸るなり、云々」と見えたるにて知るべし。

ひきはだ 「幕膚」 革の一種。皮の皺が蟻蜂の肌膚に似たるより名づく。延喜式に皺文、或は波文をいふ。此の革にて作りたる鞘袋を俗に幕膚とも稱す。又台記に、四五位半靴(有引膚、有華仙)。六位深沓(無引膚、有華仙)とあれば、沓にも幕膚あるなり。

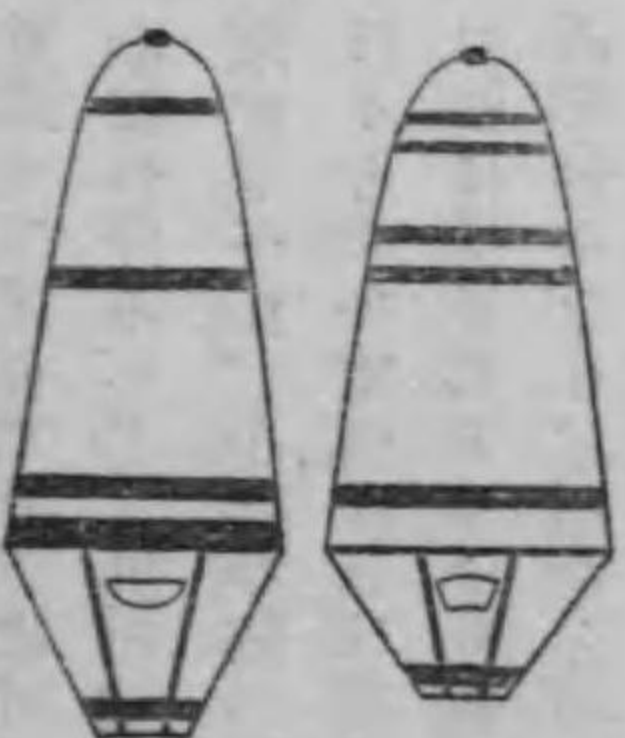
ひきへき 「引倍伎」 あこめ(和)を見よ。

ひきまく 「幔」 幕の一種。横に張る幕をいふ。布帛を堅に縫合せたるものなり。延喜式に、四幅・三幅とあれば、當時の幔は幕より幅甚だ狭きものにして、長さを六丈或は四丈二尺と記したり。もとは裝飾に用ひ、後には軍陣にも張り、又舞樂の棧敷、樂屋などにも張りたり。其の製、軍用記に「絹の幅十二井べて、上に横に一幅わたしたるものなり、緞子其外何にても人々の位ほどにすべし、横幅より下へ五尺にする、裾三所ほころばすべし、物見なし、總體ふせ縫にすべし、乳の數十二、長さ廣さ不定、同じ絹にてすべし、紋付くる事は、横幅に五つ付くるな

り、上に横幅あるを幔幕といひ、横幅なきを暖簾といふなり」と見ゆ。其の色は延喜式に「臨時處分」とあれば、古くは定色なかりしを以て斑幔とも稱したり。和名抄にこれを「まだらまく」とも訓じ、今日劇場等に用ふる類の幕はこれに屬す。「まく(幕)参照」。

ひきめ 「幕目」 簾の一種。引目と書くは借字。其の名義は「響きめ」といふを略したる詞なりと。目とは穴のことをいふ、之を射るときは穴に風入りて鳴り響く故に名づく。軍用にあらず、犬追物・笠懸等に之を用ふ。其の製材の木にて作る、桐又は竹をも用ひるは略なり。大小は其人の弓勢にて異なれども、寸法

(圖の目幕)



は縦横一寸違なりといふ。穴は大射幕目は四つ、笠懸幕目は六つ穿つ。又竹の根にて作りたるものは、生の時に中をくりぬき、穴は穿たず。四季草に「物に疵をつけずして射倒すべきが爲の設なり、大なるもの故重くして飛ばぬ故中を空にふりぬきて軽くする也、中を空にしても猶重き故、穴あけて風に乘じて飛ぶ機にたくみたるものなり、鳴らすべき爲に穴を明けたるにあらず、穴あるもの故、風吹き入りて自然に鳴る

也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐るゝ也」とありて貞丈雜記に云「古代は幕目くりと云職人ありて、幕目割らずしてくりたり、今は其の仕方絶えたる故、堅に二つに割りて中をくり後合するなり、堅に割りてくるよりは、まかぶらの所にてつぎたるがよきなり、目柱は引目掛けざらんが爲に、竹を目柱に入る也」と、以て其の製法を知るべし。

ひきめがは 「引目革」 染革の一種。細き堅筋あるものなり。貞丈雜記に云く「黒ぬりの草に、赤うるしにて、わらびての様な紋を書きたる草をいふなり、貞衡説なり」といへり。

ひきやうしや 「飛香舎」 内裏五舎の一。庭に藤を植ゑたるを以て藤壺ともいふ。内裏の西北に位し、清涼殿の北、弘徽殿の西に在り。歴世、女御入内の式を行はるゝ所にして、又皇后の御在所ともなりし事あり。

ひきり 「火鑽」 古代、火を取る法。伊勢の外宮にては、毎日調進する御膳は勿論、禰宜の齋館に於ても打火を用ひずして、火鑽にて火を取るなり、これを「槍のもみ火」ともいふ、槍の板を揉みて火を出す故にいふ。

ひきごしよ 「比丘尼御所」 江戸時代、内親王・女王等の出家して住持せる寺院の稱。又之れに准じて公卿の女、

ひきめがはーひきごしよ

住持せる寺院をもいふ。一に女王御所の名あり。

ひくらうど 「非藏人」 殿上駈使の役。藏人にあらずして藏人の如く昇殿を許されて御用を勤むるより此名あり。一に非職ともいへるは、職事にあらずといふ義なり。家柄よき者の中より選びて之れに補す、併して六位藏人に缺員ありし時は必ず非藏人より之に任する例なり。

ひくわん 「被管」 官省の下に隸屬する寮をいふ。貞丈雜記に「被管と云ふは、其の官の下に支配する官をいふ也、たとへば中務省の支配下に大舍人寮・圖書寮・内藏寮などの類は被管也、中務の支配を受くる官也云々」とあり。後世武家時代大小名に隸屬せる其の地に昔より居住せし侍を被管寮と稱したるは、これより轉じたる稱なり。「ひくわんしゆう(被管寮)参照」。

ひくわんしゆう 「被管寮」 武家時代大小名に隸屬せる武士の稱。貞丈雜記に「被管寮といふは、古知行所に地侍とて、昔より其の地に居住し來りたる侍あり、其の侍を地頭より支配して、免じ仕ふなり、被管と書きて管せらるゝとよむ也、支配を受くるといふ心也、家臣同意に地頭へ奉公するなり」といへり。

ひきご 「鬚籠」 果物など容れて携ふる器具。竹を編みて作れる籠にて、竹の端を長く殘し置けるが、鬚の如くに

ひくらうどーひきご

見ゆれば然か名づくとぞ。源氏物語初音の巻に云「此のおとより、わざとがましく集めたるひげこ(鬚籠)ども、わりこ(破子)など奉れ給へり、云々。又枕草子、なまめかしきもの、ひげこのをかしよう染めたる五葉の枝に附けたる」など見えたり。

ひびらふ 「日下藤」 六位藏人の稱。六位藏人は四人ありて宮中の種々の用を勤め、朝餉大床子にて、日々主上の御膳の給仕を勤む、毎日一人づゝ交替するを以て、職原抄に「稱之日下藤」といへり。日とは日毎に出仕する意、下藤とは殿上人の中にて下級のものといふ意なるべし。「くらちど(藏人)参照」。

ひこんあき 「比金襴」 中古衣の重いの色の配合上の名稱。表青黄・裏二藍なり。四季を通じて着用す。

ひさび 「提子」 銚子の一種。長柄なく、提梁をつけて鐵瓶の如き形なるものをいふ。行酒の時、酒を入るゝに用ふる具にして、俗に「加へ銚子」と稱す。三中口傳に據れば、もとは重儀に提子ののみを用ひたりしが、室町時代には銚子を重儀に用ひ、提子は酒の減りたる時、酒を増し加ふる器に用ひ、後皆之れに倣へりといふ。貞丈の説に銚子も提



子(提子の目)に用ひ、後皆之れに倣へりといふ。貞丈の説に銚子も提

子も、祝言の時には、松・山桶(ヤブカウツ)を蝶花形にそへて付くる事、松はいつも色變らず、千年を経るもの也、山たち花は冬に至りても、雪霜にいたまず、實も赤く熱するものにて、二品共にめでたき物なる故、祝に用ふる也」といへり。「てらし(銚子)参照」。

ひさし 「廂」 寢殿造の四面に在る細長き一間の稱。寢殿の本屋を母屋といひ、此の母屋の四方上下に長押ありて母屋は廂より少し高く、四方とも柱の間毎に格子また妻戸ありて廂と限界をなす。廂は一に廣廂とも廣縁ともいひ又大床といへり。大抵廂の四方は格子にして、四隅に妻戸あるを例とす。廂には天井を張らず、裏板のまいとす。稀には天井を張るもあり。又孫廂とて常の廂の外へ垂木を出して廂となし、格子葺などあるもあり。然るに、簀子様のことを孫廂といへる例もあれども、本義にあらず。又孫廂の下を土間とせるものを土廂といふ。

ひさしのくるま 「廂ノ車」 網代車の別名。単に廂車といふは網代廂車に限れり。これは院・親王・攝關・大臣・大將等乗用の料にして、其の製、廂の體は四方輿の如く、連子・物見ありて、半葺の車の如きものなる由、門室有識抄・飾抄などに見えたり。

ひさしのだいさやう 「庇ノ大鑿」 だいさやう(大鑿)を見

ひさしのふだ

鎌倉幕府の時、將軍の昵近を許されたる人の姓名を記したる札をいふ。恰も禁中の日給簡の如し。此の札は、御所の廂の間に置きて、一番より六番まで結番を定めらるといふ。

ひざつき 「膝突・軾」 數物の一種。膝の下に敷くものにして、薄縁・薦布などにて作る。江家次第に「敷・膝突一枚、爲・管・御酒・所司座・云々」。名目抄に「膝突或軾、陣軾之外、有・所司軾」とありて。延喜式に「軾一枚(長二尺五寸、廣一尺)料編・薦一枚、生絲一疋・苧二疋とあるにて其の製を知るべし。徒然草百二段に、又五郎男の故實作法に精しき由をかきて、近衛殿著陣し給ひける時、膝突を忘れて、外記を召されけるに、先づ膝突をめさるべくやと、しのびて云へる事見えたり。

ひざまつく 「跪」 敬禮の作法。物を授受し、又貴人の命を聽く等の時に之を行ふ。臂を擡舉し、兩膝を座に著けて上體を少しく前に俯向くるをいふ。

ひざんき 「非參議」 (一)三位以上にして未だ參議たらぬもの、(二)四位にして一度參議となりしもの即ち前參議のこと、(三)四位なれども、參議たるべき資格を有する者ないふ。公卿補任にて非參議のはじめは、和銅二年の

條に、非參議從三位長屋王、十一月一日叙」とあるを初見とす、四位の非參議は源氏物語椿木になま／＼のかんだちめよりも、非參議の四位とも云々と見えたり。

ひざよろひ 「膝籠」 腰楯に同じ。(はいだて)を見よ。

ひしき 「引敷」 鏡の後の草摺の總稱。「くさざり(草摺)並

によるひ(鏡)の圖参照」。

ひしき 「非職」 ひくらちど(非藏人)を見よ。

ひしきのひと 「非色ノ人」 禁色を聽されぬ人をいふ。「きんじき(禁色)参照」。

ひじじゆう 「非侍從」 侍從を経ずして至尊に近侍することを得る者の稱。「じじゆう(侍從)参照」。

ひしきのくさざり 「引敷ノ草摺」 ひしき(引敷)に同じ。

ひしづめのまつり 「鎮火祭」 火災を防ぐため、朝廷にて

毎年六月・十二月に行はるゝ祭。神祇令云「季夏鎮火祭・季冬鎮火祭。義解に、謂在宮城四方外角、下部等鎮火而祭、爲防火災故曰鎮火」とありて、公事根源に「卜部氏の人、火をうちて宮城の四つの角にて祭事あり、火災を防がんとめとかや云々」と見えたり。

ひしぬひのいた 「菱縫ノ板」 鏡の草摺・袖及び兜の鏡の最

下の札をいふ。菱縫とは、威の糸と同じ糸にて、横に××の如く縫ひたる間の菱形なるによりて名づく。源平

盛衰記與一扇的の條に、「底しも遠淺なり、鏡の鞍爪、菱縫の板の浸るまで打入りたれども、沛艾の馬なれば海の中にてはやりけり」とあり。此の菱縫の板はすべて左・右・中と三ヶ所に金物を打ち、之を裙金物と稱す。

ひじやうげう (非成業) 儒家にあらずして大學頭などに任じたる者をいふ。「じやうげう(成業)参照」。

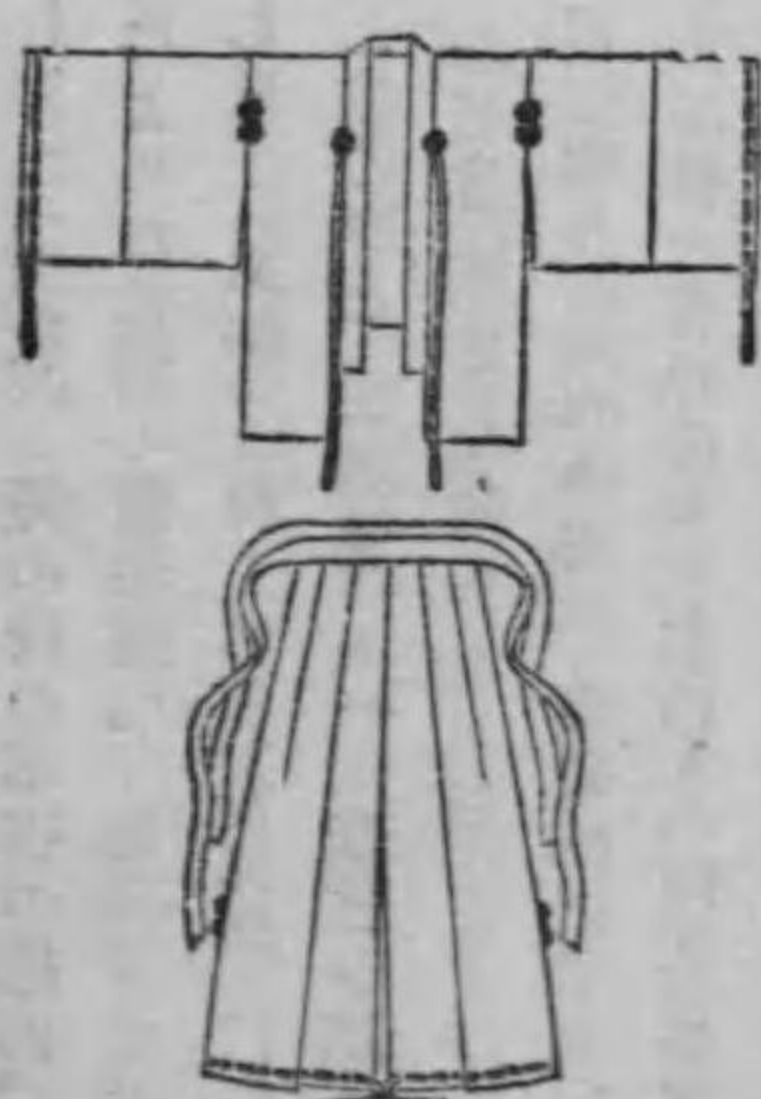
ひじりづかのかたな (聖柄ノ刀) 鞘卷の一種。貞丈翁の案に、「鞘卷の柄は鮫皮をかけて、放ち目貫なり、又鮫をかけたして、唐木などにて作りたる柄もありしなり、鮫をかけたざるを聖柄といふなるべし、法師の事を聖といふ、刀の柄に鮫をかけた坊主の髪なきが如くなるをいふか、又按ずるに、鮫は魚の皮なり、魚を用ひざるは精進なり、依て聖柄といふか、詳かならず」とあり。

ひきまじ (樋洗) 卑き女官の名。中古、禁中に仕へて上臈たちの樋殿(不詳) 厨などを洗ひ掃除する女をいふ。單に「すまし」ともいふ、胡曹抄に御樋洗と書けり。榮華物語にスマシと書き、源氏物語玉葛の巻に、ひすましめくものふるき下す女二人ばかりとぞある」と見えたり。

ひたせや (火焼屋) 衛士の火たく小屋。内裏は勿論、東宮・后宮・齋宮・齋院等にて警衛のため之を設く。榮華物語衣の玉の巻に、萬壽三年正月十九日、上東門院尼にな

り給ひし時の事を記したる條に、御前の火たきや取り出で陣屋こぼちなどすれば、衛士火を焼きさして心あわただしげに思ひたり云々と見えたり。

ひたせ (直垂) 江戸時代武家にて侍従以上の禮服。安齋翁云く、もとは地下人無位無官の者の服なり、堂上の人著給ふべきものにあらず、鹿苑院將軍義満公の比より堂上衆も著用し給ふ也、堂上に著給ふは、袖括りの緒あり、是れ地下の直垂と分かつたん爲なるべし、本は武家のも袖括あれども、今關東の制には袖括なし、露ばかりなり」といへり。



後松日記に「直垂は、もとは宿直に夜寒を凌がん料に綿入れたる衣を著て、柱によりそひなどして、夜を明かせしものなるべし、宿直袋に入れもて出で、宿直袋東の上に打著て帯などもせて、ひたぶるに打垂れて著たればひたせといひしなるべし」と云へり。又之を下妻ともいひ、鏡直垂に對して出仕直垂ともいふ。鏡直垂とは武人の鐵の下に

著する料なり。「よろひひたせ」参照。直垂は其の製法素襖に同じく、袖の下に露紐あり、前方兩脇及び後方兩袖・背の五箇所に菊綴あり、共に組紐を用ふ。地は紗・生絹・精巧・布を用ふ。色は一定せず、多くは木蘭地・萌黄・黄朽葉等なり。近代は菊綴の上に家紋をつけ、袖は一幅半とせり。但し布直垂(大紋)は二幅なり。直垂の袴は足利時代より長袴と定まれり、略、素襖の袴と似たれども、直垂の袴には前腰も後腰も共に白練を用ひ、太き糸にて上刺する事、後腰の入れたる板の兩角を丸くすると素襖の袴と異れり。

ひたせ (額) 冠の甲をいふ。此處に透の有ると無きとありて、厚額・薄額・透額・半透額等の名あり。凡そ厚額冠は、丁年以上普通之を用ひ、薄額以下の冠は、少年の料なる由、後世の裝束抄類に見ゆれど、拾要抄に「舊記を考ふれば若年殿官の人、十六歳以後といへども猶薄額を可レ用由見えたり、京極太閤師實公は、三十歳左大臣の時厚額を用ひ給ひ、後二條關白師通公は三十二歳の時はを用ひ給ふなり(此例今鏡に見えたるを引きしなり)、是等の先例を見れば、十六歳以後も任枕以前は用捨あるべき事也、近頃は官の淺深によらず、一向に十六歳より厚額を用ふる事となれり」と記せり。「かんむり(冠)参照」。

ひたせ (額當) 冠の前甲をいふ。木も骨をつくり、其の上に絹を張りふさぐ。「かんむり(冠)参照」。

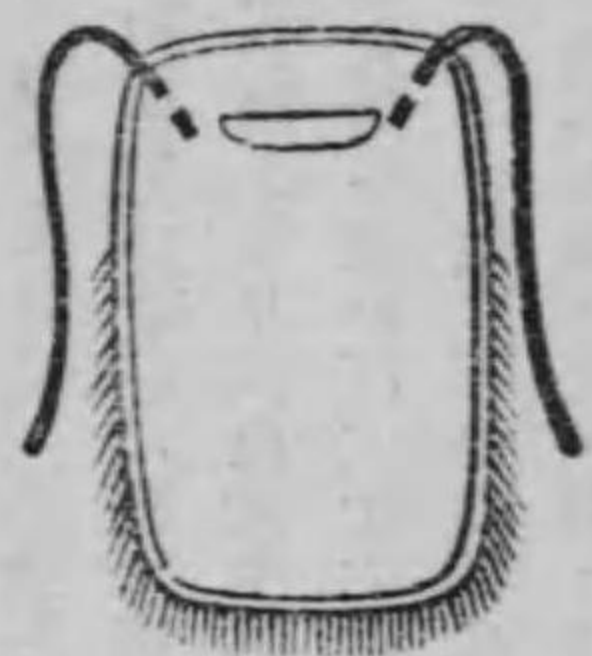
ひたせ (額烏帽子) 童男の烏帽子。額に當つる黒き三角の烏帽子にして、龍頭鶴首の船に棹さす童などの之れを著けたる事、古畫などに見えたり。

ひたせ (額直) 江戸時代武家にて、元服前に行ふ儀。一に「半元服」ともいふ。即ち七八歳の男兒、額の角の髪を剃り去るをいふ。市人も亦た之を行へり。此日には、小袖の脇を塞ぎて成人たるを表す、これを「袖留祝」と稱す。「びんぶく(元服)参照」。

ひたせ (篳篥) 樂器の名。一名瑟篳とも筍管ともいふ。笛・笙と併せて樂の三管と稱す。其の構造、竹を管とし、蘆を頭とす、其の形胡笳に似て大・小あり。大なるは一尺八寸、小は六寸、共に九孔を有す、七孔は表に、二孔は裏にあり。

ひたせ (引敷) 腰に當つる毛皮をいふ。腰當とも稱す、太平記三十五南方峰起の條に「鳥山入道其の頃當に狐の皮の腰當をして人に對面しけるを、憎くしと見る人のよみたりけん、鳥山狐の皮の腰當にばけのほどこそあらはれにけれ」とある是なり。羚羊の皮にて作るを木義とし又鹿の皮等にてもつくり、裏に布を縫ひつけ緒を附す、

(四) 敷引



毛の方を外に布の方を腰に當て、緒を前にて結ぶ、腰につけたる儘にて引き敷く故に引敷ともいふなり。敷皮と異なる所は、敷皮には緒なく、敷く時は毛を上にして敷くなり、引敷は腰の緒をときて敷く時と雖も毛の方を地に敷く由、貞丈雜記にいへり。

ひつべき 「引倍伎」 あこめ(租)の條を見よ。

ひてんるん 「悲田院」 中古皇政時代、病者・孤兒などを收容せる所。施藥院附屬の屋舎なり。天平二年五月、光明皇后の創設に係る。延喜式「凡東西悲田、毎年冬季所給古弊疊三十枚者下三行施藥院、總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數均今分給」と見えたり。もとは左右兩京に在りたるが後には鴨川の西畔一箇所となれるが如し。

ひとがた 「人垣」 警固の武士の稱。公卿勅使參向の時、素襖烏帽子にて宮中兩側の警固をなすものをいふ。垣の如く列立するを以て此名あり。二ノ宮儀式帳にも見えて、延喜の頃より有る名目なり。

ひとがた 「人形」 被に用ふる具。其の人の身代として、之を以て身體を撫で、災厄を之れに託して河海に棄つる

なり、故に撫物ともいひ、又形代とも稱す。「はらひ(被)参照」。

ひとたまひ 「副車」 人に借し給はる車をいふ。又「そへぐるま」ともいだしくるまともいふ。倭名抄に云「漢書註云、副車(曾閉久流萬、俗云比度太萬比)後乘也」と。又花鳥餘情に「出車をば公方(禁裏)より點(貸)し給はる」ぜられて、其の人に給ふ故に人給と名づくる也云々」といへり。貴人他行する時、其の人より出し給はりたる車に乗りて供奉する者を「出車衆」と稱したり。「(すゐしやしゆり)参照」。

ひとつがき 「一ツ書」 目錄等の文書に一々箇條を書き立つることなす。又「書立」といふも同じなり。

ひとつまき 「一ツ交」 絹織の名。練緯の紅梅の筋と、緯白の筋とを一ツまぜに織りたるものをいふ。又「兩方ひとつまぜ」ともいふ。御供放實に「わかき間計可有著用候、女房衆、年ふけても用ふ云々」と見えたり。「こりばい(紅梅)、ぬきしろ(緯白)参照」。

ひとへ 「單・單衣」 租の下に著る裏なき衣をいふ。男子の着用するものと女子の着用するものと二種あり、主として紅の綾の張りたるを用ふ、而して男子は若年は重菱の紋、老年は遠菱、極老は白き色ともいふ、其の製、租

と大差なし。裝束備忘抄、單の條下に「夏秋は張單とて板引にするなり、春冬に同じ」とあるはよけれど、其次に「是は夏は引倍木と號す」といへるはひがごとならん、尙其の次に「與引倍淺、與張單相違、例」として、玉葉建久四年四月廿日、此日攝籙後賀茂詣、午刻著東帶、紅打引倍淺、同折端也、其外紅、張單汗取等如例」とあるは更に甚しき矛盾ならずや、按ずるに後世、租を着用すること稀なりしかば、引倍支は租の裏を引放ちたるものなること覺つなくなりて、引倍支と單とを混同しながら、さすがに玉葉の文もあれば附記して疑を闕きたるや。此の單の下に夏は汗取を著る也、汗取は單よりは短く、布にて製す、御堂道長公の肩ぬぎて汗取ばかりにて祭見しこと榮花物語にあれば、古きものなり、然るに後世は一變して大帷といふものになりたり。

ひとへちめ 「一重梅」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表白・裏紅なり。雪の下紅梅ともいふ。正月之を着用す。

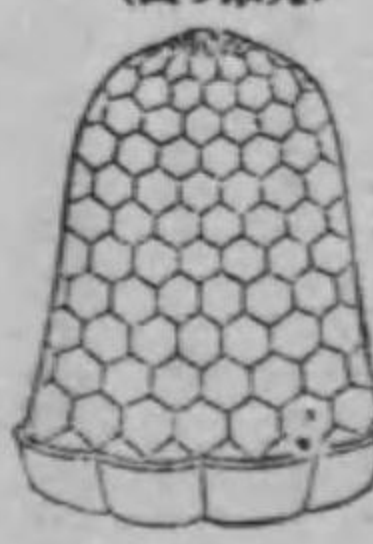
ひとへがさね 「單重」 女裝の一種。單衣を二つ重ねたるものをいふ。源氏物語空蟬卷に、軒端の萩の装ひをいへる條に「白きうすもの、單重ね、二藍の小桂だつもの、ないがしろに著なし」と書き、空蟬の方を「濃き綾のひとへ重ねなめり、何にかあらむ、上に著て云々と記せり。

花鳥餘情に「女房の裝束、五月五日より、ひとへ重ねを著る也、ひとへ二つを、ひねり重ねたるものなり、此の時、さらに單を著す」といへり。されば増鏡三・さしぐしの中、女御入内の條に「女御の御よそひは、蘇芳のはりひとへ重ね濃きうちのみひとへ濃きすはりの御うはぎ云云」などあれば、單重の下に單をも著ることあり。と見ゆ。地質・色目の事は、女官飾抄に「ひとへ重ねは、すし織物の織物をも、又綾をも何をも染めはりて捻り重ねる也、蘇芳はり、をみなへしも、常の事なり云々」とあるにて知るべし。

ひとへのつかさ 「囚獄ノ司」 (しゆこくし)を見よ。

ひとよざけ 「醋酒」 一夜造りの酒。古昔、六月朔日より七月三十日迄毎日、造酒司より獻す。又「こざけ」とも訓す、公事根源に「ひとよざけとは、今日造れば、あすは供するなり、一夜を隔つる竹葉(酒の異名)の酒なれば、一夜酒と申すなり、又、こざけとも或書(和名抄をさす)に侍り、昔は口中に米を嚼みて夜を歴て酒につくりけるにや云々」と見えたり。

ひととり 「火取・蒸爐」 調度の一種。香爐をいふ、火取香爐の略なり。銀製にして上に銀の籠を蓋ふ、或は外



木製にして蒔繪を施し、内部は銅又は陶器を填めて上に金の籠をするもあり。中古、貴族の家にて、二階棚の上段に置きて香をたきたり。はかいのたね(二階棚)参照。
ひとりしやうじ 「獨床子」 禁中調度の名。一人分の腰掛にして、横長くして机の如し、但しこれは三位の参議の料なりといふ。「しやうじ(床子)参照」。

ひなあそび 「雜遊」 (ひびなあそび)を見よ。

ひなまつり 「雜祭」 ひびなあそび(雜遊)を見よ。

ひねり 「捻」 單衣の袖口、襷などを、拵すして唯捻りおくと云ふ。半臂の緒も亦捻るを故實とす。

ひねりふみ 「捻文」 たてふみ(立文)を見よ。

ひねりふみ 「短籍」 細く裁ちたる紙札に文字を書きて捻りたるもの。後世短冊とも書き「たんじやく」と訓む。同條を見よ。

ひのおまし 「畫、御座」 清凉殿内天皇日中出御の時の御座所。身舎の東方に向ひ御帳を立て、御座を設け、前に獅子狛犬を飾り、縹綱縁平敷の疊二帖を敷きて中央に茵一枚を置く、御座の南端には御劔を備へ、御座の前の板に御硯笥を置き、螺鈿變繪の瓦硯、筆臺、龜形の水入等を備ふ。

ひのかみ 「日ノ上」 上卿の稱。朝廷に公事ある日、第一

の公卿諸事を奉行する故に名づく。「しやうけい(上卿)参照」。

ひのきよざ 「畫、御座」 (ひのおまし)を見よ。

ひのしやうぞく 「畫、裝束」 束帯の別名。衣冠を宿直裝束といへるに對する稱。束帯は盛儀に着用するものなれば然かいふ。委しくは、そくたい(束帯)を見よ。

ひのためし 「水ノ様」 元日節會の時、宮内省より氷室の藏氷の厚薄の様を奏上するをいふ。延喜式に「凡藏氷之處、收氷多少、及氷厚薄毎處具錄、元日群臣未喚之前、省之輔以上將本司入奏、并進氷樣」と見え、公卿樹元日節會の條に「氷樣は、宮内省より奉る、去年氷を收めたる所々の様を今日節會の序に奏聞するなり、厚き薄き、いか程の寸法に侍るなど、細かに奏して、其の樣とて近頃は石瓦のわれを奉るなり。延喜式にも、氷池風神の祭など侍り、氷の多くあるは聖代の驗、氷のあぬは凶年にて侍れば氷の御祈とて大法祕法を行はれしにや、今日もよく氷りてめでたき由のためしを奏するなり」と記したり。
ひのはかま 「緋、袴」 中古女子の常に着用せし深紅色の袴。又「紅、袴」ともいふ。紅の平絹、板引にするを本式とす。枕草子にげなきもの條に「下司(女)の紅、袴著たる、此の頃はそれのみこそあめれ」ともあるを見れ

ば、中古以來婦人晴にも襲にも紅袴を用ふるに至りしなるべし。女官飾抄に「袴は紅のはり袴、祝の時濃きはり袴、夏冬同じ、襲の時生の紅の袴、冬は御衣八領或は六領、あるは五以下、此の上に袴を著るなり、夏はひとへがされの上に袴を著す、近代は小袖を著用す」とあり。此の袴は長袴にして、紐は右の脇に結びて垂る、其の結びやうに習ひありとぞ。

ひは 「琵琶」 樂器の一種、胡國より傳來せるを以て、一に胡琴ともいふ。箏・和琴と合せて樂器の三絃ともいふ。其の雅樂に用ふるものは、其體圓に首曲りて頸長し、長さ三尺七寸、是れ天地人と五行とを法るといふ、絃四筋、これ四時を象るなりと、撥は黄楊を以て作る。種類には雅樂に用ひる琵琶・平家琵琶・薩摩琵琶・筑前琵琶等あり。

ひはだ 「楡皮」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表楡皮色・裏も同じ。或は表紫・裏萌とも又、表蘇芳の黒み・裏花田ともいふ。四季を通じて着用す。

ひはだぶき 「楡皮葺」 楡皮にて葺きたる屋根をいふ。楡皮とは、楡のうちかはなり、上古は神殿・皇居・及び貴人の殿舎などの屋根は多く楡皮葺なり、異稱日本傳に、本朝舊制、皇宮用楡皮葺・佛寺用瓦」とあり、齊明天皇の時、宮殿を瓦葺にせんとして果さず止め、其の後官衛

は瓦葺となりしも、貴人の寢殿は楡皮葺を用ひぬ。京都皇宮は今猶楡皮葺のまなり。

ひばりげ 「雲雀毛・驢」 馬の毛色の名。黄白雜毛なるものをいふ。後世は諸色の雜れるにいふ。

ひびなあそび 「雜遊」 三月三日上巳の節句に雛人形を飾りて遊ぶをいふ。後には「雜祭」といふ。源氏物語若菜の卷に「この若君おさなき心地にめでたき人かなと見給ひて云々、其の後は、ひびなあそびにも、あかい給ふにも源氏の君とつくり出で、清らかなるきぬ著せ、かしづかせ給ふ」と見えて、當時行はれたる雜遊は、季節に定めなく、上流社會に於て、殿上人・女官などの心慰にせしものなり、雖も紙にて作りたるものにて、唯だ男女の形を示せるのみなりしが、後世は、男は束帯、女は十二單を著し、俗に内裏雜と稱して、雲上の風を模することとなり。上巳に雜祭することとなりしは、其の時代詳かならざれども、飛鳥井雅世の歌に「都には彌生の空の長閑けてひなの遊びも思ひやるかな」とあれば、後土御門天皇の御代より以前に始まりしなるべし。古は上巳の節句に祓の人形とて惡魔を祓ひ、災厄を除くために人形を用ひたりしが、此の祓の人形が難と混同したるなりといふ。されば雜祭の名稱さへ起り、更に轉じて上巳は女子

の節句として難を祭るやうになりしなり。「しやうし(上巳)参照」。

ひふくもん 「美福門」 大内裡外郭十二門の一。南面二條大路に通ずる東端の門にして朱雀門の東に在り。一に壬生門ともいふ。桓武天皇延暦十三年宮城造營の時、越前國之を造り、壬生氏之を監す、故に此の名あり。

ひへき 「引倍支」 いたひき(板引)を見よ。

ひへき 「曳倍木」 和の裏を取り放ちたるものをいふ。又「ひきへき」ともいふ。「あこめ(和)参照」。

ひん 「嬪」 天皇の御殿に侍する者の稱。文武天皇大寶令の制に、嬪四人を置き、四位・五位と定めたり、されど其の稱は、天智・天武の兩朝のみにて、其の後廢絶せり。

ひんをき 「鬢曾木・鬢削」 女子の鬢末を剃る儀式。和訓栞云「鬢そぎは、十六歳なるべし、萬葉目安に、女子の鬢そぎは男子の元服にひとして見え、萬葉集中に、「年の八とせをさる鬢の」と見えたるは、昔は八歳の比よりそぎ始めしにや云々」といへり。

ひんだたら 「鬢多多良」 五節の亂舞に謳ひし朗詠の一、其の詞に「びんたたら、あゆかせばこそ、ゆかせばこそ。あいさやうついたれ、トントウ」とありて、其の故事は、今昔物語卷二十八に「此の五節所喚はむとて、殿上

人たちの謀るやうは、有りとある殿上人、この五節所を恐むとて皆紐を解きて直衣を脱ぎさけて、五節所の前に立ち并びて、歌をつくりて歌はんとするなり、其の作りたるやうは「鬢たたらは、あゆかせばこそ、ゆかせばこそ、愛敬付いたれ」と見えて、何時の事にか尾張守たりし某、五節を獻りしに、其人并に一族の、田舎びて宮中のさまを知らず、其の守の鬢のかしかりしをあざけりて、人悪き殿上人の作り難したるに起る。

ひんづら 「鬢煩」 角鬢の音便。(みづら)の條を見よ。

ひんでん 「便殿」 高貴の人の休憩する所をいふ。

ひんぶく 「鬢幅」 中古、貴婦人の鬢の飾りの一。鬢を長さ四尺許、太き筆の軸ほどに油にて固めて鬢髪の下に廻し兩方の前に下ぐるものなり、上代の角鬢の遺風ならん。雅亮裝束抄に、「みいのうしろの鬢を、耳のうしろかくるるほどに、ひんぶくをふくらかにけうらにひきて、みみなかくすべし」といへり。

ひむろ 「氷室」 朝廷にて氷を貯藏する所。文武天皇大寶令の制にては、宮内省の主水司にて之を掌る。仁徳紀六十二年五月の條に「額田大中彦皇子園鷄野に獵したる時、氷室の氷を得て天皇に獻りし事見えれば、當時既に氷室の設置ありしことを知るべし」。

ひもおとし 「紐落」 おびと(帯解)を見よ。

ひもろぎ 「神籬」 上古神祭に用ひたる常磐木の稱。神靈の宿る處として清淨の地に之を樹て、神座とせるものなり。後世は社殿に櫛を奉置して神座となすもの之れに同じ。皇祖天照大神、皇孫瓊瓊杵を此土に降臨せしめ給ふ時、高皇產靈神、神勅して吾則天津神籬と天津磐境とを起し樹て、皇孫の爲めに齋られんと仰せられ、天宮命・太王命は天津神籬を捧げて天降り、其の後、神武天皇の即位式には神籬を樹て、天祖を祭り給ひし事、日本書記・古語拾遺に見えたり。

ひもろぎ 「胙」 釋奠の供物をいふ。釋奠は饌を設けて孔子を祭るなり(しやくてん)参照。釋奠の翌日、大學寮より内裏へ之を獻上す。公事根源釋奠の條に「あくる日釋奠の胙、まるらず、藏人もちて朝餉の前に進む、藏人又一人、御手水の間の方の簀子にて「あれは何ぞものぞ」といふ、藏人答へて「ふんやのつかさの奉れる昨日の釋奠の胙」とぞ文字を長くいひて、高く捧げもちて簾中に入るなり」と見えたり。

ひや 「火箭」 火を付けて射る矢。物に射中して、焼くために之を用ふ。平家物語に、木曾義仲法住寺殿を攻めし時、かぶら矢の中に火を入れて、射て法住寺殿を焼きし事見

え、又太平記赤坂合戦の條に「何くに水有る可しとも見えぬに、火箭を射れば、水はちきにて打ち消し候ふ」など見えたりども、其の製知り難し。

ひやう系のちん 「兵衛陣」 陰明門の別名。兵衛は禁衛の官にして、陣とは守衛武官の詰所なり、而して左兵衛の陣は宣明門・右兵衛の陣は陰明門に在り。

ひやう系ふ 「兵衛府」 文武天皇大寶令の制に置ける官司。左右兵衛あり、左兵衛は陽明門内左近衛府の南に在り、右兵衛は殷宮門内の右近衛府の北に在り。宮城内の兵衛の陣は左は宣陽、右は陰明門に置く。其の職掌は宣陽門・陰明門以外を警備し、行幸には供奉警衛に當る。長官を督といひ左右各一人従五位上、後世中納言・參議・散二三位・非參議・四位等之に任ず。此の督・佐・尉を「柏木」といへり。又兵衛を武衛ともいふは、唐名に當てたるなり、四部官の下に府生・番長あり、又近衛府の近衛・衛門府の衛士に對して兵衛府には兵衛あり、「つばもの舍人」と云ふ。

ひやうごさりのたち 「兵庫鏢、太刀」 刀劍の一種。眞丈雜記に「兵庫鏢の太刀といふは、柄も鞘も銀の延べ金にて包み、帶取は銀の鏢をつくるなり」と見えて、古兵庫寮の工人の作りたるものなれば然か名づく。

ひやうごれり 「兵庫寮」 文武天皇大寶令の制に置かれた

る官司。兵器を掌る役所なれば、和名抄には「つはもの
のくらのつかさ」と訓めり。官舎は安嘉門内の西方、諸
陵察の東に在り。もとは左右に分れたるを、平城天皇の
御代、内兵庫を併せ、宇多天皇の御代には左右を一にし
て、且つ造兵・鼓吹の二司をも合併したり。

ひやうぢやうしよ 「兵仗」 弓箭を帶しし供奉する武人の稱。
委しくばずるじん(隨身)を見よ。

ひやうぢやうしよ 「評定所」 江戸幕府の官司。最高の裁
判所にして、官舎は江戸城内、和田倉門外龍の口に在り。
職員に、老中・三奉行・大目付・目付等を主腦として、勘定
吟味役・徒目付・小入目付・町年寄等参集して事に従ふ。
而して事件の輕重種別によりて其の組織を異にし、定式
の集會に、立合・式日寄合の二種ありて、立合は毎月六
日・十四日・廿四日・廿五日(後に四日・十三日・二十五日)、
式日寄合は、毎月四日・十二日・二十二日(後に二日・十一
日・廿一日)に三奉行以下の職員出席して吟味を行ふ、若
し決定し難きものある時は、吏員全體の總評議に附す、
これを大寄合といふ。此外に内寄合とて、三奉行各自、
月番の役宅に於て、毎月九日(後ち六日)十八日、二十七日
に同役の者相集會して評定し、支配下の公事訴訟の裁判
することありき。

ひやうぢやうしよ 「評定衆」 鎌倉室町兩幕府の職名。
鎌倉幕府にては、執權と共に政所に列して政事を議し吏
務を執るものにして、多くは、政所・問注所の執事及び引
付頭人を兼帯すれども、其の兼職のなきものを「式評定
衆」と稱す。室町幕府の職制亦た之れに同じ。

ひやうぢやうしよ 「屏風」 室内に立て、風を防ぎ物の隔てとなす
具。中古以來殿舎内装束の具として缺くべからざるもの
にして、即位・大嘗會・四方拜は勿論其の他の重儀に必ず
之を用ひられたり。禁中の屏風には、大宋御屏風・馬形屏
風・地獄變屏風等あり。

ひやうぢやうしよ 「兵部卿」 兵部省長官の稱。
「ひやうぢやうしよ(兵部省)参照。」

ひやうぢやうしよ 「兵部省」 文武天皇大寶令の制に置ける
官司。つはものつかさとも訓む。官舎は朱雀門内、
式部省の西に在り。其の職掌は諸國の兵士、及び軍事に
關する一切の事を掌り、隼人司を支配す。大寶令に「掌
内外武官名帳・考課・選敘・位記・兵士以上名帳・朝集・賜
祿・假使・差發兵士・兵器儀仗・城隍・烽火事」と見えたる
にて知るべし。長官卿一人、正四位相當官にして、概ね
公卿の兼官なりしが、王朝時代の末頃より皇族にして此
職に任ぜられたる事もありて、これを兵部卿宮といふ。

もとは兵馬・造兵・鼓吹・主船・主鷹の五司も此省の被管
なりしが、後に兵馬は左右馬寮に、造兵は兵庫寮に合併
し、主船・主鷹は廢せられたり。

ひやうぢやうしよ 「兵部」 射禮の時に行ふ射の
豫習をいふ。手は射手、結は番義。射禮の式日二日前、

即ち正月十五日、兵部省にて、親王以下五位以上三十人を
點定し、其の中に能射者二十人を選抜して本省南門の
射場にて之を行ひ、六衛府の射手(舍人)は各其の本府に
て選抜し、其の廳にて之を行ふ。「じやうらい(射禮)参照」。

ひやうぢやうしよ 「兵馬司」 兵部省の被管に置ける官司。兵馬
及郵驛・牧畜・公私の牛馬の事を掌る。文武天皇大寶令制
に創置せられ、後ち大同三年左右馬寮に合併せられたり。

ひやうぢやうしよ 「豹文」 彩色の名稱。種々の色もて一寸置き
程に彩色したるものをいふ。又平文とも書く。江家次第
に豹文毯代と見えたるは數物をいひ曾我物語に「一寸ま
だらの烏帽子懸けを強くかけ」とも又「ひやうもん(烏
帽子懸)を強くかけ云々」とも見え、後三年合戦の繪巻に
豹文の烏帽子懸けたる圖も見えて、烏帽子の懸緒を青・
赤・白にて彩色したるもの又素襖・直垂の紋を種々の色に
て彩色したるものをも豹文といふ由、貞丈雜記に見えた
り。又軍用記に「金箔之平紋之直垂の事、永享九年室町

殿幸記云、帶刀十五番、皆金箔之平文之直垂、帶金太刀
云々。金箔の平文とは、總體を金みがき(金みがきとは
金箔にてだみたるなり、金だみの事也)にして、家の紋
を付けずして平文を付けたる也、平文とは豹文の事なり、
豹文とは、直垂・素袍などの紋を色々いろへたる也、今
の加賀紋といふ物の如し云々。花御所行事記に云、太刀
帶皆金銀のひやうもん(直垂著せし事見えたり、直垂の
總體を銀みがき(銀だみにする事也)にして、紋に豹文を
付けたるなり、銀箔にてだみたるをいふ也)とあり。又
武家の手綱の染様にも豹文あり。松岡行義の手綱染様考
に出せる圖を見るに、黒・赤・白の色を一寸斑に染めたる
ものなり。(二)蒔繪の一種に平文あり。又平脱文とも稱
す。前條の豹文を平文とも書きて紛らはしけれども、こ
れは薄き金版を以て種々の花草を透彫して漆器に嵌込せ
るものにして、天平時代の製作なり。江家次第に平文御
椅子と見たり。而して當時の平文の製法、金銀及び玉・鸚
鵡貝・青螺・白藤等の嵌合せしものを研磨して平面ならし
めたるものなり。又江家次第増鏡などに平文の鞍といふ
もの見えたり。委しは(ひやうもん(くら)を見よ。
ひやうもん(くら) 「平文(鞍)」 馬鞍の一種。諸鞍日記補
遺に本多忠憲云、平文の平は、高彫高蒔繪に對し、平等

の意にして、金或は銀、および白蠟の類にても、文を高
く彫り上げず、窪めて彫りたるをいふ、又蒔畫は平に畫
なまきたるなり、螺鈿の類も、金具を高くせずして、漆
地とひとしき程に平に摺り磨きたるを皆平文の鞍といふ
也」といへり。

ひやくえ 「白衣」 (一)公家にて小袖の上に装束を著せざ
る服装をいひ。(二)武家にては、禮服を著すして袴のみ
著したる服装をいふ。貞丈雜記に云、「びやくえ」とは白
衣と書く也、公家衆の平服は、烏帽子をかぶり上げ直衣と
いふ装束を著し、下はさしぬきといふ袴を著給ふなり、小
袖は白小袖也、「びやくえ」といふ時は、烏帽子をかぶり、
さしぬきを著て、直衣を著し給はぬ也。直衣を著し給
はず白小袖をあらはす故白衣と云也。武家にては其の心
にて、烏帽子を被り、袴を著して、上には素襖にても直
垂にても著せしめてあるを白衣といふ也。肩衣の時は肩
衣を著せず袴ばかり著したるは白衣也云々」と見えたり。

ひやくころり 「白虎樓」 大内裡八省院内四樓の一。大極
殿の西南の廊中において、東南なる蒼龍樓と相對する高
樓なり。其の構造總て相同じ。

ひやくさん 「白散」 年の始に酒に浸して飲む藥。屠蘇と
共に年の始にこれを飲めば一年の邪氣を避け齡を延ぶと

いふ。白朮・桂心・桔梗・細辛等を調合したるものをいふ。
土佐日記に「くす師、ふりはへて屠蘇・白散酒くはへても
てきたり」と見え、公事根源正月一日供御藥一條に「一
獻に先づ屠蘇を酒に入れて薬子に飲ましむ云々さて二獻
には神明・白散を供す云々」と見えたり。

ひやくしちやう 「百子帳」 幄舎の一種。檳榔にて葺ける
四阿舎なり。大嘗祭行はる、年の十月、禊齋のため、主
上川原に行幸ありて祓給ふ。此の時川原に設けらる、
幄舎なり。御代始抄に、「御輿は鳳蓋なり。河原頓宮に至
りては、先づ御膳の幄に御輿をよせて、下御ならせ給ふ。
これより腰輿にめされて、御輿の幄に移らせ給ふ。主上
は百子帳の内の大床子に著御し給ふ。百子帳といふは、
檳榔を以て頂をおほひて、四方に帷をかけて、前後を開
きて、出入する様に飾りたり」とあるにて知るべし。百
子は、檳榔の異名なり。本草圖經に、檳榔生南海及嶺外
州郡、云々葉生木嶺、似橘頭、又似芭蕉、實作房從葉
中出、一房數百、狀如雞子」とありて、一房に其の子數
百生するよりの名なり。されば百支帳と書ける書は誤な
り。又百子帳は、公卿多く集るによりて百子と名づくとい
ふ説あれども非なり。

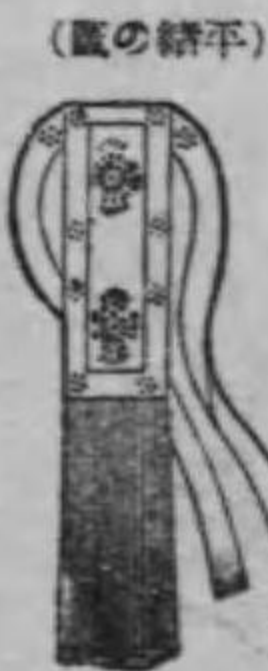
ひやくしやう 「百姓」 民の通稱。日本書紀持統天皇の卷

に「詔令天下百姓服黄色衣」とありて、古は仕官せざ
る者の汎稱とす。後には轉じて専ら農民の稱となれり。

ひらうげのくるま 「檳榔毛ノ車」 牛車の一種。略して「毛
車」ともいふ。其の製檳榔の葉細くさきて絲の如くした
るものにて、車蓋を葺くといふ、又檳榔なき時は、菅を
用ふる事もありと、飾抄・三條家裝束抄に云へり。此車
は、西宮記に、仙洞以下四位以上通用すといひ、又桃華
蕊葉・海人藻芥などに、親王・太閤・大臣・納言・參議・散二
三位の公卿たる人々を始め、女官も乗り、又僧中は僧正
法印・大僧都まで乗用すともいへり。

ひらうひさしのくるま 「檳榔庇ノ車」 牛車の一。其の
製、車箱總體に檳榔の葉の白く洒したるものを押して、
車箱の前後と物見とに庇をさしたる車なり。其の眉の唐
棟の如きより、之をも兩眉とも號すといふ説あり。蛙抄・
有職抄に、太上天皇・攝關・大臣・親王等是用ふる由
いへり。又桃花葉葉に「太閤之時乗之、此車知足院殿、
長承比始而廻意巧令造給、眉は常ノ眉ノ角入タル也、
凡家太政大臣之時、或用之云、眉如唐棟、故に是をも
號ニ尼眉云々」といへり。

ひらを 「平緒」 東帶の時附屬の飾具の一。袴の上に垂る
るものをいふ。もとは太刀の帯にて、平たき組緒なり。この



緒の結び餘りを長く垂れたりしが、後世は帯とは全く別
物となりて只前に垂れたる裝飾となれり。この垂れたる
部分を垂と稱す。貞觀十六年九月の制に、五位以上唐組、
六位以下は綺・新羅組とあれど、後世のものとは異なり
しならん。後世のものは長二尺
餘、幅三寸餘、捻絲にて組みた
るものに、色絲を以て種々の模
樣を刺繡したるものなり。本義は一筋に續きたるものを
前にて結びたるものなりしが、後には切りて別にせるな
り。平緒の種類には、紫綾・青綾・檀綾・蘇芳綾・紺地ノ
綾・萌木地・紅梅地などあり。紋も多くは桐・竹・鳳凰・唐鳥
・唐草・孔雀・鶯・四季の花等を繡ひ、又家紋を繡ひたるも
あり。

ひらをしき 「平折敷」 折敷の一種。四角を切らざる四角
のまゝなるものなり、故に之を角不切ともいふ。足は無
きが本儀なれども、足付けたるも有るに對して、足なき
を平折敷といふ。「をしき(折敷)參照」。

ひらざ 「平座」 儀式の時、天皇出御なく、上臈陣の座に
つきて藏人をして諸臣に賜酒すべき由を仰する略儀の
稱。公事根源孟夏旬の條に「是れば天子夏冬の、季のあ
らたまる始に、臣下に御酒をたび政なきしめす義な

り、(申略)今は旬の義絶えはてし、陣の座にて平座をぞ行ひ侍るしと見えて、この旬といふは、年中行事歌合に、すべらぎの政に臨み給ふ義なりとあるにて、知るべし。

ひらぎやのたち 「平鞘、太刀」 衛府の太刀の別名。武官の帯する太刀にして、平義器談に、これを野太刀とも、平鞘の太刀とも、毛抜形の太刀とも、革緒の太刀ともいふ也といへり。「系ふのたち(衛府太刀)、けぬきがたのたち(毛抜形太刀)参照」。

ひらしき 「平敷」 天皇御座所の疊をいふ。又「平敷御座」ともいふ。安齋隨筆に「敷き井べたる常の疊の上に、主上の御座料に疊二帖敷くなり、雲縹縁なり平敷といふは高御座に對して云ふ詞なり、唯御座といへば、高御座に紛るゝなり、故に平敷の御座と云ふなり」と見えたり。

ひらしよるん 「平書院」 しまるんど(書院床)を見よ。

ひらて 「葉盤」 神饌を盛る器。枚手とも書く。柏葉を重ねて、細き竹串にて差しとめて丸く平たく皿の形に作りたるものにして、平盤の用をなすものなり。

ひらすき 「比良須岐」 神饌を盛りたる食器を机に据えて、柏の葉を笠形に綴りたるもにてすべてを覆ひしものなり。「たかすき(高須岐)参照」。

ひらてんのつるぎ 「縹縹細、劔」 儀式に用ふる飾太刀の帯す。

ひるのぎよぎ 「晝、御座」 (ひのおまし)を見よ。

ひるまき 「蛭巻」 長刀の柄、又は馬の鞭などを藤にて巻くをいふ。蛭といふ蟲の巻付きたるにたとへて云ふなり。間を透かして細く巻く、又斜に巻くもあり。貞丈云「蛭は細き蟲なる故、細く巻くを蛭巻と云ふ、銀の蛭巻と云ふは銀の輪を入れたるなり、云々」と云へり。

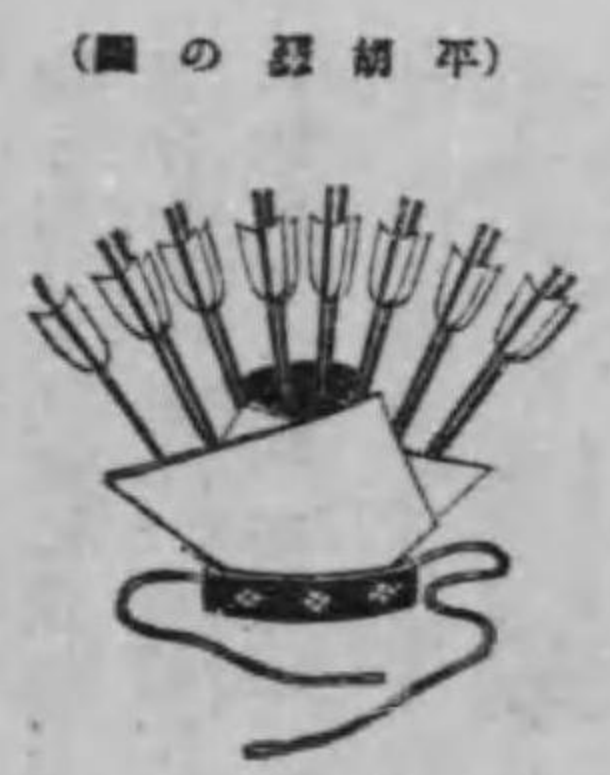
ひれ 「領巾」 女子正装の時用ふる裝飾の一。領より肩に掛くる巾をいふ。舊記に領巾・肩巾の字を當つ。もとは蟲を拂ひ又塵埃など拂ふために男女共に用ひたること、古事記・萬葉集などに見ゆ。十訓抄に、昔松浦佐夜姫が、夫が唐に使用するを送りて別を惜しみ、高き山の崖に上りて、遙に遠ざかり行く船を見て、悲しみに堪えず、領巾をぬぎて打振りたる様を記したり。又枕草紙積善寺供養の段にも「采女八人馬に乗せて引き出づめり、背すそ濃の裳、くたい・ひれなどの、風に吹きやられたるいとをかし云云」と見えたる如く、領巾・裙帯は當時女裝の飾りとして、正装には必ず用ふるに至りしを知るべし。其の名義は蓋し風に吹かれてひらめく故に名づけしなるべし。領巾は今なきものなれば、其の製知るべからずと雖も、延喜經殿式に紗とあり、和名抄には揚氏漢語抄を引きて錦を以て

一種。縹即ち刀身に長く彫りたる溝に縹縹を摺り込みたる劔をいふ。

ひらばり 「帯・平張」 幕の一種。和名抄に「周禮曰、帶羊衾反、和名比良波利」とありて横に張るものなをいふ。帷に對する稱。大鏡七に「三月上の巳の日の御はらへに、やがて遣遙し給ふとて、帥殿かはらに、さるべき人々あまたぐして給へり、ひらばりどもあまた打ち渡したるおはし所に、入道殿も出でさせ給ひたる」など見えたり。「まく(幕)参照」。

ひらもん 「平門」 門の一種。家屋雜考に、總じて平門といふは、屋上を少し平にしたる造り方なり、古寫の難形等に、さまざま異同ありと記せり。按ずるに、こは冠木門の左右の柱短くして平たく見ゆるよりの名にやあらむ。

ひらやなぐひ 「平胡籬」 矢を盛りて背に負ふ具。平胡籬は開胡籬の略語にして、平は借字なり。平たく薄き箱やうの物に、十五筋の矢を并べて差すなり、其の矢の羽並恰も扇を開きたるが如きを以て此名あり。朝儀・行幸等の時、警固の武官皆之



(圖の器胡平) 作れる由を記し、北山抄には羅もて製す由見ゆ。後世「かけ帯」といふもは、此の領巾の轉じたるものなり。

ひれ 「領巾」 鏡臺の笠に入れおく附屬の裝飾具。青絹に刺繡して、其形恰も冠の燕尾の如きもの、元來領巾は昆蟲、塵埃などを拂はんがために、古の婦人が正装して外出の時に肩より領巾にかけたる巾なれば、これも始めは鏡の塵を拂ふ料なりしも、いつしか、實用をばなれて只だ裝飾となれり。「さやうたい(鏡臺)参照」。

ひれ 「平禮」 ひれ系ほし(平禮烏帽子)を見よ。

ひれ系ほし 「平禮烏帽子」 風折烏帽子の本名。平禮といふ。古の烏帽子は柔かなれば、破りて頭に引き入るゝが故に、後世の如く掛緒を用ふることなけ



れば、折りたる所、ひらめくを以てこれを平禮烏帽子といふ。又これを風折ともいふは、其の體風に吹き折られたるが如きより名づく。後世掛緒を用ひたる體第二圖の如し。

ひろい 「比呂伊・從」 位階の從位を訓讀せる稱。正位を「於保伊」といふに對す。委しくは(おほい)の條を見よ。

ひろしき 「廣敷」 江戸城大奥の男子の詰所。おひろしき(御廣敷)を見よ。

ひろふた 「廣蓋」 衣服を入れる器具。漆にて塗りたる大盆の如きものをいふ。和訓栞に「廣蓋とあり、榮花物語に見ゆ、唐櫃の蓋なり。唐櫃は装束の箱なれば、御服を其の蓋にすゑて賜ふ、古代の器なり、平家物語に、女の童の長持の蓋さげたるとも見えたり」とあり。もと表向き調度にありて、衣櫃の蓋に衣裳を盛りて、内々之を使用せしより、後には一種の器物の如くなること恰も硯笥のふたより、後に硯ふたといふ器物の出で来りたるに同じ。

ひろま 「廣間」 表座敷又は對面所などの稱。澤田名垂云「書院造初まりて以來、玄關なるものを設くるに至り、漸次變化を經、遂に之を廣めて、そこを廣間と稱することとなれり、是廣間に武器を飾り置き、武士は其處に詰め居り、警衛の任に當りたる故、寢殿造時代の、遠侍と稱する場所を一棟別に設くるに及ばざることとなりしなり」と。然るに、徳川時代には玄關以外の廣き間を新く稱せり。

ひわりこ 「檜破子」 食物など容れて携ふる具。破子とは椀子とも書し、薄き板にて造り内に仕切ありて、半割せるが如きものにして、今の折の類なり、其檜木にて造れるを檜破子といふ。「わりこ(破子)参照」。

もの、條に「文の結びたるもたて文も、いときたなげに文字なし、ふくだめて上に引きたりつる墨さへ消えたるをおこせたりけり」今は緘封等の文字を書けども、昔はべと書く例なりき。

ふうぞく 「風俗」 ふうぞくのうた(風俗歌)を見よ。

ふうぞくらた 「風俗歌」 雅樂に用ふる歌曲の一種。即ち國風歌なり、略して「風俗」といふ。歌舞品目に「もと諸國にて、民の口ずさみにせし歌曲どもを採擇して、大歌所よりすゝめて公事に用ひられしと云々」といへり。中古大嘗祭の時、悠紀・主基、兩國の國司が、歌人を率ゐて其の地方の風俗歌を謳ひしなり、古今集の大歌所の歌中に近江ぶり・水葦ぶりなどあるは、皆所々の風俗歌なり。今左に大歌所の歌中に載せたるものより二三の例を示さん

眞鐵吹く吉備の中山帯にせる細谷川の音のさやけさ
美作や久米のさら山さら〜に我が名はたてじ萬代まで
君が代は限りもあらじ長濱の眞砂の數はよみつくすと
あふみのや鏡の山をたてたればかかれてぞ見ゆる君が千とせは
美作や久米のさら山さら〜に我が名はたてじ萬代まで
君が代は限りもあらじ長濱の眞砂の數はよみつくすと
あふみのや鏡の山をたてたればかかれてぞ見ゆる君が千とせは

ふうぞく—ふうぞくらた

ふ 「傳」 東宮附の職員。其の職掌、大寶令に、道徳を以て皇太子を輔導することを掌るとありて、輔佐の役なり。多くは三公の兼任なりしが、後には大納言又は中納言の兼ねたることもありて、増鏡村時雨の巻、立太子の條に「傳には久我右大臣長道、大夫に中院大納言通顯なり」とあり。

ふ 「符」 監督官廳より、其の被管支配下の官廳に下す公文書。太政官より八省又は諸國に下すものを「太政官符」とも、略して「官符」といふ。民部省より諸國に下すものを「省符」といひ、國衙より郡に向ひて下すものを「國符」といふ。

ふう 「封」 書狀の上包を糊にて附くるをいふ。封じ目には墨を引くを例とす、江家次第正月十一日、縣召除目下に「今夜加波加利、大臣卷大間、次結三固成文、結之上引墨、已上入三箇進之」とあり。枕草子に「遠き所より思ふ人の文を得て、かたくふんじ(封)そくひなど、はなちあくる心もとなし云々」と見えれば、狀を封するに又糊をつくる事古よりありしを知るべし、又、すさまじき

ふうぞくらたのびやうふ 「風俗歌、屏風」 悠紀・主基の國々の風俗歌をかきたる屏風。豐明節會の時豐樂殿に立つるなり。即ち殿の東北隅には悠紀地方の風俗歌の屏風、西北の隅には主基地方の風俗歌の屏風を立つ、風俗歌は大嘗會の行はる、度毎に詠みて上りしものにて屏風には其の歌の意をあらはしたる繪を描き、繪の上方に其の歌の色紙形にかきて貼りたるものなり。

ふうぞくまひ 「風俗舞」 雅樂に用ふる舞樂の一種。風俗歌に和して舞ふ、諸國の風俗を樂に作りたるものをいふ。貞觀元年、大嘗會の時に悠紀・主基の國、風俗舞を奏せしとあり、爾來大嘗會には、風俗歌と共に此舞を奏せられし由、史に見えたり。

ふうぞくのゆみ 「笛藤弓」 重藤弓の一種。笛の如く弓を黒く塗り、藤を赤く塗りたるものをいふ。

ふうぞく 「舞樂」 舞踏を主とせる雅樂の稱。舞に干戈を用ふるものを武舞といひ、然らざるを文舞といふ、又童子の舞ふを童舞といひ、女子の舞ふを女舞といふ。凡そ舞樂には、左右の區別あり。唐部を左方舞(左舞ともいふ)とし、狛部を右方舞(右舞)とす。左舞には左袒し、右舞には右袒す。而して此の兩部を組合せて、左右相對して

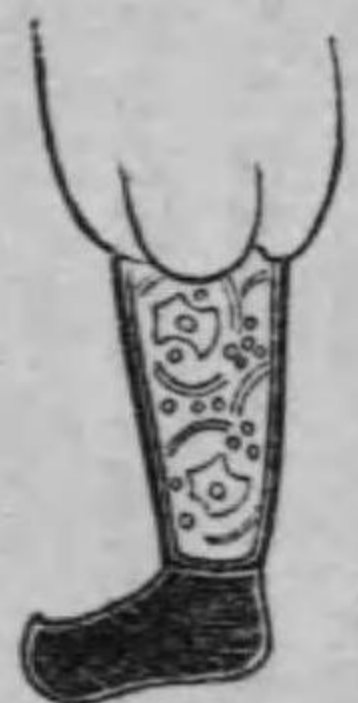
ふうぞくらたのびやうふ—ふうぞく

奏するを「番舞」といひ、左先づ奏し、右之れに次ぐ、之を「答舞」といふ。左右相番ふに習慣ありて、雅樂一曲を三段とし、之れを序・破・急といひ、三者備はれるを大曲といふ。舞樂に用ふる舞臺は方形にして、四方に高欄あり、三面或は四面に階あり。「かかく(雅樂)参照」。

ふかぐつ 「深沓」沓の一種。和名抄に「深頭履」とありて黒のいため革にて、縁は紫革を用ふ、雨又は深雪の時の料なれば、筒を高く作るといふ。此沓は中古までは靴とは別物なりしを、鎌倉時代以後其製混同するに至れり。

ふかくにん 「舞樂人」がくにん(樂人)を見よ。

ふがけ 「踏懸」舞人の用ふる腰巾の名。安齋隨筆に「野宮中納言定基卿曰ふ、唯今舞人の臙當に候、金襴を用ひ、左右より打合せて紅の組にて上下を結申候、常の腰巾の如くに候、ふがけと訓じ候(新語)野間答に見えたり」橋嘉樹が云く、踏懸は尋常の脚腫の如く赤地大和錦にて左右打合せ、上下に組糸の括組ありてしむるなり、絲鞋を著付けて其の上へかゝる様に著るなり、是は舞樂の時奔走自由にする時、袴の下より赤腰の見ゆるを厭ひて著る由、二荒山にて舞樂ありし時、東儀筑前守が談り侍りき」といひ、



舞樂の繪にありて上の如きの圖を載せたり。

ふかそぎ 「深曾木」小兒髪置の後、髪は長くなるを祝ふ儀式。男子は五歳、女子は四歳にて行ふを例とす。時節は二月・四月・十一月に定むと雖も、三・六・八・九・十二月に行ひしこともあり、其の儀式は髪置祝に准す。「かみおきのいはひ」参照。貞丈雜記に「深曾木といふ祝は、小兒五つの年、はへ揃ひたる髪を少しはさむ祝也、髪はさむ役人は、髪置の時しら髪を参らせし人のする事なり、打亂宮に髪具(櫛道具)を入れて持参し、吉方へ向はせ申して、はさみを取りて髪を先をはさみて、紙に包み打亂宮に納めて退き、扱御祝あり、はさみたる髪は川へ流す也、是も髪は長くなる事を祝ふなり、男女同じ」と見えたるにて知るべし。

ふかんでんのそち 「不堪田ノ奏」太政官にて諸國の不堪田の目録を作りて其の地の減税を奏請する儀式をいふ。

「官ノ奏」といふ。不堪田は古書に多く不堪佃田とあり、天災地變等によりて營種に堪へざる田をいふ。公事根源に「是れは諸國の田の損亡したる所々の目録をして奉る、それにつきて租税を三分の二など免じ給ふ事あり、こまかに諸國より坪付帳を奉れば、大臣陣につきて定め申して諸國に施行し侍りしなり、つくり堪へざる田といふ心

にて不堪田と申すなり」と見えたり。

ふきがへし 「吹返」曹の名所。眉庇の左右に耳の如く後に反り返りたるものをいふ。安齋翁云「古製の吹返しは、鏡の一二の板又は三の板まで上へひねり返して吹返しといふ、近き世に製したるは吹返を別に作りて打ち付けたるあり、是れをキハガラクリと云ふ、鉢のきはにてカラクリたる故なり是れ古製にあらず」と。かぶと(曹)参照。

ふきながし 「吹流」ふきぬき(吹貫)を見よ。

ふきぬき 「吹貫」旗幟の一種。丸き輪に長き絹を張り、竿に著けたるものにして、輪の内を風の吹き貫く義なり。

「吹流」といふも此の類なり。戦國時代に軍陣に標識の指物として用ひられしこと諸書に見えたり。「さしもの(指物)参照」。

ふきん 「夫金」ふまい(夫米)を見よ。

ふきやち 「奉行」武家の職名。事務を専ら執行する人をいふ。朝廷にては公事ある日、其の事を承はり行ふ人ないへり。四方拜の奉行、元日節會の奉行などの如し。武家にては此等に准じて奉行といふ職名を生じたるなり。鎌倉幕府にては評定・引付の兩衆の設けられざりし以前は、家司として命令を奉行する者を「公事奉行人」と稱し、未だ定まりたる職名にあらず、後に評定・引付兩衆を置くに及

び政所問注所の執事・引付頭人などを帶せざる輩は、もとの稱呼に従ひて奉行人ともいへり。室町幕府にも多くは鎌倉の奉行人たりし者の子孫を奉行人に補し、職掌も同じくして、臨時當置の奉行多し。桃山時代に至り「五奉行」あり、大老の下に位し、専ら政務を執行せり。徳川幕府にては初は老中を奉行又年寄と稱して前代と異ならず。

ふく 「服」服忌の略。(ふくき)を見よ。

ふくび 「服解」服忌の爲に官を解くこと。「(ふくき)参照。朝廷の官人、父母の喪に遭へば、重服中其の現任官を解かるをいふ。而して服終了の後、本官に復す、之を「復任」といふ。令義解に「凡職事官遭父母喪并解官、自餘(謂非重服者)皆給暇とあるにて知るべし。

ふくき 「服忌・服忌」親屬の喪に服する一定の時期をいふ。服とは喪服、紀とは節にして即ち喪服を著する時期といふことなり。略して單に服ともいふ。後世忌といふこと起りてより、「服忌」又は「忌服」など稱することいふなり。天皇が御父母の喪に服し給ふを諒闇といふ。喪服する風俗は古よりありしが、天武紀七年の條に「縁公事以出使之日、其非眞病及重服、轍縁小故而辭者、不在進階之例」とあるを重服の文字の初見とす。而して大寶令制定に至り其制に法を立てられたり。今其の喪葬令の

文によるに、天皇・父母・夫・本主には服一年。祖父母・養父母には服五月。曾祖父母・外祖父母・伯叔父母及び妻・兄弟・姉妹・夫の父母・嫡子には服三月。高祖父母・舅・姨・嫡母・繼母・及び繼父同居・異父兄弟姉妹・嫡孫には服一月。衆孫・從兄弟・姉妹・兄弟子には服七日とあり。義解の文に據れば一年は三月を限りとし、閏月を加へず、其五月以下并に日を計ふことあり。父母の喪を重服とし他は輕服とす。職事官にして重服に遇ふものは、服解とて直ちに解官して一年間家居し、輕服には暇を賜へることあり。「ふくげ(服解)参照」。

ふくしや (副車) (ひとたまひ)を見よ。

ふくしやちん (副將軍) 將軍に副ひて兵士を統率する臨時官。大寶令の制によれば、出征の師一萬以上には副將軍二人を置き、三千人以上には一人を置く定めなり。後には一軍の將を大將といふに對して、次將を副將軍と稱する事となる。宣旨によりて補任せられしものにあらず。

ふくせい (服制) 古代身分によりて區別せられたる衣服の制度をいふ。文武天皇、大寶元年制定せられたる衣服令に、禮服・朝服・制服の三等あり。「各條参照」。日本制度通に云「禮服は皇太子以下親王・諸王・諸臣各々其の差あり。大祀・大嘗・元日に之を服せらる。内親王・女王・内

命婦・并に武官各々其の別あり。朝服は、親王一品より四品まで、諸臣一位より初位まで各々其の差あり、朝廷の公事に之を服す。制服は無位の者、公事に服す。令集解に云、於無位、不_レ合_レ云_レ朝服、故云_レ制服と。庶人まで通じて朝廷の公事にば之を服せり。其の裁縫の體制、一に朝服の如しと見えたり。

ふくにん (復任) 官に復する義にして、官人父母の喪に遭ひて重服期間其の現任官を解かれしものが服期終了の後、本官に復するをいふ。「ふくげ(復解)参照」。

ふくびき (福引) 近世正月に行はるる遊戯の一。月堂夜話に「或人云、正月の福引は、昔は兩人して餅を引き合せて、兩方の多少取りたるを見て、其の年中の禍福を見しことあり。今代は、種々の器物に取り代へたる也。餅を引く故に、福引と名づく」とあり。近頃の福引は、昔の寶引と混じたるなり。「ほろびき(寶引)参照」。

ふくへきのそり (復辟、奏) 攝政復辟奏に同じ。(せつしやちん) (復辟、奏) 攝政復辟奏に同じ。(せつしやちん) (復辟、奏) 攝政復辟奏に同じ。

ふくめん (覆面) 神官、神饌を供する時に布帛・紙などで鼻口を覆ふをいふ。覆面は、面をおほふの義にして、清淨を表する意を以てかくするなり。和訓栞に「ふくめん、覆面と書けり、事物紀原に見ゆ、死者には面幕といふ」。

金覆輪鞍・黄覆輪鞍などの名稱、軍記物語に見えたり。ふくりんのよろひ (覆輪、鎧) 絲威の鎧の、胸板・綿嚙・押付板・冠板などの銀等にて細く縁を覆ひたるものをいふ。「ふくりん(覆輪)参照」。

ふぐるま (文車) 文書・書籍等を載する車。徒然草に「多くて見苦しからぬは、文車のふみ・塵塚のちり」。山槐記、治承三年十二月五日の條に、「前關白文書、於大内左兵衛陣屋被_レ合_レ目錄云々、被_レ召_レ寄文車七輛櫃百餘合、衛士等守_レ護之」と見えて、輿車圖考・古圖類聚等に、荷車の屋形あるものを文車として載せたり。然るに和訓栞に「昔は文席に引出して書籍の用を辨ず」とあるは自ら別物にて、これは御厨子書棚の類に、小き車を四つ付けて、これに書卷を載せて室内に備へ置く具とせりと。この文車は定家卿の創作にして、世に行はると云ひ傳ふ。されば文車といふもの早くより二品あり。今も好事の者、書架やうの文車もてあり。

ふくさ (服紗) (一) 茶會に用ふる手帕の稱。轉じて風呂敷のことをいふ。和漢三才圖會に云「手帕・服茶・俗服紗。按手帕拭_レ茶湯諸器、又暖時被_レ掌持熱氣、用_レ紫光絹、裕縫、大抵方八寸、横少短」と云へり。今世人に物を遣るに、重箱の上に袱紗を掛く、正式には表に紋を付け、又

へり」とあり。又梅園日記に「覆面は眞俗交談記云、二間御鏡、嵯峨天皇御記云、毎月朔朝、御代鏡奉_レ拭之、伯督所_レ役也、著_レ淨衣_レ用_レ覆面。細々要記云、貞治四年八月十二日、神木御歸座云々、神官等覆面、本社_レの御櫛、五所の御正體を捧げ奉る(神葉日記、太平記亦同じ)。今川大雙紙云、尊主の前の加用の事、始め終りまで一人なり、いかにも衣裳を改め、ふくめんをすべし云々と見ゆ。されば神事にのみならず、鄭重の進饌の時にも覆面せしなり。近世貴人に饌を供する時、又貴重なる刀劍などを拜見する時に、紙を折りて口に咬へるは、覆面の略式なり。

ふくりん (覆輪) 器物の縁を覆ひ飾れる金物の稱。金にて飾れるをば「金覆輪」といひ、銀にて飾れるをば「銀覆輪」といふ。鎧・鎧・鞍・鐙等に多く用ひたり。

ふくりんのたち (覆輪、太刀) 覆輪をかけたる太刀。即ち太刀の鏝も覆輪にて、鞘のみれの方に股寄、鞘の半分程あり、又の方に芝引鞘の半分程ある太刀をいふ。此の芝引・股寄を石突まで續けて長く通したるものを長覆輪といふ。「ふくりん(覆輪)参照」。

ふくりんのくら (覆輪、鞍) 鞍の山形の縁に覆輪をかけたるものをいふ。保元物語に源爲義の軍裝を記して「連錢蓋毛なる馬に、白覆輪の鞍おいて」と見え、其の他にも

は紋様ある絹、縮緬などを用ひ裏は無地なり、後には物を包みて風呂敷と同じ用をなすに至れり。按ずるに、ふくさの名義未詳。漢字は皆宛字なり。(二)略儀に用ふる衣帛の地の稱。轉じてすべて略式の事にいふ。貞丈雜記に「ふくさと云詞、古はなき詞なり、今はふくさといふ事多し、ふくさ小袖(のしめに對して云)、ふくさ料理(七五三の膳部に對して云)ふくさ吸物、(鯉の羹物に對して云)、ふくさ帯(下げ帯に對して云)ふくさ味噌(味噌をすらぬをいふなり、すりたる味噌に對して云)、ふくさ物(包絹の事を云、昔は絹に包むなどといふ。又平包などと云也、ふくさ物といふも、織物の袋などに對していふ詞なり、ふくさと計りもいふ)。是れ等の詞、皆本式にあらずる物には、ふくさといふ事をつけていふなり、此等は皆近世の詞なり」とあるにて知るべし。

ふくさかりきぬ 「漢字未詳」狩衣の柔かく略體なるをいふか。

ふくさこそて 「服紗小袖」熨斗目(シヅメ)にあらざる羽二重等の紋服をいふ。こそて(小袖)ふくさ(服紗)参照。

ふけ 「武家」武士の稱。源頼朝、幕府を鎌倉に開き、尋で征夷大將軍となりしより後は、公家(朝廷)に對して將軍(幕府)并に之れに隷屬する御家人の大名・小名等を武家百戸に至り(女は半減、但し嬪以上全給)、故なく二年以上上らざる者は則ち停む、五年以下は食封に預らず。職封は太政大臣三千戸より大納言八百戸に至る、若し理を以て解官致仕する者は半減す。功封は五位以上功を以て食封に預かる者は、大功は半減して三世に、中功は三分、二を減じて子に傳へ、下功は一代限りとするといふ。

ふさしりがい (總鞆) 馬具の名。鞆の一種。委しくは、れんじやくしりがい(連者鞆)を見よ。

ふし 「武士」鎌倉幕府時代より起りし名稱にして、常に武術を習ひ戰陣に出づるを職とするものをいふ。武人・武者・軍士・又戰士ともいひ、ものふし又「さむらひ」ともいふ。公家(朝廷)に對して幕府に隷屬する御家人の小名等を武家といひ、其の門流を武門とも稱したり。又武家を弓馬家とも弓箭家ともいふは、弓箭を持し、馬に跨りて征戰を事とするによりて名づく。

ふしかげぬりのや 「節陰塗、矢」 篋の節のくぼき所を漆塗りにしたる矢をいふ。春草にいふ「ふしかげは、唯だ塗りにしたる矢をいふ。竹の芽をかきて取りたるあとの窪き所より、篋は乾わるゝものなり、よりに乾われぬ先に其所に漆を溜めて塗りておけば、漆の陰になる故、日

と稱す。吾妻鏡文治二年二月二十五日の條に「北條殿自去年在京、執行武家之事云々」、太平記、相模入道弄田樂條に「國主德治メ武家仁ヲ施シテ妖消謀ヲ被シ致ヨカシト云ケルガ云々」など見えたり。

ふけてんそら 「武家傳奏」 武家時代の職名。武家より願出づる事を傳達奏聞する役。もと傳奏といひしが足利氏の時武家傳奏と改む。徳川氏の時に至り、傳奏二人、納言・參議中より學材と辯舌に長ざる者を撰任す。時々江戸に下向し、武家に關する萬事に關係す、最も重職たり。「てんそら(傳奏)参照」。

ふけとらりやう 「武家棟梁」 武家時代、將軍をいふ。梅松論に「實天下の將軍武家棟梁にて御座有御報を云々」、太平記節度使下向の條に「是、諸國ノ地頭家人ノ心ニ憤リ望テ失フトイヘドモ、今マテハ武家棟梁ト成リメベキ人ナキニ依テ心ナラズ公家ニ相順フ者也云々」と見えたり。

ふと 「封戸」 王朝時代、勳功・位階・職分の三者に賜ふ課戸。封を賜ふに民戸を以てするを以て名づく。一に食封ともいふ。位封・職封・功封の別あり。位階に賜ふを位封、職官に賜ふを職封、勳功に對して賜ふを功封とす。大寶令制に、位封の内、品封は一品八百戸より、四品三百戸に至り、(内親王半減)諸王は正一位三百戸より、從三位一

をよけて破れぬなり、さればこそ節陰と名けたれ、後には、ただ飾りの如くなりて、節陰にさまゝの品出來たり、弓法私書に節陰に小節陰といふは、節のきはを少し塗りたるをいふなり、又長く塗りて、さつととめたるを長節陰といふ」と記せり。

ふしなはめのかは 「伏繩目、革・摺繩目」 染革の一種。白と淺葱と紺との三色を、井べて、九折に一面に染めたるものをいふ。此の革を細く截てば、自づから、幕の手繩の如く絢へ交ぜの如く見ゆるより名づくとぞ。



ふしなはめのよろひ 「伏繩目、鏡」 伏繩目の染革を細く截て威したる鏡をいふ。「ふしなはめ(伏繩目)参照」。

ふしまきのゆみ 「節卷、弓」 弓の一種。平義器談に云、「盛衰記に節卷の弓と書きたり、簾卷にはあらず、文字清みて訓むべし、前節(内の方)外ふし共に、節の上を簾にて卷きたるものを云ふなり。又春草上に「弓は節の所厚き故、多くは節の所浮き上りて、にべ離るゝものなり、其の用心の爲めに、節の上を簾にて卷きたるを節卷といふ」と記せり。抑も弓は丸木弓以外は、すべて木の中に、内外に竹を合せて膠もて貼附するものにして、

其の外竹は七節、内竹は六節にする定めなり、されば此の内外の節の上を巻きたる弓を節巻の弓といふなり。

ふしあきやう 「伏見奉行」 江戸幕府の職名。老中の支配にして、山城國伏見市街の政務を行ひ、又京都町奉行と共に近江・丹波兩國の政令を發し、訴訟を裁斷す。多くは大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も其の待遇は他の奉行と異なれり。

ふじん 「夫人」 古、天皇の御殿に侍する女官の稱。大寶令の制に妃の次位に夫人三人を置き三位以上と定む、多くは大臣の女を以て之に充つ。後には、女御・更衣等の稱起るに及びて廢絶せり。

ふしん 「普請」 武家時代土木の工事をいふ語。武家名目抄に「凡普請といへるは、もと僧家の語にして、普く天下に請て堂塔を營建するより出でたる辭なれば、俗家に作事といふに異なることなきいはれなるを、中頃よりのならひにて、殿舎堂塔等造作の事を作事といひ、城壁・堤防・堀垣など修築するを普請といひしなり云々」と見えたり。ふしんふきやう 「普請奉行」 室町幕府の職名。武家名目抄に云「普請奉行は作事奉行と共に土木のことをふさぬるつかさなれど、各職掌に差別あり、作事といへる方は、殿舎の營作、屋宇の修造をむれとし、普請といへる方は、

土を築き地をならす等の事を専務とせり、(中略)鎌倉殿の時には作事奉行の名のみありて、普請奉行の稱は所見なし、されど堤を築き路をつる事などうけ給はる奉行ありしを見れば、これおのづから普請奉行の職掌にかなへり、足利殿の世に至りては正しく兩奉行の名いできて、事ある時は、五ヶ番衆の内より各其の人を定められ、營作修築等の事をつかさどらしめしなり、普請奉行は庭中掃除の役をもかぬるが故に、或は庭奉行とよばるゝ時もあり、云々」と見えたり。さくじふきやう(作事奉行)参照。

ふしや 「歩射」 カチダチ 歩立にて射る、大的・小的・草鹿・圓物等の總稱。騎射に對する稱。

ふしや 「奉射」 神前にて行ふ射。神に手向くる意にして、法樂のために大的を射るをいふ。

ふしやう 「府生」 近衛府・兵衛府・衛門府及び檢非違使廳等の四部官以下の下級官。職原抄に「府生者非_ニ奏任官、仍府判補之後、申_ニ下宣旨_一者也」と見えたり。ふすべがは 「燻革」 染革の一種。革の地を燻べて、種々の文様を白く現はしたるものをいふ。貞丈雜記に「松葉を火に燒きて、其の烟にてふすべて色をつくるなり、今世は松葉に、たばこの莖と、二色を用ふるなり、革に白

はなし」と。

ふすましやうじ 「袂障子」 ふすま(襖)を見よ。

ふすまのせんじ 「袂宣旨」 宣旨の一種。安齋隨筆に源平盛衰記に「白井法橋幸明と云惡僧ありて、袂の宣旨を得たるより山門に安堵しがたくて、當山千僧供の料所胡桃庄に忍び居たり云々、此袂の宣旨の事、或説に冬夜禁申殿居の僧を憐み給ひて、袂を賜はる宣旨也と云ふは、妄説信すべからずとあり。俚言集覽に云、今按に、袂宣旨と云名目、國史令式等に見えず、蓋中世の俗稱歟、僧のみに限らず、俗人にも稱するか。袂は被りて身を覆ふ物なる故、罪人を刑せん爲に、上より罪人を覆ふを以て、袂とはいふ歟、今俗に、天の網がかゝるといふが如き意歟」と記せり。按ずるに、袂の義は詳ならざれど、僧のみならず、俗人にも云ふことは證あり。是は罪人の隠匿してあるを、捕ふべき由の宣旨をいへりと思はる。強ひていはば、袂は伏間の借字にて、潜伏中の犯罪者に對して捕ふべしとの宣旨を云ふにて、袂宣旨を蒙るといふは、近世の俗、お尋ね者といふ程の義ならむか。

ふせ 「伏」 古、物の長短を度るにいへる稱。伏とは即ち指一本を伏せたる幅をいふ。矢の長さをはかるに、手に握みて幾束といひ、束の足らぬを伏といふ。そく(束)參

く紋を出だすには、厚紙にて紋をほりぬきて、其れをそくひにて貼りつけて、扱ふすべて後、紙の紋をばはぎとるなり、其のあと白くなるなり、うづらまきのふすま革は、革をふとき丸木にても、太き竹にても巻きて、細き麻糸にて横にばら／＼と巻きて、又筋かひに巻きて、ふすまをとき去れば、鶴の羽の文の如く紋出づるなり」と見えたり。

ふすま 「襖」 唐紙にて張れる障子をいふ。古へ障子とのみいへば即ちこの襖障子のことにして、後世明障子出で来てより、これをば袂障子とも、又唐紙障子ともいひ、單に唐紙とのみいへり。

ふすま 「袂」 夜の寝具の名。貞丈雜記に云「ふすまは、上古夜かぶりて寝るものなり、とのゑもの、(今いふ夜著)などは後に出来たるものなり、ふすまといふ字は袂の字也、雅亮裝束抄に云く、御ふすまは、くれなゐのうちたる袖くび(襟の事)なし、長さ八尺又は八幅か五幅の物也、くび(頭)の方には、くれなゐのれりいとをふとらかにふりて二筋ならべて、横さまに三針さしぬふ也、それをくび(頭部)と知るべし、おもてこあふひのあや、裏ひとへもんなり、云々、是れは禁中の御ふすまの事をいふなり、ふすまは袖なしとれの如く四角なり、へりをとること

照。

ふせい 「府生」(ふしやう)を見よ。

ふせいもん 「敷生門」 内裏の門。布政門とも書く、宣陽殿の北に在り。

ふせご 「伏籠」 蒸爐の上に伏せて衣服を覆ひ香を薫きしむるに用ふるものをいふ。ふせごは、伏せ籠の略語にして、竹の籠に紙を張り所々に穴を明けたる物なり。定家卿の歌に「うちにはふせごの下の埋火に春の心やまづ通ふらん」と見えたり。

ふせに 「夫錢」 江戸時代夫役の代りに出す錢をいふ。地方凡例録に「村方にて年中公儀(中略)其外村用の人足、何れも割を以て差出す、或は懸寡孤獨の身、疾病等の事故にて、人足に出で難き者(中略)村役人に頼み、人足賃にて差出すものを夫錢と唱へ、年中の入用を百姓高の割にて差出す」と見えたり。

ふせん 「奉膳」 内膳司長官。他に長官正一人あり、共に供御を先づ試みて奉進することを職掌とす、上古より高橋(盤鹿六雁の裔)安曇(大演宿禰の裔)兩氏の掌る所なり、文武天皇大寶令の制にて内膳司を置き奉膳二人を置きて長官とし別に正を置かず、此の二氏をして御膳の事を總掌せしめたり、而して其後他家の人を任じて別に

正を置きたること續日本紀、延喜式等に見えたりども、正は他家の人を長官とする時の稱にして、奉膳は高橋・安曇二氏に限れり。

(浮線綾の図)



浮線綾に卯の花をぬひたりけるとあり、是れは、なでしこを浮け織にしたる綾の事を云ふ也、又伏見院宸翰裝束抄に、上の袴壯年の人浮線綾と稱して白浮織物、又は小石疊(是レヲ霞ト云フ)其ノ中ニ有ニ窠文とも見えたり」と記せるにて知るべし。

ふた 「簡」 殿上人の名稱を記するものと禁中女房の上番を記するものとをいふ。委しくは、てんじやうのふた(殿上簡、及びはよりばりのふた(女房簡)を見よ。ふたある 「二藍」 中古衣の染色の名。二藍は吳藍(赤花)、

韓藍(青花)をもて染めたる故の名なり。又、衣の重ねの色目にもいふ。表裏とも同じなり。四季を通じて着用す。

ふた 「譜代、譜第」 (一)世々家系を繼承し來れる者の稱。系譜の次第の義とも、家譜代々の義ともいふ。續紀寶龜四年八月庚午の條に「諸國郡司、燒官物者、主帳已下皆解見任(中略)又譜代之徒、情狹觀觀之事、涉故燒者、一切勿請詮擬。」又神皇正統記にも「寛弘よりあななるは、まことに賢ければ、種姓にかはらず、將相に至る人もあり、寛弘より以來は譜第を先とし、其の中に才もあり、徳もある人をばえらばれける」と見え、増註職原抄に「代々系圖正、而官位次第不亂、有功曰譜代」とあるにて知るべし。(二)臣下の數代其の主君の家奉仕する者の稱。所謂世臣をいふ。平家物語に、譜代の御家人、吾妻鏡に譜代の勇士など見えたり。江戸時代には、諸大名中、關ヶ原當時より徳川氏に臣隸せるものを譜代大名と稱したり。

ふたいろのたんだい 「二色、毯代」 調度の名。毯とは、もと毛氈の類なり。和名抄に「毯、毛席以五色絲爲之」と見えたり。之を敷きて其上に御椅子を立つるが作法なり。然るに之を毯代といふは、二色の綾を、毯の代用とする義なりと、二色とは如何なる色にか知り難し、と高橋

圖兩翁はいへり。されば正しくは「二色、綾の毯代」といふべきなり。江次第の一、元日小朝拜の條などには、正しく「數二色、綾毯代」と書けり。「たんだい(毯代)参照」。

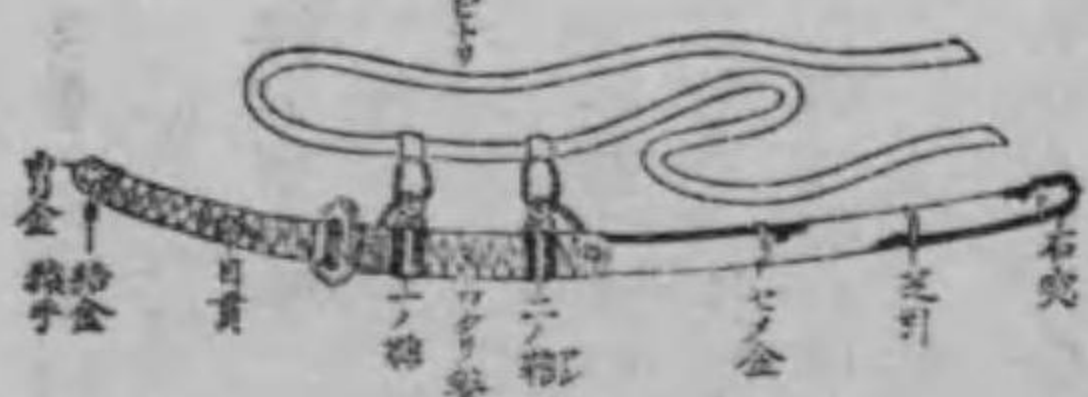
ふたつえり 「舞踏」 敬禮の一種。朝賀・御儀式の時、群臣の行ふ拜禮の作法をいふ。手を袖中に入れて先づ立ちて左右左、また居て左右左とさし延べ、舞ふ如き姿勢をなして、香踏みならずなり。即ち手の舞ひ足の踏むを忘るればかり嬉悦の状を表する唐さまの作法なり。

ふたをけづる 「削簡」 昇殿を停めらるゝをいふ。「除籍」と同じ。殿上人罪を犯す時は、殿上の目録簡より名を除きて昇殿をさし止むるをいふ。又「殿上を除く」ともいふ。

ふたぢ 「武太刀」 軍陣に佩く太刀の總稱。飾太刀、蒔繪太刀に對していふ。凡そ軍陣に用ふる武者の太刀は、柄より始めて、鞘の帶取の足金の先まで、絲巻にしたるものなり、之を「わたりまき」と名づく、其の狀圖につきて知るべし。

ふたつえり 「二襟」 (みつえり) 三襟の條を見よ。

(武太刀の圖)



ふたところとうのゆみ 「二所藤弓」 弓の一種。平義器談に云「武田小笠原等の傳に、藤を二所づゝ寄せて巻くを二所藤といふ、古代の二所藤もかくの如くなりしが、おぼつかなし」といへり、三所藤などいへるも、三所づゝ寄せて巻きたるなり。

ふたへおりもの 「二重織物」 地紋のある上に、又別色の糸にて、紋を織りたる織物の上に、縫物したる物にて、其時は綾の文をば地文といひ、縫の文をば上文といへる由、貞丈雜記に見えたるは後世の沙汰なり。

ふだにつく 「附簡」 昇殿を許さるゝをいふ。仙籍を許さるゝともいふ。昇殿を許されたる者は清涼殿上の間に備へたる日給簡に姓名を書きつくる故にいふ。はつさふのふだ(日給簡)参照。

ふたま 「二間」 内裏清涼殿の夜ノ御殿の東隣なる室をいふ。二間を以て一室とせるより此の名あり。(柱と柱との間を一間といふ) 此室は佛菩薩の畫像を掛け、夜居の僧の侍する所なり。海人藻芥に云「内裏二間ト申スハ、在仁壽殿、此所令護持僧參申御加持也、二間之觀音供ナド申、於此所行レ之也、帝王常ノ御座故、護持僧之外、綱所ナラテハ不參入也、サレバ綱所ヲバ、曰二間預也、亦本尊等安置此所云々」といへり。

ふたん 「布單」 天皇の御通路に敷くひとへの布。地上に之を敷きて其上に葉薦を敷くなり。元文大嘗會の次第に「出御其の道に大藏省、豫め二幅の布單を鋪く、宮内の輔、葉薦を以て御歩に隨ひて布單の上に敷く、掃部寮御後に隨ひて之を巻く、人敢て踏まず」とあるにて知るべし。

ふぢ 「扶持」 祿米をいふ。扶持とは、「たすくる」義にして、扶助といふに同じ、其の人に祿を與へて扶助するの意より轉じて、祿其のものをいふこととなるなり。扶持は、一人一日の食料を標準として與ふ、故に何人扶持の稱あり。一人扶持は大抵四合の割合なりき。

ふぢ 「斑駁」 馬の毛色の名。毛色のマダラなるものをいふ。和名抄に「駁馬、説文云、駁、駁馬俗云布知无萬、不純色馬也」とあり。青駁・黒駁・栗毛駁・鶴毛駁・鹿毛駁・精毛駁・兼毛駁などありて、皆其毛色にて斑あるものをいふ。

ふぢ 「藤」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表薄紫・裏青・中へ薄青なり。三四月の比着用す。

ふぢおとし 「藤威」 鈿の威毛の名。藤色の絲、即ち紫の絲にて威したるものをいふ。藤絲威の略なり。

ふぢところも 「藤衣」 喪服の一種。藤蔓の皮より、楳幹を取りて織りたるものをいふ。もとは麻布と并用する賤者

の常服なれども、凶事には高貴の人も喪服を著する故なり。和名抄に「縗、和名不知古路毛、喪服也」とあり。其の織りたるまゝのは素服なり、鈍色に染めたるを喪服といふ。天子には之を錫紵と申す。萬葉集三、須麻の海人の鹽焼き衣の藤服、間遠にしあればいまだ著なれず」とあり。又古今集に「おもふどちひとりとりに戀死なばたれによそへて藤衣著ん」。續古今集に「ぬぎすつるかひこそなけれ藤衣今も色なる袖の涙に」などあるにて知るべし。「もふく(喪服)、参照」。

ふぢつぼ 「藤壺」 飛香舎の別名。庭(壺)に藤を栽ふたるより名づく(ひぎやうしや)を見よ。

ふぢつぼのうへのおつぼね 「藤壺上ノ御局」 うへのおつぼね(上ノ御局)を見よ。

ふぢばかま 「藤袴」 中古衣の重れの色の配合上の名稱。表紫・裏も同じ。八月之を著用す。

ふづ系 「文杖」 (ふんぢぢやう)を見よ。

ふつしやう系 「佛生會」 陰曆四月八日に行はるゝ佛事。釋迦の誕生日に當る。此の日佛の像に香水を灌ぐ式あり。委しくは、くわんぶつ(灌佛)を見よ。

ふつみやう系 「佛名會」 朝廷にて行はれし法會の一。諸佛の名號を唱へて罪障を懺悔する義。毎年十二月十五日

ふぢつぼ—ふつみやう系

より十七日まで三箇夜之れを行ふ、後には十九日より三夜となり、終に一夜となりたり。此の儀式は、初めは清涼殿にて修せられしが、後には弘徽殿・常寧殿等にも行はれたり。公事根源に「げふより廿一日まで三箇日なり。或は一夜も例あり。仁壽殿の御木尊を移して御帳の中にかけて、南の額の中に、又南北に机をたてて佛像塔形を置く、佛前に香華などを供ふ。廂に地獄變の御屏風を立つ。出居の次將最勝講の如し、出居の前に、火櫃に折松せさす、女孺之をつとむ、公廂廂に著す、初夜・中夜・後夜、おのゝ御導師かはる、さし油藏人これを勤む、

かげけ綿の事あり、衣笠の蓋に綿を入れて、簀子ノ北の方に内侍の簾下といひて、みすを掛けて出だす、藏人御導師の方につくるなり、事果て、名諷あり、所ノ衆瀧口まで皆名のる、柏梨の勳盃などいふ事あり(中略)此の佛名といふは諸佛の名號を唱へて六根の罪を滅する心なり云々、寶龜五年十二月より始まる」と見えたり。

ふでとり 「執筆」 武家の職名。將軍家の右筆に對して、私に置けるものを筆とりといふ。「いぢひつ(右筆)ものかき(物書)参照」。

ふどくたいへいらく 「武德太平樂」 舞樂の名。わらだいはじんらく(皇帝破陣樂)を見よ。

ふでとり—ふどくたいへいらく

ふとくてん 「武徳殿」 朝廷にて武技を演ずる所。大内裡、殿富門内、眞言院の西に在り。駒奉・御馬奏・騎射・競馬等を行はるゝ時、天皇此處に臨御し給ふ所にして、外垣の南及び東西に通門各二箇所あり、別に名號なし。もとは、馬場殿・馬埒殿・弓場殿など稱したりしが、弘仁九年五月五日、嵯峨天皇、此處に騎射の天覽ありて、武徳殿の稱あり。

ふどろのさう 「不動倉」 諸國の穀を貯積し置きて非常の備とする倉庫をいふ。公事根源、吉書奏の條に「諸國の守、鑰給はりて不動の倉開かむと申す文なり云々」と見えたり。此の倉庫の出納は頗る嚴重にして、其の鑰をば國司の手に委せず、太政官より中務省に下して保管せしめ、出すべき時は官符を待ちて國司に鑰を授くる規定なりきとぞ。

ふどの 「文殿」 太政官構内の西南隅に在つて朝廷の公文・雜書を置く所。延喜太政官式に「凡太政官及左右文殿・雜書、不得闕外」又「凡左右文殿公文者、史一人永勾當、其預左右史生各二人毎年二月相替」と見えたり。又院中にも文殿あり。ゐんのふどの(院文殿)を見よ。

ふとまに 「太古・太兆」 上古のトの稱。鹿の肩骨を燒きて、其の面に生ずる龜裂の文によりて吉凶を判するなり。

ふとん 「蒲團」 古の圓座をいふ。蒲といふ草の葉にて圓く組み立てたる故にいふ。(「あらうだ」参照)眞丈雜記に「今の世夜具の内に蒲團と云ふ物あり、古はしとれと云也、蒲團といふは圓座の事也、しとれの事をふとんといふは誤り也、夜のしとれをば公家にては、よるのおましとも、御すべりとも被申由也、古はしとれの上にもむしろを敷きて寝ぬる事なり。」と見えたり。

ふなぶつみ 「舟包」 布施の別名。紙に包みたる錢をいふ。布施とは僧に施す品物のこと。公事根源灌佛の條に「上達部我が布施の舟づゝみを持つて御殿の長押の上なる白木机に置いて次第に座に著く云々」と見えて、昔は鳥目(チヤウモク)を紙に包みて公卿持参して佛前におきたるを、一條帝の長保五年より改まりて紙を用ふる事となりぬとぞ。

ふなぶぎやう 「船奉行」 武家の職名。船大將・海賊大將・船手衆ともいふ。平家物語逆櫓の條に「五艘の船と申すは冠者の船、後藤兵衛父子・金子兄弟・淀江内忠俊とて舟奉行の乗たる舟なり」と見え、武家名目抄に「船奉行は

船頭・水主等を指揮して舟船の事を沙汰する長官なり、この職はもと世職にてさるべき津々浦々に居住せしものと見ゆ、云々。足利殿の頃はこれを海賊大將・船大將などもよべり、されば永祿・天正の頃に至りては、大かた舟奉行・舟手衆などいへることなかりけれど、常の辭には海賊衆とよべるかたも多くいできにけり、殊に東國にては海賊といふを通稱のごとくおもひたりしとみえたりといへり。

ふのちちとり 「府内取」 相撲節會前に行ふ下稽古をいふ。ちちとり(内取)を見よ。

ふのまひ 「武舞」 干戈を用ふる舞樂をいふ。「ぶがく舞樂」参照。

ふのくわんにん 「府内官人」 近衛府の將監・將曹・府生をいふ。公事根源春日祭の條に「府の官人摺袴著て舞人つとむ」と見えたり。「このふ(近衛府)参照」。

ふばこ 「文箱・文笥」 書状を納るゝ箱。「ふみばこ」又狀箱とも云ふ。伊勢物語に「男いたうめでふみばこに入れて、もてありくとぞいふなる」と見えれば、古くよりありしものならん、然れども中古は文杖に書状をはさみ、或は木・草などつけて遣はすことありて、文笥の用稀なりしが、室町時代より江戸時代にかけて盛に行はれ、消息を遣り取りするに男女共に之を用ひたり。

ふびと 「史」 姓の一種。古事記傳には、書人の意なる由いへり。履仲天皇の時、諸國に史を置き、其の國の言事を記録せしめられたるより徴するに、史はもと職名なりしが、後に至りて姓となりしなるべし。

ふまい 「夫米」 江戸時代夫役の代りに納むる米。又金にて納むるを夫金と稱す。夫米は、諸侯・旗本等の領地・知行所より出すものにして、地方凡例録に「夫米・夫金は御料には無之、私領計に有る也、往古は領地・知行所より人夫を呼び遣ひたる由、大番にて京都詰等有之節は夫人を京都へ呼び遣ひ、又江戸屋敷にても、人夫とて遣ひたる處、遠方の村々、京・江戸に永く詰めては農業にも差支、人々入用も相掛り難儀を致し、又地頭の方にては在郷の夫人用事の便宜しからざる故、高に何程と夫米相納めさせ、人夫にて呼び遣ふ事は止めたり」と見ゆ。

ふみのつかさ 「書司」 大寶令の制に置ける官司。后宮十二司の一なり。御書物及び紙筆・几案・樂器等の事を掌る。ふみばこ 「文箱」 (ふばこ)を見よ。ふみばさみ 「文挾」 ふんちやう(文杖)を見よ。ふんがく 「文學」 大寶令の制にて朝廷より親王家に賜はるゝ官人。學藝を教授することを掌る、即ち侍講なり。ふんがけ 「踏懸」 (ふがけ)を見よ。

ふんごみ 「踏込」袴の一種。歴世服飾考云、踏込は袴と股引の間のものにて、近世まで武家の從僕武事調習の時。又火事場等に出る時用ふる服なり、もと兵具なるべし」といへり。

ふんじん 「文人」もんじやうせい(文章生)を見よ。

ふんしやうはかせ 「文章博士」(もんじやうはかせ)を見よ。

ふんたい 「文臺」書籍・短冊等を載する臺。もとは「文臺の宮」といふ。西宮記六の卷九日寛宴の條に「左少將兼村取・韻器・昇・自・東階・入・文臺宮、退下。又「開・韻器封・置・簞蓋」とも見え、増鏡老の涙の卷に「其の後、和歌の披講はじまる、爲道朝臣もとをしの袍につぼおひて弓に懷紙をとりぐして上達部の座の上をとほりて階の間より入て文臺の上におく、其の外の殿上人どもの歌は一つにとりあつめて信輔一度に文臺におく」と見えたり。而して新儀式なる行幸朱雀院「召文人・井試・擬文章生」事の條に「近衛次將二人昇・文臺」とあるによりて其の形も大なりしことを知るべし、後世詩歌の會に用ふるものは形も小さくなり、長二尺、廣一尺二寸、高三寸位のものとされり。松の落葉に云く、今の世、歌のまどゐに文臺といふは、歌かける懷紙の上に置くものなり、古へは文臺宮といひて、むねとは詩のまどゐにて韻字を宮に入れ置

事行はるゝ時、地下の官人文書を挟みて庭上より殿上の人に差上ぐるなり、又殿上にても攝關・大臣へ文書を上る時、上卿・藏人など近く寄る事は憚りなる故、遠く坐して文挾に文書を夾みてさし上る事なり、藏人の天子へ文書を御覽に入るゝ時も遠く坐して、文挾に文書を夾みて奉るなり、文刺とも書くゝあるにて知るべし。

ふんづゑ 「文杖」(ふんぢやう)を見よ。

ふんのまひ 「文、舞」干戈を用ひざる舞樂をいふ。「ふがく(舞樂)参照」。

ぶもん 「武門」武家の門流をいふ。吾妻鏡云「元暦二年十月廿三日壬申、前對馬守親光爲公家、爲武門、抽大功、訖而不意被改任國云々」、又應仁略記に云「そもそも一天安全にして萬榮之春秋をむかふる事は、武門の精徳より出で國家の安泰を復す、云々」など見えたり。「ふし(武士)参照」。

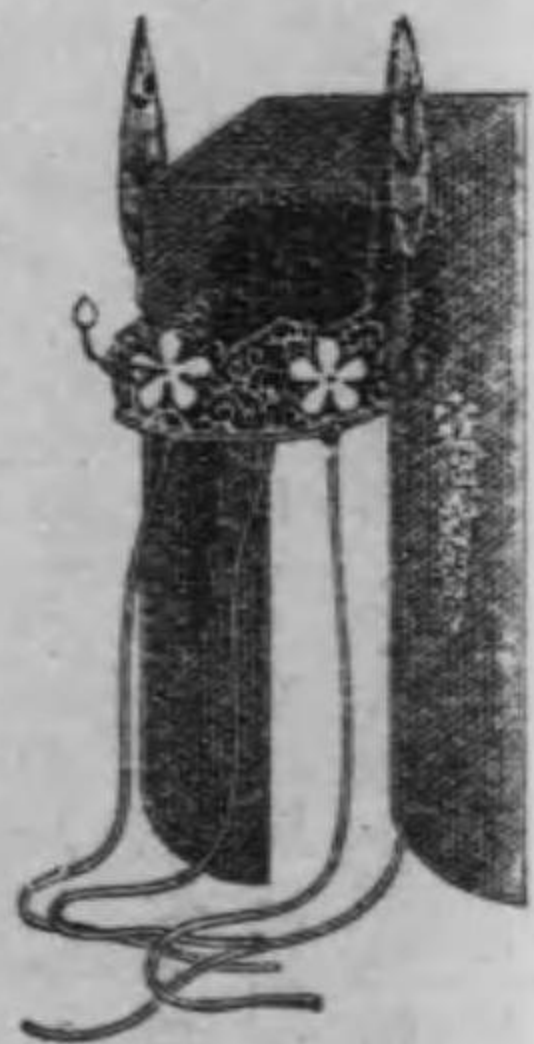
ふよげゆじやう 「不與解由狀」(げゆしやう)解由狀を見よ。
ぶらいくわん 「武禮冠」朝臣禮服の時に用ふる冠。貞觀・延喜の式に據れば、近衛の大・中・少將を始め、衛門・兵衛の督・佐に至る迄齊しく冠用せし由なれども、近古の制には、大將代のみに限れたり。其の製作は、紫の綸子にて、五山冠を作り、其の周圍に花唐草を透彫にしたる薄金

き、又とり出で其の蓋の上におきつるなり、歌をもさやうにぞしける、古書に數多見えたる中には、簞をばぶきて文臺とばかりも書けることあるによりて、これは簞にはあらしと心得あやまりて、中ごろより後に今のやうには作りなせるにこそあるらめ云々とあるにて知るべし。

ふんちん 「文鎮」書物・文書・紙などの重しに用ふる具。御飾記に「杉原一帖、上に文沈を置かる」。三好義長享御成之記に「文臺に引合、杉原の上に文鎮置之」など見えたり。

ふんぢやう 「文杖」貴人に文書を奉る時に用ふる具。奏杖とも、文夾ともいふ。其の製、長さ五尺ばかりなる木の杖の、端に鳥の嘴狀に作りて之を鳥口といひ、其の嘴の間に文書を挟む。普通白木の杖なれども、殿上に用ふるは黒塗なり。古くは竹取物語に「ひとりの男、

ふばさみに文をはさみて申す、作物所のつかさのたくみあやべのうちまる申さく」と見え。大鏡時平傳に「座に著きて、こときびしくさだめのいしり給ふに、此の史、文挾にふみはさみて、いとたかやかにならして侍りけるに、云々」。建武年中行事に「辨官・藏人など吉書そうもんすれば、畫御座にて御覽す、辨官もしくは藏人文杖にはさみて奏す」と見えて。安齋隨筆に「是は禁中にて公



(武禮冠の四)

を張り、其の上に黒羅を張りたる、箱やうの物を載せ、前面の左右の上方に山雉の羽三枚づゝを差したり。蓋し唐朝武弁冠の、金蟬・貂尾を以て飾れる風を一變して製せしものならむ。武弁冠は三禮圖に見ゆ、其の様わが武禮冠に同じ。

ぶらくるん 「豐樂院」古、京都大内裏中、大極殿の四方の一郭。其の廣さ東西五十六丈、南北百三十六丈四尺にして、敷地は長方形なり、正殿を豐樂殿といふ。此の院は朝家、公の宴會の場所にして、毎年の元日・節會、七日、節會を始め、臨時の悠紀・主基節會等を此處にて行はれたり。然るに高倉天皇、治承元年四月二十八日、樋口宮小路の大火に類焼して以後、七百餘年再興の事なかりき。

ぶらくてん 「豐樂殿」豐樂院の正殿(ぶらくるん)参照。南面にして、大き九間四面の二重造り、屋根は瓦葺にして棟に鴉尾を擧げたり、四方に廂ありて床はすべて敷瓦なり、壇の四方に朱塗の高欄あり、南面に三箇所の階を設く、殿の中央に常に高御座をおき、大嘗會には其の左右に繼壇を設けて東方には悠紀の御帳、西方には主基の御

ふらくもん—ふりそて

張を立つ、元日節會などには高御座の東に皇太子の御座西に、皇后御座を設けらる。

ふらくもん 「豊樂門」 大内裏豊樂院十七門の一。院の南面外の正中門なり。されば拾芥抄には南面外大門といへり。東に禮成、西に崇賢の二門あり、其の構造は、すべて八省院の應天門に倣へりといふ。

ふりそて 「振袖」 もとは小袖の腋の下を明けたるものなにいひ、近世は殊に袖を長くして縫ひたるものをいふ。古は男女、元服以前の衣服なり。元服して常の長さに縮むるを留袖といふ。貞丈雜記に「小袖にふり袖とめ袖と云ふ事、昔はなき事也、舊記に見えず、小兒は陽氣さかんにて身の熱氣を、もらさざれば病をわづらふ事ある故小袖の左右の脇袖の下の邊に口をあけて、いきをぬくなり、袖を長くする事なし、是をわきあげと云ふ也、藤中舊記に、わきあげと云ふ事あるは、此の事なり、今は八ッ口といふ、わきあげの體、袖の下の所、身ごろをはなれて、今のふり袖の短き様にありしより、次第に袖を長くして風流にしたる也、寛文中の比までは、女子のふり袖一尺四五寸許なるを十六七歳の人着るを、其の比は大ふり袖とて昔なき長袖也と申しける由、古老の物語也、今いよ／＼長くなりて、二尺四五寸に成りたる也、

はもとほ地上を曳く料なりしを、後に毬杖にならひて、之を取り放ちて玉の代用とし、ふり／＼の紐を持ちて振り廻らして椎の代用として玉を打ちとめし故に毬杖と同物の如くなりしなるべしと見えたり。(きつちやう)参照。

ふりふり 「布里布里」 的一種。又歩射の名稱にもいふ。夏草に云「ふり／＼」的のこしらへやう圓物に同じ、大さは定りなし、圓物より小さくするなり裏に革の乳二つ付けて綱を貫きて上の横串に兩方に結び付るなり、串も圓物の如し、地より上六寸より少し高く懸るなり、云々ふり／＼は上にばかり綱を付て吊り置く故矢中れば的はれ上りて上の横串に巻きつくなり云々強くまきつめたるは又巻もどすなり、其のまきもどしたる數をも數に入るなり、其の巻數の多少によりて賭物の取やう差別あり。云々ふり／＼は各弓勢の強弱をあらそふなり、弓勢強ければ巻數多し」と「まど」(的)参照。

ふりやうし 「部領使」 (ことりづかひ)を見よ。
ふるまのかはころも 「貂裘」 貂の毛皮にて作れる衣。「ふるま」は黒貂と書き、朝鮮地方に産する獸の名なり。

ふりふり—ふるまのかはころも

ふりつづみ—ふりふり

云々しとあるにて知るべし。

ふりつづみ 「鼓」 雅樂に用ふる鼓の一種。左右に振り動かして鳴らすものなり。其の製、二小鼓を交互に重ねて柄を貫きたり。小兒の玩具にもしたる由、榮花物語に見えたり。

ふりふり 「碌碡」 男兒正月の玩弄物。魔を除くとして年始の贈物に用ひて、之を祝物とせり。本草啓蒙に「碌碡は田器なり、形瓜の如くにして六稜あり、兩頭に索ありて土上をひきて地面を平にする具なり、三才圖會授時通考等に圖を載す、本邦正月兒戲のふり／＼は、この形に象るなり」と見え、日次記事(通考)に十二月市中の賣物を並べいへる條に「毬及毬杖、部里々々、羽古義板」とあれば、女子の羽子板を弄ぶと共に男子は毬杖、ふり／＼を正月のもてあそびものとせしなるべし。骨董集に云ふ。

正月男兒にふり／＼をもてあそばせしは、年始に農事のまねびをさせ農事をすゝむる意なるべしと。其の製、槌の形したるものに、高砂の尉姥などの圖を彩色繪とす、柄(古制)に紐をつけて振りなす、又此を振々、毬杖とも云ふは、其の兩側につけたる丸き車の如きもの



へい 「幣」 (みてぐら)を見よ。

へいあんきやう 「平安京」 桓武天皇以來明治の初年まで帝都たりし地をいふ。延暦十三年十一月八日詔して、「此國山河襟帶、自然成城、因此形勝、宜改山背國爲山城國、子來之民、謳歌之聲、異口同辭、號曰平安京、今宜從之、云々」と、茲に於て平安京の號定まりぬ。當時の制を按ずるに、北は一條より、南は九條にいたり、東は京極より、西は西京極に至る、其の地程東西一千五百四丈、南北一千七百五十三丈、南の正面に羅城門あり、城中に東西堀川・東西大宮川・西洞院川等あり、道路は東西に九條の大路と二十六の小路と通じ、南北は朱雀大路を中心とす、廣二十八丈、其の東を左京、西を右京とし、各四條の大路と十一の小路を通ず、其の坊は、左右京に北邊・桃花・銅駝の三坊、及び左京に教業・永昌・宣風・淳風・安衆・崇仁・陶化の七坊、右京に豐財・永寧・宣義・光德・毓財・延喜開建の七坊あり、方四十丈を町とし、四町を保とし、四保を坊とし四坊を條とす、皇居は、一條二條の間に在りて、東は東大宮より、西は西大宮に至る。きりじやう(宮城)参照。

へいあんぐら 「平安宮」 平安京の宮城の稱。又平安城とも云ふ。きりじやう(宮城)を見よ。

へい—へいあんぐら

へいか 「陛下」 天皇の敬稱。大寶令の制に「陛下、上表、所稱」とあるは蓋し唐六典の制に従へるなり。陛下とは正殿に昇る階段なり。唐土に於ては、侍臣この階下に兵を執つて警衛す。群臣直に天子を指すを憚つて、陛下に在る者呼びたるに起り、遂に尊稱となれるなり。

へいけん 「平絹」 絹の一種。海人藻芥に「凡絹有_二四種_一、謂_二ユル長絹・平絹・細絹・鹿絹_一是也」とありて、平絹は文なき絹布にして、今の羽二重のことなり。主に装束の裏に用ひるものなれども、又五位以下の袴・表袴等にも用ふ。冬の料には練絹にて織目をすかさず、夏の料には生絹にて編目をすかして織るなりといふ。

へいし 「兵司」 大寶令の制に置ける後宮十二司の一。つはものつかさとも訓む。兵庫寮より御用の兵器を出して差上ぐることを掌る。職員に尙兵・典兵及び女嬪あり。

へいじゆ 「陪從」 古代神樂の管絃に従事するもの。地下の樂人なり。近衛使に陪從する義なりといふ。枕草子に「臨時の祭(中略)試樂もいとをかし、(中略)べいじゆも其の日は御前に出づるぞかし」祭花物語うらゝの分の巻に「うまのすけたかよしといひて、歌うたひ、折ふしの陪從などに召さるゝありけり」など見えたり。

へいしゆつじ 「平出闕字」 文章中、天皇及び高貴の人へいしゆつじ 「平内」 平氏にして内舍人たる者の稱。うちぬり(内舍人)を見よ。

へいはく 「幣帛」 神に奉獻する物の總稱。みてくら(幣)を見よ。

へいふく 「平伏」 敬禮の作法。真丈雜記に「平伏とは兩手をつき頭を下げ、ひれふして禮をする也」と見ゆ。古は蹲踞も平伏も兩膝を起て、足掌及び臀を座に著け、而も頭を低るゝことの輕重を區別せしが如く、平伏は即ち蹲踞の輕きものなりといふ。つくば(蹲踞)参照。

へいまし 「兵馬司」 (ひやうまし)と訓む。同條を見よ。

へう 「標」 朝廷公事の時、百官の列行を定むべき標木をいふ。しめとも訓む。建武年中行事、元日節會の條に「外辨の公卿門の左の月びらより入りて、次第に標につく、第一の人あるなり云々」と見えたり。

へうざらるん 「廟倉院」 大學寮郭内の一院。先聖・先師・九哲の影像及び祭器を納むる所をいふ。

へいのやま 「標ノ山」 中古大嘗祭の時に曳き廻る飾物。もとほ悠紀・主基の兩國司を始め、關係諸員の悠紀方・主基方と別かれて參列するため、木札或は標識となるべき物を立てたるに始まり、次第に虚飾になりて蓬萊・靈山等のめでたき物を立つる様になり、之をヒチノ山と稱へ

の敬稱の書き様。夏山雜談云「文章の法に、平出闕字の二品あり、平出は上へ掲て本行と平等に書く、闕字とは一字欠を云ふなり、委しくは公式令に見えたり。明の法などには違ひあり、近頃印行の書物を見るに、異國の法のやうに書て、日本の法に違ひたる事多し、書札通用の俗文章には、却て平出闕字はそむかぬなり、明の文章の法に五字擡頭までありとなり、一字擡頭は本行より一字高く書き、二字擡頭とは二字高く書くなり」と。

へいちやう 「兵仗」 「ひやうぢやう」

へいちやうもん 「壁中門」 門の一種。家屋雜考に「正殿の東西にある廂の壁を切通しにしたるを壁中門といひ、又廊なくして築地ばかりなるを屏中門といひ、又是を壁中門ともいふ、武家には廊なくして屏中門にしたる多し、(中略)さて此屏中門の造方、古くより多くは屋根なり、云々。武家には屋根なきを用ひらるゝ例なり云々。三好享御成之記に、御馬の事、壁中門より被_二曳入_一可_二然_一など見えたるも則ち此の屏中門の事なり。後世書院造といふものになりても、玄關の左右には必ず屏中門あり、其の制多くは掛屏にて、所謂壁中門なり、又かた_二く_一をば廊中門にし、かた_二く_一をば廊下にして、切通の設くるものあり、皆古代の遺制なり」といへり。今いふ屏中門は、武家の屏中門ならん

たり。其の製作につきて、尤も意匠を凝らしたる一例として、日本後紀仁明天皇の天長十年十一月の條に見えたる悠紀方の標は、山上に梧桐あり。兩鳳其上に集り、樹中より五色の瑞雲起り雲上に「悠紀近江」の四字を懸く。其の上に日像と、半月像とあり。山前には天老(神仙)及び麒麟あり。其の後に連理の吳竹あり。主基方の標は、慶山の上に恒春樹(瑞木の名女貞の事とも云)を栽る、五色の慶雲を泛め、雲上に又紫霞あり。霞中に「主基備中」の四字を懸く。且山上に四玉母の益地圖を獻する像等と、鳳麟とあり、下に千歳の鶴を立つ。其の大きさは、二丈の高さに過ぐるありて、朱雀門を入る事能はず、半を毀ち、辛うじて引き入れたる例あり。之を引く人夫千人に及び、其の内四十人背摺を著、六十人の宰領を付くなど、記録に見ゆるにて大概の様を察すべし。是れは中古のみならず、足利時代に至つても、大嘗祭行はれし程は廢せられざりき。近世は全く絶えしが、諸神祭に山梓、また山車などとて引出すは、是れ、其の遺制なりと山田の落穂にもいへり。

へきしよ 「壁書」 法令などの張紙をいふ。壁上に貼り置きて、人の注意して遺忘せざらしむるものをいふ。文には一定の法式なし、中頃に至りて書き終りに「仍壁書如件」など書くこととなれり。

へきちりもん 「壁中門」 (へいちりもん)を見よ。

べちなふしよ 「別納所」 院の供御の事を取扱ふ所。「院の別納所」の略なり。別納は、拾芥抄に「大藏省納物割十分之二」爲別納こと見え。江家次第、院雜事に「別納供御飯」とあれば御料の田地より收納せる地子の中より、院の供御に充つる料だけを別に納めたる所なることを知るべし。

べつぎふ 「別給」 王朝時代親王に賜ふ年給をいふ。別勅給の略稱。即ち別勅によりて賜はる意なり。

べつたり 「別當」 本官の外、別に他職に當る義にして、後に本官となれり。(一)僧官にして諸寺の長官として一山を統轄す、支蕃式に「凡諸寺以別當爲長官以三綱爲任用」と見えたり。拾芥抄「別當・座主・長者等、依寺不同」とあり、又蜻蛉日記中、「この寺の別當とおぼしき法師」など見えたり。轉じて(二)大學寮・院廳・藏人所・攝關の政所・藏寺にも別當ありて、何れも其の長官又は上首なり。但し、平治物語に「別當惟方」増鏡に「別當資

朝」など記し、大方は單に別當とのみいふ時は檢非違使の別當のことなり。次條を見よ。

べつたり 「別當」 檢非違使廳の長官。唐名大理卿といふ。又「非違の別當」といふ。參議以上、衛門府兵衛府督を帶する者を撰任す。但し多くは中納言の兼職にして、大納言に任する日、其職を去る例なり。尤も重職なるを以て其人を撰ぶ、百寮訓要抄に、容儀才學富貴譜代近習の五徳を備へ、古事談には之れに成敗を加へて六徳、職原抄には器量有識を加へて七徳兼備の人を補すべきことをいへり。別當を補するには、別に宣旨を下し之を「使の宣旨」といふ。

べつたりせん 「別當宣」 檢非違使廳別當の下文をいふ。又「廳宣」といふ。勅宣に準ぜられ若し違背する者は、違勅の罪によりて罰せられたり。

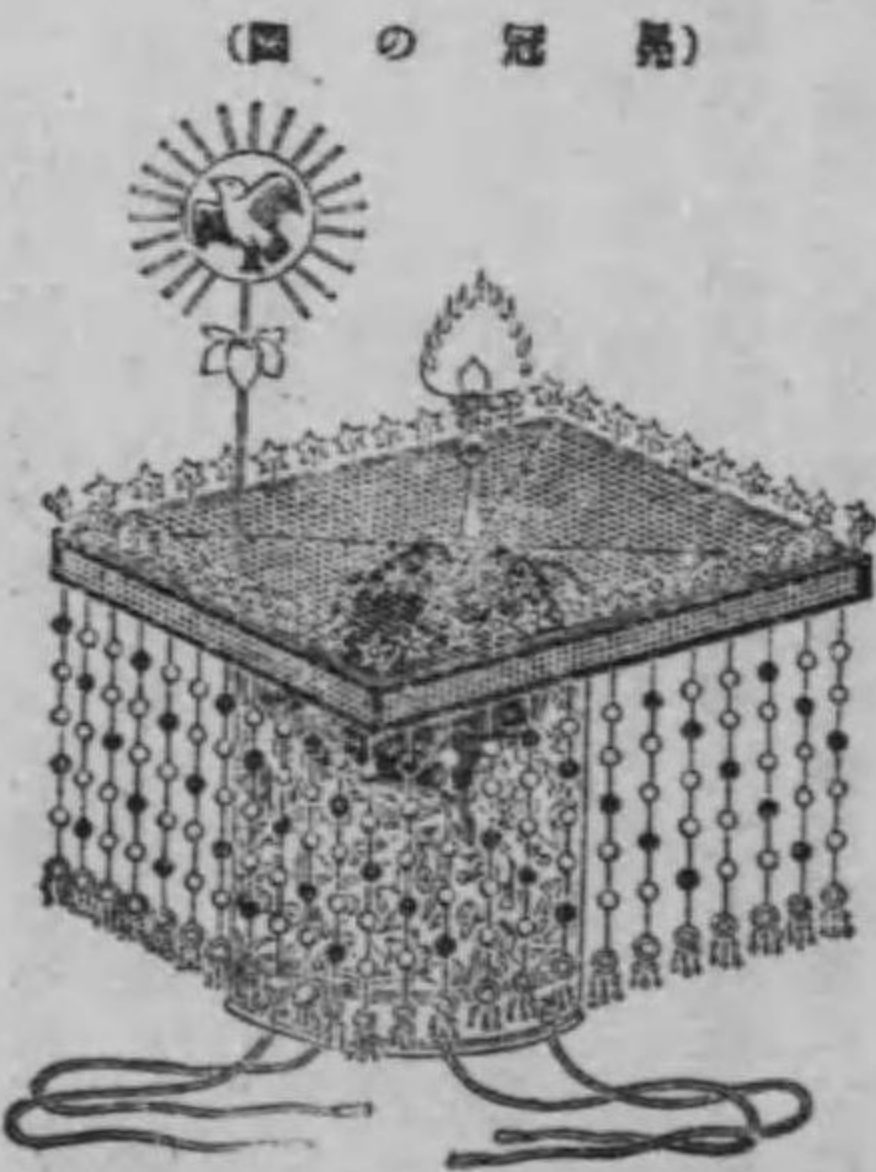
べつちよくしてん 「別勅賜田」 してん(賜田)を見よ。へつなふしよ 「別納所」 「べちなふしよ」とも例なり。同條を見よ。

へん 「版」 朝廷の公事の時、群臣百官の列位を定むる標をいふ。令義解に「謂、朝賀及祭祀定群臣并百官列位之版」とあり。令集解に「割木曰版、列位曰位」と見え、最初は大さ方七寸厚さ五寸、近古以後長さ一尺四寸、

蘭の職」と書せり。

へんる 「版位」 朝廷公事の時、庭上に公卿列位する位次をいふ。「へんに」と訓む故實なり。「へん(版)參照」。

べんくわん 「冕冠」 天皇大儀の日著御の禮冠。一に玉冠ともいふは、五色の玉數百を以て飾るによりてなり。和名抄に「冕、續漢書輿服志曰(冕音免、玉乃冠)冠之前垂旒者也と見え、飾抄に、二儀實錄曰、黃帝制爲冕冠とありて、もと漢士の制なるを、我が朝にも採りて用ひられたるなり。續日本紀



天正四年正月乙巳の條に御大極殿受朝天皇始服冕服とあるが、國史の初見にして、爾來天皇の即位、元正の朝賀等の大儀の日著御の例となりし事、西宮記臨時の部にも記せるが如し。其製は、有職抄に、或記に曰はく天子の御冠、巾子・櫛・凡人の如し。但し三山にあらず、前後に櫛形、羅を以て之を立つる。金の筋ありて髪を押す。金を以て彫りばむ。御巾子の上に、方物一枚を置く。其體折敷の

弘さ八寸五分、厚さ七寸となる。此の版に其の品位を漆にて書く、此の版によりて定むる位次を「版位」といふ。べん 「辨」 大寶令の制に定められたる官。太政官の判官をいふ。左右大・中・少辨あり。左大辨は中務・式部・治部・民部の四省を管し、右大辨は、兵部・刑部・大藏・宮内の四省を管す。此を左辨官局右辨官局といふ。少納言局と併せて「太政官三局」と稱す。其の職掌は八省を分掌し庶事を上よりうけて下に達し、太政官内を糾判し、被管の諸司の宿直を監す。諸所は、太政官内朝、所の北に在りて、「辨官、曹司」といふ。其大辨は左右各一人、從四位上にして太政官中の重職たり、されば名家譜代の輩より撰任し、華族中の才名ある者は、參議を以て兼任したり。中辨左右各一人、正五位上、(後世四位)少辨左右各一人、正五位下、共に名家譜代の人より任す、多くは五位藏人に補して後辨に任す、藏人頭にして中・少辨を兼ね、又近衛中・少將にして之を兼ね、或は遷任するものあり。昔は左・右中辨の中に一人、左右少辨の中に一人の權官を置き、左右大辨と合せて「八辨」といひしが、後には權官は左中辨にのみ置きて「七辨」と稱したり。職原抄に、辨官を漢の尙書郎に當て、尙書郎は親近の官にて、口に鷓舌香を含み、手に蘭を握るといふ故事によりて「握

如し、羅を以て之を作る。金の筋あり、方物の四面の端に、玉を立る壑あり、其の前後に玉の環珞を垂る、各十二旒。其の頂の中央に日形を立る壑あり。傍に向ふ。水精二枚を以て合せ作る、其の中に三足の赤き鳥を立る。日形順光を形どる」とあるにて大様を知るべし。

へんに 「版位」 版によりて定められたる位次をいふ。委しくは、へん(版)を見よ。

へんばい 「反閉」 古代、貴人出御の前に陰陽師の行ふ厭勝法。咒文を唱へて舞踏する作法をいふ。三足反閉・五足反閉・九足反閉等あり。禁秘抄陰陽道の條に「行幸の時反閉行はるゝ事見え、下學集態藝門に、反閉天子出御之時、陰陽家所行也、又謂之禹歩也」とあり。禹歩とは舞踏の足節を云ふ。伊勢貞丈は曰く、「反閉といふは、神拜の時するなり、陰陽師の法なり。三足の反閉、五足のへんばい、九足の反閉などあり、云々。又閉配とも書くなり、古代貴人出御の前、必ず陰陽師をして反閉を行はしむること、舊記に見えたりとて、吾妻鏡建保三年實朝大將に任じ、鶴岡八幡拜賀の際、陰陽少允親職反閉に候せし例を擧げ、又小笠原長秀記を引きて云く「人の起居動靜に五字の閉配とてあるべく候、(中略)五字といふは、天・武・博・亡・烈なり。陰のかよひとは右より二足、

陽のかよひとは左よりふむべし、之を天武平眼の足ともいふ云々(中略)悪しき方角をふみ破る咒禁の方術を行ふ事を、反閉をふむといふなるべきか」と見えたるにて大略其の方法を知るべし。

へんば 「部屋」 家の室の一部の稱。家屋雜考に云「部屋は下部の居る所ゆゑといふ説のあれども、左にあらず。部屋は隔にて、へだつる義なり。是も一家の内を仕切りてへだて置く故の名なり」といへり。

ほ

ほい 「布衣」 布にて製したる狩衣の稱。中古はホワイと稱す。(ほらい)参照。徳川幕府にては無位無官の人の禮服として、強ち布にあらず、平絹にて製す、之を著用する者を布衣格といふ。

ほらちて (類當) 鐵面の一種。はんぼら(牛頭)を見よ。

ほらい 「布衣」 公家にて狩衣の別稱。武家にては青侍の著用する場合に限りて狩衣を布衣といふ。西三條家裝束抄に「布衣狩衣者色不定、若年ノ時ハ紅梅崩木ノ淨織物、盛年ハ堅織物ノ遠文、十五未滿ノ時ハ袖拔毛拔形、若キ人ハウスヒラノ組崩木紫紅等ノ打交、次ハ紫白、次ハ薄

色等也、次ハ淺黄、裏ハ表(背カ)色ヲ可用也」と云ひ、和訓栞に「當時布衣のよみくせなり、ほらいとも見ゆ、

和名抄に、かりぎぬと訓す、裁縫もとよりかはることなし、さて院中に布衣始と申すは、御讓位の後、上皇はじめて御狩衣御の規式をいへり、たゞ上下を分たんがために、今は青侍のきるを布衣の音を呼ぶなるべし」といへり。其の製作は全く狩衣と同じく、地質布を用ふるが本義なれども、後世布製の狩衣は下郎の服となりしからに、足利時代には、布狩衣を著して將軍の帶劔を持つ者を布衣の役と稱して職名の如きものあり。徳川時代に至りては、織紋あるを狩衣と名づけ、無紋なるは衣ならずとも布衣といひ習はし、人品によりて著用に差別を生じたり。(かりぎぬ(狩衣)参照)。

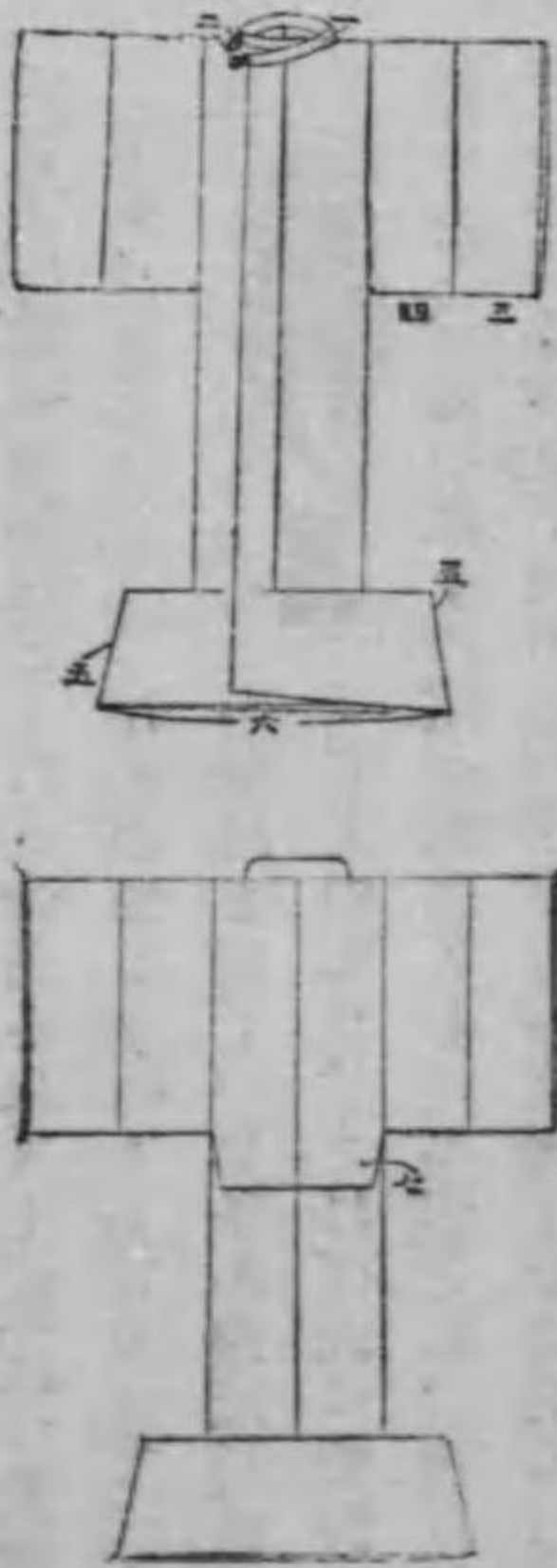
ほらいのやく 「布衣ノ役」 足利時代、將軍の從者の稱。條聞書に「ほう衣の人御輿のきほに御劔をかたげて東寺の南門の前まで被參候」と見えて、貞丈雜記に「布衣とは狩衣の事なり、狩衣を著て、御太刀を持ちて御輿のきわに御供申すを云ふ、御車に召す時も同じ、御參内、御社參其の外、規式を正さるゝ時の事也」と云へり。

ほらいはじめ 「布衣始」 讓位の後、上皇始めて狩衣を著御の儀式。二十卷部類「寛元四年二月十六日、上皇著御布

ほらいのやくーほらいはじめ

衣、白淨綾狩衣、紫織物奴袴、御立烏帽子云々」と見えたり。

ほらえきのほら 「縫腋ノ袍」 中古文官の束帶の表衣の稱。和名抄に「萬部波之乃岐奴」と書す。袍は束帶の表衣にして、文官と武官と其の製を異にす。縫腋といふは、袖の下より兩腋を縫ひ塞ぎたればなり。下に襦とて一幅の絹を横につく、又袍の後にハコエとて袋の如く縫ひて垂る、これ武官の料たる胸臑と異なる所なり。扱て縫腋袍は、(一)襟は丸く咽喉を覆ふやうにす、これを圓領とも整領とも云ひ、俗に首上ともいふ。昔は幅廣くして下衣を覆はさりしが、風俗の華侈に伴ひて幅を狭くして下衣の襟を麗しく出だす事となれり。(二)襟を合せたる所



は、もと「入れ紐」とて長き紐を襟の中に通して其の餘れにて結びたりしが、後世はトンボウ結びとて丸く結び固めしものを大領の方につけて男紐と名づけ、右肩の所オホクビの小さき輪紐をつけ女紐と名づけ、彼を此に掛くるやう

ほらえきのほら

にした。袖は二幅にして(四)奥袖と(三)鱗袖と稱す。
(六)襦は裾にして、元は一幅の布を用ひし由なるが、後世は八寸程にして、左右兩脇に耳を出だして、之れを(五)アササキといふ。(七)ハコエは袍の後、帯程の所にありて、其の名義は、按ずるに、袍の長さは著丈の下に一幅の襦をつけたるものなれば、身に餘りて長きを、昔は前後とも能き程に引き上げ、ふくだめて著たりけむ、其の證は雅亮裝束抄下布袴の事とある條に「きぬ指貫うるはしく著て、其の上を下懸著て、表の衣(袍)に尻作りて帶さして云々」とある、即ち尻作るとは、ハコエを立つる事なり。さるを後世は著るに其の煩はしきを避けて、袋の如く縫ひ、前方のみを帯の上に引き上げて著るに至りしならむ。縫腋の袍は文官の料なれども、武官とても儀仗以外の日には之れを著用せり。

ほろくわん 「寶冠」の四

冠 古代、即位・朝賀等の大儀に女帝著御の禮冠。冠帽圍會に上の如き圖を載せたり。



されども其の製精しく記せるものなし。

ほろけい 「寶髻」 貴婦人の髪飾。寶髻の名、大寶令の衣服令中、内親王禮服の條に見えて、義解に謂以金玉飾髪緒、故云寶髻とありて、髪上げしたる髻の上を飾るに寶玉を鑲め透彫などしたる金具を以てし、鳳或は龍、麟

(寶髻の四) などの形を立物としたるにて、之を位驗と稱し、男子の禮冠に匹敵するものなり。されば此は髪飾の稱にして、彼の釵子の類の本名ともいふべきを、後には寶髻を飾るべき下地の髪結び方を寶髻といひならはしたるならむ。さて此の寶髻の形状は、安齋隨筆に「上ツ代の結髪といふは、垂髪を頂の上へ取りあげて瘤の如くにし、其れを結で釵子を刺すなり」といへり。



ほろけつ 「鳳闕」 皇居の別稱。(くわちきよ)を見よ。

ほろこ 「封戸」 (ふこ)を見よ。

ほろこ 「封戸」 (ふこ)を見よ。

ほろこ 「布袴」 裝束の名。束帯に次げる平服の一にして、袍を著て下懸指貫を著し、劔・笏を帶せる裝をいふ。公事にあらざる時に著用し、又攝政、直廬にて敍位除目を行ふ時、或は大員等拜賀の時、若しくは春日詣の御前の辨、少納言等も著用し、將軍家も用ひたり。夏は帷に重張單衣を著用す。布袴の装には、無文丸額帶及び野劔を佩く

といふ。貞丈雜記に「天皇の奉書は繪旨にして辨・藏人之を承にり、上皇・法皇の奉書は院宣にして院司之を承はり、春宮・女院の奉書は令旨にして坊官又は院司之を承はり、三位以上の家にては「御教書」と稱し家司之を承はる、多くは奉書の末なる奉行人の名の下に奉の字を小さく書したり」といへり。「みけろじよ(御教書)参照」。

ほろしよがみ 「奉書紙」 職文なく肌理美なる檀紙の名。中古以後主として奉書に用ふる故に名づく。單に「奉書」ともいふ。大廣・大前廣・大中小の別あり。大廣縦一尺四寸五分、横一尺九寸五分。御前廣又中廣とも五五廣ともいふ。縦一尺三寸五分、横一尺八寸五分。大奉書は本政ともいふ。縦一尺三寸、横一尺八寸。中奉書は間政ともいふ。縦一尺二寸、横一尺六寸七分。小奉書は上判ともいふ。縦一尺九寸、横一尺五寸五分なり。

ほろだて 「録立」 服の名所。録は「さき」なり録をいふ。即ち矢の根をさす箱の如き所をいふ。平家物語に、覺明はえびらのほうだてより小硯・疊紙取出して云々。又えびらのほうだて打ちたいき関をどつとぞつくりける」などあるにて知るべし。「ほうだて(傍立)参照」。

ほろひき 「寶引」 正月行はれし遊戯の一。圖をひきし人に物を取らするをいふ。西鶴繪留に「さる大名方に御吉

こと故實とす。大鏡卷三に「此の頼忠のおとりの人におはしまし、かど、御直衣にて内に參り給ふこと侍らざりき、奏せさせ給ふ事ある折は、布袴にてぞ參り給ふ」と見え、雅亮裝束抄に「布袴といふ事あり、衣指貫うるはしく著て、其の上を下懸著て表の衣(袍)に尻作りて、帶さして笏を持つなり云々」、桃花葉葉に「布袴、事常の袍に著下懸指貫是を布袴といふ、著用、事は、可隨先規也、布袴之時は、無文丸額帶、野太刀を帶する由云云、又布袴に不帶劔事も有る也」と見えたり。畢竟布袴は束帯の装にて、表袴をはかず、指貫を用ひたるなり。

ほろしゆんもん 「逢春門」 大内裏豐樂院の門。又東郭中門ともいふ。豐樂院の東方にあり、此門の北に栖霞樓あり。

ほろしよ 「奉書」 紙の名。ほろしよがみ(奉書紙)を見よ。ほろしよ 「奉書」 上意を承けて傳達する公文書。奉は承るの意、奉る人より稱したる名目にして、文書の正稱にあらず。繪旨・院宣・令旨・御教書・御内書などは、皆天皇・上皇・春宮・女院、又は將軍の奉書にして、江戸時代には老中が將軍の旨を奉じて出す公文書を稱し、老中署名花押を爲し、之を諸公に渡す時には老中の使者を以てせり

例として正月三日の夜、大書院にて家久しき者ばかり召よせられ、寶引を仰付られける、ふすま障子の内より、五色の長緒を數百筋投出して、手毎に一筋づゝ引取、此の緒の末に付置れし物を下されける、小せう引出す繩に、桑の木の鐘木杖、家老職の引出す繩に銀錢一貫文、或は唐織の巻物、御物拵の脇差、白の古きにあたるもあり、提重箱・長刀・印籠・巾着・日傘・張子の夜著蒲團・ふり杓子をとるもあり」と云へり。いと近き頃福引とて行ふすまみは、此の寶引と混じたるなり。ふくびき(福引)参照。古く續日本紀に「天平二年正月辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、晚頭移幸皇后宮、百官主典已上、陪從踏歌、且奏、且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探短簾、書以仁義禮智信ノ五字、隨其字而賜物、得仁者繩也、義者絲也、禮者綿也、智者布也、信者段常布也」とある、即ち其の性質に於て寶引と同じものなり。

ほろへい 「奉幣」 幣帛を神社に獻するをいふ。又大嘗會の時、伊勢大神宮を初め、五畿七道の大小神社三千百三十二座に幣帛を奉るを「大奉幣」ともいふ。其使を「奉幣使」といふ。臨時の奉幣には汎く五位以上の人を卜定して之れに充つれども、或は其の神社によりて姓氏の定まれるもあり、而して其の奉幣には宣命あり、社によりて

其の宣命の紙を異にすることあり。伊勢神宮には標色を用ひ、賀茂神社には紅色を用ひ、其他は黄色を用ふる類なり。

ほろへいし 「奉幣使」 ほろへい(奉幣)を見よ。

ほろれん 「風聲」 天皇乘御の輿の一種。屋形の上に金風を据ゑたるより名づく。又鸞輿ともいふ。鸞と書けども輪あるものにあらず、全く肩に昇く輿なり。御即位・大嘗會・朝親行幸など最も重大なる節會行幸の時に用ふ。されど延喜の帝野の行幸の時、鷹の雉を獲りながら御輿の風の上に飛び来て居たるが似合はしく輿ありし由、大鏡に見え、又後堀河天皇寛喜元年八月、御方違の行幸に、錦小路大宮邊にて御輿の風の落ちたる事、百練抄に見えれば稀には斯かる異例も有りつと見えたり。



ほかる 「行器」 食物を盛りて持ち運ぶに用ふる具。形圓くして高く、蓋あり、三脚ありて脚は外に反る。和訓栞云「ほかる、行器をいふ、江家次第に外居と書り、足の外へ反りたるをいふにや、大外居とも見ゆ。此の器を首桶



の代用にせること、保元物語に爲義の子どもの首を切りて行器に入れたる事、見えたり。

ほくめん 「北面」 上皇の院御所警衛の武士の稱。白河院の時始めて之を置く、院の北面に同じ。又「きたおもて」とも訓む。院の御所の北面に居りて警衛するを以て名づく。北面に上・下あり。洞院家記に「上北面以殿上北面二ヶ間、爲其ノ所、下北面制、北築地有五間屋、以三件屋爲其所」と見え。名目抄に上北面は諸大夫の四位・五位を以て任じ、下北面は侍六位を以て任ずと見ゆ。之を北面の下臈ともいふ。下北面の伺候する所を「武者所」とも單に「所」ともいひ、やがては下北面の武士をも武者所とも、武者とも稱するに至れり。

ほくめん(北面)を見よ。ほくめん(北面)を見よ。ほくめん(北面)を見よ。

ほくめん(北面)を見よ。ほくめん(北面)を見よ。ほくめん(北面)を見よ。

武天皇、橿原宮に即位し給ふ時の事を載せて「饒速日命帥内物部造備矛楯(中略)然後物部乃立矛楯大伴來目建、仗開門令朝四方之國、以觀天位之貴」と見えたり。尋で文武天皇、二年十一月大嘗會の儀式に矛を飾りしことあり。大寶の儀制令にも儀矛は、太政大臣四卒、左右大臣二卒、大納言一卒と見ゆ。爾來即位大嘗會等の大儀には必ず之を飾ることなれり。又神祇令の義解に、矛を住吉神に奉ることあれば、古くより神幣にも用ひられ、後世重なる神社の神寶として必ず、これありて、祭祀に神輿の渡御に先ちて儀仗として用ひたり。

ほし 「星」 兜の鉢にある凸形の疣をいふ。兜に此の星あるものを星兜と稱す、而して星の種類によりて大星・中星・椎形小星・いか星等の名あり。保元物語白河殿攻めの條に「爲朝、兄義朝を奇す所に、爲朝、例の大矢を打ちつがひ、堅めてひようと射る、思ふ矢壺を誤らず、下野守の兜の星を射削りて餘る矢が寶莊殿院の門の方立にぞ立つたりける」と見えたり。

ほしかぶと 「星兜」 鉢に星ある兜をいふ。此の星の白く磨きたるを星白兜と稱す。凡て星兜は、太刀除其の他の便あり、且つ大に勇猛の威を示すものなれば、大將は大槪之を著したり。保元物語官軍方々へ手分けの條に、源

親治が都へ上る時の装をかきて、「白青の狩衣に、淺黄絲の鏡に、上折したる烏帽子の上に白星の兜を著」とあるこれなり。

ほししろかぶと 「星白兜」 ほしかぶと(星兜)を見よ。

ほしのくらは 「星ノ位」 殿上人の異稱。後漢書に「即官上應三列宿」出宰百里」とある列宿の意より出で、賴政集に「昇殿の後四位して侍りし時亮君顯昭よろこび言ひつかはすとて。」ことわりや雲井に昇る君なれば星の位もまさるなりけり。又風雅集春上の、後法性寺入道の歌には「たちそむる春の光と見ゆるかな星をつらぬる雲の上人」と見えたり。

ほしやち 「歩障」 婦人外出の時に用ふる具。名目抄喪服篇に「歩障天子大行之時所用之」とあり、又同篇に行障の名目ありて註なし。倭名類聚抄屏障具の部に「行障、唐蘭簿令曰、行障六具とありて倭名を脱す、又喪送具の部に「歩障、喪禮圖云、白布帷以障婦人」今案に俗に用ふる歩障とありて、共に倭名なし、大塚嘉樹云「歩障の名義和漢一にして其の品は異なり、土佐家の古畫なる由にて、歩障又行障と云ふものは、婦人の歩行する者、踏頭の間、檜の笈を作りて帛を覆ひて自ら左右の手にて捧げ行く體なり、今の世被の如し」と。名目抄註に、四角のわくを絹にて張り、

冠り行く也とあり。按に行障は別なり。几帳の如く御棺の左右に覆ふ幕にて、横長く張り、前後の人之を捧げ行くなり。

ほそえい 「細纏」



冠の櫻の一種。もと幅狭き絹にて作る、後には織物を用ひす、鯨骨ばかり二筋を輪にして挟みおく、六位以下の武官并に六位藏人之を用ひたり。「えい(櫻)参照」。

ほそ系ほし 「細烏帽子」

細長き立烏帽子をいふ。細立烏帽子ともいふ。初めは武官の料にて堅く塗らず柔かなりき、後三年合戦繪巻には、直垂に細烏帽子を著けたるもあり、鑑著て細烏帽子を著けたるもあり、又鉢巻したるなど見えて、安齋翁の説に「細烏帽子は武官のがぶる烏帽子也、いたゞきの細き糸ほし也、是れもかたくぬらす柔かなり、後三年合戦の繪に細烏帽子がぶりたる武者多く見えたり云々」といへる如く、鎌倉時代以前には、専ら武士の料なりしが、其の後は公家衆も着用したることあり、室町時代には堂上方にも多く之を著したりき。

ほそだち 「細太刀」 裝束に用ふる儀刀を云ふ。實用のものにあらず。貞丈雜記に「野宮定基卿云、螺鈿銀、蒔繪銀、

皆細太刀にて候、儀刀・木刀の類にて、眞劍にあらず、なまがねにて作りたるにて候云々、儀刀とは、唯威儀にばかり備ふるをいふ、實用にあらず、威儀のためばかりにする故、なまがねにて刃を細く作るに依て、細太刀といふなるべし云々」といへり。

ほそどの 「細殿」 らち(廓)を見よ。

ほそどののつぼね 「細殿ノ局」 細殿に同じ。らち(廓)を見よ。

ほそなが 「細長」 (一)婦人の褻の服にて、鞋に似て大領なきものをいふ。服飾漫語に「細長も其のものは二つあり、女の裝束の細長とは、小鞋の上に著るものにて、小鞋の如くにて、おほくびのなきものなり」といへり。さてこの細長を小鞋に重ねて著たる證は源氏物語胡蝶の巻に玉かつらの君の姿を「君はうちむきておはする傍目いとをかしげなり、撫子の細長に此の頃の花の色なる御小鞋、あはひげちかう今めきて」と記し、同書若菜の下の巻に、紫の上の姿を「えび染にやあらむ、色こき小鞋うす蘇枋の細長に御ぐしのたまれる程、ちたたくゆるやかに」などかけり。(二)童裝束にして、男女ともに着用す。男子の袍を簡便に作りて童男の料とせしにて、元は細長ノ袍といへるが、略して細長とのみいへるならん。女官飾

抄に「童殿上も細長を著る也、皇太子幼童の時著之、白織物、水源云、未通女の著るものなり、狩衣の首上の様にて、みはたばかりのもの也」云々。要領抄後附に、凡そ身のたけ四尺四五寸、袖のたけ一尺六七寸なり、云云」とあり。而して西宮記女の裝束の條、及び雅亮裝束抄の童女裝束の事とある條にも、汗衫のさたはあれど、細長の事なし、もと童男の著るが本義にして、童女の之を著るは後世の事なるべし。

ほたん 「牡丹」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表白、裏紅梅なり、四月之を著用す。

ほつかいらく 「渤海樂」 舞樂の名。渤海國(今の滿洲及び東蒙古)より傳來の樂なり、傳來の年代不詳。

ほつけち 「法橋」 僧位の名。ほつけちしやちにんる(法橋上人位)を見よ。

ほつけちしやちにんる 「法橋上人位」 僧位の一。略して「法橋」ともいふ。法橋とは、地藏十輪經に「我爲求佛故、普爲舟筏」超越有海、我爲求法故、復爲橋梁、利濟衆生」とあるに出づ。上人とは釋氏要覽に「内有智德、外有勝行、在人之上、名上人」といへり。又法橋を訓讀して、ノリノハシともいふ。十訓抄に顯昭法師が、うらやましいかなる人のわたるらん、我をみちびけ法のほし

もり」とよみて法橋に昇任せし事見えたり。

ほつげはちかり 「法華八講」 法華經を讀誦する法會。八卷の法華經を八座に分ちて講説する故にいふ。又單に「八講」とも稱す。延暦十五年、大和の石淵寺勤操、榮好といふ僧の母の冥福を追修するために、同志七人と法華經を讀誦供養したるを始とす。後、天承元年七月、勅して法勝寺に法華八講を設け、白河法皇御一周忌の冥福追修せしめらる。是れ勅修法華八講の始とす。

ほつし 「法師」(ほふし)を見よ。

ほて 「最手」 中古、力士の最上位をいふ。秀逸最上の取手といふ義。其の次位に最手脇あり、江次第に助手と記したるは、この最手脇のことなり。最手は今いふ大關にあたり、最手脇は關脇に相當す。十訓抄に「近代の相撲は、勢だに大になりぬれば、最手をもたまはり、其のわきにもまかりたつめりと見えたり。

ほふる 「法位」 僧位に同じ。(そふる)を見よ。

ほふいん 「法印」 僧位の名。ほふいんだいをしやうる(法印大和尚位)を見よ。

ほふいんだいをしやうる 「法印大和尚位」 最高の僧位。略して「法印」といふ。法印とは、法印經の語にして、法華一乘の法を以て衆生を利する事、恰も月光の江水に

印するが如き意なり。和尚は、梵語にして、大塚嘉樹翁の説に佛法修行の功を積み、徳を修め、法財を出して智惠命を養ひ、成佛の功力を生ずる意なりといへり。即ち法印大和尚は、種姓學徳具備せる者の稱なるを以て僧位の最高位とせるなり。法印は、訓讀してノリノオシテともいへる事あり。十訓抄に信光法眼が「ひきたつる人もなきの捨小舟、さすがに法のおしてをぞまつ」といふ歌をよみて、法印に上りし事見えたり。

ほふびん 「法眼」 僧位の名。ほふびんをしやうる(法眼和尚位)を見よ。

ほふびんをしやうる 「法眼和尚位」 僧位の一。略して法眼ともいふ。法眼は問佛決疑經中の語にして、大塚嘉樹翁の説に如來相傳の正法眼を以て、法位をつぎ、法の善惡を擇ぶ意なりといへり。

ほふし 「法師」 僧の汎稱に用ふ。萬葉集十六に「法師等がひげのそりくい馬つなきいたくなひきそ法師ならむ」と見えたり。訓讀して、ノリノシともいへること。和泉式部集に、いと尊とき法師のきたなげなる帯をおとしたるを見て「のりの師のとりおきてける帯なればつみふかげにも見ゆるものかな」と見えたるにて知るべし。ほふしんわり 「法親王」 御出家後に親王宣下を蒙りたる

ものの稱。古は御出家後には親王宣下なかりき。法親王の稱は、白河天皇の御子覺行法親王を以て始めとす。今鏡はらんくの御子の巻に、後二條のおと(師通)出家の後は例なき由侍りけれども、白河院・内親王といふこともあれば、法親王もなかなかからむとて、はじめて法師の後、親王と聞こえ給ひしなり、かくて後ぞうちつゞき、いづくにも出家の親王ときこえ給ふめると見えたり。

ほふたいしやうぞく 「法體裝束」 法皇・親王を始め奉り、僧正以下凡僧に至るまで、すべての出家、入道したる人の晴又襲の服裝をいふ。其の種類には法服・純色・袈代・素絹・直續等あり。但し此の中の法服とは、僧衣の汎稱にもいへども、又別に法服と名づくる服裝の定まりたるものあり、委しくは各條を見よ。

ほふぶく 「法服」 僧衣の一種。法服は晴の裝束にして、公卿の束帶の如し。海人藻芥に云ふ。法服、俗ノ束帶也、袈代、俗ノ直衣也、純色、俗ノ狩衣也、衣、俗ノ直垂也、僧中、袈代并純色ノ下ニハ、尤令著用指貫之處、慈鎮和尚申ニ公家ニ被止之云々。源氏物語柏木ノ巻に、女三の宮の御座所を訪ひ給へる朱雀院の御裝を記して「御形ことになまめかしう、なつかしきさまにうち忍びやつれ給ひて、うるはしき御法服ならず、墨染の御姿あらまほ

しう清らなり」と見えたるにて知るべし。又法體裝束抄に、一、法服事、丈數、下ノ具等純色に同じ、緋は同前、夏冬あり、ただ大襟は純色にあらず 赤色ノ袍、丈小 井文等同ニ御袍、夏も有袈、又冬も裏なし、綾付色也、云々香ノ袍、裳、夏は袈代あり、冬は裏なし、夏は薄物文不、冬は厚物文不、僧正以上貴賤著レ之。黒ノ袍、裳、夏は袈代あり、冬は裏なし、夏は薄物文不、冬は厚物文不、僧正以上貴賤著レ之。此外下具は當の法服に同じ 受戒の人、又は如法經導師等著レ之歟。云々」とあるにて、其の色目一定ならざること知るべし。又羅羅斷餘に、「法服ノ時、小袖ノ上ニ上ノ袴、エリタテ 頸立トテ布ヲ糊ゴハニシテ、袖ナシ肩衣ト如クナルニ、ソウガウチマテ著シ、其ノ上ニ布ノカサヲ著ス」と見ゆ。このソウガウチとは俗に僧綱旨とて、袴頭の所を三角形にしたるをいふ。緋の衣著たる法師の袷に、袴頭の所、必ず三角の端あらはれたるは、即ち僧綱首なり。

ほふわり 「法皇」 佛道に入らせ給へる太上法皇の略稱。「左いじやうてんわり(太上天皇)参照」。

ほはすけ 「保々須介」 おいかげ(緩)を見よ。

ほん 「盆」 七月に行ふ佛祭。孟蘭盆の俗稱。精霊祭とも、又魂祭ともいふ。孟蘭盆は梵語にして、翻譯名義集に、孟蘭、西域之語、此曰倒懸、盆是貯食之器也、以羅百味、式貢三尊、救倒懸之窘急」とあり。即ち供養の義にし

て、倒に懸けられたらんが如き餓鬼の苦患を救ふため、
食器を供ふる意なり。佛弟子目蓮、其の亡母の餓鬼道に
墮ちたるを神通を以て知り、其の苦患を救はんとて、釋
尊の教によりて、七月十五日に、僧供養しける由、孟闍
盆經に見えたるを其の起原とす。我が國にては、日本書
紀に據るに、齋明天皇三年七月、法興寺に於て始めて盆
會を修せしことあり。聖武天皇天平寶字五年七月六日、
始めて大膳をして孟闍盆の供養を備へしめしより以後恒
例の公事となりたり。朝廷にては此月十四日、内藏寮、
盆供を供へ、晝御座の南の間に菅圍座を敷き、主上御拜
ありき。室町時代には、十四日より十六日まで三日間を
以て盆會とし、幕府將軍家より禁裏に燈籠を奉る、民間
にては十五日に精靈祭を行ひ、洛東淨土寺の山上に薪を
燃きて大文字を點す。江戸時代には、十三日より十六日
までを盆會とし、十二日を草市と稱して祭事に用ふる飾
物を商ひ、十三日には精靈棚を設けて、眞菰を敷き、蓮
葉を供へ草花・茄子等の時蔬を供し、燈籠を吊し、燈火を
點じ、僧を招請して誦經せしめて祖先の靈を祭る。現今
行はるゝ孟闍盆も大方これに據る。

ほん (品) 親王の叙する位をいふ。ほんる(品位)を見よ。
ほんる (品位) 親王の位階をいふ。文武天皇、大寶令の制

に親王の位階は四階、一品より三品に至る。臣下と其の
稱を異にせり。親王にして位なきを無品親王といふ。
ほんるん (本院) ゐん(院)を見よ。
ほんいんばう (本因坊) 江戸幕府に圍碁を以て奉仕せる
家元の稱呼。京都寂光寺本因坊の住職僧算砂、圍碁將碁
に達し、織田信長の眷遇を蒙り、豊臣秀吉の時、碁所の
稱號を賜ふ、江戸時代に及び、碁を以て幕府に奉仕し、
爾來其の家を本因坊と稱し、幕府の圍碁役たるのみなら
ず、又圍碁の家元たり。
ほんけ (本家) 莊園の領主の上に位する支配者本所とも
いふ。只だ、これは所領保護の爲めに領地の所有主が、
自己の所領の一部を優勢なる權威者に寄進して、表面の
名義上支配者となしたる者なり。委しきことは栗田博士
の「庄園考」、星野博士の「守護地頭考」等に記されたり。
ほんけがへり (本卦還) 年壽の祝賀の一。六十一歳の祝
をいふ。委しくは、くわんれきのが(還暦賀)を見よ。
ほんしよ (本所) 莊園の支配者を其の配下より呼ぶ稱。
本家ともいふ。蓋し、大寶令の公式令に「凡訴訟皆從下
始、各經三前人本司本屬」とある、本司本屬と其の義を同
じうするものにして、又令抄にも本所とは領家也、元來
の領主と云ふ也」と見えたるにて知るべし。

ほんそり (凡僧) 僧位の一。傳燈大法師位の僧をいふ。

僧綱に對する稱とも、僧綱以下の稱なりともいへり。榮
花物語疑の卷に、さるべき僧綱、凡僧えりたて、つか
うまつれり」と見え、寢鹽斷餘に「凡僧とは法橋・寺主・
維那以下を云ふ也」とあり。又、弘安禮節には、六位同
等の待遇を受くる由いへり。

ほんぢん (本陣) (一) 大將在營の陣所の稱。即ち一軍の
首將が旗本を擁して居る所にして本營をいふ。(二) 江戸
時代、諸大名が江戸へ往還の時、旅宿に宛てたる諸驛の
旅舎をいふ。即ち大名の宿泊する家にて、一宿驛毎に一
ヶ所あり。又脇本陣とて、本陣の豫備とせるものあり、
大諸侯等の供人多くして悉く本陣に宿泊し能はざる時の
用に供するものなり。

ほんつじ (本辻) 徳川時代女子夏の禮服の名。辻染模様
をいふ。「つじそめ(辻染)参照」。本辻とは、地白・地黒の二
種ありて、表は晒麻に金銀の絲、彩絲にて總模様、下重
は晒、表の袖口、裏は紅羽二重、下重の袴裏、袖口裏とも白
羽二重なり。これ、御中臈以上及び表使の服なり。

ほんてん (本殿) せいやりてん(清涼殿)を見よ。
ほんてん (品田) 親王の品階によりて賜はる田地をい
ふ。文武天皇大寶令の制に一品八十町、二品六十町、三

品五十町、四品四十町と制定す。るてん(位田)参照。

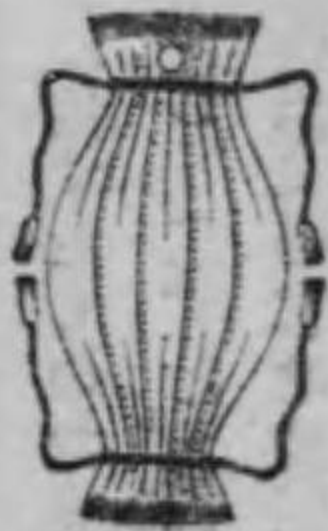
ほんぶ (本府) 近衛府をいふ。(この系)を見よ。

ほんぶ (品封) 位封の一種。親王の品階によりて賜はる
封戸なる故にいふ。文武天皇大寶令の制に、位封の内、
品封は一品八百戸より四品三百戸(内親王半減)に至る規
定なり。「ふと(封戸)参照」。

ほんぼり (雪洞) 扇の一種。中廣、また中浮の別名な
り。貞丈雜記に云、女房私記に、扇は中廣也とありて、
傍注にほんぼりと云ふとあり。中廣とは、上の口しまら
ず候て、六七分もひらきたる也。末廣と、しづめ折(是
常の扇也)との間なる故、中ひろがりと名づけしなり。
ほんまる (本丸) 城郭の一部即ち主將の居る所をいふ。
委しくは、しろ(城)を見よ。

ほろ (母衣・幌) 矢を防ぐ具。布帛にて製し、上下に組結
を附して鏡に結びつくる用とす。古の物は五幅長さ五尺
八寸を以て法とすといふ、後世母衣籠・母衣骨を丸く包
む事となりて其製大となり、會津陣物語に七幅七尺、鴉
鷺物語に八幅八尺、南都太平記に十幅一丈、武者物語に
十二幅、關八州古戦録に十八段、義経後覺に二十一段階
のもの見えたり。布帛の地、及び色は種々ありて一定せ
ず。保呂を以て矢を防ぐべき様、安齋翁の説に「懸けた

る保呂の首上の緒をば、胃にてもあれ、肩にてもあれ、結び付けたるままにて解かずして置き、裾を取りて提げ、後より胃の上を打ち越して前へ被り手緒(裾の緒をいふ)兩方の籠の保呂付の穴へ結び付くべし(中略)左手は弓を持ちて保呂の内にあるべし、右手は矢を一隻もちて、矢



(保呂かけたる器)



にて保呂を向の方へ押し出すべし、強ひて押し出保呂の引張やう了すべからず、一體ふはくとたるみある様にすべし云々、手に緒なき保呂ならば以前より籠の保呂付の穴に長き緒を付け、たくり置きて保呂の手の隅を絞りに結び付くべし、保呂は單生絹等を單にて造る故、是を被りたりとも、透通りて行先の路もよく見わかるべし、又背に楯形高角等を打つ事は保呂を被りたる時、保呂を拵けて保呂の内空間の所あらしめんが爲なるべし」とて、上の圖を出せり。然るに松岡行義は此の説を稽取して曰く、「奥羽軍記、保元・平治以下の

ふみにも保呂をかけしことは見ゆれど、矢をふせぎて理ありしこともきこえず、又前にかうぶり敵に向ふの説更に信すべからず、(中略)今もし古ぶりの保呂をかけんと思はば、後にかけてはせひきせんに、はためきあるはふくろみたらば、見る目もいさましく、わくらははに後より射かけたる矢のとまりたらばいみじきはるの幸ならんか云々」といへり。

ま

ま (間) (一)古は家屋の柱と柱との距離をいふ。これに京間・田舎間とあり。各條参照三十三間堂といふのは、六尺一間の三十三間にもあらず、三十三ヶの柱間(一丈二尺宛)あるなり、又紫宸殿を九間と稱するも、柱の心より心までの距離一丈づゝのもの九箇あるをいふにて知るべし。(二)室町時代以後は轉じて家屋の部屋の敷をいふ語に用ふ。一間を一室又は一座敷の意とせり。

まいみ (致齋) 祭祀の時、神事に預る者の行ふ物忌をいふ。散齋を大忌といへるに對して、これをば小忌ともいふ。大祀の時は散齋(あらいみ)参照」とて、神事に先きだち、一ヶ月間の潔齋し、更に祭日前三日間殊更嚴重に潔齋するを以て、之を小忌とも眞忌ともいふなり。此の

三日間は祭事の外、政務其の他の事に關らず、而して言語にも、死を直と稱し、病を息、哭くを強垂、打つを撫、血を汗、尖を齒、墓を墳などと忌詞を用ふるなり。

まうかのじゆん (孟夏ノ旬) 夏期の初、即ち四月初日群臣を紫宸殿に召して、酒を賜ひ政を開召す儀式をいふ。旬は旬宴の略にて、月初に行はる宴會をいふなり。もとは毎月朔日に行はれしが、後には夏と冬の二季にのみ行ひたり。公事根源に「この孟夏の旬には、二獻の後ち内侍、扇を入れたる折笏を持ちて、御屏風の南の端に置きたるを、出座の次將とりて玉柳の座の前に著きて扇を斑ち給ふなり、扇の拜とていと興ある事にこそ、今は旬の儀絶えはて、陣の座にて平座をぞ行ひ侍る」と見えたり。じゆん(旬)参照。

まうけのきみ (儲ノ君) 皇太子の稱。轉じて皇太子たるべき皇子の授けらるべき一の資格となれり。(ちよくん)を見よ。

まうけのみや (儲ノ宮) 儲君に同じ(ちよくん)を見よ。

まうしつぎしゆう (申次衆) 室町幕府の職名。儀式の日、諸將士の名調する者を取次ぐことを掌る。奏者とも私稱せしことあり。海人藤芥に「近日奉行頭人等内々ノ云次ヲ稱ニ奏者ニ哉、傍若無人の事也、奏ノ字ハ限ニ天子ノ言

まうしつぎしゆう

事也、然則關白以下諸家ニ物ヲ申ス者申次ト稱スベシ云云」といへり。
まうしふみ (申文) 敍位・任官を朝廷に申請する願書の稱。枕草紙に「除目のほどなど、内わたりはいとをかし、雪ふり氷りなどしたるに、申文もてありく」など見えて、これは毎年正月五廿の敍位、十一月の縣召除目、及び京官除目の行はるる際に公卿之を出す、其の書式に故實あり。建武年中行事に「五日敍位の儀あり云々、今日早旦に藏人頭以下申文を奏す(中略)難なき申文など撰びとのへ硯蓋に入れて御座の前に置く、(中略)八日女敍位隔年(中略)申文兼れて御硯の箱に二つに積みたり、大輪轉・小輪轉・切杭の申文など云ふものあり、(中略)十一日より縣召除目行はる、其日になりければ、頭以下五位藏人各申文を奏す云々」と見えたり。
まうちきみ (公卿) 「まへつきみ(前公)の音便。朝廷に奏仕する高官の汎稱。前つ公は、天皇の御前に伺候する人を、他より崇敬していふ也。
まうと (真人) (まひと)を見よ。
まうとりのじゆん (孟冬ノ旬) 冬季の初め即ち十月一日に天皇群臣に宴を賜ひて政を開召す儀式をいふ。其の儀式は孟夏旬に同じ。(まうかのじゆん)参照。

まうしふみ—まうと

まがき (籠) 垣の一種。和名抄に「籠、(和名末加岐、一云末世)以柴作之」とあり、間の廣くあきたる垣にて、竹或は柴にて作る。又「ませ」とも「ませ垣」ともいふ。

まがりもち 「環餅」食物の名。略して「まがり」ともいふ。貞丈雜記に「米の粉をこねて細くひねりて輪の如くして、胡麻の油にてあげたる物なり、其の形輪の如くまがる故、まがり」と云ふなり、環の如くなる故、環餅と書くなり」と見えたり。

まがき 「牧」牛馬を飼養する場所。倭名抄に「マキ」と訓ず、馬城の義なり、後世略してまきといふ。大寶令の既牧令に「凡在牧駒積至三歳者、毎年九月、國司共三牧長、對以官字印、印左牌上云々」と見えれば當時既に之を置けること明かなり。延喜の制には、牧を御牧・諸國牧・近都牧の三種に分ち、御牧は左右馬寮の直轄に屬し、諸國牧は兵部省の所屬に屬し、近都牧は左右馬寮の所轄なり。各條參照。

まき系のけん 「蒔繪、劔」飾太刀の名。鞘に蒔繪を施したるものないふ。束帯の装して、無文丸鞘の石帯する時は必ず之を帶すといふ。桃花葉業に云、「蒔繪劔、號三平劔、尋常着用之蒔繪細劔同事也」と見えたり。「かざりたち(飾太刀)參照」。



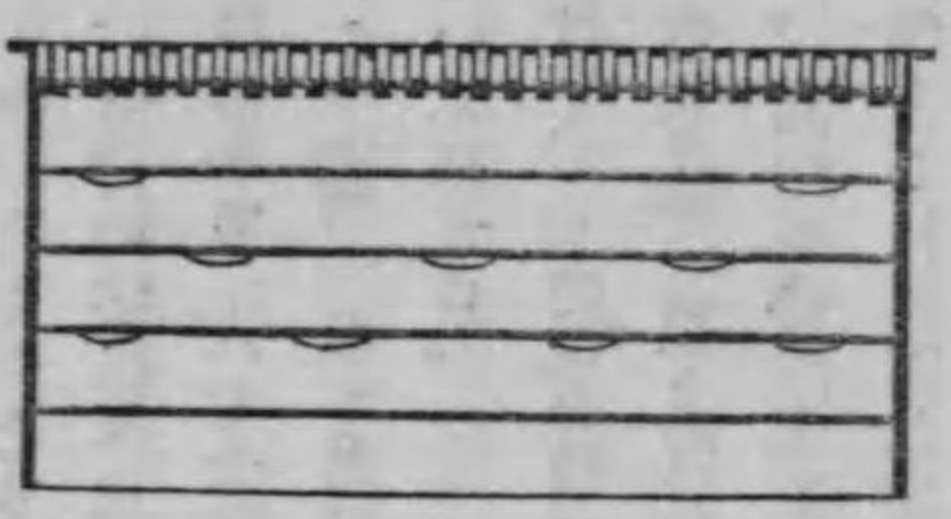
(四の図繪劔)

まき系らてんけん 「蒔繪螺劔」威儀に用ふる劔。桃花葉業に曰く「遠所御幸、公卿帶之、又拜賀之時、必用之」と見ゆ。

まきぞめ 「巻染」絹の名。貞丈雜記に「巻染といふは、絹にても布にても堅く巻きて其の上を細き緒にてかたく巻き何色にても染めて後、巻きたる緒をとけば巻きたるあとは白くなる也」といへり。

まき 「幕」障壁の用をなす布帛の總稱。帷・幃・幔・帳・帟など通じて幕と稱し、帷幕とも幔幕ともいふ。帷はもと四方に横に張るもの、幕は上部に覆ひ張るものないひ、其の帷と幕とを合せたるものを幃と稱し、即ち假舎の設

備として用ふ。漢書に「蕭仲舒爲博士下帷講誦、三年不窺園」。又史記高祖本紀に「運籌帷幄之中」など見えたり。然れども吾國にては四方に張るものを幕とのみ稱したれば帷幕は、之を熟字として用ひたるに過ぎず。大寶令の軍防令に「凡兵士、每火細布幕一口、著裏、又延喜式左右近衛府の條に「幕三十條、(繩十條、細布十條、調布一條)、并二十年一度申官作換」とありて、當時は主として軍陣に用ひたり。其の製、裏



附きにして、色は紺を用ひしが、後世は軍陣には、白又は白・黒を交せて裏を附けず、又陣の區別を明かにするために紋をつくる事となりたり。幕は常に軍陣のみにはあらず、朝儀にも用ひ裝飾に供せし事、延喜式、江家次第等の諸書にも見えたり。又殿舎・屋・門以下船・棧・舞臺等より野外の遊宴に至るまで種々の幕を實用にも裝飾にも使用せること、中古以來の諸書に載せられたり。幕を張るには、乳に手繩を通し、之を幕串に懸く幕串は勝軍木又は檜木にて作り黒塗りとし、竹は之を忌みて用ひずといふ。武家にては幕を張ることを打つとい

ひて、幕を引くとは言はぬ例なりとぞ。まきぞし 「幕串」幕を張るに用ふる材。勝軍木又は檜木を用ひ、黒塗とす。竹を用ひることなしといふ。まきぶきやう 「幕奉行」江戸幕府の職名。若年寄の支配に屬し、軍陣に用ふる幕のことを掌る。まきびさし 「孫廂」廂の外に更に重木を出して廂とせるものをいふ。或は簀子を指して孫廂と書ける例もあれど本義にあらず。「ひさし(廂)參照」。

まし 「麻紙」位記を書くに用ふる紙。「あさのかみ」とも訓む、麻布にて造るものと、布を裁斷して造るものとあり。委しくは(あさのかみ)の條を見よ。まだらまき 「斑幔」幕の一種。(はんまん)を見よ。

まぢあふら 「待油、待膏」古代大臣家の大饗等に、尊者未だ來らざる前、納言以下の辨少納言の座に於て勸盃するをいふ。尊者の來るを待ちて行ふ故に待油と稱するなるべし。西宮記に或記を引いて、去天祿四年十一月十一日參春日、使歸、饗所、第一民部卿勸盃舞人春延申云、待油關巡者、民部卿云不知先例、行酒、恒平朝臣已爲府故人、如何云々、恒平申云有例事也、使陪從等又行待油關巡云々」と見えたり。「けつずん(關巡)參照」。まぢかふと 「待膏」出來合の膏をいふ。貞丈雜記に云「町

かぶと、町鑑と云ふは出来合のかぶとを云ふなり、町の字を用ふるは非なり、待の字を用ふべし、鑑師の方にて鑑かぶとを造り置きて買ふ人を待つ故、出来合ひたるを待胃、待鑑と云ふなり、鑑かぶとのみにも限らず、まぢひたし、町さやまきなどいふ事、職人盡歌合に見えたり、皆待の字にて出来合を云ふなり」と。

まぢさんだち 「大夫達」 前つ公達の義にして五位の者をいふ。「前つ公」とは天皇の御前に候ふ人を他より崇敬していふ語なり。

まぢこそて 「待小袖」 出来合の小袖をいふ。小袖に紋所を白く染め抜き置きて需要に應じて、上繪するものないふ。需用を待つ意より然か名づく。後に石持イシモチと稱するもの即ちこれに同じ。「こくもち(石持)参照」。

まぢどしより 「町年寄」 江戸幕府の職名。町奉行の配下にして、江戸府下の令達・收税等、市街の雜務を掌り名主を管す。奈良屋・榎屋・喜多村の三氏世襲して、これを三年寄と稱したり。

まぢぶきやう 「町奉行」 江戸幕府の職名。江戸・京都・大阪・駿府の四都市に置かる。府内の行政・司法・警察・驛傳等を掌る役。江戸町奉行は寺社奉行・勘定奉行と併せて三奉行と稱す。定員二人、隔月事務を執る、官邸は數寄

屋橋門内と、吳服橋門内とに在りてこれを南北町奉行といふ。下に與力・同心あり。又町年寄・名主なども此の配下なり。

まつかう 「真向」 兜の名所。鉢の正面の眞中をいふ。「かぶと(兜)参照」。

まつがさぬ 「松重」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表崩黄、裏紫、或は表青裏赤色、中倍ナカベも同じ。四季通じて着用す。

まつのくらは 「松ノ位」 位階の異稱。八雲御抄に「三位を松の位といふ」とあり。「あか(位階)参照」。

まつはしのはう 「縫殿、袍」 文官の料なる束帯の表衣の稱。和名抄に「萬部波志之岐奴」とあり。増鏡老の浪の段に「もとほしの袍」と書けるは訛れるなり。尙委しくは「はうえきのほう」を見よ。

まつり 「祭」 山城の賀茂の葵祭をいふ。當時都にて祭といふは、此の祭に限れり。陰曆四月中、酉の日に行はる。欽明天皇の御代より始まり、維新以後廢れしが、近來復興して、五月十五日を以て祭日と定められたり。賀茂は上下あり。上は別雷神、下は御祖の神とて、玉依姫・賀茂建角身命を祀れり。「かものまつり(賀茂祭)参照」

まつりごとはじめ 「政始」 外記廳の政事始をいふ。外記

政始の略なり。古へは正月九日に行ひしが、後には吉日を撰びて之を行ふことなれり。外記は臨時恒例の政を行ふ官なるによりて、正月には先づ當年の政を行ひ始むる意なりといふ。又廢朝・改元等の後に始めて行ふをも外記政始といふ。其儀式は公事根源に「此日上卿以下位次の公卿ある折もあり、宰相廳に著く、是より先に、辨・少納言・外記・史・結政にて事を行ふ、上卿あれば、大辨も廳に著く、かたなしの事果て、南の所にて勸盃あり、いでたちとて出ざまに各々作法あり、事はて、左近の陣に著く云々」とあり。

まつりごとひと 「掾」 國司の官人の名。掾は四等官の判官たるによりて然かいふ。其の職掌は、大寶令に「掌・糺・判國內、審・署文案、勾・稽失・察・非違」といへり。

まつがひ 「真手結」 騎射賭弓の前に行ふ射の演習の一。委しくは、てつがひ(手結)を見よ。

まと 「的」 射の時に矢を中つべき爲めに立つる目標。四季草春の下に云、上古的の大きさの事、内裏式に、正月十七日の射禮に用ひられし的は、板を以てこれを編む、親王は三尺、其の外は二尺五寸云々、延喜の木工寮式に、正月十七日大射の的は、三尺の的十枚、二尺五寸の的百七十枚、又五月五日四衛府の騎射の的は、一尺五寸の的三百二十

四枚と見えたり。宇治拾遺に、鳥羽院位の御時、白河院の武者所の中に、宮道式成・源滿則員ミナモトノカミこと、的弓の上手なり(中略)三尺五寸の的をたびて、之れか第二の黒み射落して、持つて参れよとの仰せありと見えたり、右は公家にて用ひられし的の大きさなり。中古以來武家にて射るの時は、法量物に、的の勢五尺二寸と見えたり、此寸尺頼朝の時より定められけるが、義満公などの定められしか詳かならず。又云、上古よりの的の繪をば三重に黒く輪を畫くなり、續日本紀に文武天皇の御宇、大寶三年春正月丙子朔(中略)壬辰大射の祿法を定められし時、祿には布を賜ふ、外院に中らば布幾端、中院に中らば布幾端、内院に中らば布幾端と定めて、祿の多少を三段に立て給ひし事見えたり。院の字は玉露に胡官切、周垣也と注せり、然れば垣をめぐらしたる如く、的に輪を畫く故、外院・中院・内院といふなり、内裏式には、外規・次規・内規とあり、内院・内規は、こまな、の黒みなり、中院・次規は二の黒みなり、外院・外規は三の黒みなり、云々。三重に輪を畫く事は、祿の多少を三段に分つべきがためなり、中古以來武家にては祿を三分に分つ事なければ、的の繪を三重に畫く事、徒に的の面に筋とするまでの事なり」と見えたり。後世武家の世には射術の法流行に伴うて各種の的行

はれ、鎌倉時代以後、大的・半的・小的・切的・草鹿・圓物・布利布利・三的・挾物・四六三等あり委しくは各條を見よ。

まとはじめ (「的始」) 武家にて歳首に射を試みる儀式。鎌倉時代には弓始と稱し、室町時代には弓始・的始・弓場始とも稱し、江戸時代専ら弓場始といへり。委しくは「ゆばはじめ(弓場始)を見よ」。

まとも (「的矢」) 射的用の矢をいふ。平家物語に「爰に三位入道の年頃の侍に、渡邊の源三きまほの瀧口といふものあり、(中略)二十四さいたる大申黒の矢負ひ、瀧口の奉公忘れじとや、鷹の羽で短いたりける的矢一手ぞさしそへける」と見えて、四季草春上、的矢紙はぎの事の條に「的矢は紙はぎ本式なりといふ説あり、用ふる事なけれ、弓法私書に、的矢かははぎたるべし、と見えたり。かははぎといふは檀の木のあまかはにてはぐなり、矢本傳に、かはは檀のかはなり、白かはと是を云ふ、又藤のかはをも用ふるなり、何も、かはは六月土用の中にはぎて置くなり、的矢には皮はぎ本式なれども、檀の皮白き物なる故まぎらかして紙を用ふるなり、本式にはあらず」とあるにて其の製を知るべし。

まなのいはひ (「魚味祝」) まなはじめ(眞魚始)を見よ。

まなはじめ (「眞魚始」) 小兒誕生後始めて食を含めしむる儀式をいふ。「魚味祝」とも稱す。後世は食初祝などいへり。朝廷に於ける儀式は、中古に「うぶやしなひ」と稱せし、是にあたるべし。鎌倉時代仲恭天皇の魚味祝のこと、玉蕊承久二年四月十六日の條に見ゆ。江戸時代に於ける儀式は、女重寶記に「男子はをのこ、女子はをんな含むるなり、男は左の膝の上におき、女は右の膝の上におき、食のうへにある寶珠なりににぎりおく生飯を、膳の右の向ふの隅にとつておくべし、くむる體ばかりなり、膳の焼物は筋鮎なり、食の上には右二つおくべし」と見えたり。此儀は鎌倉時代は通常三歳の時に行はれたりしが、室町時代には誕生後百一日目(色直の日)に行ひ、江戸時代には百二十日目に行ふこととなりたり。

まにあひ (「間合」) 鳥の子紙の一種。普通の鳥の子より幅廣く、半間の間に合ふやうに作れるものをいふ。屏風・唐紙障子などを貼るに用ふ。とりのこと(鳥子)参照。

まひと (「眞人」) 姓の一種。天武天皇十三年十月の詔に、八色姓を改作せられし時の條に「更改諸氏之族姓、作八色姓云々、一曰眞人」と見え、第一等の姓なり。もと王孫に賜はりしものにして、當時は、貴人長上の義の敬語なりしが、中古は對稱にも用ひたる事、源氏物語にも見ゆ。

まひもたれくび (「眞紐垂頭」) 水干を着する時の紐の結び方。眞紐とは、狩衣の如く、領を立て紐を結ぶなり。垂頭は領を下に折りて紐を結ぶなり。「するかん(水干)参照」。

まふたぎ (「間塞」) (一) 刀劍の目貫の稱。目釘を打ちたる穴を覆ひ塞ぐ故にいふ。(二) 平胡籬に盛る矢の根を覆ふ紙をもいふ。(ひらやねぐひ)参照

まへはり (「前張」) まへはりのおほくちばかま(前張、大口袴)を見よ。

まへばりのおほくちばかま (「前張、大口袴」) 袴の一種。牛尻を着る時に之を用ふ。略して前張ともいふ。裏表白色、其の裁縫大口袴の如し。貞丈雜記に、「大口といふ袴に三品あり、赤大口・前張の大口、此の二品は公家の裝束に用ひらるゝなり、云々、公家の前張の大口は前をふとき糸にて織て、前を張り出すなり、武家のは後を張り出すなり云々」と見え、嬉遊笑覽云、前張の大口も裁縫、束帯の下に用ふる大口にかはりなし、是は前を大精好にして後ろを尋常の精好にする故、まへ張ていと廣く見ゆる也、猿樂の大口は後ろを大精好にするより、定基廻うしろ張と戯れ書給ひしもの是なり、前張をうしろまへして著せしものにて興あるありさまなり云々」と見ゆ。又歴世服

飾考に「大口は下に著たる袴にて短かくして風情なき故表袴指貫等を略したる時、見善からんが爲に前張に裁縫したる由なり、公服に非ず、内々の服に被用なり」といへり。「おほくちばかま(大口袴)参照」。

まんざい (「萬歳」) せんずまんざい(千秋萬歳)を見よ。
まんざいらく (「萬歳樂」) (ばんざいらく)を見よ。
まんざらく (「萬秋樂」) 舞樂の名。天竺樂にして、如來在世の時、彌勒菩薩作る所にして、聖武天皇の朝、婆羅門僧菩提之を傳ふとぞ。

まんどころ (「政所」) (一) 中古王朝時代、辯神家に在りて莊園を支配する所。源氏物語紅葉賀に、政所家司と見え、同書松風に、「まどころけいし」とも見ゆ。和訓栞に「凡そ萬事の御用を司る故に政所と書けり、廳をいふなり、頼朝の近衛上將たるに及んで公文所を改めて政所とす」といへり。(二) 鎌倉・室町幕府の政廳の稱。幕府の政務を總括する所にして、始めは公文所と稱せしを後に政所と改む。武家名目抄に「天下兵馬の權漸く鎌倉に歸す、ここに至りて營中に公文所。問注所を建られ、紳縵家のうち、吏才あるものを招きて釐務を授けらる(中略)其の後まれには公文所を政所ともなへたれど正しく改稱せられしにあらざりしを、鎌倉殿右大將に拜せらるゝに及びて全

く公卿の式に准じ公文所の名を改めて政所と稱し、公文別當寄人を以て政所別當・執事・寄人とす、又更に政所の郭内に於て纔に公文所を建らる、是より先、號令賞罰等の事務みな公文所にて攝行せしに爰に至て斯の如き大事悉く政所の職務となりて、公文所は文書にかゝれる一事のみ沙汰すべき別曹となりければ、別に此處の有司を補するに及ばず、政所よりこれを管領し、たま〜公文所に於て奉行すべき事あれば、右筆奉行人等、其所に就てこれを沙汰する格となれり云々」と見えたるにて知るべし。

まんまぐー「幔幕」まぐー「幕」を見よ。

まもりがたぬ「守刀・護刀」護身刀の義にして脇差をいふ。刀劍問答に「守刀とて別の作り様もなし即古の脇差なり、今の詞にて申さば相口なり、太刀刀帶せぬ人・公家衆・女房衆・小兒などは守刀を用る也、小兒は側に置いて覺障を退く守りとし、おとなは懐中して不意の用心の爲め、身を守る刀なり」とあるにて知るべし。

まもる「守」官位不相當の時に、公文書に署名する作法。和訓栞に位卑く官高きに守と書けりと見ゆ、委しくはるしよがき(位署書)を見よ。

まや「眞屋」雨水の兩方に落つる屋根の構造をいふ。兩下とも書く今いふ切妻造、これなり。神明造・大嘗宮み

な眞屋なり。

まゆ「眉」烏帽子の名所。立烏帽子をかぶりて前の方を押し込めたる所をいふ。貞丈雜記に「今時の立烏帽子にも風折烏帽子にも、前の方をおしこみたる所に、左眉・右眉・片眉・小諸眉と云ふ品あり、是れは烏帽子の前の中とがりたるひだの下に少し高く押出したる所あり、是れをまゆと云ふ、右か左か一方に出だしたるは片眉也、兩方にあるは諸眉也、片眉の内にて左の方にあるは左眉也、右の方にあるは右眉也、諸眉の中にて兩方に大にあるは、ただ諸眉と云ふ、小さく兩方にあるは小諸眉と云ふ也、何眉といふ事も近代の詞に非ず、又もろびたひ・片びたひ、などいふ、又は左上り・右上り・諸上り・片上りなどいふべき由、野々宮宰相定基卿の説なり云々」と見えたり。「系ぼし(烏帽子)参照」。

まゆずみ「簪」眉を畫く墨。眉墨の義なり。古代の女子眉毛を剃りて、更に松煙の墨して畫く風あり。之を「まゆびき」とも「眉かく」とも云へり。中古以來は女子に限らず、公卿の公達少年の眉びきする例となりて、桃眉・横眉などの別あり。「各條参照」。

まゆはき「眉作」眉を畫くに用ふる刷。庭訓往來に見ゆ。まゆみ「檀弓」檀の木にて作れる丸木弓をいふ。其の塗

らざる白木のまゝなるを、白檀弓といふ。白眞弓とも書す。「ゆみ(弓)参照」。

まゆみのかみ「檀、紙」(らんし)を見よ。

まゆ「鞠」けまり(蹴鞠)を見よ。

まる「丸」城の内部の稱。主將の居所を本丸といひ、其の外部を二の丸といひ、更に其の外部を三の丸といふ。又東の丸・西の丸など、皆支城をいふ。委しくはしる(城)を見よ。

まるきゆみ「丸木弓」古製の弓をいふ。貞丈雜記に云「丸木弓といふは、木にて丸く削りたる弓なり。丸木弓の本名は、たゞ弓とばかりいふ。上古、弓といひしは丸木弓の事なり、後に木に竹を合せたるを弓とばかり呼ぶ故、まざれぬ爲に丸木弓とよびならはしたるなり。梓弓・檀弓・楓弓・柘弓・櫨弓などいふは、皆丸木弓なり、其の弓に削りたる木の名を以て何弓とよぶなり」と。

まるきやのたち「丸鞘・太刀」總體金にて包みたる太刀。太平記に、兵庫鎌の丸鞘の太刀とも、又金作の丸鞘の太刀とも見え、貞丈雜記に「丸鞘の太刀の事、丸きやとは鞘を丸くしたるにはあらず、丸とは一圓の義にして、金作の太刀の鞘までも金にて包みたるなり」とあるにて明らかなり。

まるたかつきーまるね

まるたかつき「圓高坏」圓形なる高坏をいふ。略儀に之を用ふ。委しくはたかつき(高坏)を見よ。

まるとものおび「丸鞆・帶」束帯に用ふる革帶の一種。帶に附する石又は角の圓なるをいふ。「いしのおび(石帶)参照」。而して有文・無文の別あり、有文とは鬼獅子・唐花・唐草・唐鳥・變繪の類を高彫にしたるをいひ、無文とは然らざるをいふ。又彫り様を俗にいへゆる毛彫にしたるものありて、之を隱文と名づくる由、箋注和名抄、裝束抄捷徑等に見え、桃花葉葉に「有文丸鞆帶は巡方丸鞆を兼ねたる帶也、但節會行幸にはいたくは不用之、其外刷の時可用、行幸にも帶胡録には、有文丸鞆を用ふべしといへり、無文丸鞆帶は、尋常諸公事に用之、藤繪太刀には無文丸鞆を用也」といへり。

まるね「丸根」鐵の一種。劍尻・柳葉などの如くに眞中に鑄をつけず、鑄の所を圓くせるものをいふ。是れは籠の矢くばりにさすも、矢をぬき出すにも、しのぎを立てたるは快からざる故丸根を用ふるなり、と春草にいへり。保元物語二、爲朝が伊藤兄弟を射る條に「三年竹の節近なるを少し押し磨いて、山鳥の尾を以てはきたるに、七寸五分の丸根の、籠中過ぎて籠代のあるを打ちくばせ、暫したもつてひょうと射る」とある七寸五分の丸根とは

麩の長さをいふにて、通常矢の根は一寸五分程なるを、これは甚だ長きをいふ。

まるもの〔圓物〕 的の一種。武家時代に用ひたるものなり。四季草に云く圓物は、裏板徑り八寸、丸くして白革にて縫ひくみみて、中に毛を入れてふくらかす也、丸き玉を二つに割りたるが如し、繪の出し様は外黒く次は白く、中黒し、このふをれんせんといふなり。裏に革の乳三つ付て綱を貫き、大的のごとく三方の串に結びつく、串は大的串の如し。黒く塗るなり、圓物は土より上六寸にかくるなり云々、梁の遠さ弓杖十一杖に打ちて、十杖に的串を立つるなり。梁と的との間一杖に近し、もし梁なければ布革をはるなりといへり。

まらち〔馬察〕 和名抄に「うまのつかさ」と訓む、又「めれう」ともいふ。同條を見よ。

み

み〔身〕 刀の名所。刀劔の刃をいふ。たち〔太刀〕参照。
みあがもの〔御贖物〕 天皇・皇后・皇太子の祓に用ひ給ふ贖物。贖物は罪の贖として、身の禍をあがなふもの、義なり。「はらひ〔祓〕参照」。

みえぐ〔御影供〕 故人の徳を崇めて、其の影像を供養する會。(一)弘法大師の忌日に、大師の影を供養する事、毎月廿一日なり。童子字盡に曰く、御影供は弘法大師入定の日に、大師の御影を供養するをいふ義なり。三月廿一日に御室(仁和寺)と東寺にあり云々。(二)柿本人麿の御影を掛けて、歌人集會し詠歌をなす儀をも云ふ。古今著聞集に、元永元年(後鳥羽)六月十日、修理大夫顯季卿六條東洞院亭にて、柿本大夫丸供を行ひけり。件の人丸の影は、兼房朝臣新しく夢見て、圖繪する所なり云々、當日影の前に机をたて、飯一坏菓子やうくの魚鳥をすゑたり。但作りものにて實物にあらず。云々とて、饗膳の式や集まれる歌人たちの名等、委しき記事あり。同書卷五を披見すべし。是れ大師の御供より思ひ起して、始めて行はれたる儀式なり。後には赤人貫之などの影供とて、歌人の風流好事にせし事もありき。

みかきもり〔御垣守〕 衛門府の衛士エジの稱。衛士は定員左右各六百人ありて、宮城の諸門の警備をつとめ、火を燒きて夜を守る。大中臣能宣卿の「み垣守衛士のたく火の夜はもえて晝は消えつゝ物をこそおもへ」と詠めるも衛士の事なり。

みかぐら〔御神樂〕 かぐら(神樂)を見よ。

みあらか〔御殿〕 御在處の義にして、神殿又は貴人の殿をいふ。

みあれ〔美阿禮・御生・御形〕 賀茂祭の四月の例祭をいふ。錦所談に云く「賀茂祭に美阿禮といふこと、元より賀茂神社第一の深祕にて、後世其の傳を知らざれば論すべきにあらずれども、竊に考ふるに、美阿禮は祭日に限ての稱なるべし、大神のあれます日は山城國中の人國魂の料アモリの天降ます日とて御社に参り皆人の葵草をかざせしなり、其の葵を阿禮といふは、神のあれませし地より生オヒイデ出し故、其の所の名を取りて名づけしなるべし、(中略)故に宣命にも此日参集の男女を惣て阿禮男、阿禮乙女と稱せり、これ葵をかざす故の義なるべし」と。

みあれのせんじ〔美阿禮・宣旨〕 宣旨の御使に参る女子の職名。美阿禮は前條の語意より轉じて、賀茂の齋王の御事を申すとぞ。齋王に宣旨を持って参る御使の女官を、「みあれのせんじ」と稱す。

みうちぎのひと〔御袿人〕 天皇の御髪をかき、裝束をたてまつる藏人をいふ。日中行事に「御手水間にて御袿の人を召す。其の人めしによりて馬形障子にかけたる蘇芳の袿を上アに引き著て参る。御髪をかきなさめ、御裝束(御直衣)を奉りて、其の人まかり出づ云々」と見えたり。

みかぐり〔三日厨〕 王朝時代奥羽地方に於て新任國司の到着の際、三日間管内の主なる人より饗應を受くることをいふ。後三年記に見えたり。

みかさやま〔三笠山〕 近衛府の將官の異稱。其の義明らかなられども、後撰集雜一に、宰相中將より中納言になりて、又の年、賭弓のかへりだちのあるじまかりて、これかれ思をのぶるついでに、兼輔朝臣「ふるさとの三笠の山は遠けれど聲は昔のうとからぬかな」とある歌に由ると顯注密勘にいへり。

みかた〔味方〕 御方の義にして朝廷につけるものをいふ。轉じて自分の義にとり他に對して己れが方様の人をいふ。松の落葉に云く「みかたとは朝廷のみかたといふことなれば、もじも御方と書くべし、されば官軍のかたにのみいふべき詞なり、その例は水鏡下卷に大臣その夜にげてあふみの國へ行きしに、みかたのいくさ、ほかの道より先きにいたりて、といひ。増鏡新島守の巻に、あづまの代官にて伊賀判官光季といふものあり、かつく彼れを御勘じの由仰せらるれば、みかたに参るつはものども押し寄せたるに、逃るべきやうなくて腹切りてけりといへり。

みかど〔御門〕 天皇を稱し奉る語。もと皇居の門をいふ。轉じて朝廷をいふ。倭訓栞に「みかど、御門と書けり、

陛下・閣下・などいふが如し、日本紀に「人主・王室・天闕・國家・朝廷・日本國中國をもよめり」と見ゆ。

みかどのつかさ 「御門ノ司」文武天皇大寶令の制に置く後宮十二司の一。御門の鍵を預りて出納を掌る段。「るし(關司)参照」。

みかのもちひ 「三日ノ餅」婚禮の三日目に祝ふ餅を云ふ。

源氏物語に見えたり。後世まで行はれたる事にて、貞丈雜記に「今世上に婚禮の三ツ目の日、聳・舅共に餅をつかせて、五百八十七に丸めて、わらのむしろにて、かますといふ物を作りて、其れた彼の餅を入れて、使に持たせやりて、途中にて出であひ、たがひに餅を受取り渡して祝ふ事、當世江戸にて専らはやる也。京都將軍時代の故實には、さやうの事はなし。三ツ目の日、餅をつき祝ふ事はある事也。餅の數定まりたる事なし。その餅をかばらけ四杯に盛りて、いざなきのみこと、いざなみのみことへ備へ奉る也。此の二神夫婦の道を始め給ひし神なり云々」。

みかは 「御溝」禁中諸殿の軒下を流るゝ水をいふ。中にも清涼殿の御溝は、石だみ直角に流る。上古は野澤の水の自然に流るゝが如くにて風流の趣きありきといふ。

みかはやうど 「厠人」後宮の卑き女官。宮中の御厠を掃除し便器を取扱ひなどすることヒスミヤとヒスミヤと同じ。(「ひすまし」)

参照。

みかまき 「御薪」毎年正月十五日諸司百寮より宮内省に納むる御薪をいふ。御釜木の義なり。雜令曰、一位以下進御薪云々。と見え、公事根源に「是れは百官悉く薪を奉りて、宮内省に納めらるゝなり、其の數などは延喜式に見えたり、天武天皇四年正月十五日、百寮諸人、薪を奉る事あり云々」と見えたり。

みき 「御酒」酒の別稱。荒木田久老の區志考に、ミは美稱、キは酒の古稱クシより移りたるなりといへり。白酒シロキ・黒酒クロキなどいへるも即ちこれなり。

みきのつかさ 「造酒司」古、酒を造る官司。大寶令の制に宮内省被管に之を置く、和名抄に「さけのつかさ」と訓み、後に「みきのつかさ」といふ。みきは酒の事なり。官舎は藻壁門内、内匠寮の東、典藥寮の北に在り。中に酒殿ありて、大刀オホタチ・小刀コタチ・次刀ツギタチ等の酒壺を掲みおく。職員に長官の正、下に佑・令史・史生・酒部等の役あり。

みくしげどの 「御匣殿」貞觀殿の別名。後宮に於て御裝束など裁縫する所にして、源氏物語繪巻木にも「わが御匣殿にのたまひて裝束などもせ給ふ」と見え、此處に奉仕する官女の長官を御匣殿別當といふ。貞觀殿はもと天皇の外治に對して、皇后の内政を聽き給ふ所なりけん、

さるを此殿は御櫛匣其外後宮に關する文書をも納めらるる中に御櫛は特に婦人の重寶なれば之を主として殿名にも負せしならんと近藤芳樹翁はいへり。

みくしげどの 「御匣殿」御匣殿別當の略(「みくしげどののべつたらう)を見よ。

みくしげどののべつたらう 「御匣殿ノ別當」後宮女官の稱。

御匣殿の長官をいふ。上臈の女房を以て之に補し、其下に女藏人あり。禁秘抄に「是非女御更衣之儀」とありて、其の職掌は御裝束裁縫の役なりしが、冷泉天皇の頃より天皇の御侍妾の如きものとなりて公卿の女入内して之れに當り、其より進みて女御となりし例もあり。増鏡烟の末々の卷に「御匣殿の御腹の若宮も三つにならせ給へる」とあるを以て鎌倉時代までは有りしを知るべし。又東宮の侍妾にも御匣殿あり。

みくにゆづりのせちる 「御國讓ノ節會」御國讓とは、帝位を太子に譲り給ふをいふ。委しくはせんぞ(踐祚)を見よ。

みけ 「御食」天皇又は神に奉ずる食物の敬稱。

みびりしよ 「御教書」三位以上の公卿并に武家の棟梁より出だす公文書。一に之を奉書ともいふば、家司が上意を奉承して出だすによりてなり。宣旨と消息とを合せたるが如き文體にして、院宣・將軍の下文なども此れより轉

じたるものなれば、ともに御教書と稱す。貞丈雜記に「御教書に三品あり、一には御判の御教書、二には御書の御教書、三には御教書なり、御判の御教書といふは、年號月日御諱御判までもあるを云ひ、御書の御教書と云ふは年號月日御諱ばかり有るをいふ、御教書とばかりいふは仰を受けて公方様の御文言の通りを管領より調べて書出しに奉る字をかきて、留には執達如件などと書くを御教書と計いふなり、三品とも公方様より被下候御書なり、管領奉行より仰せをうけて書出すを奉書といふなり」とあるにて明らかなり。

みこしろ 「御子代」みなしろ(御名代)を見よ。

みことり 「詔」御言宣の義にして、天皇の仰せ言をいふ。委しくは、せうしよ(詔書)を見よ。

みこやどり 「太子宿」内裏の、宜陽殿後(東)にある一字。一名を太子直廬ともいふ。

みさいる 「御齋會」(「みさいる)を見よ。

みさうし 「御曹子」(「おんぞうし)を見よ。

みささぎ 「陵」天皇及び皇后の冢墓をいふ。又山陵とも書す。大寶の喪葬令の義解に「帝皇墳墓如山如陵、故謂之山陵」と見えたり。治部省の諸陵寮にて、これを掌り、部下に陵戸ありてこれを守る。

みしほ 「御修法」 災厄を拂除する爲めに行ふ佛事。古、正月大内裏の眞言院にて行はる。

みしほ 「御璽」 天皇の御印をいふ。きよじ(御璽)を見よ。

みず 「簾」 御簾の義にして、宮殿等に用ふる「すだれ」の稱。「すだれ」参照。通例は、萌黄の絹に黒く窠の紋を染めつけたるものにて四方に縁を附く。簾には鈎と稱して、簾を捲き上げた時、掛けおくべき金物あり、これと共に丸緒の綿を下ぐ、これを鈎丸といふ、禁中などにては、紫に染めさせられ、普通は黄・赤・黒と三段に染めたるものを用ふるぞ。

みずるじん 「御隨身」 上皇の隨身をいふ。「院ノ御隨身」ともいふ。近衛官人を以て之に充つ、近衛將曹一人、府生二人、番長二人、近衛八人、合せて十四人あり、御幸の時、前後を警衛するを以て職とす、御隨身の詰所を御隨身所といふ。御隨身を置かれし後、御隨身始あり、御隨身を召して饗を賜ふ、洞院家記に「寛元四年二月十三日、今夜院御隨身所始也、左右將曹以下(禊衣・垂袴・番長・白狩袴・各帶弓箭)候中門即著所(先撤弓箭)行饗机其後退出云々」と見えたり。

みずるじんどころ 「御隨身所」 上皇の隨身の詰所をい

みすほ 御隨身は院の御幸の時、前後を警衛し又院中を守護する事を掌る。「みずるじん(御隨身)参照」。

みすほ 「御修法」 (みしほ)を見よ。



みせざや 「見鞘」 腰刀の鞘袋の稱。一に「提鞘」ともいふ。真丈は「短き腰刀に、長き鞘袋をかけて長き刀と見せる心なるべし」といへども、これは美麗なる袋をかけて其の美を見せ、風流の意氣を衒ふなるべし。古書によりて考ふるに其の製袋は鞘よりも長く作りて其の先を劍形に縫ひ、二寸程鞘よりあまして折りがへしたり、裏は紅の精好を用ふる定なりといふ説もあれど、さのみは限らずとなり。これらも盛儀に用ひたりしを、後には常の事となりて旅行などにもかけたるなるべし。

みそかばらひ 「晦日拂」 毎月晦日、家内を掃除すること。いふ。延喜民部式、左右兵衛式竝ニ云、毎月晦日、令諸司仕丁掃除宮中」とありて、古くより行はれたることを知るべし。又後醍醐朝臣の散木集に云、としの暮の歌とてよめる、さらひするむるのやしまのことこひにみの成りはてん程を知る哉、顯昭註に云、さらひするとは櫛と書けり、掃除する事也、むるのやしまとは障戸をいふと、

古髓に書けり、除夜に民の障戸をさらひて、來むする年のうちの事の吉凶皆な見ゆ」といへり。されば十二月の煤拂も、もとは晦日なりしにや。

みそぎ 「禊」 「身そぎ」の義にして、神事の前に河水に臨みて身の汚れを洗滌するをいふ。天皇の行はせ給ふを御禊といふ。(みけり)参照。

みだい 「御臺」 みだいどころ(御臺所)を見よ。

みだいどころ 「御臺所」 貴人の奥方の稱。もと御臺盤所といふべきを略していへる稱にして、臺盤所とは食物を調理する場所なり。主婦は夫の食物を調達すべきものなれば然かいへり。主として公家にては大臣・大將・武家に限ては將軍・諸大名にいひしが、江戸時代には、將軍家に限りて此の稱を用ひ、公家諸大名には用ふることなかりき。

みだれをのくつ 「亂緒ノ沓」 藁沓の一種。衛府の官人の著く料とす。江家次第臨時競馬に左右乘尻各十人騎馬相向其裝束冠老懸云々右淺黄變繪布袍亂緒ノ藁履塗鞆云云」と見えたり。安齋隨筆に、亂緒沓、舌地沓(舌六ツアレンバ六葉沓共云)是も衛府の官人のほく物、わらんづの餅なり」とありて、下の圖を出せり。

みそぎ—みだれをのくつ



ミダレヲ
ワラミゴチ細ク
サキテ細シキ
緒ノ向ヨリ付出
スナリフトサノ
如クスルナリ



ワラミゴチ折リマ
ク通子サヤノ葉ノ
如クスルナリ
向ニ付クルナリ
西六葉

みたれば 「亂刃」 刀劍の刃と地鐵との膚の間に表はる、亂れくるひたる焼きの理をいふ。一に「亂焼」ともいふ。

みだればこ 「亂篋」 疊みたる衣服など入る、淺き篋。うちみだりのはこ(打亂篋)参照。

みだれやぎ 「亂焼」 みだれば(亂刃)を見よ。

みたらし 「御弓」 天皇の御弓の敬稱。「たらし」は弓のことにて、弓は御手に執り給ふものなれば敬稱してトラシといひ轉音してタラシとも云こと、猶太刀は佩くものなれば「御はかし」といひ、轉じて御はかせと云が如し。

みたらしのそり 「御弓ノ奏」 天皇の御弓を奏る儀。毎年正月七日の白馬節會の時、十六日射禮のために之を供し奉る。公事根源白馬節會の條に今日は兵部省より奉る御弓奏ばかりを、内辨も奏聞するなり」とあり。もと兵庫寮に藏する弓、并に種々の矢を獻する例にて、年の始に主上兵器を閉し給ふなるべし。

みちあへのまつり 「道饗ノ祭」 路上に饗饌を供して疫神

を祭るをいふ。朝廷に於て、毎年六月・十二月の兩度に行はる。公事根源に「是れは疫神の祭なり、毎年必ず行はるべき事なり、近頃は絶えて侍るにや、是れも卜部の人、京城の四角の道にて鬼魅の他方より來たるを、京洛に入らざらしめん爲に路上に供物を供へて祭るなり、鎮火・道饗の祭をば四角四界の祭とも申すなり」といへり。

みちのくがみ 「陸奥紙」 紙の名。元んし(檀紙)を見よ。

みちやう 「御帳」 貴人の御座所の帳をいふ。紫式部日記に「みちやうの東のおましのきはに、みちやうを、奥の御さうしより、庇の柱までひまもあらせず立てきりてと見えたるにて知るべし。」ちやう(帳)参照。

みちやうだい 「御帳臺」 ちやうだい(帳臺)を見よ。

みつえり 「御杖」 うづえ(卯杖)を見よ。

みつえり 「三禮」 衣服の前の合せ方をいふ。貞丈雜記に「二ツえりに著る、三ツえりに著ると云ふは、著物の前を合せするに下著と上著を別々に合せするは常の事なり、上著下著を重ねて一つに前を合せするを幾つえりと云ふ也。たとへば三ツえりと云ふは、三ツ著る時、三を一ツに重ね合せするを云ふ、條々圖書に云く、三つえりに物を著候事兒若衆などのえりを色へてうつくしく見せ候はんためにて候、又年寄は物を多く著候はん爲也、只常の

く様に至れり。其の體二階棚の如くして、扉ありて兩開きとせるものなり。

みづしどころ 「御厨子所」 禁中にて朝夕の供御を調進する所。後涼殿の西廂に在り。長官を別當といひ、四位以上の殿上人を以て補し、若しくは内藏頭の兼帯とす。下に預あり、民部大輔の兼職なり。又所衆・膳部等の下役あり。

みつたぢや 「三道具」 武家時代に於て、刺股・突・棒・録の三の武具をいふ。委しくは各條に就きて見よ。

みづつき 「承鞍・水付」 馬術の兩端、手綱を附する所の稱。又「みつつき」とも稱し、三寸とも書く。源平盛衰記石橋合戦の條に、佐奈田與一の乗馬の事を書きて「出雲譽の大さなるに、手綱二筋より合せて乗つたりける、云々、なほ引きとめんと引く程に、手綱三つに切りければ左右の水付をとりへたり」とあり。「水付」は借字にして、本字は和名抄に「承鞍・美豆岐・俗云美都々岐」とありて、又七寸とも三寸ともかくも借字なり。貞丈雜記に「舊記に馬の事記したる所に、七寸とあるは、ミツツキとよむなり、術の「みつつき」也、みつつきは、ヒツ手の事、手綱をつくるかねなり、いかなる故に七寸と書くことは詳かならず、一説に、ひつ手は片方長さ三寸五分づゝ、兩方にて

如く著たるがよく候、云々、的の時は男も一ツまへに合せたる也、弓射る時はだぬぐによろしき故也、又宗五一册拔書に、あはせば數に入らず候云々」と見えたるにて知るべし。

みづがき 「瑞籬」 神社の周圍に繞らせる垣。「いがき」。

「たまがき」ともいふ。狭衣に「おもふことなるともなしにほととぎす賀茂のみづがき尋ね來にけり」と見えたり。

みづぎ 「水城」 城廓の一種。堤防を築き其の中に水を貯へおきて敵の防禦とせし所をいふ。日本紀天智天皇三年の條に「是歲於筑紫築大堤貯水、名曰水城」とある是れなり。

みつげ 「見附」 城門の在る所をいふ。もと番兵の居りて見張る所をいひ、轉じて城門の俗稱とす。

みづしだぬ 「御厨子棚」 調度

度の一種。略して「厨子」ともいふ。本は、御厨子所に調理せる食物を納め置く棚なるを、後にば器物、草子などを載せ置くに用ひて便利なるより、これを美しく造りて、貴人の坐側に置

(圖の御厨子棚)



七寸なり、依て七寸と書て、みつつきといふ也、又三寸と書てみつつきともむ一方の長さ三寸五分なれども、五分をすて、大方をあげて三寸と書くともいふ、此の説むづかし、三の字みつともむ、寸の字きともむ故、みつつきなり、つの字は助字なり云々」とあるにて知るべし。

みづてがき 「水手書」 中古行れたる文字の戯れ書きをいふ。天朝墨談に云「東三條院盟夢合に、右のすげまませゆひてなでし、おほくうふたり、そのませにはひたるいもづるの葉に、萬世に見るともあかむ色なれや我籬なる撫子の花か。このすげまのこゝろ葉にみつてにて、常夏の花もみぎはに咲きぬれば秋まで色は深く見えけり。久しくも匂ふべきかな秋なれど猶當夏の花といひつゝ、かな。たなば彦星雲のうへにあり又釣したるかたなどありすはまのすさきにみつてにて、ちぎりけむ心ぞ長きたなばたのきてはうちふす常夏の花、是にて見れば、水手は文字の尾などを長くひきなして、水の流るやうに書きなしたるものとぞおもはる」と見えたり。「あして(茶手)・ちた系(歌繪)参照」。

みつねのこの系 「御綱・近衛」 みつねのすけ(御綱・助)を見よ。

みつねのすけ 「御綱・助」 大舍入寮の官人。みつねのこ

のふ」ともいふ。大舎人の助は、行幸の時に風笠の御綱を執る事ある故にいふ。

みづの「御角」 帳臺の柱に懸くる厚の角をいふ。かけづの（懸角）の條を見よ。

みづのみのぞ 「水吞、緒」 鏡の名所。鏡の袖の第三の板の表、後の端に座金物を打ちて、其鏡に緒一すぢを附け、之を水吞緒といふ。總角の横手の「ワナ」に付くるための緒にして、これは袖の前へ出でざる様にとめ置く料なり。總角の「ワナ」に二重にかけ、かまくらしに結びて、緒の先を打ちかけすさみ置くなり軍用記にいへり。

みづひき 「水引」 紙にて作りたる絲。其の色紅白相半ばす、又紅と金となるあり、青と白となるありていづれも進物の包物を結ぶに用ふ、但し青白なるは凶事に限りて之を用ふる例とす。貞丈雜記に云「水引は紙擦に糊水を引きたる故也、水引の紙擦といふ事を水引といふ也、色は白し、進物など結ぶには染めたるを用ふ、紅白水引にて包紙を結ぶ事、紅白の色左右定なし、然れども結ばざる以前に白を左にし、紅を右にすべし、白は五色の本なり、左は陽にて貴き方なれば白を左にすべし、美物進上と舊記に有るは、美物とは魚鳥の事なり、進物を紙に包で水引にて結ぶ事、ひらき物をば諸わな（兩わな）、丸き

物はかたわなにならば結ぶなり、かたわなは、わなの方は左、端の方は右になる様に結ぶべし、云々」とあるにて其の用法を知るべし。水引は、もと髪を結ぶに用ひ、後には進物を結ぶにも用ひて、これを専ら水引と名づく、髪を結ぶをば元結と稱したり。（もとゆひ）參照。

みづひき 「水引」 床飾に垂れ下れる絹の稱。貞丈雜記に云く。水引の絹は床の左右の柱より下る絹なり。上を天の厨といふ。婚禮又は具足著の時など、床飾に用ふる也。右は四條流庖丁の書、當流獻方口傳書と云物に見えたりと。

みづま 「三的」 的の一種。四季草に曰く、小的を三つ、一處によせて三つ金輪に立て射るなり。其的に大中小あり、大なるは八九寸、中小は段々一寸おとりにして、大なるは前、中なるは後、小なる的は一の上立つるなりと。

みづもの 「三物」 射藝の名稱。馬上の三つ物と歩立の三つ物との二種あり。貞丈雜記に云く、「馬上の三つ物といふは、流鏑馬・笠懸・犬追物なり。武雜記に云、三つ物遊と申は流鏑馬・小笠懸・犬追物なり、しかるを近代は、やぶさめ稀なる間、犬追物・笠懸・歩射を三つ物と云ふなり」といへり。歩立の三物とは「大的・草鹿・圓物なり、柏崎といへる諺に弓は三つ物とやらんを射るへと云ふは、右の馬上・歩立の三つ物を云ふ」とあるにて知るべし。

みづら 「角髪」 上代男子の頭髪の結び方。頂髪を左右に分けて、結びわがれたる狀雙角の如し。後には年少者の髪風となり其の結びざまも、耳の上にて筆の軸ほどに結びて、耳の前に垂る、訛りて鬢髪ともいふ。古事記「刺左之御美豆良湯津津間櫛之」。崇峻記に「古俗、年少兒、年十五六間東髪於額、十七八間爲角子、」江家次第第二孟旬儀云幼主時垂鬢鬢鬢など見えたり。

みてぐら 「幣帛」 神祇に奉獻する物の總稱。又音讀して「へいはく」ともいふ。其の種類に布帛・紙・玉・兵器・貨幣・器物・獸類等を以てす大社には幣を案上に奠て祭り小社には案下におくの差あり。凡て布帛を獻するには多くは之を串に挿み、之れを思串とも幣串ともいふ。後世色々の紙を幣串に挿みて御幣と稱するもの即ち此の遺制なり。

みとら 「御燈」 (ごとう)を見よ。

みところもの 「三所物」 刀劍の目貫・筭・小刀の三品揃ひたるをいふ。貞丈雜記に「此の名目、古代に聞えざる事なり、條々聞書に云く、公方様、御腰物の條、御目貫丸の内つぶ桐焼付、御筭しやくどらみ、焼付、又樋の内左右に御目ぬきの如くなる桐を焼付候、御小刀つかこかれくわんあり、云云、是れ御目貫御筭は桐同様につけたる旨注

みづら—みところもの

せり、御小刀桐の沙汰注さす、されば古代目貫と筭とは同様になりしなれど小刀は別なるべし、既に後藤家に祐乘・宗乘・乘眞此の三代の作に目貫・筭と二品揃ひたるまゝ有りしといへり、充乗より以來は目貫・筭・小刀三品揃ひたる品出来りしと云ふ説あり、されば元龜・天正・元和の頃げや三所物ありしなるべし」と見えたり。

みどりのくつ 「緑、烏」 香の一種。大寶の衣服令に見ゆ。「飾以金銀」とあり。内親王・女王の禮服の時に之を用ふ。又内命婦以下の禮服には「烏、香、以銀飾之」とありて、孰れも皮の字なきを見れば、男子のは皮、女子のは革製ならずして綾絹の類にて作り、金銀の飾を加へたりしものと思はる。

みどりのそで 「緑、袖」 六位の異稱。「青き衣」に同じ、六位は深緑色の朝服を着する故に然か云ふと、八雲御抄にいへり。

みどりのほら 「緑、洞」 上皇の御所をいふ。霞の洞ともいふ。委しくはせんどろごしよ（仙洞御所）を見よ。

みぬしろ 「御名代」 上代、天皇、皇子、皇后等の御名を後世に傳へむが爲に特に設けられし一群の部民。又御子なくして御名の後世に涙びんことを恐れて其の御名を貢はしめ給ひしを「御子代」といふ。其の名義は異にして其の

實は同じ。

みねづきはらひ (六月祓) ねごしのはらひ(名越祓)を見よ。

みなみまつり (南祭) 石清水臨時祭をいふ。賀茂祭を北祭といへるに對する稱。さるは、男山は皇宮の南、賀茂は北なれば然かいふ。いはしみづりんじさい(石清水臨時祭)を見よ。

みなん (未男) おす系しゆち(御末系)を見よ。

みなむすび (蟻結) 結び方の名。結び目の重なりたる所が、ミナといふ貝の形に似たるより名づく。蟻の字みなと訓むべし。にな結といふは誤なる由、徒然草にいへり。

みのひのせち系 (巳日ノ節會) 大嘗祭の後、巳日に行はる、節會をいふ、巳日は主基ノ節會にして、壽詞の奏、白酒・黒酒を供する義なく、其他大略辰ノ日に同じ。「たいじやうさい(大嘗祭)参照」。

みのひのはらひ (巳日ノ祓) 古、三月上巳ノ日に行はれし祓(ナハチ)と稱する人形にて身體を撫て、之れに災厄を負はして河海に流すなり。大鏡に「三月上の巳の日の御はらへに、やがて道遙し給ふとて、帥どの河原にさるべき人々あまた具して出で給へり、云々」と見え、公事根源に「曲水宴三月三日云々、また巳の日のはらへとて、

人皆東流の水上にて祓する由、漢書などにしるせりといへり。「じやうし(上巳)参照」。

みはかし (御佩) 貴人の帶する太刀の敬稱。

みふ (御封) ふと(封月)を見よ。

みふたをけづる (削御簡) 昇殿を停むること。殿上人の名籍を日給簡より除名することをいふ。平家物語殿上間討の條に「罪科尤も遁れ難し、はやく殿上の御簡を削りて関官ちやうにん行はるべきかと云々」と見えたり。

みぶのもん (壬生ノ門) ひふくもん(美福門)を見よ。

みぶみどころ (御書所) 禁中の書籍を掌る所。式乾門の内東掖にありて、職員に預、書手等あり。古今和歌集序に、紀貫之・坂上望城など、御書所の預にてありし由、見えたり。

みへのあふぎ (三重ノ扇) 租扇の一種。「あこめあふぎ」参照。櫛扇の板を三重づゝ薄葉にて包み色紙にて綴じて、綴結にしたるものをいふ。貞丈雜記に河海抄に曰く、「櫛扇の兩方の上を三重づゝ、薄葉にて包みて色々の絲にてとちて、あはび結びにしておきたる也。五重も同じ風情なり云々。是は兩方の端の板を、三枚重ねて、薄葉にてつみたるを、三へ重といふ也。板を重ねる事なり。薄葉を重ねる事には非ず云々、とあるにて、其の製を知るべし。

みまき (御牧) 牧の一種。左右馬寮の直轄に屬し、甲斐・武藏・信濃・上野の四箇國の三十二箇所に置けり。

みんざう (眠藏) (めんざう)を見よ。

みんぶしやう (民部省) 大寶令の制に見えたる太政官八省の一。「たみのつかさ」ともいふ。官廳は大内裏太政官の南方美福門大路の西に在り。國內の人口を檢し、戶籍を勘へ、租庸調を知り、國用を支辨し其他田島・山川・道路等の事を掌る。被管に主計・主税二寮あり。卿を長官とす、正四位下相當なり。八省中にて、中務・式部の二省に次ぐ重職なれば、古來四位を以て任官せしものなく、多くは公卿・納言以上の兼官なりき。

みんぶたいふ (民部大夫) 五位の民部の丞をいふ。民部丞は六位相當官なるが、五位に敘せられたる者をば民部大夫といふ、大夫は五位の通稱なり。

みもすそがは (御裳溜川) 伊勢神宮のほとりなる五十鈴川の上流の稱。轉じて天照大神の御子孫なる天皇の御系統を御裳すそ川の末、また流といふ。

みや (宮) 御家の義にして、もとは貴族の邸宅をいひ、轉じて神殿・皇居の稱とす。後世皇族を宮と稱するも、其の居所を申すより起れり。家屋雜考に「宮を美也」といふは、御家の義にして、至尊のおはします所を博くさして

いふ名なり、さて其の宮の内にある御座所をさして美安長加といひ、また止乃ともいふ。ともに殿の字をかけり、繪後の世となりて、大極殿・紫宸殿などいふもの即ち是也、されば宮といふも、もとは總稱の名にて、もろくの御殿は其の内にあるなり。

みやうえつ (名調) (なだいめん)を見よ。

みやうぎやうだう (明經道) 古代大學にて教授せし四學科の一。經書を明らかにする義にして即ち經學をいふ。其の主なる書は、周易・尚書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳・孝經・論語等とす。大學寮の職員に明經博士ありて之れが教授を掌る。

みやうぎやうだう (明經道堂) 古代朝廷にて明經道を學ぶ所。宮城内、都堂院の南に在り、三道堂の一なり。

みやうきやうはかせ (明經博士) 大學寮の職員。明經道を教授することを掌る。大寶令の制にては、經書を教授する職を博士と稱せしが、後に明經博士といひ、中原・清原二氏が代々大外記となりて之れに任ぜられたり。

みやうしゆ (名主) 古代、領主に代りて其の名田(みやうてん)参照。を支配する者をいふ。又「名主職」といふ。江戸時代之を「なぬし」といひ、町役人・村役人の稱となれる由官職要解に見ゆ。

みやうてん 「名田」 古代、私有の田地に持主の名のつきたる地をいふ。略して「名」とのみもいふ。東鑑文治三年四月廿九日の條に「重安名田(高野冠者)武久名(加藤大)・安清名(逢谷五郎)」など見えたり、此の名を多く有する者を大名といひ、少きを小名と云ふ。又其の大小名の領主に代りて名田を支配する者を、名主とも又名主職ともいふ。

みやうふ 「命婦」 後宮女官の稱。大寶令の制に五位以上を帯せる婦人を「内命婦」といひ、五位以上の官人の妻を「外命婦」と云ふ。共に朝参する事あるを以て、中務省にて其の考課を勘す。又王孫の命婦は「王命婦」と稱し、内外同稱なり、物語などに「わかんどをりの命婦」と記せるは王家の統といふ義なり。中古以後に至りて、中藤の女房を命婦と稱す、多くは父又は夫の官名をつけて呼ぶ例なりき。源氏物語に「朝賀命婦などいへるは、外命婦の稱にして、左衛門・右衛門の尉を兼ねたる檢非違使の判官の妻なるべし。大輔命婦・兵部命婦・馬命婦など、皆此の例なり。

みやうふ 「名簿」 名乗の二字を書きつけたる札をいふ。「名ふだ」の義にして、又「なづき」ともいふ。古は貴人に見え又師に入門し、若しくは他人に服従する時などに證

として此の札を送りしなり。これを送ることを稱して「名簿を捧ぐ」とも、又「二字を奉る」ともいふ。貞丈雜記に云く、古今著聞集に刑部丞義光が六條修理大夫顯孝に二字を書きて奉り、又十訓抄に民部卿文範が餘慶僧正に二字を書きて奉りし事あり。名簿といふも右の二字の事なり。後三年合戦物語に家衡がめのと千任といふもの、やぐらの上に立ちて聲をはなちて將軍にいふやう、なんぢが父頼義、貞任宗任をうち得ずして名簿を捧げて故清將軍をかたらし奉り其の力にてたましく貞任をうち得たり云々」二字を奉るといひ、名簿を捧るといふ事は相論に負けたる時にかぎらず、すべて人の手下に従ふ時のしるしにする事なり」といへり。

みやうぼ 「名簿」 (みやうふ)を見よ。

みやうぼふだう 「明法道」 古代、大學にて教授せし四學科の一。法律を明らかにする義にして、律令の學をいふ。大學寮の職員に明法博士ありて、之れが教授を掌る。

みやうぼふだう 「明法道堂」 古、大學にて明法道を教授する所。宮城内、大學寮内に在り、三道堂の一なり。

みやうぼふはかせ 「明法博士」 大學寮の職員。明法道の教授を掌る。中原、坂上二氏の世襲となる。

みやうらいだう 「明禮堂」 大内裏八省院十二堂の一。院

の東方、承光堂の南四丈に在りて、北より第四の堂なり。長十五間、會昌門の東廊と相距る五丈五尺なりといふ。

みやけ 「屯倉」 御宅の義にして、上古皇室御領地たる屯田の所在地に置ける官宅及び御倉をいふ。其の官宅をいふ場合には屯家・官家と書し、倉には屯倉と書して區別せり。

みやこ 「都」 「御家處」の義にして皇居の所在地の稱。

みやじ 「宮主」 大嘗祭の時神饌調進を總掌する所役。官職秘抄に「取ト部之堪事者、任之」、又「神祇官、重職無_レ過_二宮主_一」とも見え、大嘗宮内に在りて供神供御の饌物調度の故實、膳屋の稻春歌を教ふることを始め、采女進膳の作法、習禮に至るまで宮主の指揮による所なり。

みやすどころ 「御息所」 「みやすんどころ」と訓む。同條を見よ。

みやすんどころ 「御息所」 女御・更衣等の汎稱。御休み所の音便なり。もと主上御休憩の便殿の名にて、此處に伺候する者に其の名を負はしなり。女御・更衣以外にも別に職名なくして寵せらるゝ後宮をば御息所と稱したるは蓋し私稱たるに過ぎず。本居翁の玉勝間には女御・更衣の皇子・皇女を生みたるものを云ふ由見えたりども、榮華物語月の宴に「さても此の御かたぐ、みな御子生れ給

へるものあり、御子生れ給はぬ御息所たちもあまたさぶらひ給ふ」と見えたり。後には轉じて皇太子・親王の妃の稱として用ひらる。

みやつかさ 「官司」 ちゆうをらし(中宮職)を見よ。

みやつかさのおもく 「官司、除目」 立后の時に、除目。即ち太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮・中宮等の官司。大夫・亮等の官を任ずるをいふ。

みやつこ 「造」 姓の一種。國ノ造は地方に在りて國事に預かり、伴ノ造は都に在りて伴夫を率ゐて職事に預かる。みやのたいふ 「宮、大夫」 中宮職の長官をいふ。八省の大輔と區別して、これは濁音に「ダイブ」とよむなり。后宮一切の事務を總管す。四位の人の任ぜらるゝ例なるが中古は后宮に縁故ある者を任ぜらるゝを以て、多くは納言などの兼官となる。また大皇太后・皇太后を大宮といふにより、此官を「大宮、大夫」ともいひたり。ちゆうをらし(中宮職)参照。

みやびと 「宮人」 官職を有する人をいふ。宮仕人の義なり、又大宮人ともいふ。

みやまるり 「宮參」 産婦、生兒を伴ひて初めて鎮守神に詣づるをいふ。産神參ともいふ。男子は三十一日、女子は三十二日目を定とす。此の日貴人は神社に太刀・馬・

馬代・繪馬・饋等を奉る。小兒は拜終れば宮を三度廻りて歸る、歸途には必ず親戚・知人の宅に寄るものなり、此の日には産着を著すべし。

みゆき 「行幸」 天皇の出でましをいふ。御行の義なり。「ぎやうかう」とも訓む。

みる 「海松」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表萌黄、うら青なり。四季を通じて着用す。

む

むかばき

「行際」 旅行・狩獵等に、腰より脚部に纏ふ毛皮。向腰巾の義。鹿・熊・虎豹などの皮にて製す。和名抄



行旅具に「行際、和名無加波岐」とあり。更科日記五十九「人はたゞ野にあて夜を明かす、草の上にもむかばきなど打ち敷きて、上にむしるをききて、いとほかなくて夜をあかす、尙ほ行際を地に敷きてふしたる事、源氏物語浮舟の巻にも見えたり。貞丈雜記に「行際は、古の人は、今の人の袴著る如く常に

著したる由、射手方具足秘傳に見えたり、常に著るとは、馬に乗る程なれば必ず著したるなり」といへり。當時武人間にて、笠懸・流鏑馬・犬追物等の時に之を用ひたるものにして其の状は上圖の如し。

むくわんのたいふ 「無官、大夫」 五位にして官職無き者をいふ。大夫は五位の通稱なり。「たいふ(大夫)参照」。

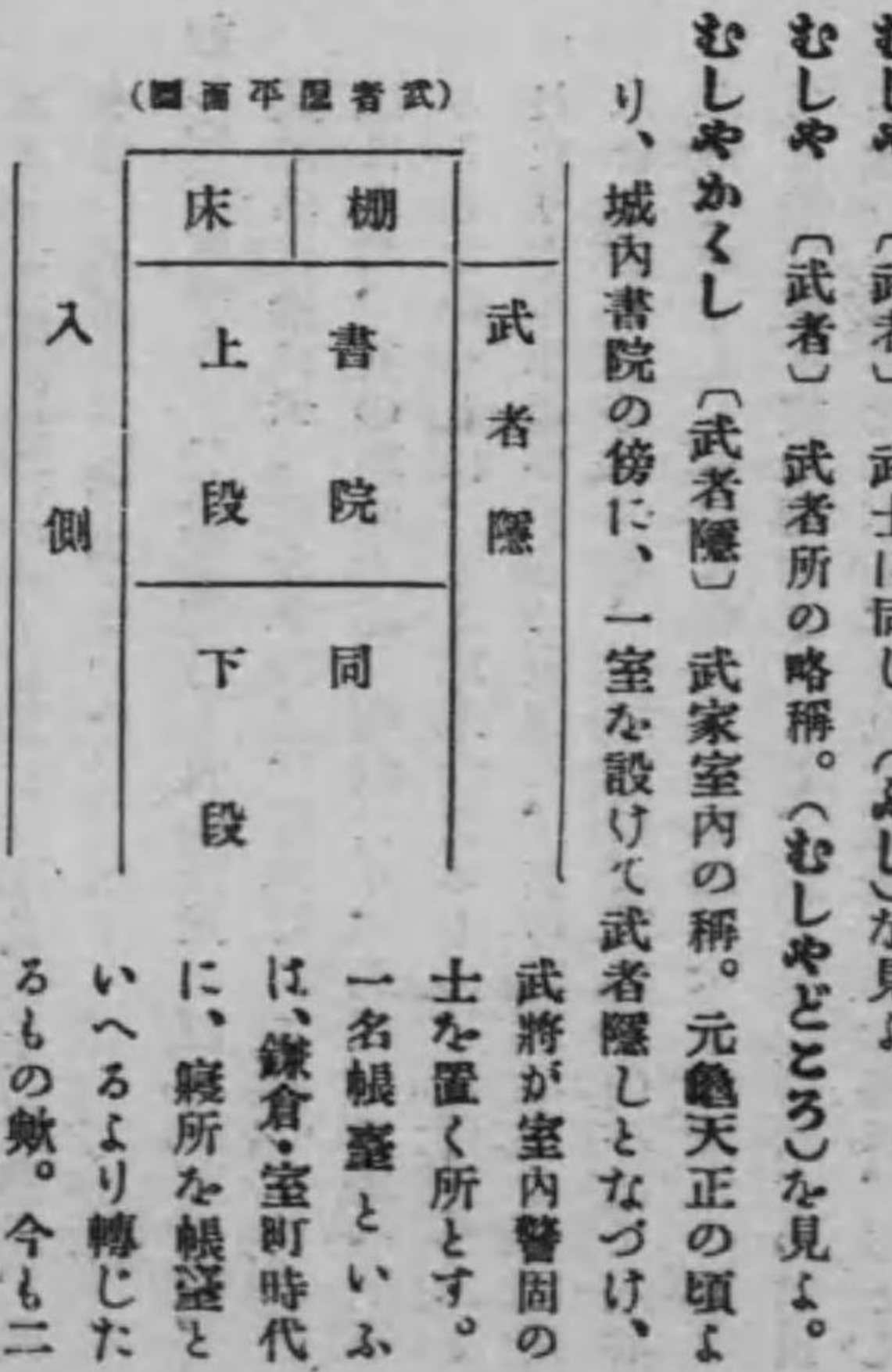
むさしのな 「向、名」 女孀の呼名。女房官品に「むき名」といへるは、向名と書けり。東・西・南・北などつく事、一向品の女孀の名也」と見ゆ。官職知要に、「御方々名、事、北・東の御方は上なり。南・西は方角にて聊劣るなり。方名と向名とは、方名は上りたるやうに申傳へたる也。向々名、事、方名と同じ」と記せり。

むくらんぢ 「木蘭地」 (もくらんぢ)を見よ。

むさしあふみ 「武藏鏡」 古代の鏡の一種。貞丈雜記に云く、古武藏國より、貢物に禁裏へ納めし鏡なり云々。同人また武藏鏡の辨を著せり。其の要に云く、武藏鏡の名、伊勢物語・夫木抄・新猿樂記・庭訓往来等に見えたり。此の鏡は小形にて、鉸具首そりあふのかす、鳩胸もろみにて、中峯少し高く出で、惣體作り鏡の形に似て賤しからず、云々として圖を出し、且後代の鏡は、武藏鏡の形を本にして作り來れるなるべし」と云へり。

兒・法師・山伏などは、男子も亦著たり。但し男子の著たるは、婦女のとは其の製異にて、一幅を横にまとへるさまなり。但し此のむし笠、必ず薄物なるべき故は、遠き路を被きゆくに、行くへ能く見え透りて、且輕かられば、便あしき故なり。とて泉・草の例を引き、薄物の織目を鹿からしめむ爲に、生絲を織綴りて織りた、む物なるべく斷り、その薄物の名を「むし」といふ事として、蟲を防ぐために垂る、由の、舊説を排し、猶名義に就いても辯する所あれど、文長ければ略せり。

むしのたれぎぬ 「蟲、垂絹」 むしたれ(絨)を見よ。
むしや 「武者」 武士に同じ。(ふし)を見よ。
むしや 「武者」 武者所の略稱。(むしやどころ)を見よ。
むしやかくし 「武者隠」 武家室内の稱。元龜天正の頃より、城内書院の傍に、一室を設けて武者隠しとなづけ、



むさししちたう 「武藏七黨」 武士の同類をいふ。丹治・私市・兒玉・猪股・西野・横山・村山の七黨是也。

むし 「絨」 「むしたれ」の略。原本伊呂波字類抄に、絨(ムシ付ニ女笠也)とあり。笠に絹を垂れたる被物にて、旅行の具なり。委しくは、むしたれ(絨垂)を見よ。

むしえらび 「蟲撰」 古、聲よき蟲を野原に狩り捕へて禁裏に上りしこと。公事根源に、「是れば、あながち式ある事にあらず、殿上の逍遙とて殿上人どもあそびて、嵯峨野などへ向かひて、蟲を籠にえらび入れて奉る。是れば堀河院の御時より始まる、おほよそ、松蟲・鈴蟲などは誰れ人も内裏に奉る。又賀茂の社司などに仰せられても召されけるとぞ」といへり。

むしたれ 「蟲垂、絨垂」 笠の周りに、薄物の絹を垂れたる被り物。旅行の具なり。一名「むしのたれぎぬ」。八雲御抄に、「むしがさ」原本伊呂波字類抄に、「絨」。ムシ付ニ女笠也)と見ゆ。黒川春村翁の説に、「むしのたれぎぬ」とは、夫木抄に見ゆるのみにて、其餘の古書どもには、「むしたれ、むしたる、むしたれたる、絨を垂れて」など見え、又「むし笠」ともいひ、「牟志」との読みいへり。此の垂れたる薄物の名を「むし」とは云ふなり。倭此の「むし」は、羈旅の具にして、打ちまかせては婦女の具なれど、

條離宮名古屋城離宮の、書院棚脇の所に、四枚の襖を立て、長押いかめしく作りたる所ある是なり。戦國の頃降参の武士の謁する時、警固のため、且は急變の時、主將の書を此の所に避けんがための室なりといふ。其の平面圖は右に示すが如し。

むしやたいしやう 「武者大將」 元龜天正の頃、戦國武者の指揮を掌る臨時職。武家名目抄に「武者大將は、すべての武者を指揮する故、軍中に在ては、ことなる重職なり、されど事に臨みて定めらるゝ司なれば、中古以來の侍大將などの常に設置せらるゝ職にはあらで、事果てれば其の任を解かれしと見えたり」といへり。

むしやどころ 「武者所」 院の御所を警衛する武士の伺候する所。下北面武士の伺候する所をいひ、轉じて下北面武士をいふ。「ほくめん(北面)参照」。略して「所」とも稱す。平家物語信連合戦の條に、先年、所にありし時、大番衆の者どもの留めかれたりし強資六人に追懸り云々」と見え、又源平盛衰記に、文覺上人が、院の御所に濫入して、高雄の勸進狀を讀みける時、武者所安藤右武、文覺上人を捕り押へたる事見えたり。

むしやばしり 「武者走」 城の塀に沿へる内側の道ないふ。築城記に云「土居の塀より内は武者走と云也、外は

犬走と云、塀の繩打の時犬走一尺五寸をきて可然候、武者走は三間許可然也」といへり。

むしやぶきやう 「武者奉行」 元龜天正の頃の武家の職。武家名目抄に云「武者奉行は、軍奉行にさしつきたる重職にして、其の職掌も亦た相似たり、此職にしへ聞ゆることなかりしは、もと軍奉行たるもの、此の所をふさねたりしは軍國事繁きに及びて、其の職掌を分ちて、兩奉行を設けしなるべし、將軍家には軍奉行のみにて武者奉行なかりしも古例にあらざるを知るべき一證なり、さて軍奉行は軍旅の指揮專務とし、武者奉行は武者の進退を掌るが専務なるべし、されば戦場を臨む時は、ひとしく軍配を掌るが故に、何れも老功の者を任用するつかさにて軍團一對の奉行なり」といへり。

むしろ 「簾」 疊表に縁を取りつけたるものをいふ。後世寢御座といふもの即ち是なり。其の産地によりて信濃簾・出雲簾等の別あり。其の形によりて、廣簾・長簾・狭簾・小簾等の名あり。又其の質によつて、竹簾・菅簾・綾簾などあり。又張簾とて、帳の代用をなすものあり。西宮記十一、「件庸敷信濃廣簾四枚中敷」徳代「又同記十九に「夏不敷菅圍座敷出雲簾」などあるは、竹菅などのあらあらしきものならん。源氏物語夕顔の巻に「御車よす、此

人をえいだし給ふまじければ、うはむしろにおしく、みて惟光のせたまつる、したにかにもえせれば、髪はこぼれいでたるも云々、又大鏡五に「疊の表簾に綿いれてぞ敷かせ奉らせたまふ、寝たまふときは大なる髪斗持ちたる女房三人出でてきて、かの大鏡籠る簾をばあたたかに熨しなで、ぞれさせ奉り給ふ」と見えたるにても上簾といふは、絹の簾にして、萬葉集に詠める綾むしろの類なるべし。古歌にきりくす鳴くや霜夜の狭むしろに衣片敷きひとりかも寝む」とあるなども今いふ座布圍の如きものなるべし。條々聞書に「公方様御寢所には御座を敷かれ候、其の上に御むしろ敷被申候、御むしろの縁、織物、裏に生絹の絹付け候、表は常のむしろ云々」と見えたる御座とは、疊の事にして、後に、あげ疊とも床疊ともいふものなり、御むしろといへるは今の寢御座なり、常のむしろといへるは即ち今の疊表のことをいふ。



(圖の燈臺)

むすびとらたい 「結燈臺」 燈臺の一種。三本の竿の中央を結びて下を開かせて油皿の臺とせるものをいふ。禁中にて夜、公事を行はるゝ時に用る料とす。其の製法齊隨筆に云「木の長さ一尺五寸五分、木口の丸みの徑、上は四分下は六分、三本の足の開きたる間一尺八寸程づゝ上の木口より四寸三分、下に穴を明けて緒を通して三本の柱をねぢりて結ぶなり、柱の下、木口より六分上に穴を明けて緒を通して一本ごとに結びて男結にするなり、三本とも同じ、緒の兩端は柱の際にて取り合ひ結び切る云々、上を結ぶ緒も是れに同じ、下の緒は三つ足をつなぎおくなり」といへり。其の形状圖の如し。

むち 「鞭」 馬具の一種。箋注和名抄に字无相通ず、名義打なる由をいへり。新撰字鏡の訓、夫知とあるは轉訛なるべし。貞丈雜記に「馬の鞭を、むちと云ひ、鷹の鞭を、ぶちといふべしと云ふ説あり、此説非なり、馬の鞭をも、ぶちといふなり、射手方聞書に、ぶちぶち(藤鞭)といふ事あり、其の外古書に馬のぶちといふ事いくらもあり、鷹の鞭といふ詞は本はなきなり、鞭に似たるものなる故、ぶちといひならはせども、本名は鷹なぶりとい

ふなり。古歌に、口飼ひき背をすらする鷹なぶり腰にさしては頼かとぞ見る、とあり。馬の鞭は、うつものなる故、ぶちと云ふ。ぶちとは、うちといふ事なり、ぶちといふをむちとも云ひたるなり」とあるにて明らかなり。

むねいた 「胸板」 鎧の名所。前胸の最上部、即ち化粧板の上なる板の稱。又「一の板」とも、鬼會ともいふ。札の上に染革を張りて金物を打つ、之を「胸金物」といふ。平治物語、源氏勢揃への條に「悪源太義平は生年十九歳、練色の魚綾の直垂に、八龍とて胸板に龍を八つ打つてつげたる鎧を著」とあるは、即ち此の金物なるべし。

むねがい 「胸懸」 馬具の一種。胸懸の音便なり。馬の胸より鞍に繋ぐ組緒をいふ。面繫、尻繫と併せて三掛と稱す。むねかぬもの 「胸金物」 胸金ともいふ。委しくは、むねいた(胸板)を見よ。

むねしきふね 「虚舟・空舟」 上皇を稱する語。今鏡たむけの段に、後三條天皇「住の江に詣でさせ給ふとて。住吉の神もうれしと思ふらむ、むねしき舟をさして來たれば、俊頼口傳に、此歌を解して「空しき舟とは、おりの帝を申すなり、其の心は位にておはします程は、舟に多く物を積めば海を渡るにおそれあるなり、其れに荷を取り下しつれば、風吹き浪高けれどもおそれなきにたとふる

なり、よろづにおそれなき舟をさして参りたれば神もあはれと思召さむ、となりとあるにて知るべし。

むねもん 「棟門」 門の一種。家屋雜考に「もと樓門(二階門なり)に對して、樓なくして、常の屋の棟の如く作れる門をいふなり」とあり。

むねんじゆんぼう 「無文巡方」 いしのおひ(石帯)を見よ。むねんのかんむり 「無文冠」 無文の羅を張りて作りたる冠をいふ。六位以下の者又は凶服の時、王卿以下これを着用す、但し近代は六位以下と雖も多く有文冠を用ふる、こいなれり。

むねんまるとも 「無文丸斬」 いしのおひ(石帯)を見よ。むらくものつるぎ 「叢雲、劔」 あまのむらくものつるぎ(天叢雲、劔)を見よ。

むらじ 「村瀧」 染色の名。斑瀧の義にして、色の濃淡種種なるものをいふ。又布帛を薄く濃く染めたるをいふ。貞丈雜記に「村瀧といふは、地をば薄くして、所々に村

雲の如く何色にても、色を濃く染むる也、紺むらじといふは、紺色にて村瀧をしたる也、濃き所の端々は煙のごとくはつす也云々」といへり。

むらさき 「紫」 染色の名。中古の制に、淺紫は二位・三位の袍の色にして、深紫は親王四品以上、及び一位の袍の色と定められ、其他は用ふることを得ず、さればこれを禁色と稱したり。(きんじき)参照。

むらさきにほひ 「紫匂」 中古衣の重れの色目の配合上の名稱。上紫に、薄紫を重ねたるものをいふ。十一月より翌年春に至るまで之を着用す。

むらさきすそこのよろひ 「紫裾濃、鏡」 鏡の威毛の名。貞丈云、袖草摺の上を白く、二段目は至極薄き紫にして、次を中の薄紫とし、下を常の本紫におどしたるを、紫裾濃といふなるべし、裾ほど色濃きなり。

むらさきのちすやう 「紫、薄襟」 中古衣の重れの色目の配合上の名稱。假字裝束抄に「紫の薄襟、上より下へ薄くて、三ッ白き二ッ云々」とあり、十一月五節より春期に至る間之を着用す。

むらさきべりのたしみ 「紫縁ノ疊」 疊の一種。紫の絹を縁につけたるものをいふ。四位・五位殿上人より地下まで僧正等之を用ふ。海人藻芥に疊の事の條に「有職非職ハ

紫端也、云云、四位・五位雲客用ニ紫端也」と見えたり。「たしみ(疊)参照」。

め

めいけ 「名家」 公家の家格の一。辨官、藏人頭を兼ねて大納言まで昇進し得る家柄をいふ。

めいぎだう 「明義堂」 豊樂院九堂の一。次の南堂ともいふ。射禮及び節會等の時、六位以下の座席とす。

めいぎもん 「明義門」 内裏の門。一に名義門に作る、紫宸殿の北、仙花門の南に在り、即ち紫宸殿の北廂の西階より、西北廂に出づる南方口に在り。

めいびん 「鳴弦」 矢をはかすして弓弦を張りて放ちて音を立つるをいふ。「弦打」ともいふ。妖覓を拂ふためにする作法なり。天皇御湯浴の時は藏人戸外に候して鳴弦の事あり。又皇子誕生の時に鳴弦の役として五位・六位各數人、弦を引き鳴らす儀あり。安齋隨筆に「皇子誕生の後、始めて御湯を召さるゝ時に鳴弦あり、弓弦を鳴らす事を云ふなり」と見えたり。

めくぎ 「目釘」 刀の目貫をいふ。(めぬき)を見よ。

めざし 「目刺・髻」 小兒の髻。中古の風俗に、女兒の三歳より、前髪を眉の程に截り揃へて垂れおくをいふ。轉じて幼少の童女の稱とす。萬葉集に「小よるぎの職たちな

らし磯菜摘むめざし濡らすな沖に居れ浪」。又狹衣卷三に、三歳になり給ふ女宮のさまをいへる所に「めざしなる御ぐしな、せちにかきやりつゝ、むつれ遊び給ふ」と見えて、眞淵翁の標註に「めざしは小さき子の額髪のみじかくて目をさす如く前へ垂れてあれば云ふなるべし」とあるにて知るべし。

めしつぎ 「召次」 舍人又は隨身の類。院中の雜事を掌り、時を奏することを職とす。西宮記「院宮雜事中、御隨身勳三夜行召繼奏時云々」。又取次給仕の類なり。宇治拾遺物語「近う召使ふ侍出で来て、御でるへ參らせ給へといひければ、喜びてまゐりにけり、この召繼しつる侍しばしさらばせ給へ」など見えたり。

めしつぎどころ 「召次所」 院中召次の居る所をいふ。あんのめしつぎどころ(院召次所)を見よ。

めしつぎのみ 「召鼓」 朝廷の儀式の時百官を集合する合圖に打ち鳴らす鼓をいふ。「刀禰召せの鼓」といふ。内辨の大臣此の鼓を打たしむること九ツ、諸門の鼓相應じて打てば、參議以上人官人先づ列につき順次に群臣其の列に就きて座す。公事根源朝賀の條に「内辨などもあり、開門などありて、召の鼓をうたしむれば群臣列して門に入る」と見えたり。

めぞめ 「目染」 結り染の一名。西宮記臨時六、女裝束の條、又春記長曆三年十一月七日の條にも、目染裳とあり。古く由波太といひしもの、後世目結とも稱せしなり。ゆはた(交纏)を見よ。

めだち 「馬道」 殿と殿との真中に通ずる板敷の廊の稱。

「めんだう」といふ。和名抄に、馬道、辨色立成云、馬道米多字向堂道也」とあり。源氏物語桐壺に「あるときはえさらぬ、めだちの戸をさしこめ、こなたかなたを合せて云々」、大鏡卷五太政大臣伊尹傳に「みかど馬をいみじうきようせさせ給ひければ、舞人の馬を後涼殿のきたの馬道よりとほさせ給ひて、朝餉の壺にひきおろさせ給ひて云々」など見えたり。蓋し馬道は、もと家屋内の一部分に馬の通路を設けたるより此の稱ありしを、後に専ら廊をいふことになりしなるべし。又其の廊の一部を切りて其處に打渡したる假橋を切馬道キリマダウといへり。

めつけ 「目附」 室町時代以後武家の職名。室町・安土・桃山時代には横目と稱す。諸事に立合ひ、非違に目を付け、之を糾することを掌る監察官なり。官職沿革略史に云く「目附に等級あり、老中の耳目となて、諸大名を監察するを大目附といひ、若年寄の耳目となりて、旗下諸士を監察するを目附と云ふ、共に將軍の親任する所にして、老

中の撰擇を須たす。又目附の指揮に従ひ、特に目見以下を糾察するを歩目附カチムツケ・小人目附コヒトツケなど云、かくの如く監察すべき者の尊卑により、糾察者に區別あり、又古く横目と稱するは、其の關係する所にあらざるをも、傍監して可否を察するによりてなり云々。以て江戸幕府の職制を知るべし。おほめつけ(大目附)・おめつけ(御目附)・よこめつけ(横目附)参照。

めてざし 「馬手指」 右腰に差す戦時用短刀の稱。武家名目抄に「志田草子云、うきしま太郎かけ出る(中略)獅子に牡丹のはいだてし、絲緋威の鍔の、巳の時とかやくを、肩カタク上とつてひつたて、草摺ながにさつくと著ゆつて、上帯ちやうとしめ、九寸五分の鍔通を、馬手の脇にさいたりけり云々。按するに、馬手差といふは、右の腰にさす故の名にて短き腰刀をいふなり、近世くり形をも、折かねをも鞘裏に付て、馬手さしといふものあるにや、古はさるものありしこと聞えず」と見えたり。

めてのくさざり 「馬手草摺」 脇立の草摺をいふ。(わいたて)参照。

めぬき 「目貫」 刀劍附屬具。刀身の櫛より抜け出さぬために、櫛の中部より、刀の釦にかけて貫き通したる金具をいふ。又問塞マツサキともいふ。古くは、これを目釘メヅキと稱したり。

目とは、孔のことにて、中身と櫛との孔を貫くを以て目貫といふ。

めぶ 「馬部」 馬寮の下役。即ち厩の舎人をいふ。左右馬寮に各六十人、主馬寮に十人あり。「めれう(馬寮)参照」。

めぶのつかさ 「馬部」司。大寶令の制に置ける齋宮十二司の一。「さいむられう(齋宮寮)参照」。

めんぎり 「眠藏」 武家、奥・間廳所の稱。武家名目抄に「眠藏、太平記云、爰に佐渡判官入道、道譽、都を落ちける時、我宿所へは定てさもとある大將を入替んすらんとて、尋常に取りしためて、書院には義之が草書の偽、韓愈が文集、眠藏には沈の枕に鈍子の宿直物を取副て置く」とあり。又帳臺といふもこの眠藏の一名なり。

めんぢり 「馬道」 「めだう」の音便。同條を見よ。

めんぼり 「面頬」 鐵面の一種。顔面全體に當つる頬當をいふ。「かぬめん」参照。

めゆひ 「目結」 括り染の一種。絹をつまみ、糸にて結びて染めて後、糸を抜き去れば糸のあたりたる所白く、中に黒き目を存して、恰も雙六の賽の目の如くなれば然か名づく。是れをいくつも并べ又はちらして染むる也。目結の白星のまだらになりて鹿の子の毛皮に似たれば、一に鹿子ともいふ。又目結をしげく染めたるをば滋目結と

の方までまとひたるものにて、長さも足と均しく、裳の下に履の鼻のあらはるゝ程なりしに、さては歩行にも不便なる所もありぬべく、且は艶姿嬌體を好む風俗となりて次第に上裳の端を片寄せ下袴をあらはす事となり、前方をまとふに足るべきものを殊更に襷を深くた



たみて狭くし、後の方のみにあて、裾引くやうに長くするはしく作りなしたるなるべし。裳の種類に纏纏裳、目染、裳、下濃、裳、地摺、裳など西宮記に見え、中にも地摺裳尤も普通に行はれたり、世俗深淺秘抄に、女房、装束、裳、尋常水色也、如皇后桐竹鳳凰也、不然和繪也、所謂花鳥之類也、と記せり。尙其のさまは上に掲ぐる圖につきて知るべし。「ちはみ(襷)・うはも(上裳)参照」。

もえき 「萌黄」 緑の薄きをいふ。萌木と書くを正しとす。貞丈雜記に「もえき色といふは、春の頃木の葉もえ出づる時の色なり、されば萌木色と書く也、萌黄色と書くは誤りなり、木の字を用ふべし。もえきを、もよぎと云ふもあやまりなり。又もえき色を、わかみどりと云ふ、色こくなりたるをわかみどりと云ふ也」といへり。

いふ。目結・鹿子の事一物にあらず、形の如くなるを并べて全體に染めたるを目結といひ、所々に散らして染めたるを鹿子といふ由、貞丈雜記に見えたり。

めれう 「馬寮」 大寶令の制に置ける官司。「うまのつかさ」とも又「まれう」とも訓む。唐名典職。左右二ありて、官馬の調習、馬具・及び諸國の牧場の馬を掌る役所なり。御厩の馬は、「寮の馬」として官人の使に立つ者乗用す。寮の長官・頭・左右各一人、下に權頭あり、五位殿上人、諸大夫を撰任す。助・權助・大允・少允・大屬・少屬・左右各一人あり。此の大允は七位相當なれども、後には六位の侍の任せらるゝ事となり、或は五位にして任せらるゝもありて、これをば「馬大夫」と稱したり。下役に馬醫師・馬部・使部等あり。又御監左右各一人、頭の上において御厩馬の事務を總管す、後には近衛大將の兼職となる。

も

も 「裳」 女房装束の具。中古以來貴女正裝する時、上衣の上より腰部の後のみに覆ふ物。上代女子の禮服に著用せし裙、即ち上裳の遺風にして、元は紅袴の上に、前後より二重覆ひたりしが、承和以後一重となり、後より前

もえきぎくら 「萌木櫻」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表萌木、裏花田なり。二月之を著用す。

もえきにはひのおとし 「萌木匂」威。鏡の威毛の名。軍用記に萌木威は、上を萌木色にして、袖草摺の末を薄萌木にし、又其の次を上よりなほうすき萌木色にするなり」と見えたり。萌木匂絲威ともいふ。「おとし(威)参照」。

もかき 「帽額」 幕の一種。古御帳臺又は長押の上に懸けて横に引き廻らす帛の稱。後世の水引幕の如きものなり。縁に窠の紋を黒く染め出すとぞ、帷の如くして表のみなるを襲とりてかくるなり。和訓栞に云、本は首服なり、通典に古之人帽額と見えたり、帽子と抹額とをいへるなるべし、其を借て翠簾の縁に懸くる物の名とせるなりといへり。後世は略して御簾の上部に縁としてつけたる帛をいふ。これは錦又は金襴にて作り、又布にて作れるを布帽額といふ、多く倚廬に用ふ。枕草子に「夏のもかきうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事はあらず、倚廬の御所のさまなど、板敷を下け、簾の御簾を懸けて、布の帽額あらしく、御調度なども疎かに云々」。又西宮記に「撤尋常御簾以鈍色細布爲端帽額」など見えたり。

十二歳より十四歳の頃なれども一定せず、すべて婚禮以前に行ふ禮なり。其の儀、豫め日時を卜定して尊屬又は徳望ある者を撰びて腰結となし、裳の腰を結ばしめ又髪を結上ぐ、故に又結髪・理髪等の役ありと古事類苑に記せり。

もくく 「目」 國司の官。四等の佐官なれば「さくわん」とも訓み、又「さくわん」ともいふ。古今和歌集序に「甲斐のさくわんおほし河内の躬恒」と書けり。其の職掌は大寶令に「掌受事抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文」とあり。

もくけい 「木契」 木にて作りし割符。契とは發兵符にして、其の物たる、一を二分して、一をば留め、一を諸國に遣し、相勘合して信とす。木契は大寶令制には、勅符・官符に副へて三關國に下し賜ふ規定にして、其の手續は代始抄御讓位の事の條に「木契とて内記に仰せて、木にて割符を造りて、上卿賜その國」といふ四字を書きて内記に給へば、内記、刀と石とを隨身して二つに割りて取合せ、上卿に上るなり、上卿更に奏聞し、請印等の事終りて、勅符をば少納言主給に仰せて木の函に入れて絲を結びかため、松脂にて堅く封するなり、木契をば内記紙についで、おの／＼其の國の名を記すなり、内記又宮の

銘を書きて、革の囊に入れて其の國に給ふ勅符のよし、短冊を付くるなり。木契の左の方をば國司の方へ遣はす、右の方をば少納言に給ひて、鈴の唐櫃に納めしむ、これは固關(こげん)参照の時に使に給ひて、其の疑を止めためなり」と見えたるにて知るべし。

もくだい 「目代」 中古皇政時代、地方官の代官の稱。多くは國守が私に置ける職にして、目代とは、人の耳目に代るの意なり。始めは、國守の傍に居て、書類を認め、國印を押しなどして秘書官の如き勤務せしを以て、文筆に長じ事務に熟せる者を撰びけり。朝野群載に「不_レ論_二貴賤_一、唯以_二堪能人_一可_レ爲_二目代_一」と見え、伊豆守小野五友は傀儡子にして其の材能あるを以て目代を務めたること、今昔物語に記せり。然るに中古地方政治亂れ、遙授の官として公卿などが國守を兼帯して赴任せざる時に、子弟又は家人などを任國に遣はし、政務を執らしむるを、一般に目代と稱するに至れり。

もくのかみ 「木工頭」 木工寮の長官。其の職掌、大寶令に「掌營_二構木作_一及採_二林事_一とありて、榮華物諸者花巻には「三日ありて、やがて内裏作るべき事思しおきてさせ給ふ云々、木工のかみにては、この宮の御乳母の男、中務大輔周賴とありし君を、このつかさめしになさ

せ給へりしかば、清涼殿をば「それつくる」と見えたり。

もくらんぢ 「木蘭地」 染色の名。黄_レ樟ともいふ。黄_レ紅・赤の雜色なり。僧尼令の義解に、木蘭地は黄_レ樟也とあり、黄_レ赤にして、少し黒みを兼れたる色なり、これは梅谷_{ウメヤシ}ともいふもの、由にて、梅の異名を木蘭といふは木にて薫よき事、蘭の如くなればなりと、安齋隨筆にいへり。

もくれい 「目禮」 敬禮の作法。貴人、賤者に對する勿卒の禮なり。唯目を其の人の方に向くるのみにて禮意を表するをいふ。大平記に義貞馬屋強事の條に「著到の軍勢等三萬餘人、旗竿引そばめ、膝を屈し手をつかれて、大將遙に目禮して一勢々座敷を起つ云々」と見え、成氏年申行事に「正月十一月、御評定始_中略_中管領各へ目禮あつて被_レ參_中略_中其以後御障子皆あけて式の御着にて御酒三獻參云々、御酒を申て御酌管領の前へ持ち行之時、向座の評定奉行へ式代二度、そばなる人に一度、自餘は目禮ばかりにて被_レ吞也」とあるにて知るべし。

もくれち 「木工寮」 大寶令の制に於ける官司。「ごたくみのつかさ」とも訓む、宮内省の被官にして、官舎は二條の南、神泉苑の東に在り。造營及び材木等の事を司り、大工以下の職工を支配す、又祭具・椅子・床子・案など此寮

にて調進す。頭一人從五位上後世家五位殿上人多く之に任す。權頭・助・權助・大允各一人、小允二人、大屬・少屬各一人、史生・算師・使部などの官人あり。

もくろく 「目錄」 中古は進物に添へたる書付をいふ。もと現品を贈る代りとして品目を記録したるものを總て目錄といふ。貞丈雜記に「目錄と云ふ事、目は名と同意なる字なり、名をしろすと書て、「もくろく」と訓むなり、目錄と云へば、すべて物の名目を書き録す書物の總名なれども、古へは、進物の品々の名を書くに三つの品あり、目錄・折紙・注文、此の三品なり、目錄とは、太刀・馬を書きたるをいふ。」と見えたり。目錄の料紙は、貴人は大高禮紙・大引合などを用ひ、下輩より貴人に對しては小高禮紙・小引合などを用ふること古禮なりとぞ。徳川時代の頃には、金銀幣を贈ることにいひて、お目錄を頂戴する、又目錄で贈るなどいへり。

もちがゆ 「望粥」 正月十五日に調する粥をいふ。此の粥を煮たる木を削りて作りたる杖を粥の木といふ(かゆのき)参照。神宮雜例集年中行事には望粥とかけり。十五日に食ふ粥なれば望粥といふなり、然るに後世は餅粥の義となし、小豆粥に餅を入ることとなり、其の義を誤れり。

もちがゆのせつく (望粥/節供) 正月十五日小豆粥を食

するをいふ。此日に粥を食すること、は、朝廷のみに限らず、古来一般に行はれし儀なり。世風記「正月十五日、煮小豆粥、爲天狗祭、庭中案上、則其粥凝時、向東方、再拜長跪腹之、終年無疫氣」とある故事によりて此儀は起りたるなり。一に「小豆粥の節供」といふ。公事根源に、宇多天皇の寛平年中に始まる由見えたり。又枕草子に「十五日は、もちがゆのせくまる」とありて、春曙抄にも餅粥と註したり、されど餅を粥に入ることとは後世の沙汰にして、翌の日に食ふ餅粥とするは誤なり。尙前條参照すべし。

もちたて (持楯) 手に持つ楯をいふ。たて(楯)参照。

もちつづじ (羊躑躅) 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表紫、裏紅なり。三月之を著用す。

もちづきのこま (望月/駒) こまひき(駒牽)を見よ。

もちのかしら (持之頭) 江戸幕府の職名。持弓頭・持筒頭の總稱なり。將軍の弓鐵砲を預り、陣中にては將軍の左右に備へ、旗本を警備し、平時は江戸城本丸の中門西丸の中仕切門、二丸の銅門等に勤番す。若年寄の配下に屬して千五百石高を領す。

もちゆみがしら (持弓頭) 江戸幕府の職名。もちのかし

もちり (銀) 江戸時代三道具と稱せし武器の一。狼藉者

を召捕るに用ひたるものなり。三道具とは突棒・刺股・銀をいふ。銀は一に袖搦と銀の銀いふ。重に見附・門番・自身番、及び番所等に備へ置きて警護用に供す。其製長さ七尺五寸の木の柄に、頭に鐵釘を多く交錯せしめ、恰も狼の牙の如く、以て敵人の袖にからむ料とす、故にこれを「そでがらみ」といふ。

もとしげどりのゆみ (本重藤弓) 重藤弓の一種。弓馬

故實に、「握りより下を重藤にし、握りより上を二所藤にする弓を本重藤といふ」とあり。貞丈云、握以上を二所藤にすとは、末弭のかぶり藤と、矢すり藤とをば黒く塗らず、白くして置くをいふ。其の二所藤の間は、藤をすき間もなく巻きて、上を黒くぬるなり。握より下は本弭のかぶり藤も白くして置き、其外九所巻きて、藤をぬらざるなりと。ゆみ(弓)参照。

もとゆみ (元結) 髻を結ぶに用ふる物の稱。和名抄に、

「髻、和名毛度由比、以組束髪也」とありて、古は組絲を用ひたらんが、後世は紙燃にて製したり。紫式部日記中宮御産の條に「おものまいるとて、女房八人一つ色にさう

ぞきて髪あげ、白き元結して御盤もてつゞき参る云々。又枕の草子、胸つぶる、物の條に「もとゆひよる」とありて傍註に「きれん事を氣づかふ故にや」と見えれば、紙製なること知るべし。而して女子の元結には、實用なると、飾なるとありて、長かもしの繪元結は飾なり。繪元結とは、紙をふとくたくみ、兩端に心を入れて金箔にて組み、色彩して松・竹・鶴・龜などを繪きたるものなりとぞ。

ものあはせ (物合) 中古以来貴族間に行はれし遊戯。詩

合・歌合・句合・貝合・繪合・香合・扇合・菊合・花合・蟲合・鬘書合・物語合・前裁合などの汎稱なり。即ち人々左右に分れて、其の物を合せて優劣を競ひ批判することをいふ。榮花物語「さまざまこころしくしたて参りつどひたるさま、さへき物合のかたわきにこそ似たれ。枕草子に「物あはせ、何くれといども事に勝ちたる、いかでかうれしからざらん」など見えたり。

ものいみ (物忌) 身心を清淨潔白にして謹慎することをい

ふ。中古陰陽家の説によりて行はれし事にて、夢見の悪しきか、又怪しき事などあれば、若干日引籠りて人にも會見せずして謹慎し、其の間は家に簾をかけて、柳の木を三分程に削りて作れる小札に、物忌と書きて絲をつけて葱の

ものかさ (物書) 軍陣中に在りて文筆に携はる者の稱。

手書ともいふ。平家物語木曾願書の條に「あれこそ八幡にて渡らせ給ひ候へ、やがて此所も八幡の御領にて候と申す、木曾殿斜ならず悦び、手書に具せられたりける

大夫房覺明を召して願書を一筆まゐらせんと思ふはいかにと宣へば云々、源平盛衰記には「木曾は物書に大夫房覺明を招て白山妙理權現に願書を進せばやとありければ云々」と見え、武家名目抄に「古くは右筆といふことを物書ともよびて、殊なる差別はなかりしが、中頃より將

軍家の奉行衆を、むねと右筆といふこととなりしかば、私の筆とりとば内々には右筆といひながらも、表だちたる時には、物書といひしと見ゆ、されば後の世には右筆よりは身がらの降れるものをさして物書といふことになれり」といへり。

ものがたりあはせ 「物語合」 物合せの一種。物語を新しく作り、二十人左右に分れて、勝敗を競ふ遊戯なり。

ものぐ 「物具」 調度・具足・道具などに同じ。轉じて鐵の意に用ふ。日本紀に兵器を訓めり、和訓栞に「物のふの武具といふが如し、今士夫の鐵を稱する辭とす、又、まぐの器物をいへること、雅亮裝束抄に見ゆ」とあり。

ものし 「物師」 雅樂寮の樂人・舞人の汎稱。源氏物語橋姫の巻に「つれづれなるまに、うたがさのもの師どもなどやうの、すぐれたるを召しよせつゝ、はかなき御遊びに心を入れて、おひ出で給へれば、其のかたばをかしくすぐれたまへり」と見えたり。

ものふ 「物部・武士」 上古、朝家を守衛する官人の稱。後世は武人の稱として、いくさびと・さむらひをいふ。松の落葉に、「ものふ」と「さむらひ」との別を説きて「世の人の武士をものふといふものなりとひたぶるに思ふはたがへり、物部は武士の官の名にぞありける、されば

ものふは武士なれども武士は皆物部にはあらず、日本書記雄略天皇の巻に物部兵士三十人と見えたるも兵士には、ものふならぬもある故ぞかし、獄令に凡徒囚在役一人兩人、防援在京者取當所兵士二分番防守とあり、物部は衛士にたぐへいひ、あなかなるは、當所兵士といへるにてよくわかれたり、さるからに、古のかな文には、あなかの兵士をばつはものと書きたりき、しといへり。

ものふし 「物ノ節」 春日祭、賀茂祭などに奉仕する近衛の舍人の稱。東遊に長ざる者を選抜して任ぜられしといふ。

もひとりのつかさ 「主水ノ司」 (しゆするし)を見よ。

もひめ 「最姫」 大嘗祭の時、神事に奉仕する采女の首位又陪膳ともいふ、主として御親供の介錯を勤むる役なり。

もふく 「喪服」 喪中着用する服。凶服とも又藤衣とも色ともいふ。藤衣とは、喪服はもと藤葛を以て織りたれば名づく、後には麻を用ふ。色とは、常服と其の色を異にせるよりいふ。

もみ系ほし 「揉烏帽子」 柔かく作りたる烏帽子。古代の烏帽子は皆柔かなりしが、後に固く塗り固めたるもの出来てより其れに對して柔かなるを揉烏帽子と稱す。貞丈云「軍陣の時、冑の下にかふる揉烏帽子三品あり、一

には梨子打烏帽子、一には引立烏帽子、(一)一には柳さびの折烏帽子、右何れも柔かにて冑の下にかふるに宜敷やうに揉みたる烏帽子なる故、惣名「もみ系ほし」と云ふ也、剛く塗り固めたる烏帽子のある中に右の三品は今も昔の如くやはらかに作る故に揉烏帽子といふ也」といへり。此等の烏帽子は、鉢巻をしたる上に被るなり、又鉢巻をへりに耳の邊まで、黒糸にて千鳥かけに縫ひつけても用ふる也。

もん 「門」 家屋敷の外圍に設けたる出入口をいふ。「かど」ともいふ。其の種類に、八足門・四足門・棟門・平門・土門・藥醫門・唐門・冠木門・屏中門・樓門・土門・竇戸門・城門・鳥居門等あり。「各條参照」

もん 「紋」 物につくる模様をいひ、又衣服につくる家紋をいふ。一に定紋ともいふ。四季草に云「家の紋の事、紋といふは、衣服に五所に附くるのみ紋といふにはあらず、總て物の模様をいふ、束帯の時、上に著する裝束を袍といふ、此の袍は綾を以て縫ふなり、其の綾に様々の織紋あり、天子の召すを黄櫨染といふは、桐・竹・鳳凰・麒麟の織紋あり、麴塵の御袍には、唐草に鳥の織紋あり、赤色の御袍には、菊・唐草に窠内菜の紋有り、又臣下の袍には、或は浮線・綾の丸、或は響・唐草・或は輪無し・輪途等

の紋有り、此の外家々に定まりて用ふる紋あり。右は公家の事なり、武家の紋は旗・幕の目印なり、云々、後には旗・幕ならでも、衣服にも紋附くる事になりしなり。宗五記にいふ、公方様御服と申すは、織物(色御紋不定)白き綾、又は綾・袖を地を色々に染めて、御紋紫などに附候云云、是れば東山殿、義政公の時代の事なり、御紋不定と有るを見れば、其の頃は衣服は家の紋に限らず、何の紋にてもつけしなり、後世には必ず家の紋の外はつけぬことになりしなり」と。

もんらん 「門院」 によるん(女院)を見よ。

もんがは 「紋革」 糸がは(繪革)を見よ。

もんじや 「文車」 もんのくるま(紋ノ車)を見よ。

もんじやちとくげりしやち 「文章得業生」 もんじやちはかせ(文章博士)を見よ。

もんじやちはかせ 「文章博士」 古、大學寮の職員。紀傳道及び詩文を掌る。まへもんぞうはかせともいふ。此の下に文章得業生二人文章生二十人及び擬文章生等あり、皆試験を経て進む。博士の進路は、志望の學生にして才器ある者を大學寮にて、大學頭監督して、史記・漢書中五條を試問し、三條以上に通じたるを及第とし、擬文章生に補す、これを擬生ともいふ、擬生は宣旨によりて式部の

大・少輔、問題を出して詩を作らしめ、文章博士と成績を調査して、及第せしものを文章生とす、此の試験を「省試」といふ。又文章生を文人とも進士ともいふ。更にこの文章生に詩を作らしめ、及第せしものを文章得業生といふ、又秀才ともいふ。得業生は方略ハウリヤクの宣旨を蒙りて方略の策といふ論文を提出し、及第せしものを博士とし叙位任官せらる。「ころこ(貢擧)参照」。

もんぢやく (問籍) 禁中にて夜間宿直勤番する瀧口の姓名を藏人の問うて名のらしむるをいふ。名對面に同じ。(なだいめん)を見よ。

もんせき (門跡) 寺院の資格上の名稱。法親王の住持として居給ふ寺院を宮門跡といひ、攝家の子孫の入室せし寺院を、攝家門跡といふ。又門跡に準ぜられし寺院を准門跡とも脇門跡ともいふ。

もんぢゆうじよ (問注所) 鎌倉・室町兩幕府の官廳、政所の別廳にして、政所の職務を分擔して、訴訟を裁判することを本務とす。長官を執事といふ。建久二年、三好善信を補任せしに始まる。下に執事代及び寄人あり、執事代は執事事故ある時、臨時之れに代る、問注所代ともいふ。寄人は雜務を行ひ訴訟の詞を注記することを掌る。これを問注所衆・問注奉行とも稱したり。

もんぢゆうじよしつじ (問注所執事) 問注所の長官をいふ。(もんぢゆうじよ)を見よ。

もんぢゆうぶきやう (問注奉行) 鎌倉時代、問注所寄人をいふ。(もんぢゆうじよ)を見よ。

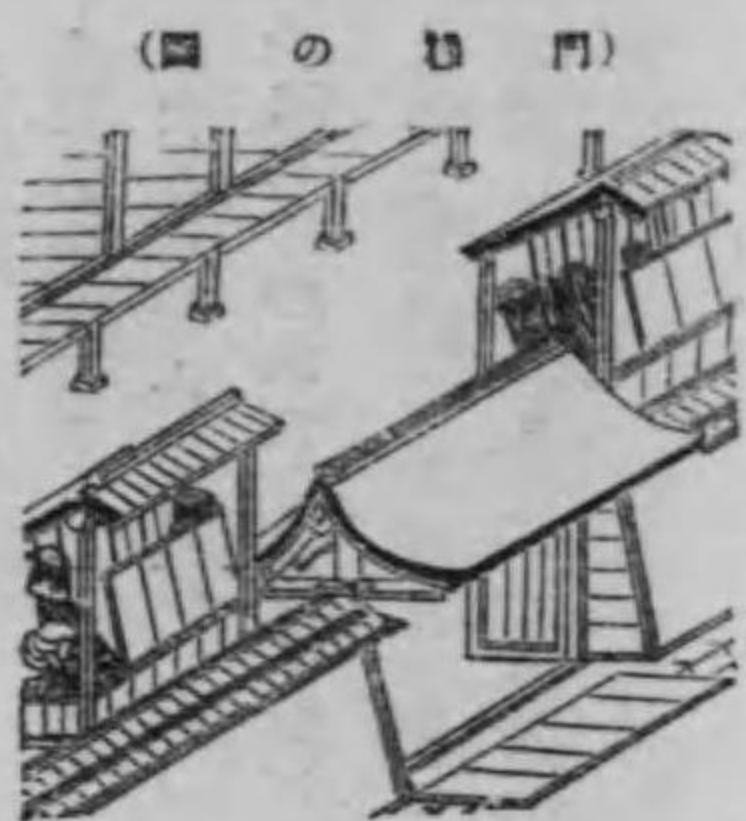
もんどのつかさ (水部司) (もひとりつかさ)の音便。委しくは(しゆするし)を見よ。

もんじん (文人) もんぢやくせい(文章生)に同じ。同條を見よ。

もんくのくるま (紋ノ車) 牛車的一種。物見の兩脇に、紋を畫きたる網代車をいふ。大臣・大將・納言などの、多くは直衣を着する時、さらでも略儀遠行に之を用ひ四五位、中少將及び侍從外衛・督・佐等も常用す、然れども大臣・納言・大將以上は白袖の車とも號して物見の兩脇の板を白く塗りて紋をふかく、されば紋車とも號す(蛙抄)。紋は家によりて同じからずと(門室有職抄)。

もんべ (門部) 「かどべ」と訓す。同條を見よ。

もんやぐら (門櫓・門矢倉) 鎌倉時代以後武家の門脇左右に高く構へたる井樓。常に弓箭を設備し、警固の士を置きて、敵の夜討朝駈を防ぐ料に構へたるなり。太平記頼貞回忠の條に、孫六内に入て、六波羅より討手のむかひ候云々、腹巻取て肩に投げかけ、二十四差したる胡籬



と、繁籬の弓とを提げて、門の中なる櫓へ走り上り、狭間の板八文字にひらいて云々。信長記六條合戦の條にも、寄手猛勢にて入り込みける間、叶難くや思ひけん、諸の城へ引取り、門櫓より指つめ引つめ散々に射

るなどあるにて知るべし。

ももしき (百磯城・百敷) 内裏の別稱。もと大宮の枕詞なりしを、後には直ちに皇居を指していふ。名義は百と多くの磯石もて堅く造れる城の大宮といふ事なり、其他諸説あれど、暫く右説に従ふ。

もまたち (股立) 袴の兩脇の明きたる所の稱。前後の幅を止めたる所をいふ。一に相引ともいふ。今昔物語、醫師治女瘡條に「女、袴の股立を引開て見すれば、股の雪のやうに白きに、少し面腫たり云々」、平家物語に「小松殿、指貫の中に、くちなは這入たるを、股立より手を入れて、右にて蛇の首を押へ、左にて尾を持ち給ひて、上日の者を召したる」とあり。此處を摘み上げて帯に挿むを「股立を取る」といふ。今昔物語二十九に「年、三十ば

かりになる男、一人椎鈍色の水干に、裾濃の袴着たるが、袴の喬取つて高く夾みて前に大なる刀、現にさして云々とある、「ソバトル」といふも即ち股立取ることなり。昔は侍衆、上下を着、或は袴ばかりにも、大かた股立取りて歩行し、馬上の人まかくせしなり。

もものきぬ (桃ノ衣) 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表から紅、裏紅梅、或は裏裏紅梅又は表白裏紅なり。三月着用す。

もものせつく (桃ノ節句) じやうし(上巳)を見よ。

もものゆみ (桃ノ弓) 桃の細枝にて作れる丸木弓。古、禁中にて十二月晦日、追儺の時、殿上人桃の弓・葦の矢

を以て鬼を追ひて射ることあり。つるな(追儺)参照。
もまたち (桃眉) 童體の時の眉の立てかたをいふ。貞丈雜記に「光源院殿御元服記云、御髮亂さるゝ、御眉も眉也、御烏帽子召されて横眉也云々(申略)も眉と云ふは詳に知らざれども考へ記す、も眉は、茫々眉と云ふ事を、もふく眉と唱へて、それをも眉と云ひ違へたるにや、併し、茫々眉は自身の眉毛の中へ細くすみにて心をさし入る事なり、額は別に作るにあらず、又按ずるに、も眉は桃の實の様に二つ額に置く事歟」と見えたり。「まゆずみ(眉墨)参照」。

ももよせ 「股寄」 太刀の名所。太刀の鞘の帯取の下の縁をいふ。太刀を佩きたる時に股に當る所なり。「たち(太刀)の圖参照」。

もや 「母屋・身舎・身屋」 中古の寢殿造にて、廂の内なる主部をいふ。俗に「オモヤ」として本家なり。「しんてん(寢殿)参照」。又清涼殿内の母屋には天皇の御座席を設けられ、晝の御座といふ。(せいりやうてん)参照。

もりずね 「盛砂」 儀式の時、門戸の左右に砂を堆く盛りて飾れるものをいふ。古は立砂と稱し、又數砂とも稱したり。委しくはたてすね(立砂)の條を見よ。

もろかつら 「諸鬘」 あふひかつら(葵鬘)を見よ。もろぞそく 「諸具足」 太刀を佩き、空穂をつけ、弓を持したる装をいふ。鎧著たる時は諸具足とはいはざるなり。

太平記、關東大勢上洛の條に「弓小手に腹當して、諸具足したる中間五百人」とあり、是れば小手・臙當・腹當までしたるをいふなり。もろこしのつかひ 「唐使」 (けんたうしし)を見よ。

や

や 「矢・箭」 弓の弾力に發射する武器の名。ヤガラ(落は竹)にて

將軍者滿冠者範賴也と見ゆ。其外の軍記にも多く見えたり。

やいば 「刃」 焼刃の音便。略して「は」ともいふ。即ち刀身の縁の薄き所にして物を截る方なり。

やうき 「樣器」 食物を盛る器。源氏物語寄木卷に、白銀の樣器とあり。河海の注には藥器也といひ、細流抄には盤の事也陶物なりと云へり。按に磁器に錫銀などをなましかけたる壺やうの器にして蓋あり。細流の盤といふは誤なれども、陶物といふは當れり。又河海に藥器と注せるは、銀の釉藥を施せるをいふなるべし。後世は金屬に銀メッキしたるをも樣器と云。字義は公より本樣を出して、それが樣に作らしめし器を、樣器と名づけそめたる也。楊器の字をあて、白木の椀といふは非なり。

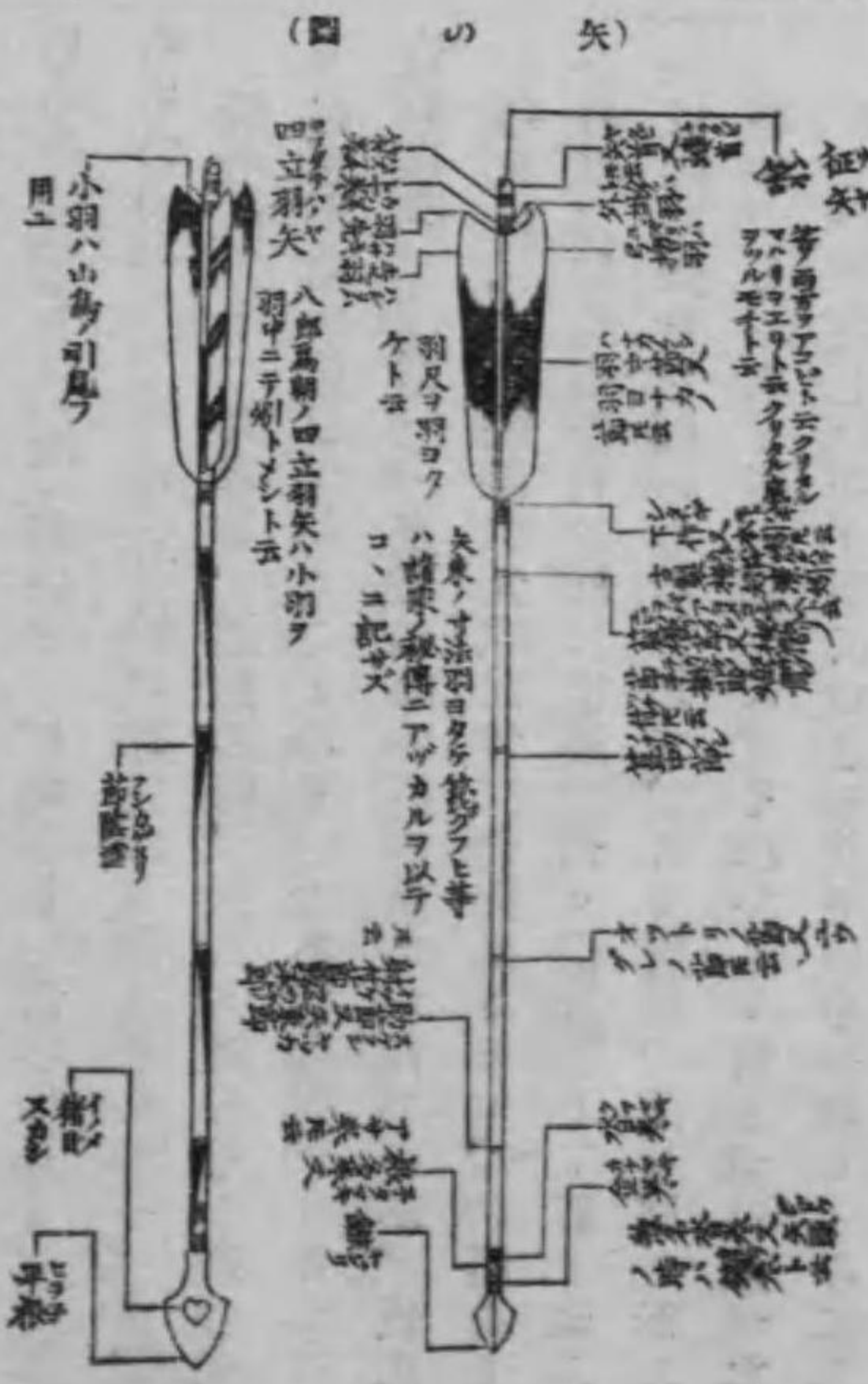
やうてう 「横笛」 笛の古語。横笛の音、王敵と相通するを思ひてやうてうと訓じたりとぞ。

やうとくもん 「陽徳門」 大内裏豐樂院の門の名。招後堂の北廊廂門にして、嘉樂門の南西通門なり。

やうめいのすけ 「揚名ノ介」 揚名の官の國司の次官。即ち名のみを揚げて、其の職掌もなく俸祿もなき者をいふ。中世以後、公卿以上の者、年給によりて年官を賜はりし場合に起りしものにして、實際は己れば國守を兼任する

やいば—やうめいのすけ

作り、本には鷲・鷹などの羽三片又は四片を着け、末には鏃を着く。「やじり」参照。鏃は一に柄とも書し、鏃とも稱す。節は四と三と二種あり。「の筈」参照。弦を受くる



所を管といふ。「(はず)参照」。鏃を差し込みたる口を巻きたる所を管巻といひ、管の口を巻きたる所を管巻といふ。矢の種類には、天羽矢・丹塗矢・征矢・野矢・箭矢、カブラ・雁股矢・鋒矢・暮目矢・神頭・鳩・繰矢・上指矢・中指矢等あり。「各條参照」。

やあはせ 「矢合」 戦を開始せんとする合圖に相方より鳴鏃矢を射かすをいふ。吾妻鏡元暦元年二月五日の條に源氏兩將到攝津國、以二七日、卯時一定矢合之期、大手大

ことを得ざれば、別に其の人を推舉して其の所得を受けて官名のみを人に與へたり。又其人なき場合には、作名してさへ年官を賜はりし事ありき。源氏物語夕顔卷に「揚名介なるもの家になむ侍りける云々」など見えたり。

やうめいもん 「陽明門」 大内裏の外廂門の一。宮城の東面、待賢門の北に位す、桓武天皇延暦十三年宮城造營の時備前の國之を作り、山氏之を監して成る。

やうろくもん 「陽祿門」 大内裏豐樂院の門の一。豐樂院東面の門にして、延明門の北に在り。

やかた 「屋形」 貴人の家屋をいふ。轉じて古は大臣の尊稱に用ひ、足利時代には將軍より特に賜はりたる國持大名等の居所の稱とす。平家物語土佐房被斬條に「其外侍ども御内に夜討入りたりとて、あそこの宿所、爰の屋形より馳來る程に云々」、盛衰記頼朝重衡對面の條に、佐殿の屋形新しく造て未だ門をば不被立、四方に築地つき三方は覆ひたれど云々と見え、三内口訣に「古へ大臣の居所をいへり」とも又「足利家の末より武家歴歷の稱號となれり」といひ、倭訓栞には「古の名家將軍家に屋形號を申請て許さる人まゝあり、將軍義尹の時、對馬の宗義盛に屋形號を授けし事見ゆ、當時屋形號を得ざれば、召使ふ所の諸士も、烏帽子直垂或は素襖などを著せしむ

やうめいもん—やかた

る事能はざる故に、互に望みて許されけるなり」といひ、
貞丈雜記には貞衡説を引いて、「屋形と云ふ事、山名・赤松・
一色・京極・大内・大友・土岐・河野、是等の大名、屋形號御
許有て、其主人を屋形と稱するなり」といへり。

やがら「箭」 矢竹をいふ。矢の體にして、又筈ともいふ、
矢竹の節は普通四節と三節との二種あり。四節の筈は一
の節を羽中節、二の節を袖指節、三の節を筈中節、四の節
を露承節(征矢には袖指また菅節的矢には射付節といふ。
三節の筈は羽中節のなきのみ、他は同じ。(矢の圖參照)。

やくるんし「施藥院使」 古の職名。「やくるんし」といふ
て、施の字を讀まぬ例なり。梅窓筆記に云ふ「施藥院を
藥院とばかり云ふ施藥院の讀みの死藥に同じき故なり、
康富記文安五年正月一日「藥院保家朝臣」とあり、其の外
藥院使とも書けり。施藥院は、聖武天皇天平二年、光明
皇后の御心によりて、病者を施療し、飢餓を救ふために
建てられたるものにして、使はカミと訓みて醫道の丹波
氏代々之に補せられたり。

やくいもん「藥醫門」 門扉なく闕に銅を伏せたる門。庭
訓往來三月の條に見えて古注に、藥醫門左右立二柱上
重地伏木銅埋。先扉也言、醫者所へ人往來先限。
以其義門扉無之云々。運歩色葉集に、藥醫門門扉無

之病人往來無限故如此也、とあるにて知るべし。猶地
幅に銅を伏せたるも、人の多く之を跨ぎ越ゆる故なり。
必ず醫家ならでも、かゝる造作の門を、藥醫門といひな
らはしたる也。

やくるんし「藥園司」 大寶の令制にて定められたる官
司。典藥寮の被管にして、藥草の性質・形狀・名稱等を精
査研究し、併せて藥草の採取等の事を掌る。

やくし「藥司」(くすりのつかさ)を見よ。

やくそり「役送」 天皇の供御及び節會大饗等の時、膳部
を陪膳に取次ぐ男女をいふ。中務内侍日記に、御配膳は女
房、やくそりの女房は小上臈、あした所の北向に北にさ
ぶらふ。「禁秘御抄御膳の事の條に「役送四位・五位・六位
隨テ候ス、近代漸絶、陪膳上臈四位、候ニ役送「常事也」と見
え、又、武家名目抄に「儀式のをりに、必ず陪膳役送の
役あり、陪膳は君の前にて給仕する者をいひ、役送は中
途を取つぐものなり」とあるにて其の所役を知るべし。

やくもこと「八雲琴」 樂器の一種。其の形筑紫琴と大差な
し。長さ三尺六寸、頭幅四寸一分、尾幅三寸八分、二絃なり、
もと出雲大社にて「八雲立」の歌を彈奏せしより此名あり
やぐら「櫓」 敵の襲來を前知するため、又弓矢を備へ置
きて敵を防ぐために設けたる高樓。和名抄に城上守禦樓

也とあり。敵を防ぐ爲に、常に樓上に、弓箭を設け置くに
より、矢倉の義にて名づく。鎌倉時代武家の邸門に設け
たるを門櫓、「もんやぐら」參照」といふ。徳川時代、江
戸の大名屋敷等に、火災を早く見付けん爲に設けたる井
櫓をも「やぐら」といへり。火の見櫓の略なり。

やくらのつかさ「八座ノ官」 參議の異稱。參議は八人あ
るを以て此名を生ず。職原抄に「弘仁御宇、罷觀察使」皆
爲參議云々、八人自此而始、依之有八座之號」と記せ
り。後拾遺集の序に、いぬる應徳のはじめの年の夏、み
な月の廿日あまりのころほひ、「やくらのつかさ」にそな
はりて、と書けり。

やくけ「驛家」(えきか)を見よ。

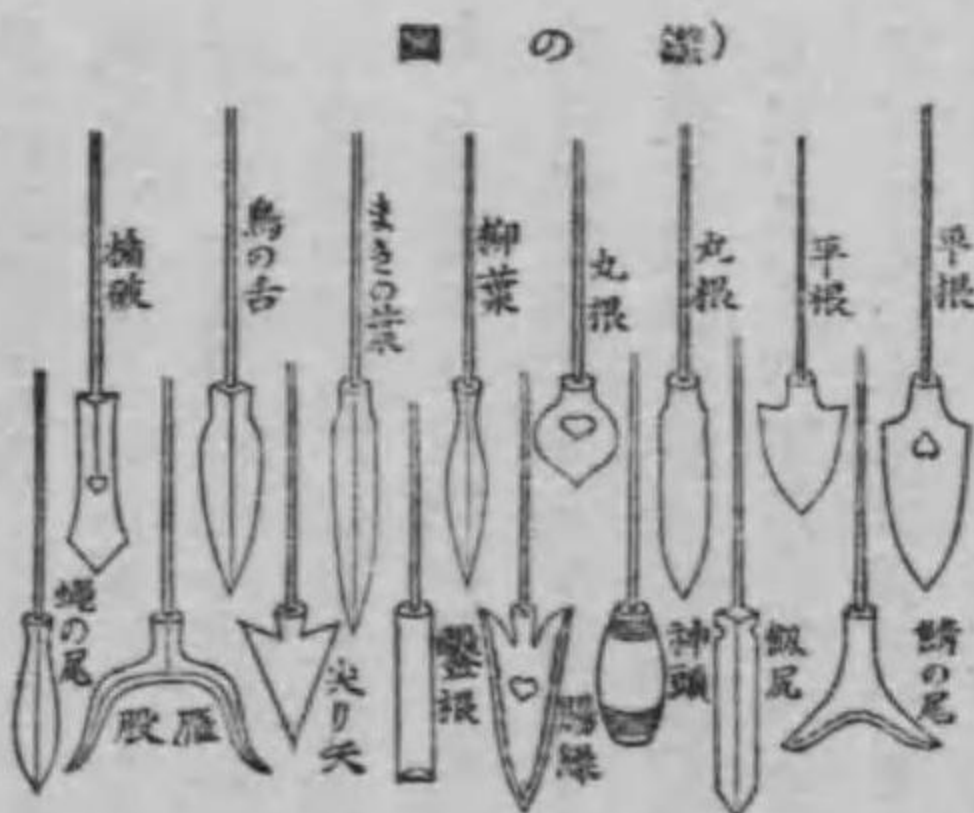
やくたへ「矢答」 矢を射あてたる時發する聲。又矢さけ
びとも云。貞丈雜記に、物に射あて、「あう」とも「あゝ」
とも聲上るを云ふなり。犬追物の時犬を射たらば、我頭
を弓手になして、あうと高聲に云ふ也。これ矢答なり。
又狩の時鹿を射て、矢こたへをするには、顔をあをのけ
て「あゝ」と長くいふ也と見えたり。「やさけび」參照。

やさかへのまがたま「八坂瓊曲玉」 三種の神器の一。
一に神璽ともいふ。天孫降臨の際、天照大神の授け給ふ
所にして、もと天照大神の御頸飾の寶石なり。數多の曲

玉を絲にてつなげるものなりといふ。古事記に八尺勾瓊
之五百津之御須麻流之珠とあり、書紀に八咫瓊之曲玉と
あるにて知るべし。後世漢字に充て、これを神璽といふ
に至れり。「しんじ(神璽)參照」。

やさけび「矢叫」 物を射當て、發する聲。又戰鬪開始す
る時の矢合に相手にて揚ぐる聲をもいふ。貞丈雜記に、矢
を射て物にあたりたる時に、我首を弓手になして「あう」
と聲を高くさけぶ事なり。すなはち矢答の事なり。平家
物語に、賴政がぬえといふ化鳥を射たる事をいひたる條
に、「えたりやあうと矢さけびして」とあり云々と見ゆ。

やじり「鐵」 矢竹の金具をいふ。矢後の義、又箭ノ根ノ矢ノ
實ともいふ。後世のは鐵に
て作れども、上古の製は石
又は獸骨を用ひたりとい
ふ。其の質につきて鐵・銅
・鐵・石鐵あり、形につきて、
鳥ノ舌・楯・破・蠅ノ尾・鱗ノ
尾・劍・尻・平根・楨葉・柳葉・
尖矢・腸・繩・雁股・鏡・丸根・
神頭・木棒・暮目・鰐尻等の
種類あり。各條參照



やじるし 「矢印」 我が名を矢辞に注すをいふ。矢竹の、羽中節・袖摺節・菅節の處、又は沓巻より上、若しくは羽本一寸許のけても書く。之を記するには焼繪・漆・墨などを用ひ、又は小刀にて彫りたるもあり。犬追物などの時は、人馬に我名を踏ませじとて、姓名の代りに紋(家紋)に非ず何にても心覺也)を書きつくると貞丈はいへり。平家物語に「沓巻より一束ばかりおいて、和田小太郎平義盛と漆にて書付けける」。源平盛衰記に「羽本一寸許置て、三浦小太郎義盛と焼繪したりける」。太平記に「相模國住人本間孫四郎重氏と、小刀の先にて書き付けける」など見えたるにて知るべし。

やすりがは 「矢摺革」 鏡の名所。脇立と草摺と接続する所をいふ、此處には捲ぎ糸を用ひず兩方に縁をとりたる染革一枚を付く、此染革の所を矢摺革といふなり。服より矢を拔出す時、糸は矢尻にかかり障る故に革を用ふるなり。草摺の一の板に金物三所打ちて矢摺革に取りつくるなり。と軍用記に見えたり。

やそじままつり 「八十島祭」 即位大禮後に行はれし神事。八十島とは數多の島の義にて、諸島の神を祭る意なれば、もと諸島を巡回して祭るべきなれども、略して攝津國難波津に使を遣はして、住吉神・大依羅神・海神・垂水

神・住道神等を祭るをいふ。此時、天皇の御衣を納めたる宮を搖動して禊を修し、祭畢りて後、祭物を海に投ず、祭日は大嘗祭の翌年吉日を撰びて之を行ふ、此の祭使には典侍を補ひ、之を八十島祭使と稱す。

やそじままつりのつかひ 「八十島祭使」 即位大禮後に攝津國に遣はさるゝ勅使。「(やそじままつり)参照」。此の使には典侍(多くは御乳母)一人を以て補す。袖中抄に「代始にぞ八十島の使とて内御の御めのとの立ちて八十島めぐりといふ事は侍る、それも島々にて祓へすべきを住吉の濱のこなたにて西の海に向ひて諸々の島々の神をまつるといへり」と見えたり。淀より船五艘を續して難波津に下り、五船の中一艘は内侍の料、一艘は内藏寮の料とし、難波津に到りて祭壇を作り祭物を置き、神祇官琴を弾き女官御衣の筥を披きて之を振ふ、宮主大麻を捧げて禊を修し了りて祭物を海に投ず、典侍歸京後參内して御衣の筥を返上して御祭平安に奉仕し畢る由を復奏す。此の儀は文徳天皇嘉祥三年始めて行はれ、歷朝此の祭使を發遣せられしが鎌倉時代の末頃に至りて廢絶す。

やたがらすけいだいさんばん 「八咫鳥形大錦旗」 登極令に據れる即位式に庭上にたつる錦旗。五彩瑞雲の模様ある錦に八咫鳥の形を黒色もて繡にして戟竿に懸く。これ、

神武天皇熊襲より大和に入らんとしたまひし時、山中險阻にして進むべき路なかりき、其時の御夢に天照大神訓へ給はく、我れ八咫鳥を遣はして嚮導せしむべしと、さむれば果して鳥來りて軍前に翱翔す、仍て鳥の向ふ所に從つて出征し、遂に菟田下縣に達し給ひたりといふ故事に據れるなり。

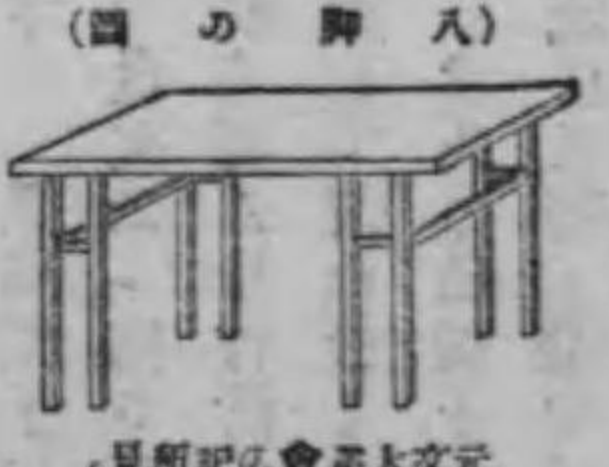
やたて 「矢立」 古昔軍陣中に艦の中に入れて携帯せる硯をいふ。源平盛衰記新八幡願書の事の條に「覺明馬ヨリ下り、木曾か前ニ跪テ、服ノ中ヨリ矢立取出シ、墨和筆ニ染、墨紙ヲ押開テ、古物ヲ寫スガ如ク、案ニモ及バズ書之」と見え、又同記高氏願書、事の條に「匹壇ノ妙玄、鏡ノ引合ヨリ矢立ノ硯取出シテ」とあるを見れば、懷中にも入れて之を携へしなるべし。尙ほ後世、墨壺に筆筒を添へ腰に差して携帯するものに矢立といふ名稱の具あり、蓋し此の遺制なるべし。

やたのかがみ 「八咫鏡」 三種の神器の一。一に神鏡ともいふ。天照大神より皇孫尊に授け給ふものにして、伊勢大神宮に天照大神の御靈代として奉祀せるもの即ちこれなり。初め天照大神皇孫瓊々杵尊に神勅して、三種の神器を授け給ふ時、此の鏡を視ること猶吾れを視るが如くし、床を同じくし殿を共にして以て齋の鏡とせよと宣

やたて—やたのかがみ

へり。仍て神武天皇の大和橿原宮にて即位の式を舉げ給ふや、三種の神器を正殿に奉上せられ、神鏡は特に之を崇敬して殿内に奉安せられしが、崇神天皇の御世に、神威を瀆さんことを恐れて、鏡・劍を模造して殿内に奉安し、別に大和笠縫色に神殿を建て、神鏡を此處に移し祀り、後に伊勢大神宮に移して天照大神の御靈代として奉祀し給ふ。歴代の天皇、皇位繼承の表徴として傳ふる所の神鏡は模造のものにして、現に宮中賢所に奉祀せらるゝものこれなり。

やつあし 「八脚」 八脚を有する案ツカエをいふ。年中恒例記六月晦日水無月祓の條に云く、齋藤將監仍庭上に祇候て、御八足并に御輪取アツカヒ申也云々と見ゆ。禁裏にて御神事の時神前に供する盛物神酒等を載する料とす。其の形右の如し。



大元會記の所見
白木也出

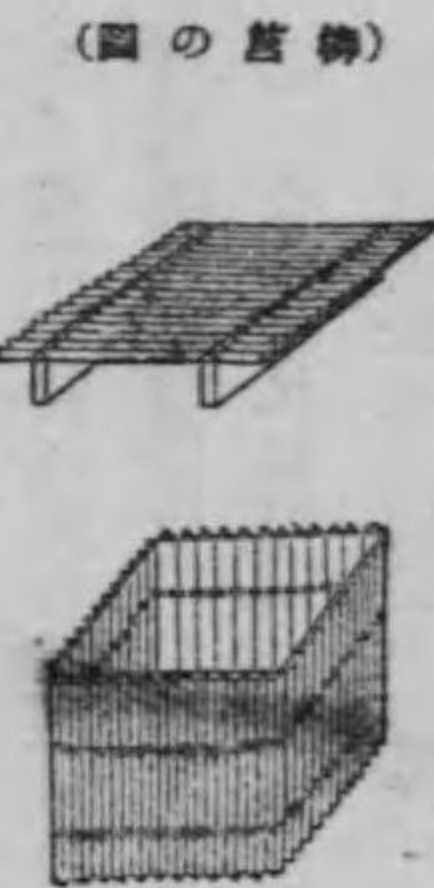
やどりのつかさ 「宿ノ官」 音讀して「しゆくくわん」ともいふ。職原の私抄に云、宿ノ官とは、官ノ外記などの五位したるが、頓て顯職に任じがたきを、外國等にしばし任ず、是れ官を宿す義なり云々、猶委しくは羽倉考に「外記・史・式部・民部丞・檢非違使判官・六位藏人などの、既に敘爵(五位)せる者は巡に依て受領に任ず其順を待つもの

やつあし—やどりのつかさ

間、先づ諸國の權守・權介に任ずるを宿官といふ。」とあるにて知るべし。

やないば 「柳葉」 次條の(やないばこ)を見よ。

やないばこ 「柳筥」 調度の名。柳の木を幅五分位に三角に削り、幾本も並べ寄せて之を生糸にて編みて作る、後世のは、紙捻にて綴ぐる事となり、木も楡を用ひたることありて、木の数は吉事には奇數を用ひ凶事には偶數を用ふといへり。蓋には棧あり、後世は此の棧を高くして足となし、机の如くして冠・經卷等を載せおく臺とせり、これを「ヤナイバ」と稱し、柳葉とも書きて筥と區別せり。榮花物語に「物のかす書きたる書、柳ば



(圖の筥柳) これを「ヤナイバ」と稱し、柳葉とも書きて筥と區別せり。榮花物語に「物のかす書きたる書、柳ば

こにいれて参れり。」類聚雜例に「御冠入柳筥居高坏。」徒然草に「柳筥に据うる物は、たてさま横さま物によるべきにや。」など見えたり。柳筥は、元は物を納れたるものにて、後世は専ら蓋をば臺の如くに用ひたるなるべし。

やなぎ 「柳」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表白、裏青なり。冬より春まで着用す。

やなぎかさね 「柳重」 中古衣の重ねの色の配合上の名稱。表裏とも薄青なり。春季之を着用す。

やなぎさびの系ぼし 「柳籍、烏帽子」 烏帽子の一種。貞丈雜記によれば紙にて柔かに作れるものにして、立烏帽子と折烏帽子との二種あり。頭を立てたるを柳さびの立烏帽子といひ、頭を折りまげて、折りたる處を裏より竹針にて留めおくものを柳さびの折烏帽子といふ。立烏帽子は下賤者を用ひ、折烏帽子は、軍陣の時に、平士胃の下に着用せり。「系ぼし(烏帽子)参照」。

やなぎさびのせり系ぼし 「柳籍、折烏帽子」 揉烏帽子の一種。軍陣の時、胃の下に被る料なり。貞丈云「柳さびし立烏帽子を上を折りて、折りたる所を、裏より竹針を差して留めおくなり、此の烏帽子も紙にて薄く柔かに作る也。柳さびは貴人の被る物にあらず、下賤の人用ふ、常にも白強著て傘持つ者などは柳さびの立烏帽子を用ふるなり、軍陣には平士折りて之を用ふ」といへり。



(圖の子柳折系柳) 此を裏より竹針にて留めおくなり。紙にて薄く柔かに作る也。柳さびは貴人の被る物にあらず、下賤の人用ふ、常にも白強著て傘持つ者などは柳さびの立烏帽子を用ふるなり、軍陣には平士折りて之を用ふ」といへり。

やなぎさびのたて系ぼし 「柳籍、立烏帽子」 (やなぎさびの系ぼし)を見よ。

やなぎば 「柳葉」 餅の一種。(やじり)を見よ。

やなぎひ 「胡籬」 矢を盛りて負ふ具。其の形によりて、壺胡籬・平胡籬あり。「各條参照」。又別に狩に用ふるものに鹿胡籬あり。上古は蓑・服・胡籬ともに「やなぎひ」と訓じたりしが、中古以來別に一種の矢を盛る具を製して、之を「えびら」と稱し、専ら籬の字を用ひ、やなぎひには胡籬の字を當てたり。「(えびら)参照」。貞丈雜記に云「服の字、古はやなぎひとよみたり。源順が和名抄に見えたり、えびらとよむは後の世の事なり、やなぎひとえびら、形は違ひたるやうなれども大體似たる物なり、但しつばやなぎひは別なり。平やなぎひは、えびらに似たり。三儀一統に、しいやなぎひの腰を負ふとあり、此のしいやなぎひと云ふものは狩の時用ふる物にて、鹿えびら・狩えびらといふ物なり、昔はやなぎひといひたる少し形の違ひたる故、えびらといひ替へたるなるべし、形は少し違ひたれども、其の實は同じ物なれば、やなぎひとも云ふべし。」と見えたり。

やのくちまつり 「矢ノ口祭」 狩獵の祝。春草に云「矢ノ口祭と矢開きと一ツ事に心得たる人あり、誤なり、矢ノ口の祭は、初て狩に出たる人、鹿を射たる時、餅をくつ形にこしらへ聞えある射手に其の餅を山神へ手向けさせ、其の射手も食ふなり、又勢子餅とて多くの人々に食はする

やぶさめ 「流鏑馬」 騎射の一種。馬を馳せながら鏑矢を番ひて射る作法をいふ。名義は貞丈雜記に「やぶさめといふ名は、やばせむまの略語なり、やとは矢なり、ばせは馳なり、馬をばしらせる也、馬を馳せながら矢を放つ故やばせむまと云ふなり、やばせむまといふ事を略してやぶさめと云ふなり、はとふと五音相通するなり、せとさと五音相通するなり、又むまと云ふ詞を略してまとはかりい

事あり、是れ矢ノ口の祭なり、矢開きとは、其の獲物の肉を庖丁して、少しづつ人々に食はする事をいふ、何れも其の作法故實ある事なり云々、幼き人、狩にあらねども、初めて鳥など射たる時には、狩に准じて矢ノ口の祭、矢開きをするなり」といへり。「やびらき(矢開)参照」。

やはす 「矢筈」 矢竹の上端、弦を受る所。「や(矢)参照」。

やびらさのいはひ 「矢開ノ祝」 小兒始めて生物を射たる時の祝をいふ。矢開は、もと狩の時にする事より起れり。貞丈雜記に「男子幼き時、鳥獸をはじめて射たる時、矢びらきの祝として餅をつき、射たる鳥獸を料理して祝ふ。餅の喰ひやう法式あり」と見え。此の祝に用ふる餅を「くつ形の餅」と稱す。「くつがたのもち」参照。

やひらて 「八開手」 神拜に行ふ拍手をいふ。四つづい八遍拍手するを以て然かひふ。

やぶさめ 「流鏑馬」 騎射の一種。馬を馳せながら鏑矢を番ひて射る作法をいふ。名義は貞丈雜記に「やぶさめといふ名は、やばせむまの略語なり、やとは矢なり、ばせは馳なり、馬をばしらせる也、馬を馳せながら矢を放つ故やばせむまと云ふなり、やばせむまといふ事を略してやぶさめと云ふなり、はとふと五音相通するなり、せとさと五音相通するなり、又むまと云ふ詞を略してまとはかりい

ひ、まと云ふ詞を轉じてめと云ふなり、まとめとの五音相通するなり、云々、又曰く馬を馳せながら矢を放つをやぶさめといはば、笠懸犬追物をもやぶさめとも云ひてもくるしからぬやうなれども、上古の騎射は笠懸犬追物はなく、やぶさめばかりなりし故、其の時代にはやぶさめむまと名づけしなり、後にやぶせむまを略してやぶさめと云ひしなり」と見え、又四季草に「流鏑馬の馬場、長さ二町なり、馬を通す所はみぞを掘るなり、これをさぐりといふ、さぐりの本末に扇形あり、是れ馬をかへす所なり、さぐりの弓手に雄埒あり、同馬手に雌埒あり、さぐり並に埒の事、笠懸の條にて知るべし云々。的の數三つ三所に立つるなり、的は八寸四方の板なり、串の長三尺五寸、挟みぎは四寸を紙捻にて二所とづる(中略)。射手人數不定、但十六騎・十騎・七騎など先例あり。射手具足を流鏑馬の時は、射手裝束といふ、云々水干を着す、紐の留め機あり、左をば肩脱ぎ、小手を差す、右の袖口をば括る、袴の裾の括をしめ、手袋を差す云々。腰刀は言ふに及ばず、太刀を佩き、扇をさし、重藤の弓を持、服に征矢をさし、朴の木の小鏑矢三つ上矢にさして負ひ、鞭を手にぬき入、杵をはき、綾蘭笠を被りて馬に乗る也(中略)馬をひん廻し、さぐりへ馬を打入さまに、鞭を打

つ時扇をなげすて鞭をうつ、これを捨鞭の扇と云ふなり、鞭をうち馳せ出して段々に三つの的を射るなり、若し射はづし、又は矢をぬきこぼしたる時は、弓の本を以て的をつきはたりて通るなり、是もあたりになるなり」と見えたるにて大要を知るべし。



やぶみ 「矢文」 軍陣中に、矢に文書を著けて通信

やへだたみ 「八重疊」 大嘗宮の神座の上敷の筵の稱。「しんざ」参照。これはもと一枚の疊の名にあらずして幾枚も重ねたるより名づけしならん。然るに中古は薦七枚に筵一枚を重ねるを本義とすと云ひ、後又厚疊七枚を重ねて、其の上に御座一枚を敷く事になりぬともいふ。やぼろ 「矢保衣」 矢の空穂(靱)に掛くる袋の稱。軍用記に云く、矢母袋といふもの、上古の書に見えず、中古以來の物歟(中略)矢保呂の長さ四尺三寸三幅なり。四尺三寸はたがばかりの定めなり。地はずすし、練貫又絹にて縫ふべし。縫糸紅なり云々。右矢保呂を空穂にかくる時は、靱に矢をさして後上より懸て靱の腰革の上にて裾のくぐりをしめて左右の緒を前へ廻し後へとりて諸わな

に結びおくべし、扱て上の方はぬれざるやうに見よくつくるひて細き黒革にて結ぶべし、又曰く、矢ぼろは靱の飾りにかくる計りなり。外に利なし。又矢ぼろは靱にかけて、矢數を人に見せまじき爲なりなどといふ説あれども、靱に懸くる事證據これなしと云々。」とありて右の圖を載せたり

(四ルタヒ負初ルタケ掛三保矢)



やまとつば 「大和空穂」 日本風の空穂の義にして毛皮をかけたたる空穂の唐めきたるに對しての稱。貞丈雜記に「やまとつばといふは、竹にて組みたるもあり、木にて拵へて黒くぬりたるもあり、毛皮かけたたるをば大和うつばとはいはず、騎馬うつばといふなり、やまとは日本國の總名なり、毛皮かけたたるは唐めきたる故毛皮かけぬをば大和うつばといふなり云々」と見ゆ。「(うつば)参照」。

やまととら 「倭鞍・和鞍」 馬鞍の一種。古今要覽稿に云「皇朝の鞍なり、大嘗會御禊行幸の時、供奉の公卿は唐禮なるによりて唐鞍を用ふれども、四位・五位の人に至りては、唐鞍もたざるが多ければ、有るに任かせて我が國の鞍を用ふるなり、その時唐鞍・和鞍まじりたるを分たむために、皇朝の鞍を和鞍と注せしが、後世に至りて別に和鞍といふものある事に註せしもあり」といへり。飾馬考には「名義は俗に唐鞍を異邦の製ぞと思ひなしたるより、彼れに對して、さは名づけしなるべし、されども此の和鞍といふ名いと古きものには見えず云々」といへり。

書かれたれば、これも昔は唐笛よりたふときものとせられつるにこそしといへり。

やまとまひ 「倭舞」 舞樂の一種。倭歌に合せて舞ふものにして、歌を主とす、もと大和國より起りし舞なれば名づく。樂器は笏拍子・龍笛・篳篥の三種を用ひ、倭琴を用ひず。此樂は天皇御即位の大禮に用ふ、又毎年十二月皇居にて行はせらる、鎮魂祭にも之を用ふ。舞人四人、歌人二人、樂器各一人にて之を奏す。装束は青摺衣なり。

やまばといろ 「山鳩色」 さくぢん(麴塵)を見よ。

やまぶき 「山吹」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表朽葉、裏黄なり。又花山吹とも云。冬より春まで着用す。

やまぶきにはひ 「山吹匂」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表濃く、裏黄なる山吹をいふ。(やまぶき)参照。或は山吹衣に黄なる衣を重ねたるを云。春季之を着用す。

やめ 「矢目」 矢の立ちたる孔。目とほ孔の義、漢土にて眼といふに同じ。平家物語四「物具ぬきすて、鎧に立ちたる矢目をかぞふれば、六十三、うちかく矢五つところ、されどもいたでならねば」と見えたり。

やり 「鎧・槍・鎗」 武器の一種。古の銚より轉じたるものにして三稜形にたりの身(穂ともいふ)に長き柄を附け

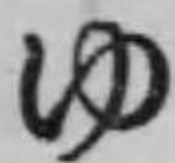
たるものなり。身の長さは四五寸より三四尺に及び、柄は六七尺より稀には三間半に及ぶものあり。身の柄に差し込む所を込といひ、柄の下端の金具を石突といふ。刃の形に依て、素鎗・直鎗・鎌鎗(六十文字鎗)鈎鎗・片鎌鎗等の種類あり。鎗は、太平記、建武二年、三井寺合戦の條に始めて見えたれども、専ら戦陣に用ひしは戦國時代なるべし。貞丈雜記に「武士出行の時、供の者に鎗を持たずる事、信長・秀吉の時代より、合戦に侍は必鎗を以て戦はざれば武功にあらず、一番鎗をほまれとする事になりし故、常にも鎗を持たずる事に成りたり」と見えたり。爾來單に道具(たがひ)参照とのみ稱して武器の隨一とせらる。江戸時代之を長柄とも稱したり。

やりど 「遣月」 引戸の古稱。溝ありて右左に引き違へて開閉する戸なり。源氏物語夕顔卷に「端近きおましどころなりければ、やりどを引きあけて見出し給ふ」、枕草紙二に「やりどなどあらくあくるもいとにくし、すこしもたぐるるやうにてあくるは、鳴りやはする、悪しう明くれば障などもたほめかしこぼめくこそしるけれ」とあるにて知るべし。

やりぶきやり 「鎧奉行」 江戸幕府の職名。長柄奉行ともいふ。長柄同心及び八王子千人同心を統轄す。老中の支

配にして二千石を領す、されど先途なき職なれば多くは老衰の者之に任ぜらる。武家名目抄に云「鎧奉行は、足輕大將の所職にして、主人の持鎧を預り、又長柄の鎧をとりて軍旅に従ふ士卒を指揮する故に長柄奉行とも云ひ、たまさかには持鎧奉行ともいへり云々」と云へるにて其の職掌明らかなり。

やりみづ 「遣水」 庭に引き入れて小川の如く流し遣る水。家屋雜考云「庭には池なくて只だ遣水のみなる所あり、地勢による事なり。作庭記に、池はなくて遣水ばかりならば、南庭に野筋の如きをあらせず、それを便りに石を立つべし、又遣水の廣さは地形の廣狭水の多少によるべし、二三尺四五尺是皆用ふる所なり、家は廣大に水も巨多ならば六七尺にも流すべし云々と。



ゆ 「齋」 神佛を祭る時の物忌。「さいかい(齋戒)を見よ。
ゆがけ 「楯・弓懸」 弓射る時、手に懸けて指を包む具。革にて作り手袋の如きものなり。右手に用ふるものは拇指以下三指につけ、之を四つ掛といひ、二指につくるを三つ掛といふ。左手に用ふるものは、拇指のみにつくるも



のと、拇指と人指とにつくるものとあり。貞丈雜記に云、「左手にも右手にもさすゆがけを、一具ゆがけとは云ふべからず、ゆがけ一具と云ふべし、弓馬秘説にあり、又もるゆがけといふべし、右の手ばかりにさすは、的ゆがけといふべし、もるゆがけは馬上にさすなり、騎射に用ふるなり、馬より下りて歩立にて射る時は、左弓懸をば脱ぐなり、是れ法なり、馬上にては手綱をとる故兩手にさすなり、的弓懸をかた／＼ゆがけとも云ふ、今時おし手かけと名づけて左弓懸かけて的射る人あり、あやまりなり。」又、軍用記に「ゆがけに縫ふまじき革の事、錦革、又何にてもあれ、無紋の革なり、別の革にて指をつぐとも不可用之、又鹿の丸革不可用之、ゆがけの指を別の革にてつぐ事略儀也。ゆがけの手の甲に家の紋つくること、常にはなきことなり、軍陣の時には家の紋付るなり。弓懸は右よりさして、左よりとるべし。軍陣の時、弓懸の緒の留様の事、緒を(一巻まきて上より)引通し結てあとへもどして(二巻まといひて)、又上より引通して結て、手の甲の方へ廻して上より通して結て、あまりを三つに折りひねりて押しかふべし、右弓懸は巻き初に右の方へ廻し、左弓懸は左の方へ

廻して巻く也、引き通す所々にて結ぶこと、手の甲にてとむる事、軍陣の時に限りたる事なり。右小笠原流の留様なり。又同緒の留様の事、くるくると三巻まとひて、緒の餘りを三巻へ、上より下へ通して、結ばずして緒の餘りを二つに折つて向へひねりたるを、二つに折て、其の折目を三巻の下へ押しはさみて置くなり、右武田流なり」と見えたり。

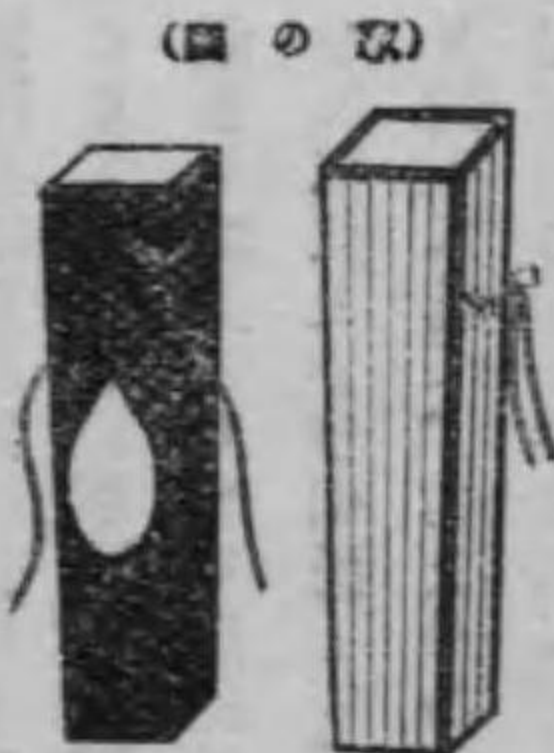
ゆかたひら 「湯帷子」 あかは(明衣)を見よ。

ゆかもの 「由加物」 大嘗祭に神前に供すべき雑器、雑贄を稱する神語。一説に由は齋、加は食の義なりといふ。即ち蘭筒・手洗・瓮・油・坏・比良加・多之良加・酒盞・施・倭文・木綿・麻・葉薦・斧・鎌・刀子の類の雑器、鰻・鰯・年魚の類、皆神事に用ふる物なり。

ゆかものつかひ 「由加物、使」 中古大嘗祭の時、神前に供ふべき雑器雑贄監造のために遣さるゝ使をいふ。「ゆかもの(由加物)参照」。延喜式に據れば、河内・和泉に一人、尾張・三河に一人、備前に一人と又別に淡路・阿波・紀伊にも各一人遣されしといふ。

ゆき 「悠紀」 潔齋の稱。名義は齋み清まはる意といふ。「すき(主基)だいじやうさい(大嘗祭)参照」。

ゆき 「鞆」 古、矢を盛りて背負ふ具。木製なるも、又銅



ひ、衛府の官人は常に之を背ひたるより鞆負府・鞆負尉などの稱あり。然れども後には胡籬の製ありてより、其用衰へ鞆負の官人も胡籬を帶するに至れり。

ゆきろん 「悠紀院」 中古大嘗祭の時大極殿前に設けたる大嘗宮内の地。即ち東西二十一丈、南北十五丈、之を中分して東を悠紀院、西を主基院とし、四方を柴垣にて圍ひ、左右兩構内に縦四丈横一丈六尺の殿舎各一字を建つ、悠紀殿・主基殿はなり。「だいじやうさい(大嘗祭)参照」。

ゆきてん 「悠紀田」 さいてん(齋田)を見よ。

ゆきてん 「悠紀殿」 大嘗祭の時、大極殿前(近古以來は紫宸殿前)に主基殿と並べて建つる假宮をいふ。「だいじやうさい(大嘗祭)参照」。

ゆきのくに 「悠紀ノ國」 中古大嘗祭の時、卜定によりて主基の國と共に齋田の地と定めらるゝ地をいふ。「さいてん(齋田)参照」。

ゆきのせち系 「悠紀ノ節會」 たつのひのせち系(辰ノ日ノ節會)を見よ。

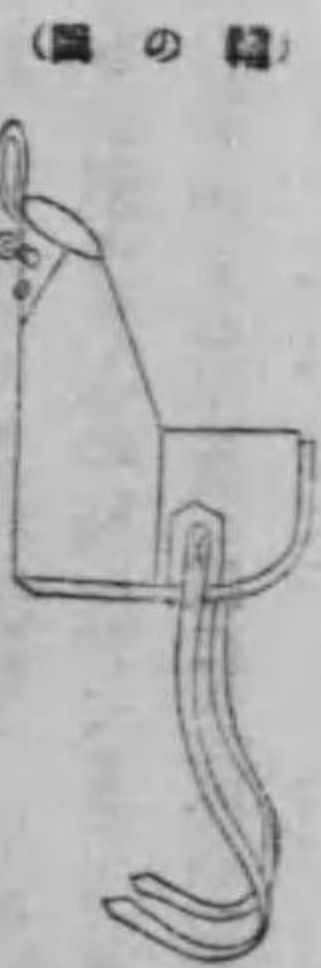
ゆき 「湯具」 湯に浴する時に用ふる下裳。今日俗に「湯モツ」といふものは是なり。はだのおひ(肌ノ帶)を見よ。

ゆびひ 「鞆負」 衛門府の武官の別名。衛門府の官人は、行幸の時、供奉する官にして、常に鞆を負ひ弓を持するを以て名づく。「系もんふ(衛門府)参照」。

ゆびひふ 「鞆負府」 古の役所の名。衛門府の古稱なり。(系もんふ)を見よ。

ゆびひのじよら 「鞆負ノ尉」 古の武官の稱。衛門府の判官にして鞆負とは衛門の別名なり。「ゆびひ」参照。官位相當六位なれども、五位にして此の官に居るものもありて、之をば衛門大夫と稱したり。

ゆびひのすけ 「鞆負ノ佐」 古の武官の稱。衛門府の佐官をいふ。鞆負は衛門官の別名なり。「ゆびひ」参照。枕草子に「鞆負のすけの夜行、狩衣姿も、いといやしげなり、また人におちらるゝうへの衣、はたおどろくしく、立ちさまよふも、人見つけば、あなづらはし、嫌疑の者やあると戯れにもとがむる」など見えたるにて知るべし。ゆびひのみやうふ 「鞆負ノ命婦」 みやうふ(命婦)を見よ。ゆくて 「鞆ノ弓籠手」 射の時、左の臂を被ふ籠手。又單に



籠手ともいふ。革にても又絹にても作る。武器二百圓に見えたる圖上の如し。

ゆするつき 「泔坏」 調度の名。鬘搔きの水を入れ置く器なり。古製は土器なりしが、後には木製にして漆塗として蒔繪を施したるもあり、又銀製にして毛彫せるもあり。形蓋附茶碗の如く、臺ありて之に据う。臺の泔坏の絲じりを受くる所は、孔を明け、底ある様にして、其下に又別に大なる臺ありて、臺に据えたるまゝ置くなり。安齋翁云く「泔は米を水に入れて糠をゆり、米と米とをすり合せてとぐ故、ゆりするといふを略してゆするといふ。米とぎたる一番の白水を瓶水に用ふる也、白水は性の冷ゆるものなり、人の血氣はのぼするものなり、のぼせ強ければ頭痛し、髪の内を瘡を生ずることある故、頭をば冷やすをよしとす、依て白水を櫛に付けて髪をけづるなり」といへり。此の具は火取と並べて二階棚の上に置くなり。「はかいだぬ」参照。

ゆたん 「油單」 器物に掛けて覆とする物の稱。もとは雨水を防ぐ爲めに布の單に油を引きて製するを以て名づく。

輿車などの雨覆として用ふる雨皮といふも、油單の類なり。後には其の用途を同じくするものなれば、油を引かざるも亦た油單と稱したり。唐櫃又は箆筒などに覆ひかくる布帛に此の名あり。枕草子に、方弘といへる人、禁中にて燈臺の油を差すとて、燈臺の下に敷きたる油單の端を踏みて、油氣ある新らしき油單なれば、襪に貼りつきたるを知らずして油單を引摺り行きて人に笑はれし事見えたり。此れは本義の油單にして、油に板敷を穢さんことを防ぐために用ふるものなり。又走衆故實に「一番御物（ゆたん赤緞子に桐の丸を縫ふ）、又御參内の儀式に云ふ、御物十荷唐櫃のゆたんかけて左右を行く也云々」などあるは皆油を引きたるものにあらず。

ゆはず 「弓弭・弓筈」 弓の名所。兩端の弦を懸くる所をいふ。其の上なるを上筈とも末筈ともいひ、下なるを本筈といふ。「ゆみ(弓)参照」

ゆはだ 「交織」 新染の一種。類聚名義集に、纈、ユハタと見え、伊呂波字類抄三に、結、帛爲文彩也と記し、同抄八に、纈、ク、リ」ともあるにて徴すべし。故黒川博士云く、交織また纈とも、字音にてユハタと云ふ。國語に「由布波太」と云ふ。由布は結なり。波太は布帛の總稱なり。布帛を織にて華文を結びて、之を染めて後、絲を解けば、

其の文顯はるものなり。萬葉集卷十六に頭著之童子蚊見庭結幡の袂著衣服我矣とある、ユフハタ(結幡)は、結機なり。以て纈をユフハタといひし徴とすべしとて、由布波太を約めて、由波太といへるよしを説けり。推古天皇の頃より、奈良時代にかけて尤も盛にもてはやされ、稍後には、目染また目結などいひて、武士の鍔直垂等に製せしも、又近世の絞染も皆同じ類なり。

ゆはだがは 「纈革」 染革の一種。絞りに染とせるものにして、一に括染革ともいふ。

ゆはどの 「弓場殿」 天皇出御ありて、射を御覽する所。拾芥抄に「武徳殿、豐樂院北、謂之弓場殿、騎射、競馬於此所、覽之云々」と見えたり。

ゆははじめ 「弓場始」 (一) 朝廷に於て毎年十月五日行はるる儀式。天皇弓場殿に出御ありて、公卿殿上人の賭弓を御覽あるをいふ。「射場始」といふ。公事根源に、「まづ此の月の三日に、左右衛門弓場の堀を築く、其の日は、天子弓場殿に出でさせ給ひて、弓を御覽するなり、公卿以下束帯にてこれを射る、天子御射席を敷かれて、弓矢を御座の左右の脇にたてらる、是れ群臣と齊しく弓を射たまふよしなり、誠に文武二つの道は一つを缺くべからざるが故に、今天子も弓場殿に出でさせ給ひて武道をな

らばせ給ふなり」と見えたり。按ずるに、年中行事秘抄には、月令曰、天子命將帥講武習射御、角力、爲仲冬將大閱、簡習之とあり、昔は十一月に主上群臣の武技を閱し給ふ儀ありしにか、さらずば明年正月の賭弓行はれんため、まづ今年十月に射場開き初め給ふよしにて、射場始とは稱するならむ。(二) 武家にて歳首に射を試みる儀式。鎌倉時代には弓始・的始ともいひ、室町時代には弓始・的始・弓場始ともいひしが、江戸時代に至りて弓場始と稱したり。蓋朝廷の儀式に倣ひしものなるべし。

ゆひなふ 「結納」 婚禮の契約の證として行ふ儀式。貞丈雜記に「婚禮の結納の事、いひいれと云ふ事本儀也、其の許の御息女を妻に申受度といふ事を云ひ入る故、いひいれなり、いとゆと五音通する故ゆひいれとも云ふ事あり。其詞に付きて、結納とも書く也、然るに今は結納を「いひなふ」と世間にいふは誤なり云々」と見えたり。

ゆぶくろざし 「弓袋指」 主君の弓を入れたる袋を馬上にて持する役。古は式正の時、必ず此の役を召し具せられたり。後三年合戦繪に、弓袋持甲冑馬上にて弓を袋に入れて持ちたり、又建久六年の夏頼朝入洛の日、御弓袋指一騎具せられし由、東鑑に見えたり。貞丈云「弓袋差とは弓袋持と云ふ事也、差と云ふは、さいぐると云ふ事

也、弓袋捧也、主君の弓を弓袋に納めて持つ也、是を持つ役人は鍔、腹巻など著て馬に乗りて持つ也、主君の馬の先に乗る也云々」といへり。

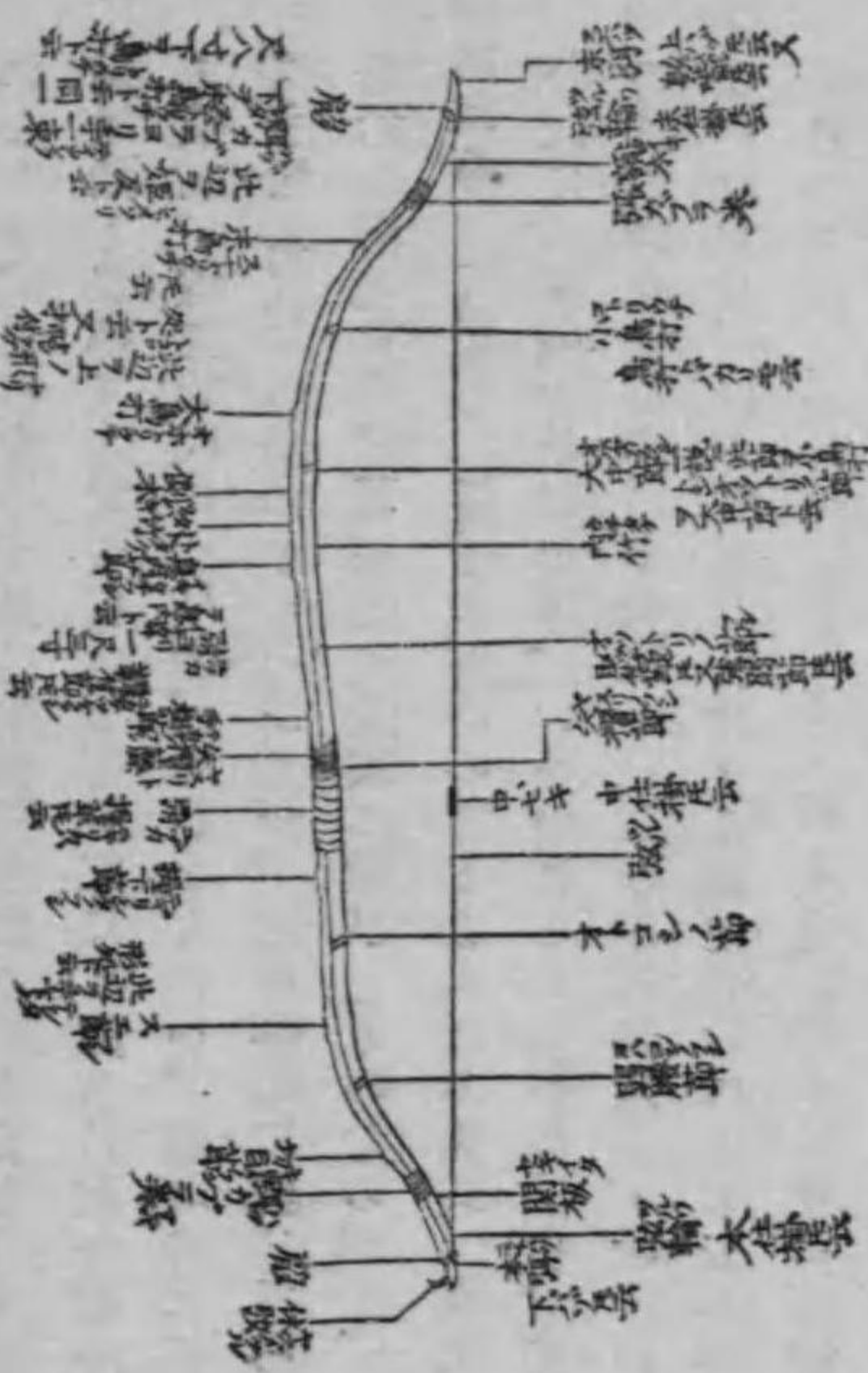
ゆふけ 「夕占」 古の占法の一つ。「夕の占」の義にして、夕方辻に立ちて往來の人の言語を聞き吉凶を占ふといふ。萬葉集に「つきよには門に出で立ちゆふけといひ、足をぞせし、ゆかまくほり」と見えたる是れなり。後世之を辻占と稱す。「つじ占、辻占」参照。

ゆふして 「木綿四手」 古昔玉串・注繩などに付けたる木綿の布をいふ。四手は借字、垂の義なり。して(四手参照)。

ゆまさき 「湯巻」 貴人入浴の時、湯殿に於て衣服の上にもとひ用ふるもの。今木ともいふ。白絹にてつくる。榮花物語に「中宮彰子後一條院を生たまふ處に、女房皆白き裝束どもにて御湯殿のいまきなどみな同じことなり」と見え、禁秘抄、恒例毎日次第條に、凡禁中著湯巻上臈一人典侍一人也、是候御湯殿故也、近代上臈、中准此役多著之、不可爲例但少々聽之」などあり。後には、女子の袴に代用したるもありと見ゆ。

ゆみ 「弓」 矢を發射する武器。武人第一の調度なるを以て「調度」といふ。又貴人の弓を敬稱して御執(みとらし)といふ。弓の製は幹と弦とより成り、幹は上古は丸

本にて作り、梓・檀・楓・櫨などを用ひたりしが、中世以後は苦竹の堅實なるものを割きて二片とし外皮を存して裏面を削り、更に櫨の樹を削りたるを心として兩片の竹にて挟みて牛膝をつけて、其の外圍を藤・絲・棒などに巻くなり。其の製によりて、重藤・途籠藤・節番弓・笛籠弓・絲菱弓等の名あり。名所は左の圖につきて知るべし。(弓の圖)



ゆみたらう 「弓太郎」 正月御弓場始の大的の時第一番に大前に出て、射る人の稱。春草云「將軍家の御所にて、正月十七日御弓場始に大的を射させらる、是れ式的なり、此の時大前の射手にて、總ての射手の棟梁となる人

を弓太郎といふなり、此の弓太郎の號は將軍家より被_レ仰付、管領の御教書を以て被_レ申渡_レなり」と。其の文言如左
明春正月十七日、弓場始之事爲_レ弓太郎、可_レ被_レ參勤_レ之由、被_レ仰下_レ也仍執達如件
年月日
管領之官判有_レ之

某殿

ゆみづゑ 「弓杖」(ゆみづゑ)を見よ。

ゆみとり 「弓取」 武士の稱。又弓矢取ともいふ。平治物語に云「義朝郎等に武藏國住人長井齋藤別當實盛ぞかし、留人と思は_レ寄んや手柄の程見せんとて取て返せば大衆の中に弓取は少しなし、叶はじとや思ひけん皆引てぞ歸りける」、太平記に、「楠暫く思案して云ひけるは(中略)、宇都宮は坂東一の弓矢取也云々」など見えたり。

ゆみはじめ 「弓始」 ゆみはじめ(弓場始)を見よ。

ゆみぶくろ 「弓袋」 豫備の弓を入れる、袋。延喜兵庫式に「弓袋料、紫表緋裏帛各一條、(長一丈一尺、廣八寸)」と見えたるを始とす。武家のは、専ら布を用ふ。源平盛衰記、大納言謀叛の條に、藤原成親が平氏を亡ぼさんために、多田行綱に白布五十端、弓袋料にとて贈りし事見え、又平氏は赤色の弓袋、源氏は白色の弓袋を用ひし事も同

書中に見えたり。弓袋の製は、軍用記に「袋の地は布、古は十九といふ布を用ふ、後世なき故に美しき布を用ふ、色は軍陣には大将は白布無紋、其外は濃淺黄に染め白く紋を付く、一方に五つ、付く、長さはより弓上下各一尺二寸長くし、上の餘りをウツメレと云ふ、弓の裏背の上の縁に十二の鬚を取りて、其所の折目に化粧革をつく、下の餘りをクイアマシと云ふ、本管の下通りを推しよせて、三尺計の赤組の緒にて結ぶ、縫様は弓の長さ程の間は、伏せ縫にす、上下はほころばず」と見えたるにて知るべし。

ゆみやとらりやう 「弓矢棟梁」 ゆみやのちやうじや(弓矢、長者)を見よ。

ゆみやとり 「弓矢取」 ゆみとり(弓取)を見よ。

ゆみやのいへ 「弓矢、家」 武士の稱。武士は弓箭を取り征戦を事とする故にいふ。太平記節度使下向の條に、「尊氏卿黙然トシテ暫クハ物モ不_レ宣、良有ツテ、我譜代弓箭ノ家ニ生_レ云々」と見えたり。

ゆみやのちやうじや 「弓矢、長者」 武家時代將軍をいふ。又弓矢棟梁とも稱す。太平記靈量未來記の條に、「將軍ト申スハ弓矢ノ長者ニテ海内ノ衛護ノ人也」東亂記に「永正十六年八月十五日早雲庵宗端伊豆國韭山之城ニテ逝去シママフ、(中略)哀ナルカナ、昨日マテ弓矢ノ棟梁トシテ

威勢ヲ東國ニ振ヒ、今日ハ又引カヘ卵塔一揃ノ露ト消エ果テ給フ」と見えたるにて知るべし。

ゆみづゑ 「弓杖」 弓の丈を以て、距離など度ることないふ。又弓丈とも、「ゆたけ」ともいふ。はずし弓にて度り、一杖二杖と數ふるなり。貞丈雜記に云「弓杖にて的場・馬場等の間を打つ事、弓馬故實に云く、はずし弓にて物間をうつ事、うら管を我が左へなして外竹を下へなし打つべし、何方にても定りたる方より打つべし、本管の方より土に付けて後、うら管の方を土に付けて打つべし云々」といへり。

ゆんで 「弓手」 弓を持つ手の義にして左手をいふ。右手を馬手といへるに對する語。又左の方向を指していふ。

ゆんでのくさざり 「弓手、草摺」 鐵の左手の草摺の稱。弓手は弓持つ手の義にして左の手をいふ。又射向の草摺ともいふ。「くさざり(草摺)參照」。

ゆり 「百合」 中古衣の重りの色の配合上の名稱。表赤、裏朽葉なり。五六月之を着用す。

ゆるぎのいた 「揺、板」 鐵の前の草摺の汎稱。又「前板」ともいふ。「よろひ(鐵)參照」。

ゆるしのいろ 「聽、色」 紅と紫との薄き色をいふ。深紅、深紫を紫色といへるに對する語。貞丈雜記に「ゆるし色

と云ふは、紅の色をいふ也、深紅とて紅の色を濃く染めて、黒くなりたるは禁色也、禁色とは平人の著る事を禁制せらるゝなり、其の禁色に對して常の紅染をゆるし色といふ也、誰も著る事を許さるゝ心なり」といへり。「きんじき(禁色)参照」。

よ

よるのそり 「夜居ノ僧」 護持僧をいふ。夜中、宮中の二間に居て念誦奉仕するより名づく。禁秘抄に「御持僧事、東寺一長者多候ニ夜居、山寺各一人必可借。枕草子に「いざとき夜居の僧」。源氏物語に「黒き衣などを著て、よゐの僧のやうになりはべらむとすれば」と見え。公事根源仁壽殿觀音供の條に「是れは毎月の事にて天子の御祈の爲めなり、昔は夜居の僧とて、二間に召しおかれて御加持を致しけるにや」と見えたり。

ようぢはん 「鷹像幡」 古代即位式の時、庭上にたてたる幡。黄色の幡に鷹形を畫きて戟竿に附し木綿に虎斑を畫けるものを以て臺を覆ふ、近衛府の軍旗なれば龍像幡と共に其の陣頭に立てらる。
よりべや 「用部屋」 江戸幕府にて、老中・若年寄の殿中に

於ける候所をいふ。政令の出づる所なり。

よりねん 「用人」 大名貴族の家に置ける職名。家老・年寄に次ぐ顯要の職なり。東鑑・太平記等に其の名見えたれども昔は定まりたる役名にはあらざりしが後世定職となりたり。四季草に云「もとは要人なるべきが、家老に引續て肝要人といふ事なるべし、凡そ主家に仕ふる人貴賤の品こそあれ、主用なきものはなし、されば用人といふ役のみに限るべからず、要人と書きて其の義叶ふべし」といへり。

よせり 「節折」 朝廷にて、毎年六月と十二月との晦日大祓の後に行はるる儀式。天皇及び中宮・東宮の御爲めに竹を折りて御身長をはかるより名づく。節は竹の節なり。公事根源に「晦日の夜、御あがもの参る、あらよ、にこよの御装二間に御屏風立て、御座を敷く、御禊の座の如し、孫庸、昆明池の障子の南の一間、屏風を立つ、燈を高燈臺にともして、出御の程には消したり、南の方をばのこす、庭に主殿寮、幔を引きて宮主、御祓して、鏡・刀・櫛などふぜいの具足あり、又下部竹の節を庭中の席の上に置く、節折の命婦竹をもて参りて、御たけより始めて、所々の寸法をとりはてし宮主に切りあてがはせて、御祓をつとむるなり、荒節・和節とて二度あり、二度はては祿を賜ふ、云々」と見えたり。此日に主上

より出したる贖物は、神祇官之に向つて祓を修して、前の竹をば折りて川へ流すなり。

よこさびねほし 「横箒烏帽子」 烏帽子の一種。後には之を「侍烏帽子」とも云ふ。素襖を著たる時に之を用ふ。古は士農工商とも常用せり。立烏帽子に作ることも本體なれども、後には頭を折り曲げて用ひたり、之を「横さびの折烏帽子」といふ。貞丈雜記に「古へは柔かなる立烏帽子にして、之を折て三角のまねきを作りたるなり(中略)今は、こぼく塗り固め、まねきを切りはなして、とりおきこしらへたる故、あらぬもの、様になりたり」と見ゆ。まねきとは折り曲げたる部分にして三角形の所をいふ、又「ひれ」とも稱す。さて此の烏帽子を被るには先づ小結とて二筋の組糸を髻に結びおき、其の先を烏帽子の外へとほし、結びおくなり。「こゆひ(小結)参照」

よごと 「壽詞」 吉詞の義。祝賀の意を述ぶる朗讀文をいふ。天皇即位の日、中臣氏の之を奏聞するを以て中臣ノ壽詞ともいふ。令義解に「中臣奏ニ天神之壽詞、謂以ニ神代之古事ニ爲ニ萬壽之讀詞也」と見えて、天孫降臨以後、代中臣氏の申し來りし壽詞なる故にいふ。

よこまゆ 「横眉」 元服後の眉の立てかたをいふ。貞丈雜記に「横眉、も、眉の事、光源院殿御元服記云、御髮亂

さるゝ御眉はも、眉也、御烏帽子召されて横眉也云々、横眉は俗に是を天井眉と云ふ、頭こく末うすく句はせたり、あまり目の方へ出過ぎたるもあしく、又あまり引き入れて髪の中へ入れたるも悪し云々」と見えたり。「まゆずみ(簪)参照」

よこめ 「横目」 古の武家の職名。監察官にして、其の干係以外の事までも傍監して可否を察するによりて名づく。徳川氏の時には目附と稱したり。「めつけ)参照」。
よこめあふぎ 「横目扇」 扇の一種。桃花葉に云「十五歳以前は杉横目の扇、繪は松・鶴・龜など祝物を書き、裏の方は蝶(蠶の蝶也)小鳥(青鸞也)を畫く、いろ／＼の絲にて是を綴ちて絲の餘を鮑結にして梅のちり花などを結びつけて扇にそへて持つなり、かなめは、蝶・鳥をかねにて打ちて用之、十六歳の時分までも許し用ゆ、くるしからす」と見えたり。
よしのおんはらひ 「由ノ御祓」 三月三日、穢ある時御燈を奉らざる由を申す御祓をいふ。「ごとう(御燈)参照」。江次第に「近例絶、不被奉ニ御燈、是宮主必ト申有ニ穢氣由也」とありて、建武年中行事に「御拜ありなしの事、長曆の頃沙汰ありて、宇治關白に仰せあはせらる、由の祓なれば御拜あるべからざるなり云々」と見えたり。

よしのほうへいし (由、奉幣使) 即位式及び大嘗祭の時
 に其の由を申さんために伊勢大神宮に遣はさるゝ勅使を
 いふ。(一)即位式の奉幣使は御代始抄に云「本儀は大
 内より建禮門へ行幸ありて行はる、然れども後三條院・治
 暦四年即位の時、建禮門なきによりて神祇官にしてこれ
 を立てらる、其れより流例となれり。諒闇の時はこの事
 なし、幼主の時は攝政神祇官に参向して幣使を立つるな
 り云々、行幸の儀式は常の如し(中略)次に主上御拜の座
 にうつり著かせ給ひて兩段再拜し給ふ由なり、次に舍人
 を二聲召されて、少納言即ち版位につく時、中臣・忌部め
 せと仰せらる、内・外宮の御幣をば忌部、これを取て退出
 す、中臣参進すれば「能く申して奉進れ」と勅言を以て
 仰せらる、すべて伊勢の幣には四姓の使を發遣せらる云
 云」と見えたり。(二)大嘗祭の由、奉幣は、霜月中、卯日
 に、大嘗祭あるべき由を特に伊勢神宮に奉告のため十一
 月上旬に立てらるゝ勅使をいふ。上古は伊勢神宮のみな
 りしが、後世大奉幣の典行はれず成りしより、更に男山・
 賀茂の二社をも加へられて、之を三社の奉幣ともいへり。
 よしや (輿車) こし(輿)、うしをる(牛車)を見よ。
 よそものどころ (裝物、所) (およそものどころ)を見よ。
 よつあしもん (四足門) 貴人第宅の外構の總門。門扉を

つけたる柱の前後に各二脚の副柱を立てたるものなり。
 中古以後大臣以上の家に設
 くる由、海人藻芥にいへり。
 されば枕草子に、中宮の大
 進生昌の家に四足門ありし
 事見えたるは、一時中宮の
 住ませ給ひし故か。今鏡に
 は、中納言なりし人、任大
 臣の後に新たに四足門を立
 てたりし事見えたり。
 よつのふね (四艘) 遣唐使の船をいふ。和訓栞に、遣唐
 使に四艘を用ひらる。大使・副使・判官・主典を分ち乗らし
 むる也と見えたり。けんたりし(遣唐使)参照。
 よつはん (四ッ半) 射藝に用ふるの一種。良丈雜記に
 云く「射御持長に云く、四半といふは、薄折敷の縁を取
 りて四ッに割りて一ッを立つるを四半と云ふなり、貴人
 四半を立てよと仰あらば是を可立、挾物立てよと仰あら
 ば方四寸の板を可立なり云々、良丈云く四半と云ふは、
 わざと新しく板を切りて作らずして、有合ひたる折敷(八
 寸四方なり、外の書に中角とあるも是なり)十文字に切
 れば四ッになる、其の一切れ四寸四方にて挾物と大きは



欠

欠

よろひどほし〔鏡通〕刀をいふ。室町時代の中頃以後は専ら九寸五分の短刀を云ひ、又略して九寸五分といふ。

〔かたな〕参照。

よろひひたたれ〔鏡直垂〕鏡下に着用する直垂。貞丈雜記に云「鏡直垂は、常の直垂に替る事はなき事なれども、袴は長くしては合戦に宜しからざる故、短くしてすそ細に括り緒をさし、袖の端にも括り緒をさして括るなり、又軍陣の服なる故花麗を専として錦なども縫物をも用ふる故、常の直垂とは別なる様になりたるなり。生絹にても練貫にても布にても用ふる事舊記に見えたり。又菊綴は絲にて總をして平たくおしからめて菊綴の如くしてとちつくるなり、菊綴のあるもなきもあり。源平盛衰記三十五の巻、義経院参の時、六人の武士の装束の品を記したる所に、鏡直垂は青地の錦赤地の錦など、色色記して、右馬允重助が鏡直垂をば菊綴の直垂と記したり、又同巻巴女關東下向の條にも、巴は都を出でける時は紺村紅に千鳥の鏡直垂を著たりけるが、關東の合戦には紫隔子を織りつけたる直垂に菊綴滋くしたるを著ける由見えたり、是等を以て菊綴することもあり、菊綴せざるもあることを知るべし」とありて、軍用記には直垂の製式を詳しく説けども、其は後世の沙汰なり、昔はさるむづ

よろひどほし—よろひひたたれ

かしき作法なかりき。元來直垂は垂紐にして着脱にも便利なれば軍陣中の用に適し、高貴の人も錦綴などにて製して着用しけり、然れども實は朝廷の服に非ず。

よろひもち

〔鏡餅〕

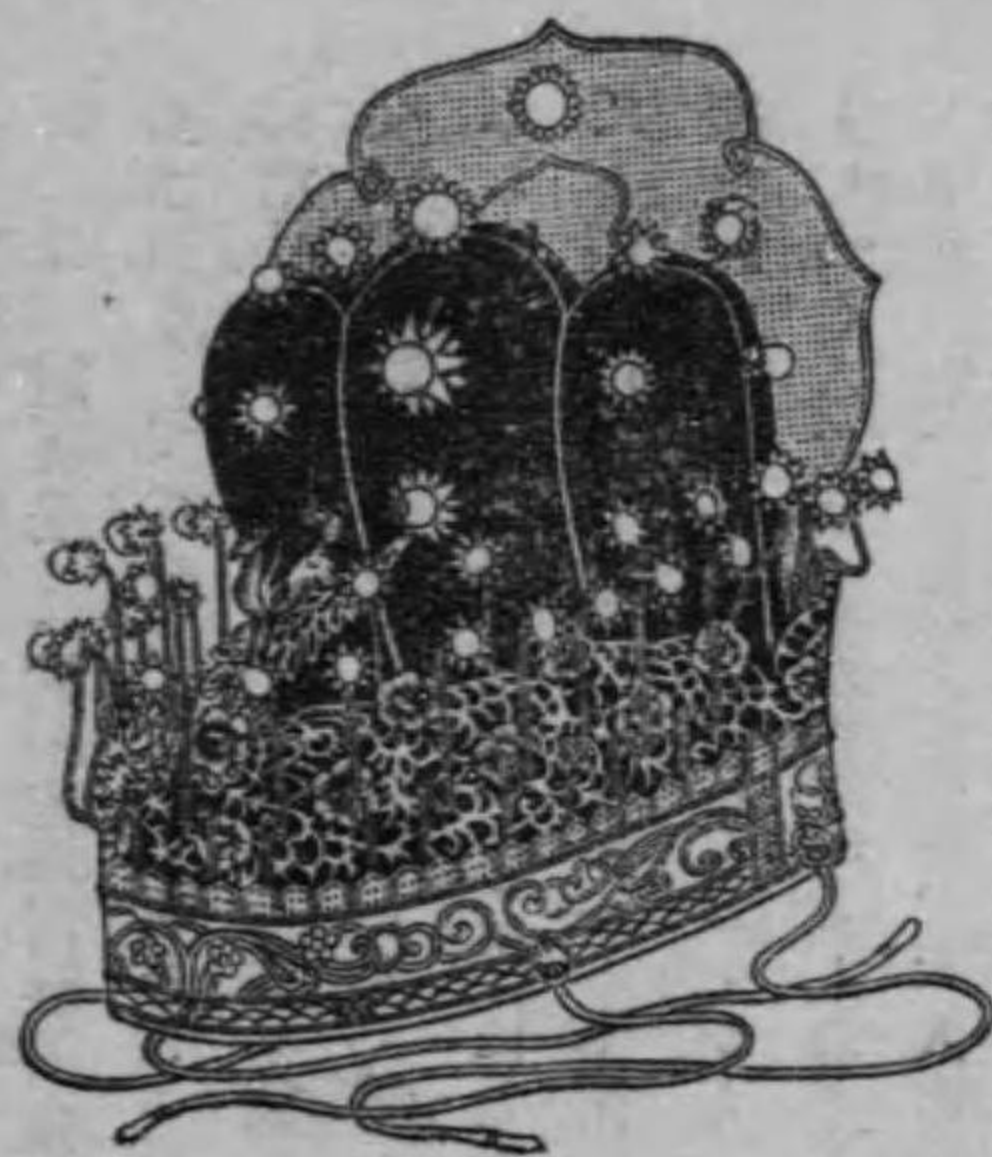
正月武家にて甲冑を床に飾りて供ふる餅をいふ。「具足餅」ともいふ。此の餅を割りて食するを鏡開と稱す。〔かがみひらき〕参照。貞丈雜記に「軍神を祭る也、京都將軍家には正月御具足の餅の御祝ありし由、正月祝儀飾の繪に見えたり。今世上には正月十一日此の祝するなり」と見え。又軍用記に「餅をのする衝頂は、供饗の如くにして大きくつよく作るなり、紙を一重づゝ三方へ下げて敷くなり、向をあげておくなり、大なる丸餅大小二つ重ねて中に置き、其上にひし餅十置くなり、但赤き餅(赤ざいげを交る)五、白餅五おくべし、ひし餅置きやうは、松を中に立て、回りにひし餅を重ねて置くべし、松は三重に枝の有るを立、其の回りは前に鬘斗鮑、向に昆布、右に柑子、ほだわら藻、左に柿と栗とを見合置なり、かみみの餅のかざりも同前、よろひに餅をそなふる事は、軍神を祭る儀なり、鏡を神體とする心なり云々。又云正月二十日に力鏡の餅とも具足餅とも云て、鏡に供へたる餅を祝ふなり、小豆に入て調ふること、大なるあやまりなり、小豆は煮れば、はら切るなり、依て忌むな

よろひもち

り、燕をそへて調て祝ふべきなり、かぶらは矢じり草といふによりて用之なり、すべて男子のいはひには小豆は用まじき也」とあるにて其の詳細を知るべし。

ら

らいくわん 「禮冠」 御即位・朝賀等大儀の時、朝臣禮服に著用する冠。其の製黒漆地の冠に、金銅の透彫にしたるもの



のを以て圓み、品位によりて青龍・白虎・鳳・麟等の像を立て種々の玉を飾とす、故に玉冠ともいふ、親王・諸王・諸臣に其の制を立てらる、延喜式部省式に委し。

又武人の料は武禮冠と稱して、其の製、文官のと異なれり。貞觀・延喜の式に據れば大・中・少將を始め衛門・兵衛に至るまで冠用せし由なれども、近古の制には大將代のみに限れり。「ふらいくわん(武禮冠)参照」。

らいし 「禮紙」 書状の上を巻きたる白紙の稱。一に「點紙」ともいふ。即ち書状を認めたるものを、紙にて巻き、更に其上を別の紙にて表包みして宛名を記すること古への作法なり。平家物語に「鬼界が島の流人少將成經、康頼法師救免とばかり書かれて俊寛といふ文字はなし、らしにぞあらむとて、らいしを見るにも見えす云々」と見え、貞丈雜記に云「書状に禮紙といふは文字を書きのこしたる白き所をらいしといふ人あり、誤なり、らいしと書きて状の上を白紙にて巻く事なり」といへり。此の禮紙に七禮紙・五禮紙・三禮紙等の名稱ありて、七枚禮紙を尤も正式とす。桃華葉葉に「晴禮以三枚(裏紙如常)書之、以三枚爲禮紙、其文又加禮紙一枚以三枚爲立紙、初度などは、如此嚴重可然云々」とあり。委しくは各條を見よ。

らいし 「疊子」 食物を盛る器。源氏横笛の巻に「御まへちかきらいしどもを、なぞあやしと御覽するに院の御ふみなりける」と見え、河海の註に高坏の姿にて縁高く内は朱漆にして外は黒漆にて塗りたるものにして蓋あり。果物など入れらるる物也。とあるにて知るべし。

らいばん 「禮盤」 佛家にて本尊の前にある高座。勅式の時導師此の上に入りて禮拜する壇をいふ。枕草子初瀬詣

の條に「佛のきら／＼と見え給へるいみじう尊げにて、手毎に文を捧げて禮盤にむかひて論議誓ふ云々」とあり。又太平記十六、正成の首を故郷へ送る條にも「正行腹を切り得ず、禮盤の上より泣き倒れ、母と共にぞ嘆きける」と見ゆ。其の機、濱床に似て小く、上に疊を敷けるなり。

らいひつ 「禮畢」 古代即位式の時、儀式の畢りを奏する語。ライヒツと音に唱ふ。御代始抄に「事終らんとする時に、左の侍從座を起ちて其前に進む、其の進退傍行あり、膝行あり、逡巡して御前にあたりて笏を引きて禮畢を奏す、其の音高長なるべしと北山抄に見えたり、之は今日の大禮事畢りぬる由を天子に知らせ奉る義なり」といへり。「そくる(即位)参照」。

らいふく 「禮服」 御即位・朝賀等の大儀に著用する禮裝。天皇の御禮服を袞冕とす。「こんえ(袞衣)べんくわん(冕冠)参照」。王臣以下の禮服大寶の衣服令に制定あり。皇太子・親王・諸王・諸臣・内親王・女王・内命婦並に武官等の禮服には即ち禮冠・大袖・小袖・裳・單・表・袴・大口・綬・玉佩・笏・襪・烏皮烏の皆具をいふ。大袖は即ち上衣にして、袖口廣く大なる故に名づく。其の色は衣服令の制定に據れば、親王諸臣の一位以上は紫・五位以上は緋色なりしが、後には親王・内辨は紫・侍從等は麴塵(青色)

典儀等は蘇芳色となれり。武官の禮服は武禮冠・細袴・腰帶・襖・劍・靴の皆具をいふ。○武家禮服の制は、鎌倉室町兩時代とも皆直垂を正裝とす、江戸時代に至りては侍從以上は直垂、四品は狩衣、大夫は大紋、重き役人は布衣、無位無官の士人は素襖を以て禮服に規定し、尙ほ將軍宣下・轉任の拜禮・上洛參内・日光社參・大法會等、非常の大禮の時、將軍以下諸大夫以上皆束帶衣冠を著用し、此他は如何なる盛儀と雖も皆、直垂以下を用ひたり。

らいふく—らいばん 「禮服御覽」 即位の大禮に著御し給ふ御料の禮服を天覽に供するをいふ。此の儀は、御代始抄に當日天皇の著御し給ふべき、袞冕十二章の御服を天覽ある事なり云々と見えたり。されど中古以前には別に儀式として行はれたるにはあらざるべし、蓋し中古の世には、毎年元正の朝賀には、即位式と同じく袞冕の御服を召されたるなれど、新帝御即位の時には、御禮服御新調などありて、之をしも天覽に供したるが蓋し其の始にて、近古以後は、元正朝賀の式はいつしか廢れ、たま／＼御即位の期に臨み新調せしめ給ふに、其の様式など古きを模範とせしめ給ふべき必要より、既に先帝著御の品の、諸寺院などに納め置かれしを徴して御覽ありし事も、當時の記録に見えれば、斯かる事より流例となりて、遂に近

世は御即位式前、必ず行はるべき一つの御儀式のやうに
なりしならむ。借この儀式は、清涼殿の畫御座に出御成
りて執り行はせらる。關白又は攝政御前の簀子に候し、
次々の公卿亦著座あり、先づ五位ノ藏人二人内藏察に向
つて、御倉庫内より御冠宮二合、御禮服の唐櫃二合を取
り出し、下部に昇かせ行列して御殿に参る。時刻は大か
た黄昏時より夜に入れば、主殿察の官人、掌燈の用意を
なす。藏人ノ頭、攝關の前に於て、御唐櫃の封を切り蓋
を押し開き、そを仰向けて、其の上に御禮服を取り出
し、五位ノ藏人二人之を持参す。次に頭、御冠宮を開き、
蓋を仰向け、宮の上に重ねて御冠を載す。次に又一合の
封を切り、蓋を開き、御冠宮をも開きて御冠及御禮服を取
り出す事前の如くして御覽に供し、而して藏人頭、目錄
を讀み申す。次に今度御用あるべき御禮服を唐櫃一合に
入れ、御冠宮一合と相具し、藏人目錄を書きて唐櫃に入
れ加へ、昇き出して納殿に運ばる。残る所の御禮服は唐
櫃に入れ封印付けて五位藏人附き添ひ、内藏察に向つて
之を返納す。此間に攝關・納言動座、参議等退出すと成り。
斯く御冠を始め、御禮服二領まで取り出し、其の一領を
選び給ふを見ても、其の一領は之を模倣とし、新調せら
れたるに校べて、更に違亂なきやを檢し、新しきを留め、

舊きを返されし昔の儀の、聊か變りて遣れりし式にはあ
らざるか。
らう (廊) 殿舎より殿舎に渡るべき通路をいふ。細殿と
も、渡廊とも、又渡殿ともいへり。後世の長局、長廊架など
に同じ。大方兩側を壁又は板にて張り、上方に格子を釣
りたるものあり、之を「壁渡殿」といふ。又柱のみにして
勾欄ありて吹き通しの廊を「透廊」と稱す。
らうえい (朗詠) 雅樂の一種。詩歌文章などの佳句に曲
節を附して吟咏するものにして、即ち詞を主とする樂を
いふ。平安朝の延喜・天曆の比、詩文の流行につれて風流
好事の士によりて行はれたり。
らうえん (狼煙) 合圖の爲めに擧ぐる烽火をいふ。「のろ
し」とも、「とふひ」ともいふ。「各條参照」。
らうぢゆう (老中) 江戸幕府の職名。「年寄衆」ともいひ、
又宿老・執政とも書きたり、後には「閣老」とも稱す。武
家名目抄に云、老中とは、老臣をすべたる稱謂にして、
老衆といふに同じ云々。室町殿の末に至りて幕府諸家と
もに宿老中・年寄中の稱あり、諸家には又これを家老中
ともいふ、これ所謂老中の起源なり」と。其の職掌、將
軍に直隸して政務を總理する役にして、三代將軍家光の
時、職制を定めて、帝室・公卿・門跡及び大名の事を掌り、

奉書に連判し、財政・寺社・大工・土木等の事を掌らしめたり。
職掌録にも、定式・臨時とも各掛りくの御用あり、
定式は御勝手方御用、臨時は朝鮮人來聘、日光御參詣、諸
所御普請御用等の繕也」と見え、定員四人若しくは五人、
月番として其中より毎月一人づゝ交替して専ら事務を執り
たり。又其の中に財務を掌るもの一人あり、これを勝手
掛と稱し、尤も権力あり、多くは首座の老中を補す、尙
ほ大老無き時、首座の老中代りて之を總轄せり。此職は
二萬五千石以上の譜代の城主にあらざれば補することを得
ず、若し小祿の者を補する時は必ず増祿ありて、同時に
城主格とする規定なりき。

らうどろ (郎等・郎黨) 武家の臣下の稱。「家の子」ともい
ふ。「いへのこ」参照

らこく (羅毅) 薄地織物の稱。羅と毅とは別なり。羅は

「うすもの」毅は「こめおり」といふ。貞丈雜記に毅は羅又
は紗のたぐひにて目のすきたる薄き織物なり、生絲にて
おる也。もみ米の形の如くなる織物ゆゑこめおりといふ
也とあり。羅毅の袖といふ時は、公卿の衣服といふ意に
なるなり。

らじやうもん (羅城門) 平安城外郭の正門。朱雀大路の

中心に當りて、朱雀門と遙に相望む、其の門外を洛外と

らうどろーらじやうもん

いふ。此門は延暦年中平安城の造營と共に成りしが、弘
仁七年八月大風のため倒れ、其後造營せしも漸次荒廢
せしこと、今昔物語等に見えたり。

らつし (藤次) (らふじ)を見よ。

らてん (螺鈿) 貝及び金銀等を器物に嵌入して飾りとせ
るものをいふ。青貝すりともいふ。安齋隨筆に云「螺鈿、
器物の飾りに青貝を貼りたるをいふ、鈿とはかり云ふは、
金にて華形などを作る如く、螺貝にて華形などを作りて
貼る故、螺鈿といふ、螺を鈿にするといふ事なり。金鈿
と螺鈿と交せて飾りたるは、金螺鈿とも云ふべきか。器
物の飾りに貼るのみならず、笄などの頭に金にて華形な
どを作りたるも、鈿と云ふ也云々」。又貞丈雜記に、「螺鈿
の事、螺は青貝、鈿は切金也、又青貝ばかりをも螺鈿と云
ふなり。又古書に、貝を摺るとあるも鈿螺の事也、金貝と
云ふも螺鈿の俗稱也」とあるにて其の義明らかなり。

らふ (藤・藤) 僧家にて功を積みたる年數をいふ語。され

は初めは僧徒の位次にいへるを、轉じて朝廷の官人にも
通用し、極藤・上藤・中藤・下藤などいふ。

らふけち (藤織) 染絹の一種。一名藤摺とも云ふ。蓋し

藤は織の俗字、異邦に織點織といへる物即ち是れなり。
我が邦には、織・藤通じて用ひたり。奈良朝時代盛に行は

らつしーらふけち

れ、平安期初期に及べり。延喜内藏寮式、諸陵奉幣の條に、錦・綾・夾纈・藤纈、帛を、十陵・七墓に供する由見え、宇津保物語嵯峨院上に、蠟摺の襖といふも見み、其の製法は故黒川博士の説に、蠟を煮て華文の型を帛の上に點じて、何色にも染むるに、其の形に施せる蠟の、割け裂るゝ所ありて、染汁の浸み入るものなるが、其の染入ありて却りて美觀あり。古代の藤纈の現存する所の物を見て、其の雅趣を知るべし。後世に至りては、其の染入を嫌ひけるにや、形糊の製法起りて、藤纈は漸次に廢れたり。中形染・小紋染・友禪染等の如き、皆藤纈の支流なりといへり。

らふじ (藤次) 僧徒の修行の功を積みたる次第によりて僧位を定むる位次をいふ。即ち出家する者は髪を剃り授戒してより、一夏九旬とて四月十五日より七月十五日まで、九十日間、安居禁足して修行するを藤といふなり。

らふすり (蠟摺) 藤纈に同じ。らふぢちを見よ。

らふそく (蠟燭) 火を點する具。紙捻を心として蠟を油に煉りて作る。大寶令・職員令・主殿寮に曰く、頭一人掌(中略)燈燭松柴燦。義解に曰く、謂油火爲燈蠟火爲燭と見えれば、當時既に此のものありしを知るべし。

らふはちがゆ (臘八粥) 十二月八日に調する粥をいふ。

一に温精粥ともいふ。此の日は、釋尊菩提樹下にて成道せし日に當るを以て成道會ともいひ、大抵各寺院にて臘八の法會を營みたり。(をんざうのかゆ)參照。

らん (襦) 縫腋の袍の名所。裾に著くる横幅の帛をいふ。「ほろえきのはら(縫腋袍)參照」。

らんぐひ (亂杭) 河流中に不規則に打ちたる杭。もとは水勢を殺ぐためにせしを、敵の攻來るを拒ぐにも用ひたり。和訓栞に逆茂木の類なりとあり。軍記類に多く見ゆ。

らんじやう (亂聲) (らんぞう)を見よ。

らんじやう (蘭省) 太政官の辨官の唐名。又「蘭臺」ともいふ。太平記に藏人右少辨俊基朝臣の事をいへる條に、「彼俊基は累葉の儒業をついで、才學優長なりしかば、顯職にめしつかはれて、官、蘭臺にいたり、職、しきじなつかさどれり」と書きたり。

らんじやない (蘭香待) 香木の名稱。聖武天皇の朝、西蕃より獻じたる黄熟香を奈良の東大寺正倉院に藏せられ、天皇之に蘭香待の名稱を附け給ふ。三字の中に東大寺の字あり。

らんぞう (亂聲) 音楽に笛、鼓を盛に合するをいふ。又相撲競馬などの時、勝方に鐘をつき太鼓を叩きなどするをもいふ。源氏物語、盤、打毬樂、落躑などあそびて、か

ちまけのらんざうどものしるも、夜に入りはて、何事も見えすなりはてぬと見えて、細流の注には勝方には必ず太鼓をうちといひ、孟津抄には勝たる時鐘をつくをいふとあるにて知るべし。増鏡秋のみ山の段にも、後醍醐天皇朝觀行幸の條に「京極おもての棟門に御輿をおさへて、院司事の由を奏す、亂聲の後中門に御輿を寄す(中略)左右の樂屋の調子といのぼりて後、又御門入らせ給ふ」とあり、此れ樂屋にて樂人の合奏せるをいへるなり。

らんない (蘭臺) 太政官の辨官の唐名。蘭省に同じ。(らんじやう)を見よ。

らんぼこ (覽宮) 文書等を入れて貴人の御覽に供するに用ふる器具。もとは上卿より文書を入れて、天皇の御覽に備へたるより名づく。後には宣旨なども入る。藤葛にて編みたるものなり。源平盛衰記、賴朝征夷將軍宣下の條に、藤葛宮に奉入處の宣旨袋を請取り奉らむと、左右の手を捧ぐ、云々、覽宮の蓋に砂金十兩入れて遣すなどあるにて知るべし。

らんび (藍尾) 行酒の際、盃の順に廻りて再び上座に同るをいふ。錦所談云「西宮記列見の條に藍尾のことあれども、其の義詳ならず、而して北山拾遺雜鈔、裏書に西宮記を引て云、内宴及列見考定の時、其座雖相對一以二

觴一行酒唱平至末座、逆上至對座第一、尙唱謂之藍尾(按ズルニ謂之藍尾ノ四字、今ノ西宮記ニナシ)又同鈔都省雜事列見の條に、上卿進者四面座、以次之人入自母屋中央間、相分著座、(第一人著北、大辨著南)辨少納言入自第三間、著座、外記、史入自第一間、著座、少納言、外記著北、第一座辨起座取七(第一史先起進酒部所傳授)至尊者南邊、盛酒退立唱平尊者飲畢次第如之題自南座末、更逆上至北第一人、飲三盃、謂之藍尾」とありて、其儀知るべし。此外江次第及諸記録にも其説數多あれども、すべて北山鈔の如く明らかならざるを以て贅せず、又西土の説多しといへども湘素雜記云、酒巡匝爲藍尾、南朝有異國進貢藍尾三丈、人傲之以爲酒令、此説是なるべし。其藍牛の尾の長くして、盤桓たる貌をとりていふならむ、此間の制此れを以て知るべし」と見えたり。

らんぶ (亂舞) 古、新嘗會五節の時、殿上人の今様歌を謳ひながら舞ふをいふ。御代始抄に「殿上人ども直衣あるひは衣冠にて色々の出し衣をして盃酌をすいむ、朗詠・今様など諠ふ、寅の日は歡無極、靈山御山を出たす、卯ノ日には新豐・蓬萊山をうたふといへり、貫首の人、紐をときて亂舞の事あり」と見えたり。

らんもん 「羅文」 「らんもん」の轉訛。同條を見よ。
らんよ 「鸞輿」 天皇乘御の輿の名。ほりれん(鳳輦)を見よ。

郷と見え、出雲風土記に依り靈龜元年式、改り里爲郷とあるにて知るべし。

らもん 「羅文」 細き木又竹を組合せたる稱。障垣等の造作に用ふ。枕草子に「すいがい、らもんなどの上に、かいたる蜘蛛の巢の、こぼれ残りて所々に絲もたえさまに、雨のかかりたるが云々」と見えて、前田夏隆は、羅文とて、
の如く細き木を組み違へたるものないふ、羅文の紋には多く菱形あれば、うちまかせて、この形を羅文とはいひならへるなるべし、凡て立部・板垣などの上に、菱形に組みて、造るが見ゆる是れなり」といへり。
らりよりわち 「羅陵王」 舞樂の名。りよりわち(陵王)を見よ。

りうぞうとばん 「龍像蓋」 古代即位式の時、庭上に立てたる幡。幡の上に黒色の、赤熊のやうなるものを掲ぐ、之を龍といふなり。古は黒き馬尾の毛を以て作れり。或説に龍は犂牛の尾なれば古くは牛尾にて作れるなるべしと云ふ。近世は清き草を黒く染めて用ひられきとぞ。二本ありて東の方は赤地の綾に金色の龍を畫き西方のば黄地の綾に青龍を畫き、經綯の縁をとり、四筋の幡を垂れたる幡をつく。此の幡は鷹像と共に近衛の軍旗なれば其の陣頭に之を立つるなり。

り (里) 古、行政上家數五十戸を一割とせる在所の稱。「さと」とも訓む。文武天皇大寶令の制に、里は郡の支配に屬し、里毎に里長一人を置きて戸口を檢し、農桑を課し、非違を糾し、賦役を督する等の事を掌らしむ。里は後に郷と改め、里長を郷長といふ。元明天皇和銅六年の詔に郡、

りうたん 「龍騰」 (りんたう)を見よ。
りうちだう 「龍尾道」 大極殿前の道といふ。又「龍尾壇」ともいふ。大極殿の基を南に去ること十七丈、蒼龍樓の基を去ること二丈、南北に横互したる道にして、板石條石にて築成し、中央二十丈の間に朱欄を設け、其の東西石階各八丈、階を設くる、と三級、二樓に當り、又朱欄を設くること各四丈、東西歩廊に接し、又石階あり、四丈なり。龍尾道は、もと唐の含元殿の制に倣ひしものなり。康駢劇談録曰、含元殿左右立栖鳳、翔鸞二閣、龍尾道出於閣前、殿前去南門二里、元會來朝者仰觀玉座如_レ在

り

り (里) 古、行政上家數五十戸を一割とせる在所の稱。「さと」とも訓む。文武天皇大寶令の制に、里は郡の支配に屬し、里毎に里長一人を置きて戸口を檢し、農桑を課し、非違を糾し、賦役を督する等の事を掌らしむ。里は後に郷と改め、里長を郷長といふ。元明天皇和銅六年の詔に郡、

りうちだう 「龍尾道」 大極殿前の道といふ。又「龍尾壇」ともいふ。大極殿の基を南に去ること十七丈、蒼龍樓の基を去ること二丈、南北に横互したる道にして、板石條石にて築成し、中央二十丈の間に朱欄を設け、其の東西石階各八丈、階を設くる、と三級、二樓に當り、又朱欄を設くること各四丈、東西歩廊に接し、又石階あり、四丈なり。龍尾道は、もと唐の含元殿の制に倣ひしものなり。康駢劇談録曰、含元殿左右立栖鳳、翔鸞二閣、龍尾道出於閣前、殿前去南門二里、元會來朝者仰觀玉座如_レ在

りちびだん 「龍尾壇」 りちびだう(龍尾道)を見よ。
りちびん 「龍鬢」 蘭草の一名。これにて織りたる筵を「龍鬢の筵」といふ。
りちびんのむしろ 「龍鬢、筵」 色々に染めたる龍鬢にて織りたる花筵の稱。玉座の敷物の料とす。清涼殿の廂の階、_{カクシ}階の間に敷ける經綯の疊の上に之を敷く、二枚の筵にして、長さ七尺五寸、廣さは縁ともに三尺六寸なり。雅亮裝束抄に「りちびんは、色々まだらなる筵に、青地の錦の縁の弘さ三寸許りなるを、四方にさし廻して、濃きうち裏を付けたり、弘さ長さ疊に同じ」とありて貞丈云「色々まだらなる筵とは、蘭を色々に染めて織りたる筵なり、今世俗に花ござといふ物なり云々」といへり。

りちびん 「龍鬢」 蘭草の一名。これにて織りたる筵を「龍鬢の筵」といふ。
りちびんのむしろ 「龍鬢、筵」 色々に染めたる龍鬢にて織りたる花筵の稱。玉座の敷物の料とす。清涼殿の廂の階、_{カクシ}階の間に敷ける經綯の疊の上に之を敷く、二枚の筵にして、長さ七尺五寸、廣さは縁ともに三尺六寸なり。雅亮裝束抄に「りちびんは、色々まだらなる筵に、青地の錦の縁の弘さ三寸許りなるを、四方にさし廻して、濃きうち裏を付けたり、弘さ長さ疊に同じ」とありて貞丈云「色々まだらなる筵とは、蘭を色々に染めて織りたる筵なり、今世俗に花ござといふ物なり云々」といへり。

りちもん 「綾文」 絹の名。平絹に對しての稱。貞丈雜記に云く「室町殿行幸記に云、りちもんの織物一重とあり。又太平記中殿御會の條、薄色のりちもんの織物の指貫に云々。又藤中記に云、四月一日御小袖、りちもんの織物ぼうたん召し候へば、ぼうたんの類にて候とあり、りちもん

もんとは綾の事なり、綾文と書く、音通するなり云々。
りさしや 「力者」 剃髮して力業を勤むる者。駕輿丁の類をいふ。院御所、門跡、諸公卿及び武家にも之を置く。力者法師ともいひ、其の裝束の色青きを以て、「青法師」ともいふ。源平盛衰記卷十二、鳥羽院籠居の條に云、「公卿殿上人の供奉する者一人もなし、北面の下藤二三人ぞ候ひける、御力者金行法師は、君は何處へ御幸ありて何ともならせ給ふやらんとて、御車の後の下藤なれば、かきまざれて、泣々参りける云々」。鎌倉年中行事に云、「御力者或十人或八人又は六人何れも出長頭巾とて黒き布にて括り、うしろの方をば廣くして、中一所ばかりとちたるを被り、白き素袍に、染めたる小袴引敷にて太刀を佩く云々」などあるにて知るべし。
りくさふ 「六衛府」 (ろくさふ)を見よ。
りだい 「里内」 さとだいら(里内裏)を見よ。
りちやう 「里長」 がうちやう(郷長)を見よ。
りつこのせち系 「立后、節會」 皇后册立の式。速水常房云、女御の中を選び、后に立て給ふ也。臣下を召して宣命を以て仰せ出さる、也。饗饌を設けず、依て片節會といふと云々。
りつし 「律師」 僧官の名。大寶の令に制定せる僧綱の一。

〔そりがち〕参照 僧正・僧都につぎて僧尼を總ぶる事を掌る。律師とは、律の一字をよく解して、十方具足し、法制を解して衆僧に戒律を示す者なりと、大塚嘉樹は云へり。

リツシヤ 〔豎者〕 僧位の名。釋家官班記に、二十萬〔らふ〕参照を経た者を豎者と號すといひ、又叡山東塔の三十講、西塔の二十八講を遂業せし者を稱すと書けり。

リツぶんしよ 〔率分所〕 大藏省に收納する官物の内、十分の二を分ち納むる倉庫。率分藏又は率分堂ともいふ。大内裏大藏省の東西隅に在り、四方築塙を繞らして四方に門あり。拾芥抄に「正藏率分所」とあるは、正藏院内の率分所といふ意にて、大膳職の率分所と區別せるなり。長官を別當といひ辨官一人之に任す。

リツぶんぢやう 〔率分堂〕 リツぶんしよ(率分所)を見よ。

リふえい 〔立纏〕 冠の纒の空様に直立したるものなをいふ。これは天皇の御冠に限れり。

りん 〔輪〕 (一)覆輪の略。器物の縁を金銀等にて覆ひ飾れるをいふ。ふくりん(覆輪)参照。(二)小袖指貫の裾などに縁をとることをいふ。平家物語卷四、競の條に重盛大臣の指貫の左のりんを蛇の這ひ廻りたる由かけり、貞丈雜記に「小袖あはせなどに、りんをさすと云ふ事、又りんをとるともいふ也、ふくりんをとるを云ふ、袖え

リすそなどを別の色のきれにてへりをとる事なり」と見え、又紀宗直翁の説に「りんと申し候は、伏輪の上略にて指貫の裏のおもてへ少しおめりたる所を云歟、表の袴の輪といふは赤き裏の少しおめりたる所を輪といひたる事蹇驢嘶餘に見えたり云々」とあるにて知るべし。

りんいちがく 〔林邑樂〕 舞樂の名。天竺樂にして、左舞に屬す。聖武天平八年、天竺僧仙那と林邑の僧佛哲と來朝して此の樂を傳ふ。林邑は安南の地名なり。

りんゑん 〔廩院〕 民部省附屬の倉庫。諸國の庸租黑米を納めて公用に充つ。神祇官の西、宮内省の南に在り。

りんか 〔林歌〕 舞樂の名。作者傳來詳かならず。

りんかち 〔臨幸〕 きやうかち(行幸)を見よ。

りんげん 〔繪言〕 りんし(繪旨)を見よ。

りんし 〔繪旨〕 藏人の宣旨を承りて出す文書の稱。紙屋紙に書するを本式とす。仍て薄墨の繪旨の稱あり薄墨紙の略なり。「うすずみのりんし参照」

りんしがみ 〔繪旨紙〕 かみやがみ(紙屋紙)を見よ。

りんじのきやく 〔臨時客〕 攝關家にて、毎年正月二日に行はるゝ宴會をいふ。江次第抄によれば、此方より賓客を請招せず、不時に客來の時催す饗宴なれば臨時客と號すと。公事根源には「是れば攝關白家に、春の始大

臣以下の上達部を招引して遊び侍る事なり、定まれる公務にもあらば臨時客と申すにや(中略)尊者などありて、よの常の大饗の儀式に同じ、はてつかたには御遊ありて、催馬樂を誦ふ、近頃は攝關家もかやうの事絶えたるぞ念なく侍るしと見えたり。

りんじのまつり 〔臨時祭〕 かものりんじのまつり(賀茂ノ臨時祭)を見よ。

りんぢい 〔輪臺〕 舞樂の名。西域の樂にして、我國仁明天皇の朝、和邇部太田麿、勅を奉じて樂を作り、良岑安世舞を作るといふ。

りんぢやう 〔龍膽〕 中古衣の重れの色配合上の名稱。表蘇芳、裏青なり。或は表渡き花田にして裏紫ともいふ。秋季之を著用す。

りやうあん 〔諒闇〕 天皇、御父母の喪に服し給ふ期間の稱。名義は、漢書に「陛下即位思慕諒闇」と見え、顔師古の註に「諒、信也。言、居父喪、信默三年、不言也」とあり。即諒闇とは信默・謹慎の意にして、上下一般、國中悉く喪に居る間をいふ。我が國の制は一葬十三箇月とす。然れども萬機の暇なきより、日を以て月に代へ錫紵(しやくぢよ)参照を服し給ふこと十三日にして、其の間は別室に御し給ふ、これを倚廬と稱す。而して其の餘の月

日は心喪に服して、一葬の後に大祓を行ふ。徒然草に「諒闇の年ばかりあはれなる事はあらし、倚廬の御所の様など、板敷を下げ葎の御簾を懸けて布の帽類あらしく御調度ども疎かに、皆人の裝束・太刀・平緒まで異様なるぞゆゑしき」と見えたり。

りやうか 〔良家〕 三位以上の家柄の稱。本朝文粹に「今謂良家、偏據符文、似謂三位已上云々」と見えたり。

りやうけ 〔領家〕 中古、公卿にして莊園を所有する者の稱。「しやうせん(莊園)参照」。

りやうけしよく 〔領家職〕 中古莊園に置ける職。身分重き人々の、本家即ち莊園の持主の領地を掌るものをいふ。また「預所」ともいふ。源平盛衰記に「國には目代に隨ひ、預所に仕へて公事雜役にかりたてられ、夜も晝も安き事なし」と書ける如く、此の職は宛も國守の下役たる目代の如きものなり。

りやうごばん 〔兩御番〕 江戸幕府内衛の官。御書院番と御小性組とをいふ。之に大番を合せて「三番頭」といふ。書院番は、内衛を掌り、將軍出行の際は前後を警衛し、又使命を奉じて遠國に使い、毎年交替して駿河に在番す。小性組も其の職掌は書院番と同じく、たゞ駿河の在番なし、何れも組毎に番頭一人ありて、下に組頭及び番衆あり。

りやうし 「令旨」 皇太子・三宮の御言を記したる文書。後には親王・法親王・女院より出づるものないふ。又攝關家にて家司を補任する時の文書をも令旨と稱したり。

りやうしゆ 「領主」 古へ莊園の所有者の稱。しやうゑん(莊園)参照。

りやうしゆしよく 「領主職」 古へ莊園に置ける職。武士の人々が本家即ち莊園所有者の領地を掌るものないふ。即ち本家のために庄園の年貢をとりたつものなり。

りやうらんさいはい 「兩段再拜」 神拜の禮。四度の拜ともいふ。重ねて再拜するを以て、兩段再拜といふなり。「はい(拜)参照」。

りやうとうげきすのふぬ 「龍頭鶴首、船」 船の裝飾の稱。二隻一對とす、各屋形あり、一は龍の頭、一は鶴の首を彫せるものを軸に附けたるより名づく。龍はよく水を涉り、鶴はよく飛びて風に堪ふるにより之を附すとぞ。源氏物語胡蝶巻に「龍頭鶴首を、からのよそひに、ことごとくしうしつらひて云々」など見え、平安朝時代の遊宴に之を用ひて、樂人の乗る例なりき。太平記などに、天皇乗御の船のやうにかけらるは、漢土の例に擬したる文飾なり。

りやくはかせ 「曆博士」 大寶の令制に置ける官。「こよみのほかせ」とも訓む。陰陽寮の被管にして、曆を製し、曆

生の教授を掌る。村上天皇の時、賀茂保憲曆道を子光榮に傳へ、天文を安倍晴明に傳へ、兩道分れて曆道は、賀茂氏の世職となりたり。

りやうこ 「陵戸」 上古山陵を守る民戸の稱。「さんりより(山陵)参照」。文武天皇大寶の令制に、治部省の諸陵寮に屬し、陵戸は良民に齒するを得ず、租・庸・調及び雜徭を免ぜられたる雜戸賤民なりき。

りやうわり 「陵王」 舞樂の名。「羅陵王」ともいふ。踏弓・競馬・相撲等の節會に奏するを例とす。

る

る 「壘」 城塞の稱。(とりて)を見よ。

るす 「留守居」 (一)江戸幕府の職名。「奥年寄」とも又「留守居年寄」ともいふ。定員五人ありて、老中の支配にして、祿高五千石、芙蓉間詰とす。江戸城大奥の總務を掌り、又武庫の出納を監し、大奥の女中及び其の詰吏、諸門衛を管し、將軍出行の時には留りて城中守衛の事を掌る。官職要解によるに定員五人、職掌録に、「大奥・御廣敷・女中方・御守殿・御住居等の事一切司之、又御城櫓多門等を預り、外曲輪御門番等を進退す、又諸國關所、女

通手形を掌る」と見えたり。又二の丸、西の丸にも留守居を置く、若年寄の支配に屬す。(二)江戸時代、諸大名が江戸の藩邸に置ける職名。上屋敷に住し、幕府と其の藩との間に於ける公務を掌り、兼りて同列諸藩との間に於ける交際の事を掌る。

るするとしより 「留守居年寄」 するす(留守居)を見よ。

るするばん 「留守居番」 江戸幕府の職名。官職要解によるに、江戸城内廣敷口に詰所ありて、營中に宿直して、大奥の警備と奥向の用務を掌る。其職掌留守居と似たり。老中の支配にして千石高、中之間詰とす。

るすしよく 「留守職」 國司の目代をいふ。吾妻鏡要目集成には、住其國一聞民庶之愁可申達役なりとあり。委しくほるすどころ(留守所)を見よ。

るすどころ 「留守所」 國司の廳をいふ。官職要解に據れば、王朝時代の中頃以後、國司の守が遙授の場合、又は國守が用務を帶して京に出で久しく滞在することもありて、此の場合には留守官のみにて政務を執る故に、國府を留守所と云ひ、其の留守官中にて目代をば留守職ともいへり。而して此留守所には、目代の下に多數の役人ありしが如し。之を總稱して在廳官人と云ふ。

れ

れいくわん 「禮冠」 (らいくわん)を見よ。

れいけいでん 「麗景殿」 内裏中の一殿。後宮にして、皇后・中宮・女御等の在所とす。承香殿の東北、宣耀殿の南にありて、西方の弘徽殿と相對す。

れいし 「令旨」 (りやうし)を見よ。

れいしけいだいせんはん 「靈鷲形大錦幡」 登極令に據れる即位式に庭上にたつる錦旗。五彩瑞雲の錦に金色靈鷲を繡して戟竿に懸く。これは、神武天皇の御事蹟にして、孔舍衛坂の戦に、賊魁長髓彦を撃たんとして、連戦不利に陥り給ひし時、一天忽に陰り、雨降り來つて、咫尺を辨せず、いかはせんと困じ給ひしに、金色の鷄何處より來つて、御弓の弭に止りぬ、其の光輝きて電の如し、長髓彦の從卒皆目眩み軍破れて、天皇大勝利を得給ひたりといふ故事に據る。

れいじん 「伶人」 雅樂を奏する人をいふ。がくにん(樂人)を見よ。

れいせいもん 「禮成門」 大内裏豐樂院十七門の一。院の南面門にして、豐樂門の東、七間を隔てし位す。

れいひつ 「禮畢」(らいひつ)を見よ。

れいふく 「禮服」(らいふく)を見よ。

れいふくごらん 「禮服御覽」(らいふくごらん)を見よ。

れいふしやう 「禮部省」(らいふしやう(治部省)を見よ。

れいへいし 「例幣使」 朝廷より毎年の例として幣帛を神社に奉ずる勅使。公事根源に「例幣とは、伊勢大神宮へ御幣を奉り給らせ給ふ、毎年の御事なるによつて、例幣とは申すなり、昔は、神祇官へ行幸なりて此事行はる、祭主中臣・忌部・卜部など参りて御幣を請とりて出づ、使の王御馬申事など常の奉幣の如し、此の事朱雀院の御時より始まる」と見えたり。江戸幕府の時、日光東照宮にも例幣を下されたり。

れう 「寮」 大寶の令制に入省の被官に置ける官司。和名抄にはツカサと訓む、字義は爾雅の釋詁に、寮官也とありて、官舎の義なり。職員は長官を頭といひ、助、大・少允、大・少屬の四等官あり。

れうきてん 「綾綺殿」 内裏中の一殿。仁壽殿の東、宣陽殿の北に在りて、東の方庭を隔て、溫明殿と相對す。

れうし 「寮試」 古代大學寮にて年末に行ふ學生の試験。延喜の制文章生は別に學生若くは擬文章生を、春秋二季大學寮にて試験して之を取る、寮試といふは是なり。

れうしほこ 「料紙箱」 料紙を納る箱。古くは草子箱と同じなりしが、後世別に料紙のみを納るもの出來て、全く別物となりたり。「さうしほこ(草子箱)参照」。

れうそく 「料足」 錢の異名。貞丈雜記に「錢を料足とも要脚とも云、女の詞におあしと云事、料は物の代物の心也、要はかなめとよみて、此の物なくてはならぬ心也、足も脚も、あしとよむ字、錢の世上をめぐりありく事、足あるがごとし、依之料足、要脚など云也」といへり。

れうのちま 「寮馬」 左右馬寮の御厩の馬をいふ。毎年諸國の牧場より貢上するものにて、官人・勅使に立つ時に此馬に乗りたり。平家物語に仲國高倉院の勅を奉じ、寮の馬を賜はりて、嵯峨野へ小倉を尋ねに行きしことを載せ、又増鏡、春のわかれの段に「若き上達部などは、直衣に柏夾みして、夜中曉となく、遙けき嵯峨野を寮の御馬にて馳せありき給ふ」など見えたり。

れきはかせ 「厩博士」(りやくはかせ)を見よ。

れつけん 「列見」 官人登庸の前に器量・容儀を列見する儀式。毎年二月十一日、太政官に於て之を行ふ。公事根源に「上卿・辨・少納言・外記・史など参りて、太政官にて行へる公事なり、六位以下の藝能ある者を選びて式部・兵部の二省より、率して参れるを、上卿それを召し寄せて

器量容儀を見る心なり云々」と見えたり、其の儀式は大方、定考に同じ。(かちぢやち)参照。

れんがはじめ 「連歌始」 室町・江戸兩幕府、例年歳首に催す連歌の會をいふ。室町幕府にては正月十九日に行はれ、江戸幕府にては初は正月二十日に行はれしが、三代將軍家光正月二十日に薨去して忌日に當れるより、後には正月十一日に改められたり。年中定例記に「攝家門跡・公家・大名・御供衆・番方・同朋地下衆の内、堪能の人祇候、殿上人御祇候、御酌御配膳、武家地下衆は五十韻過てまがり立て、かげにて御湯演賜はられ候」と見え。家忠日記天正四年正月二十日の條に、「連歌の御會あり。去年天正三年より今日の連歌の會をはじめ催さる。是より例として毎年此式あり」と見えたり。江戸幕府にては連歌の事を掌る者を連歌師といひ、里村氏・坂氏世襲し、里村氏は京都に住し毎年の連歌始の時にのみ出府す、別に連歌始の時に登城して、列に加はるものを「連歌衆」と稱し、多くは神官・僧侶を以て、これに補せり。

れんじ 「櫛子・連子」 窓に幅狭き板を堅に間を隔て、並べたるものをいふ。之をつけたる窓を「連子窓」といふ。れんしや 「轆車」 車的一種。人の手にて輓く車なり。一に手車ともいひ、又腰車とも小車とも稱す、勅許を蒙り

れんがはじめ—れんしや

(圖の車) 轆車



たる者、之に乗りて宮城の中重門(ナカノカド)を出入するが故に、又「中重の轆」といへり。轆車に乗るべきものは、春宮・親王・攝關・大臣・妃・夫人・内親王・命婦・三位の嬪・女御等とす。僧は大僧正・護持僧等宣旨を以て乗用を許さる、之を「手車の宣旨」といふ。轆車の形は唐車に似て、庇稍異なれり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚櫓を以て造り、轆と輪とは櫓を用ひ、柱と勾欄とは櫓と櫓とにて作る定めなり。

れんしやのせんじ 「轆車宣旨」 轆車に乗りて宮城門を出入するを許す宣旨をいふ。れんしや(轆車)参照。源氏物語桐壺の卷に更衣に手車の宣旨下し給はる事見え、門室有職抄に「轆車宣旨事。乍駕車、自上東門入至朔平門、於其門乘移車、手引ニシテ到ニ玄暉門之前、下車云云、已上左右攝政關白被許之、又親王爲御持僧之上ニ宿老人許之、不蒙ニ之之宣旨一人於宮城門下車云云」といへり。

れんしよ 「連署」 鎌倉幕府の職名。官職要解によれば執權を補助して政務を聽き、公文に連署するを以て此の名あり。又連判・加判ともいふ。

れんせんあしび 「連錢葦毛」 馬の毛色の名。和名抄に「連

れんしやのせんじ—れんせんあしび

錢馳、漢語抄云、連錢馳虎毛馬也、一曰餘馬、又曰薄漢馬、今按、俗連錢羣毛是也」とあり。羣毛淡濃灰の圓き斑ありて、其の斑文の連なりたが恰も錢形の如くなるにりて名づく(あしげ)参照。

れんぢり (簾中) 公卿大名の妻室の稱。女房官品に云、「簾中・簾内、散二・三位、宰相以上の妻室をいふ、北の方と同じなり、令式に禁色の帽額并に垂房は宰相以上の妻の室にかくる由いへり」といへり。

れんぢりゆり (簾中) 入りたち(入立)を見よ。れんぢやくしりがい (連著鞆) 鞆を連れて着けたる鞆をいふ。貞丈雜記に「れんぢやくしりといふは、大總・小總の總名なり。延喜式(彈正式)に曰く、凡六位以下、鞆、鞆、總不得連著、但聽著鞆及後末云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞆の總を並べつらねて着けたるをば用ふる事を許されず、但鞆の辻の所と、鞆の端とに總をつくる事をば御免被成となり、鞆の辻とは、組み違への所をいふなり、連著の二字を、れんぢやくとよみて、總を幾つも並べ連れて着くるなり、此の連著に大ぶさ・小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさともいふなり。飾抄に云く、古鞆チイサク總短、近代鞆甚



(鞆の著) (鞆)

判形とするなり」とあるにて知るべし。

れんぶ (蓮府) 大臣の異稱。晉の王儉の故事に由る。源平盛衰記に「所謂重盛など、暗愚無才の身を以て蓮府槐門の位に至る」と見え。徒然草に「想夫戀といふ樂は、女男をこふる故の名にあらす、本は相府蓮、文字のかよへるなり、晉の王儉大臣として、家に蓮を植ゑて愛せし時の樂なり、これより大臣を蓮府といふ」といへり。

れんぼ (練歩) 歩行の作法。「れる」といふ。踵を曳きて徐歩するをいふ。これに早練・細練・萩蟲・練・落練等の作法あり。高位高官に居る者に對して此の禮を行ふ。別に徐歩あり。練歩より簡なるものなるべしといふ。

ろ

ろろこく (漏刻) 古代の時を測る器。一に水時計ともいふ。其製今詳かに知り難し。漏壺とて蓋に孔ありて之れに箭を挿し、箭筈に四十八刻あり即ち漏刻なり、さて他壺より水の滴りて漏壺に入れば、其の水の溜るに隨ひて箭は次第に浮び上り、其の刻數を見て時を知る装置なりといふ。和漢三才圖會文藝類纂に其圖を載せたり。

ろろこくはかせ (漏刻博士) 文武天皇、大寶令の制に置

れんぶーろろこくはかせ

だ大く總長し云々、然らば上古は小總にて、其後大總は出來たるものなり、又鞆の辻にはかり、總一つつけたるを辻總といふなり。桃華葉葉に、連著小總辻總と見えたり、延喜式に著「鞆」であるは此の事なり」といへり。

れんない (簾内) れんぢりゆり(簾中)を見よ。れんばん (連判) 連署の役の別名(れんしよ)を見よ。れんばん (連判) 文書に連名にて判を押すこと。後松日記に云「連判。加賀守貞滿記云、連判事、名乗を書て名

字官を可書なり、無官の人は名乗、烏帽子の名書くべし、次第は連署と同前又宛所とめ様は前の如書狀上書此方の名を可書、連判の二の上首一人可書なり、但右筆一人書事も有之、法意は上首一人可書之也。家中竹馬記云、連判并裏判の事、連判は奥を上判とす、上判の人の名乗を表書に書くなり、但奉行の奉書などは、本奉行書あけて日の下に判をするなり、此時は表書にも本奉行の官名字をかくなり、事に依て准之儀もあるべし、又宛所を二三人へも書く時は前は上なり、奥は次第に下なり、又裏判を連判にするには、是も奥は上判なり、裏の時奥といふは表よりすかして見れば文の端の方なり。簡禮記云、連判・連署大法、二人も三人も判するには、日の下を下判とし、奥次第に賞罰なり、但し執筆は位高くとも、日の下に判形可有之御下知狀にも、日の下に本奉行人の

ける、陰陽寮の職員。ときもりのはかせ」又「ときもりづがさ」といひ略して「ときづかさ」といふ。職員令に曰く「漏刻博士十二人、掌守辰丁・伺漏刻之節、守辰丁廿人掌伺漏刻之節、以時擊鐘鼓」とあり。枕草子心もとなきもの、條に「時づかさなどは、唯かたはらにて、鐘の音も例には似ず聞ゆるを云々」など見えたり。後世權博士一人を置く、下に守辰丁ありて、時毎に鐘鼓を打つとを勤む。博士の官位は七位なりしが、職原抄には「五位・六位共任之」とあれば、後には位高き者を任せしなるべし。

ろろざり (練彩) 練袍の異名。「ろくさん」の音便にして六位の袍なり。伊勢物語にいと清らなるろろざりの上の衣とある是なり、六位の袍は綠色なるを以てなり。ろろもん (樓門) 二階のある門。家屋雜考に云「樓門は常人の家に用ひず。豊臣聚樂の第に樓門ありし由當時の記録に見えたり、こは俗に所謂山門造の事なり」と。

ろく (祿) 朝廷より官人に賜はる物の稱。(一)古は専ら絹・綿・麻等の布帛をいふ。節會の時に賜はるを節祿とい

ろろざりーろく



ひ。「せつろく」参照。縫はざる反物を祿といひ、縫ひたものを被と稱したり。又褒美として當座の賜物をいふ。もとは衣服を肩にかけて與へたる故に釋日本紀には祿を「カツケモノ」と訓めり。「かづけもの」参照。(二)轉じては布帛に限らず穀物其の他種々の物品をいひ、後世は専ら知行・扶持米等をいふ。「ふち(扶持)参照」。

ろく [録] 八省の主典の稱。録は四等官の佐官なれども、音讀するを例とす。其の證は、宇治拾遺物語十四に、白河院の御時、雑仕に六といふうるせき女ありしを、雨中のつれづれに、殿上人呼び出でて語り合はんとせしが、使あやまちて刑部・録の許に行きて、召連れ來たりたるを見れば、可憐の若女ならで、鬢髻に白髪まじりたる廳官の、扇を笏にとりて参りたる、一笑話を載せたるにも知るべし。

ろくろのくららど 「六位藏人」藏人所の職員。禁中に奉仕して供御の陪膳に侍す。四人ありて交替して毎日一人づゝ用を勤むるを以て職原抄に「稱之日下薦」と書けり。下薦とは殿上人の下級をいふ。六位藏人たる資格は、禁秘抄に、第一公卿侍臣子、是不及左右、第二非藏人、第三執柄勾當、第四院藏人、并母儀藏人、各六位等、第五所、雜色、第六成業、儒、第七所、藏人判官代」と書せ

り。執柄勾當とは、攝政關白の家司、母儀藏人とは、上皇・女院の藏人、成業、儒とは儒生の業を終りたる者をいふ。六位藏人は就職の順によりて席次を定め、第一を極薦、第二を差次、第三を氏藏人、第四を新藏人といふ。藏人は、六位なれども昇殿し、最も名譽なる職とす、されば枕草子、めでたきもの一條に「たゞ人の子どもなどにて、殿原の四位・五位・六位もつかさあるが、下にうち居て、何とも見えざりしも、藏人になりぬれば、えもいはずあさましくめでたきや、又ありがたきもの一條に「六位の藏人のあな色など著て、うげばりて遣戸のもとなどにそよせてえたてられず」と見えて、六位藏人の極薦は節會井に主上著御の時の外は、麴塵袍(山鳩・青色ともいふ)を賜はり着用することを得たり。斯くして極薦になれば、巡爵とて、六年間勤続すれば五位に叙せられて殿上を下る例なり。

ろくろく 「六衛府」左右兵衛府・左右衛門府・左右近衛府の總稱。又諸衛とも衛府ともいへり。何れも御所警衛・行幸供奉の職なれども、之を區別すれば、近衛は内・兵衛は中・衛門は外と定まれり。即ち宣陽・陰明門内(禁内)は近衛が掌り。宣陽・陰明門より外、建春・宣秋門内は兵衛が掌り。建春・宣秋門外より陽明・殷富門内は衛門が掌る。

ろくはらをつそぶぎやう 「六波羅越訴奉行」鎌倉幕府の職名。京都六波羅に在りて、越訴の事を裁決する事を掌る。前置年代不詳。

ろくはらけんらん 「六波羅檢斷」鎌倉幕府の職名。六波羅侍所司の下役にして、兩六波羅共に之を置く、巡察警備等の事を掌り、事ある時は在京兵士を引率して其役に従ひ、軍陣に臨みては軍奉行となりて、士卒の著到を注す。六波羅の兩檢斷高橋・隅田が、楠氏と戦ひし事太平記に見えたり。

ろくはらさむらひどころ 「六波羅侍所」鎌倉幕府の官司。京都六波羅に之を置く。非違を檢察し、不虞を警戒し、罪人を決罰する等の事を掌る。鎌倉の侍所と同じ。

ろくはらたんだい 「六波羅探題」鎌倉幕府の職名。官職要解によれば、京畿及び關西諸國の政務を統へ兼ねて兵馬の事を掌る。南北兩所に政廳を置き、共に威權重き、と鎌倉の執權に亞ぐ、北條一族代々此の職に補す。故に世人尊敬して、六波羅殿又は北殿・南殿といへり。探題の所屬吏に六波羅評定衆・六波羅引付衆・六波羅奉行・六波羅問注所・六波羅越訴奉行・六波羅檢斷等あり。

ろくはらひきつけがしら 「六波羅引付頭」鎌倉幕府の職

されば百寮訓要抄に、左右衛門・左右兵衛をば外衛といふ、是は宮城の外を警固する職也、近衛は門内を警固すべし」とあり。系ふ(衛府)参照。

ろくさん 「六禁」祭祀の時神事に預る者の六の禁制をいふ。大寶の令制に、大祀の期は十一月朔日より晦日に至るまでの一箇月にして其の期間は喪を甲ひ、病を問ひ、食を食ひ、刑殺を判じ、罪人を決罰し、歌舞音楽を作すことを得ず、これを六禁といふ。あらいみ(散齋)参照。

ろくざい 「六座」太政官の辨官をいふ。べん(辨)参照。

ろくさい 「六齋」六齋日の略。轉じて豫め月に六回の日數を定めて事を行ふ事にいふ。

ろくさいにち「六齋日」佛徒が一箇月中に謹慎すべき日の稱。即ち陰曆八月・十四日・十五日・二十三日・二十九日・晦日といふ。略して「六齋」ともいふ。齋とは物忌の義なり、此の日殺生を停め、精進を行ふ。持統天皇五年二月、公卿等に詔して六齋を行はしめしを以て、我國に於ける六齋の始とす。尋で文武天皇大寶の令制にも、六齋日は、公私ともに殺生禁斷のことを規定せられき。

ろくしやく 「六尺」江戸時代駕籠を昇ぐ者の稱。其の名義につきては諸説あれども、梅園日記には力者を詛れる也とて力者の輿昇ぐ事古くよりある例を多く記せり。從

名。引付衆の頭人なり。六波羅評定衆の兼職にして諸奉行を指揮して訴訟以下の公事を裁判す、其の職掌鎌倉の引付衆に同じ。

ろくはらひやうちやうしゆう 「六波羅評定衆」 鎌倉幕府

の職名。六波羅探題と共に萬事を裁決する重任なり。其の職掌大概鎌倉の評定衆に同じ。宿老の輩を之に補す。

ろくはらぶきやうにん 「六波羅奉行」 鎌倉幕府の職名。六波羅評定衆を輔佐し、探題及び引付頭の名を承け公務を沙汰し、訴訟争論の事を裁断する事を掌る。

ろくはらもんちゆうじよ 「六波羅問注所」 鎌倉幕府の官廳。京都六波羅に之を置く。畿内近國及び四國の訴訟を沙汰す、長官を執事といふ。

ろくふ 「六府」 六衛府に同じ。(ろくふ)を見よ。

ろくろばかま 「轆轤袴」 袴の一種。錦所談に云口傳にろくろ袴といふは普通の袴の様な短くして紐をひきすへて鞠をけるなり、たゞの袴にしたり。足の首に紐、襪のつつの首を紐なり、ひきすふといふはすこしすふる也、又地下の五位・六位衣冠闊服布衣依「官隨」人何も可著也。これを以て其制知るべし。又轆轤断餘云、轆轤袴布をかちんに染て括りを入れて、下括とてくるぶしの上にて括るなり、衆徒内々の時著するなり、山上雪深し其時用

也といへり。

ろけん 「露顯」 中古婚禮の三日目をいふ。「ところあらはし」と訓む。婚禮の當日より二日目までは、家人親類のみ知りて、他人へは知らせず、三日目になりて始めて、一般に婚禮せし事を知らしむるなり。と貞丈雜記に云へり。

ろたい 「露臺」 紫宸殿の北の簀子より仁壽殿に通する板敷をいふ。又單に「臺」ともいふ。中に壺(中庭)を挟みて、東西に在り、屋根なくして、床の板敷の左右に欄を設く。舞を奏する所なり。

ろぼ 「露簿」 天皇行幸の儀仗をいひ、轉じて其の行列をいふ。露は大楯、簿は帳簿にして、漢官儀に「天子車駕次第謂之露簿、兵衛以甲盾居外爲露簿、皆著之簿、故曰露簿」とありて、古、支那にては、行幸の時、兵隊先導をなし、其の行列の次第を、簿にしるせしより出づ。我が朝、大寶の官衛令に「凡露簿内不得横入、江家次第大嘗御禮云、次露簿次第行列至京極」と見えたり。

わいたて 「脇立・脇楯」 「わきたて」の音便。鎧の一部にして、胸の右脇の隙に當つるもの、脇の所は札の上を染

わ

わい 支子染とも稱せり。赤く黄ばめる色にして、これは春の曙光をうつしたるものといへり。

わはら 「黄袍」 無位の者の著すべき袍をいふ。はら(袍)の條を見よ。

わらばん 「碗飯・碗飯」 正月の祝として一家親族を集めて饗應すること。碗は食器、これに飯を盛る故にいふ。されば碗飯とは、饗應のために設けたる食膳をいひ、又其の饗應をいふ。源氏物語、やとり木、中君産養の條に、大將殿よりとんじき云々、碗飯などは、よの常のやうにて、江家次第に、調碗飯居其盤など見えて、昔は必ずしも儀式的の事にはあらざりけむ。貞丈雜記に云「碗飯と書て、わらばんとよむ也、又碗飯とも書くなり、是は正月將軍家へ大名出仕して、御祝の御膳部を獻じ奉る事なり、東山殿年中行事に獻碗飯とあり、下々にて、せちぶるまひと云ふも同じ心なり、碗飯は、鎌倉時代三浦など此役を勤めける由。京都將軍家には、等持院殿(尊氏)の御代より行はれて、専ら、鹿苑院殿(義満)の御時より、規式猶以て定められけるとぞ。毎年正月元日は管領二日は土岐、三日は佐々木(佐々木京極・佐々木六角)隔年、七日は赤松、十五日は山名出仕して此役を勤む、此御祝儀は寢殿にて(條々聞書には御主殿と有)参らする、式三



草にて包む、草摺一枚下りく之を「脇立の草摺」とも「馬手の草摺」ともいふ。保元物語の草摺「安房」國の住人丸、太郎も鬼田、與三に脇立射させて退く。又、同書同じ條下に、片桐景重と、手取、與次と駈け合ひたる所に、「秩父の行成駈せ合ひて、よつびいて放す矢に、與次が馬手の草摺のはづれを射させて云々」と見えたる、脇立の草摺のことなり。

わらせうくん 「王昭君」 舞樂の名。漢樂にして、漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへり。王命により行て匈奴に嫁す、時人、其の遠く嫁するを憐みて此歌を作ると。此曲我が國に傳來して久しく絶えたりしが、醍醐天皇の時、式部卿貞保親王、尺八の譜より横笛に移して之を吹きしより、又此の曲あるに至れりといふ。

わらだいはぢんらく 「皇帝破陣樂」 舞樂の名。唐樂にして、武德太平樂・安樂太平樂ともいふ。唐玄宗皇帝、即位の時、作らしめしものにして、文武天皇の朝、遣唐使粟田真人道廣、これを傳へたりといふ。

わらに 「黄丹」 皇太子の禮服、黄丹衣の事にして、後世音讀してワウニといふ。紅花と槐とにて染むれば、

獻参りて、三つ目の御盃、其日椀飯を獻せらるゝ人頂戴せらる、御盃頂戴の御禮として、式の進物を獻せらる、(式の進物とは式の引出物也)御酌は殿上人勤めらる、御手長に参る役人、裏打の直垂を著して勤之、此時御座敷の疊の敷様は、まはり敷なり、應仁の大亂以後は、椀飯の御祝絶えたる故、御規式等知りたる人少しと云々。江戸時代、人を饗することに椀飯の稱を用ひ、椀飯振舞などいへり。昔々物語に、「昔は大身・小身衆は申すに及ばず、下々輕き者一人も召仕ふ程の者は、町人までも、正月椀飯振舞とて、親類縁者小供まで不洩呼集め、それゝに酒食分限相應に結構して、目出度とことぶきうたひののしりて酒盛して快く遊ぶ」と見えたるにて知るべし。

わろく 「女王祿」 毎年正月八日、女王に祿を賜はる儀式。江家次第に「賜時服云々凡賜祿女王、定二百六十二人、其隨闕補代、改姓不爲闕云々」と見え、其の儀は公事根源に、「參議・辨・史などむかひて、承明門の内西の座にて、女王に祿を賜ふ事あり、昔は王四百二十九人、女王二百六十二人と定められて、年毎にけふ祿を給ひけるとかや、女王祿と字には書きたれど、たゞ王祿とばかり讀みて、女の字を略するを口傳とはするなり」といへり。

わかかへて 「若楓」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表薄蒔黄、裏薄紅梅或は表薄青、うら薄紅なり。夏季之を著用す。

わかくさ 「若草」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表薄青、裏濃き青なり。正月より二月の始まで著用す。

わかどころ 「和歌所」 中古、和歌撰集の事を掌る役所。長官を別當といひ、事務を總裁す、攝家・大臣等の文才に長るものゝを任す。次を開闢といひ、又年預ともいふ、事務の整理を掌る。寄人四人、また召人ともいふ、和歌を撰集することを勤む、歌道に堪能なる者之に任す。此の役所は醍醐天皇の延喜五年四月、古今集を撰せし時、承香殿の東、片廂の内御書所を以て和歌撰集の所として、紀貫之等の撰者が集會せし事あり、されど未だ和歌所の名稱なかりき。村上天皇、天曆五年十月、後撰集の勅撰あるや、梨壺に和歌所を置き、少將藤原伊尹を和歌所別當に任じたり、是れ其の名の起源なり、されど常置のものにあらず。鎌倉時代後の書にも此所名見えたりと猶時に臨んで置かれたるものと見ゆ。

わかどしより 「若年寄」 江戸幕府の職名。藩翰譜・徳川實記等には「少老」と書き、松陰日記などには、「執事」とかき、旗本を管せるより、もとは「旗本支配」とも稱しき。將

軍に直隸して、老中支配以下の諸役人を支配し特に旗本を統轄す。大政に參與し、老中に次げる重職にして、一萬石以上の大名、之に補せらる。定員四五人あり、月番ありて事務を執ること老中と同じ。勝手掛・馬掛・女中掛等各分擔あり。就中勝手掛は財務を管して尤も權力ありし職なりきとぞ。

わかぬ 「若菜」 古代正月上の子ノ日に祝ひとして食したる七種をいふ。若菜とは、若は新らしき義、即ち春の初の新しき菜をいふ。子ノ日に若菜を摘むことは古くより行はれ、此の日に若菜の粥を食すれば邪氣を拂ひ萬病を除くとして之を祝ふこと朝廷を始め一般の風習なりしが後には人日即ち正月七日に若菜を供する事となりたり。禁中の儀は、公事根源に「内蔵寮并に内膳司より正月上ノ子ノ日之を奉る也。寛平年中より始れる事にや」とて、昔は菜類十二種を供したる事、尋常は七種なる由をも記せり。「ななくさのいはひ(七種ノ祝)参照」。

わかぬへ 「若苗」 中古衣の重れの色配合上の名稱。表裏ともに蒔黄、又表裏共に青なり。夏季之を著用す。

わかみづ 「若水」 中古、立春の早且に生氣の方より汲みたる水。後には、正月元旦に始めて汲む水をいふ。公事根源に「あら玉の春立つ日、これを奉れば若水と申すにや」

と見え、若は新の字の義にして、即ち若水とは、春の初の新水をいふ。朝廷にては、古は立春以前より生氣の方の井を封じて汲ましめず、立春の日、主水司これを汲みて内裏に上り朝餉にして聞召されたりといふ。江戸幕府の武家には、年男と稱する者、麻上下を著けて、元旦に若水を汲むことを勤めたり、此風今日に至りて猶行はる。

わかみや 「若宮」 幼き皇子の稱。「みや(宮)参照」。

わかむらさき 「若紫」 中古、衣の重れの色配合上の名稱。表青、裏紫なり。春季之を著用す。

わかれのくし 「別ノ櫛」 皇女、齋宮に立ちて伊勢に下向の時、天子親ら皇女の額に挿させ給ふ御櫛をいふ。永く都の方へ歸り給ふたと仰せらるゝ由、和訓栞にもいへり。

「さいぐら(齋宮)参照」。

わかあけ 「闕腋」 武官の束帶の表衣。「けつてき」と訓むこと故實とす。彈正式に位襖とあるも是なり。其の製、袍の腋下を明けて縫はず、裾に襷をつけず、後に「はこえ」なきものなり。四位以下の武官、行幸・節會等の時に著用す。公卿は武官と雖も闕腋を著ることなし、委しくは(けつてき)を見よ。

わかざし 「脇差」 刀劍の一種。「脇差刀」の略。脇に差す故に此の名あり。又脇刀・懐刀・懐劍・守刀・隠劍等の

稱あり。貞丈雜記に「脇刺は隠劍とて懷中に隠して用心の爲にさす物なる故、脇ざしの刀と云ふ、それを略して脇差とばかりいふなり、古の脇ざしは、長さ柄ともに八九寸許にて鏝なく、柄まかす、今あひくちといふ物の事也、鞘のこじりを丸くするは、懷中する時、衣服にか、ちね爲にしたるなり、下緒を短くする事は、下緒の結び玉を、帯の通りにおしはさみて、外へ取落さぬ爲なり、懷中にて脇へ差しおく故、わきざしと云ふなり、今は脇差の寸尺を長くして鏝を入れ、柄を巻きて打刀と同じ拵にして懷の外へ出してさす故、古の脇差とは大に違ひたる物になりたり、古守刀といふも即ち脇差なり」といへり。天正戦亂以後、此の脇差を懷の外へ出して、打刀に差し副へ、大小と稱し、昔の脇差をば「合口」と稱するに至れり。後世之れにも鏝を入ることいふなれり。

わきたて (脇刺) (わいたて)を見よ。

わきもん (脇門) 掖門とも書す。大門の脇なる小門をいふ。(えきもん)を見よ。

わすれを (忘緒) 半臂の緒をいふ。襦と同じく夏冬共に羅を用ふ。幅二寸五分、長一丈二尺なる紐を疊みて、左の腰の前通りに垂るゝ也、其の結び様に故實あり。雅亮裝束抄下に半臂の緒の事とある條に「大かた束帯の裝束

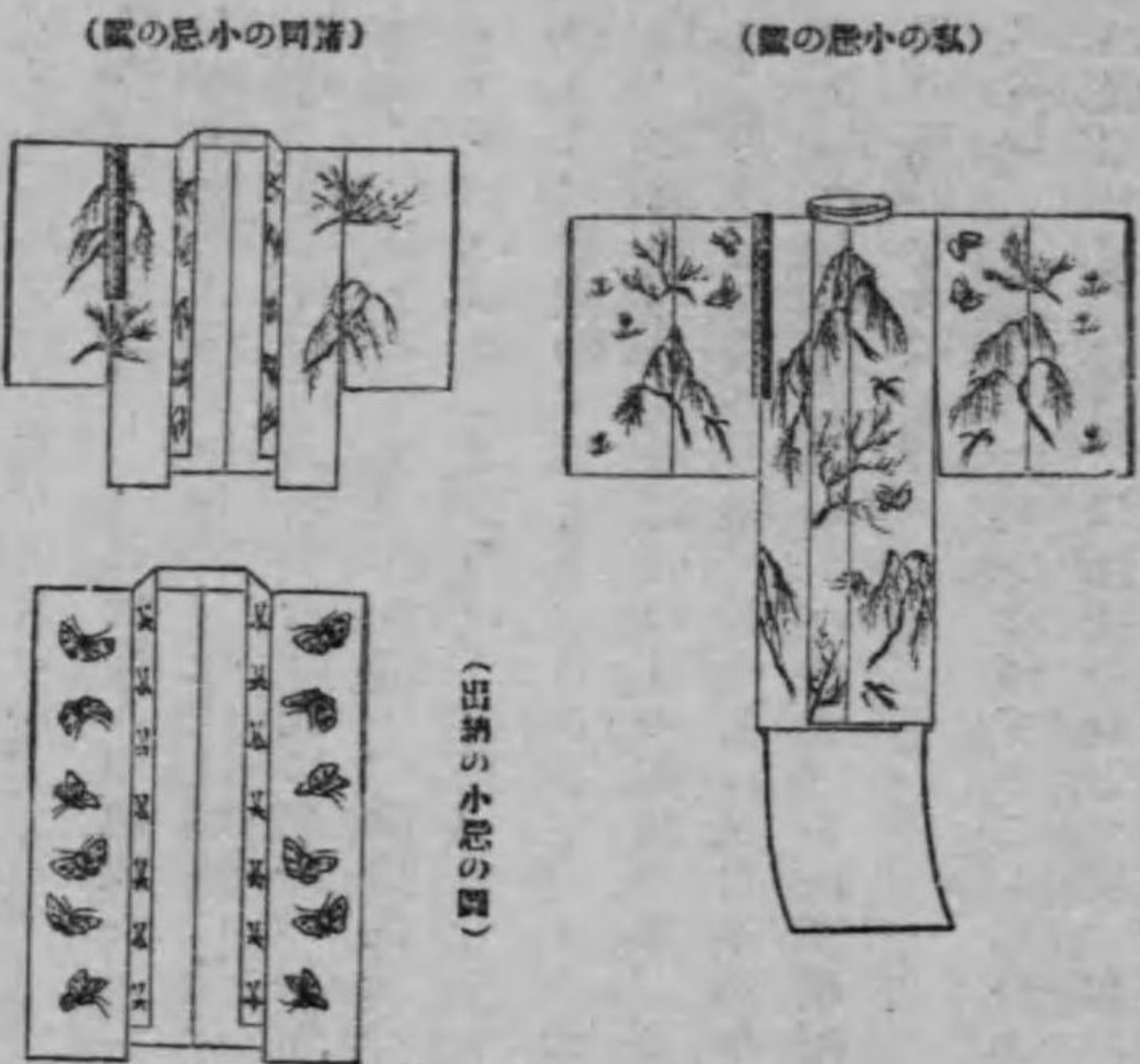
には半臂の緒といふものあり、それを近代細き緒して、くびを結びて引きまばしてしたることやすき料なり、うるはしくは、さがりたる緒の様にて、八尺ばかりにて二筋あるなり云々」とあり。この下りたる緒が即ち忘緒にして、之を結びに細き紐を用ふるは、結び易きためなれど、正しくは忘緒と同じ幅の、八尺ばかりなる二筋にて結ぶが故實なる由なり。桃花葉葉にも、或抄云、近代以半臂、小緒結也、古例は以大緒二筋結之、今世少知人云々とあるにて知るべし。此の忘緒のたみやうを、雅亮は「まづ上の袴ひきのべておきて、其の上に腰のものとよりあてい、あしつきのしもに、此の半臂の緒のひろさの程を、さげてゆふなり、是れは秘すべし」といへり。按ずるに、其は先づ、忘緒の長さ一丈二尺が本式なれど、人によりて斟酌あるべし、之を二つに折り、わなの方を又三分一程に折り、引きのばしたる袴のあしつきより、三四寸さがる程を見ればからひ、半臂の上より整さまに左の腰の前どほりにあてい、三分一にたみ、みたる其の中程を同じ緒にて結ぶなり。はんび(半臂)参照。

わだかみ (綿嚙) 鏡の名所。胴を釣るために、左右兩肩に當つる所をいふ。袖をつくる爲めに、袖つけの緒二ヶ所あり。肩上の義にして、又綿上とも書す。軍用記に肩

はわたと訓む例なりといへり。太平記卷三、赤坂城軍の條に「城の内より柄の一二丈長き柄杓に熱湯の湧きかへりたるを酌みて掛けたりける間、兜の頂邊、綿かみのはづれより熱湯身に通じて焼けたれければ」とあるにて知るべし。「よろひ(鏡)参照」。

わたくしのをみ (私、小忌) 神事に着用する服の一種。小忌衣の本體なり。

「(をみ) 参



古の制、私シの忌イは其の製は布衣の如くにして、身一幅、袖二幅なり、尻頗る長し。型木カタキの形は、梅・柳・若松・菊花。

わたくしのをみ

尾長鳥・蝶・小鳥・葦・たんばい・水の流などあり。小忌はもと私に用意して着用するものなれば、上世はすべて私の小忌なりしも、中世以後は別に諸司小忌・出納小忌など、裁縫品々あり、いづれも私の小忌を略したるものと見えたり。上に示したる圖につきて其の別を知るべし。

わたじろのおどし (肩白威) 鏡の威毛の一種。鏡の袖・草摺の上二段を白く威したるものを云ふ。例へば赤威肩白といへば、全體を茜染絲にて威し、袖も亦た赤威にして、袖の上二段を白絲威にしたるものなり。「おどし(威)参照」。

わたにほひ (肩白) 鏡の威毛の一種。鏡の袖草摺の上を薄色に威したるをいふ。袖の下部をば濃き色にして、上より二段目をば中色として、又上の一段をば薄色とするなり。「おどし(威)参照」。

わたのはな (綿華) 挿頭華の一種。綿にて作れる花をいふ。西宮記踏歌云、祿料綿十連・綿花料綿二屯と見え、源氏物語初音に云「青色の萎えはめる白重れのいろあひ、なにかざりかば見ゆる、かざしの綿は、にほひもなきものなれど、所がらにや、おもしろく、いろゆき命延ぶる程なり」とあり。又公事根源、踏歌節會の條に「高巾子・綿

わたじろのおどし—わたのはな

の華をつくる事は、男踏歌の事なるべし」など見えたり。綿の華は冠の額につくるなりとも、又冠に綿を巻きて、かざしに用ひたるなりともいふ。

わたぼうし「綿帽子」近世婦人の頭髪を包むもの。もとは寒氣を凌ぐ料なりしが、後には禮儀に用ひることとなり。梅園日記に云「今世婚禮に新婦の綿帽子といふものは、かつきよりうつれるなり、伊勢貞陸の、よめむかへの事といふ書に、よめいりの夜、いしやうの事云々かつきは、白織物、是もさいはひびし、うきおりものにて候、女鏡秘傳書に婚禮其の日の衣装の事、下に白きあはせ、其の上の色の小袖、其の上に又白小袖を著給ひ、かつきをめして出で給ふといへり。されば綿帽子は江戸時代の風俗なるべし。

わたまし「移徒」住家を移轉することをいふ。渡り座しの義なり。貞丈雜記に「移徒の祝として別に替りたる規式はなき事也、「ひ」の字付きたる物を進物にせず、衣服其の外も赤き色又はひはだ色、もえぎ色を用ふる事を思む也、座敷には上座にいつもの祝の如く瓶子一對、置鯉・置鳥二重折を置きて水神へそなへ奉る也、扱手がけ式三獻七五三、以下銚子提出、提事なげひの字を思みてさげと云ふなり」と見ゆ。

わたらう「渡廊」渡殿ともいふ。らう(廊)を見よ。

わたりのないし「渡内侍」先帝の時より當帝の時に渡りて奉仕する内侍をいふ。委しくはないし(内侍)を見よ。

わたるまき「涉巻」太刀の柄より鞘の帯取の足金の先まで、絲巻にしたるものをいふ。「ぶたぢ(武太刀)参照」。

わとくもん「和徳門」(くわとくもん)を見よ。

わにくち「鰐口」神佛の前に吊せる鉦。参拜者は、此の鉦と共に前に垂れたる布の繩を取りて打ち鳴らす。古は金鼓と稱す。銅製にして形圓く扁く、中空にして下方は裂け恰も鰐の口を開けるが如し、故に名づく。

わやう「和様」書風の一體。唐様に對する稱。鎌倉時代の始より普く世に行はれし書風をいふ。徳川時代元祿の頃、儒學者間に唐様の書體盛行はるゝに至りて、和様家は幕府・大名の祐筆若しくは、手習師匠など稱する者に傳はれり。おいへりう(御家流)参照」。

わらうづ「藁履」和泉式部わらうづに足なくはれて紙を足にまきたる事金葉集に見ゆ「わらうづ参照」。

わらぐつ「藁履」沓の一種。草鞋とは別物なり、和名抄に。履、史記注云、屬、(和良久豆)草屨也」とあり。古くは雪見御幸に上皇著御の例もありきとい

へど、後世は絶えたり。又葬送の時供奉する人は藁履をつけて白木の杖を持つよしなり。

わらは「俣子」追儼の時、方相氏に従ひて疫鬼を追ふ役。大舍人之を勤む。公事根源、追儼條に、「俣子として二十人緋の布衣著たるものを率して、内裏の四門をまはるなり云々」と見ゆ。「つるぬ(追儼)参照」。

わらはごらん「童女御覽」大嘗會の時五節の舞妓の介錯を天覽ある儀式。代始抄に「童女御覽といふことは、卯ノ日の事なり、舞妓の介錯のわらはは下仕を朝所の廣庇に召されて天覽ある儀をいふ。主上は簾中に出御ありて、殿上人之を扶持す、仰によりておの／＼かざしたる扇を置かしむ、然るべきを召し置かれんがためなるべし」といへり。

わらはしやうぞく「童裝束」童の着用する裝束をいふ。細長と汗衫との二種あり。此の中細長は童男童女ともに着用し、汗衫は童女に限る。又童の殿居裝束といふあり。

わらはてんじやう「童殿上」童殿上人の略。海人藻芥に「童殿上人トテ、古ハ攝家ノ御子ナレドモ元服以前ハ宮仕ハセ給ケリ云々」といへり。「てんじやうびと(殿上人)参照」。

わらはな「童名」元服以前の幼名をいふ。又小字・乳名。

わらはごらん—わらはまひ

若名ともいふ。公家にては攝家は何君、清華以下は何丸など稱す。又何若丸・何千代丸とも稱したり、略しては何若とも・何千代ともいふ。

わらはまひ「童舞」童子の舞ふ舞樂をいふ。今鏡黄金の御法の段に「左大將の御子とて、胡飲酒、わらはは舞したふとき、あきいへの子なればかつかりの物ぞ父のおとりとりて袖ふりて云々」と見えたり。「ぶがく(舞樂)参照」。

わらふだ「圓座」敷物の一種。和名抄に「和良布太、圓草褥也」とありて、藁を繩になひ、渦形に巻きて平たく組みたるものにして、即ち圓き草褥をいふ。枕草子雪夜の閑話を記せる條に「端近う同じ心なる人、二三人ばかり、火桶中に据みて(中略)圓座さし出たれど片つ方の足は下ながらあるに云々」など見えて中古時代多く之を板敷など座する時に用ひたり。今日も神社などに往々これを見る。



わらんぢ「草鞋」(わらんづ)を見よ。

わらんづ「草鞋」藁履の音便。藁にて作りたる粗末なる履物をいふ。和漢三才圖會に云「按有綿鞋・錦鞋・絲鞋、皆古者官家所用也、草鞋履中野卑者、行人及奴僕常著之」。貞丈雜記にも、わらんづは、わらぐつなり、又わら

うづともいふ、わらじと云ふは非なり」といへり。
わりと〔破子〕本字標子なり。食物を容るゝ器。檜木の薄きを曲げて圓く作る。「檜破子」ともいふ。貞丈雜記に「わり子は、白木にて折の如くに作り、かぶせ蓋にしたる辨當箱なり、形は圓くも四角三角にも扇形にも様々風流にするなり。かぶせぶたにて、蓋も身も同じ深さなる故、兩方同じ如くなるを以てわり子と名づく、漆などにて塗らず、白木にて作り、一度きりに、かけ流しにする也」といへり。

わりとぎぬ〔割小札〕鍔の札の一種。貞丈雜記に「鍔の札は、割小札なり、割小札は、いため革にて札を一づつ作りて、編み連ぬるなり、或は薄き、きたひかぬを札に作りて、革の札と一枚まぜにする、是を子鍔といふ、古書にこがね交ぜたる鍔といひ、又一枚ませの鍔といふは此の事なり、古代の鍔皆割小札なり」と見えたるにて知るべし。「さぬ(札)参照」。

有職故實辭典終

葛といふ蔓草を煎じたる汁にて、食物の甘味を調ずる料とせり。

るぎのほんる〔威儀本位〕登極令に據れる即位式に紫宸殿南階に左右に列立する官人の稱。古の近衛府に準じて大禮使高等官左右各十人、其の前列者は黒色の關腋・纒著の袍に挂甲を著け、錦の攝腰といふ帶を著し、卷纒の冠を被り、靴を穿き太刀を佩き平胡録を負ひ弓を執る。後列者は同じく緋色の袍に壺胡録を負ひ弓を執りて列立す、これ古の武官の裝束なり。

いたつき〔平題矢〕矢の一種。鍔の鋭からぬものにて、矛の石突の如く、又は椎の實の如きを付けたる矢なり。和名抄に「平題箭、鍔之不銳者謂之平題、以太都岐」とある是なり。

いちにちはれのしたがり〔一日晴下襲〕そめしたがりぬ(染下襲)を見よ。

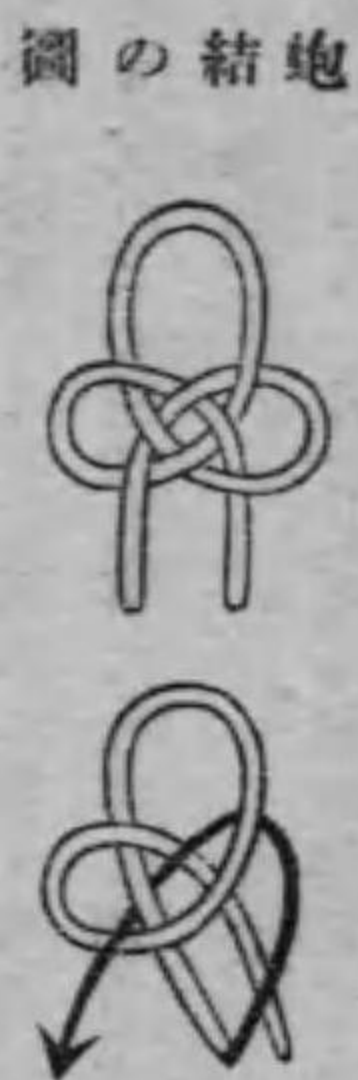
いちのかみ〔市正〕大寶令制に置かれたる市司の長官。東西の市に各一人を置く。其の職掌、大寶令に「掌財貨・交易・器物眞偽・度量輕重・賣買估價・禁察非違」事とあり。「いちのつかさ(市司)参照」

いつぼんだらぐ〔一本道具〕江戸幕府時代大名の行列に用ふる武器の稱。道具は槍をいひ、即ち行列に之を一本

るぎのほんる―いつぼんだらぐ

増補

あはびむすび〔蛇結〕紐などの結び方の名。丸く細長くして恰も蛇貝に似たる故に名づく。これを一に「あふひ結」ともいふは、其形恰も二葉葵に似たるより名あり。



コ、ニ引出ス

あひむべのまつり〔相管祭〕新穀を神祇に供する祭。十月上ノ卯日に行はる。相管は、神と天皇と相共に新稻にて造れる酒を開食し饗し給ふ故に名づく。アヒムベと稱ふるは、アヒニへの音便なり、ニへは新饗の約まりたることにて、新稻を以て饗する義なりと、古事記傳にいへり。

あふひむすび〔葵結〕あはびむすび(蛇結)を見よ。

あまづら〔甘葛〕食物の名。甘葛煎のことにて、古は甘

(増補)あはびむすび―あまづら

持たするをいふ。「たうぐ」(道具)参照。

いまみや〔今宮〕神社の分社を本社に對していへる稱。

新たに建てたる宮の義にして、又新宮ともいふ。一條天皇の長保三年五月、當時疫病流行せしかば、船岡山に安置せる疫神を神殿を建て、遷し御靈會を行はれ、京中上下多く此處に集まり、之れを今宮と號すと日本紀略の文に見えたり。又後白河上皇深く熊野の神を崇敬し、親ら三十餘度参詣し給ふに至り、神體を新造して社壇に遷し今熊野と稱せしこと百練抄に見えたるにより、分社を新宮とも今宮とも稱せし事これにて知るべし。「しんみや」(新宮)参照。

いみぎ〔忌寸〕天武天皇の朝に制定せる八等姓の一。語原は今來にて、新に來れる外人の義なりといふ。「かばね」(姓)参照。

いりあや〔入綾〕樂曲の一種。舞樂の一曲終りて更に綾手面白く舞ふことなり。河海抄に、舞有取綾手、故云入綾とあり。又源氏物語若菜に「落舞(曲名)を舞出てたる程云々、衛門督下りて入綾をほのかに舞ひて紅葉のかげに入る」とも見えたり。

うこんのつかさ〔右近司〕うこん系ふ(右近衛府)を見よ。

うちぐもり〔内曇〕紙の名稱。鳥の子紙の一種にして、上に青き雲形、下に紫の雲形を染め出したるものをいふ。「とりのこ(鳥子)参照」。

うちば〔團扇〕調度の名。打羽の義にて、蠅などを撲拂ふ意より出づといふ。大寶令の職員令に「主殿寮頭一人、掌三供御興禁蓋織扇云々」、義解に「扇、團扇也」とありて、古扇といへるものは皆團扇なりしなり。もと唐土のものならんが傳來の時代詳かならず。而して團扇を「うちば」といふは、松の落葉に「うち／＼のものにて扇の形に似たればぞ名づけつらん、宇津保物語の國談卷に、御ぞとりかけ、御うちばなどまゐれといふ事見え、狭衣物語にも、まだしきに、あつさところせきとしかな、何しに常にめすらんとつぶやき給ふを、うちばなどせさせてものし給へかしとあるなどを思ふに、こはもと、たかき人の爲めに、侍ふ人のもてあつかひしものなりけり、さるからに今の世にても、みづから手ならずとはすれど、門の外にもて出でず、うときまらうどの前にては手に執らぬにこそ」とあり。

うへみやづかへ〔上宮仕〕上臈女房の稱。御前近く召仕はるゝを以ていふ。源氏物語桐壺卷に「母君はじめより、おしなべての上宮仕したまふべき際にはあらざりき」なり。

ど見えたり。

をがさかけ〔小笠懸〕騎射の一。笠懸の射にして、其の的の距離近きを以て名づく。「かさがけ(笠懸)参照」。

おつほね〔御局〕つほね(局)を見よ。

おほさき〔大前〕前驅の警蹕の聲。前とは、貴人の外出に前追ふことにて、上達部のは其の聲長ければ大前といひ、殿上人のは短きを以て小前と稱したり。「けいひつ(警蹕)さきおひ(前驅)参照」。

おほとのはがひ〔大殿祭〕古朝廷に行はれし神事の名。宮城の災異無からん事を祈る儀式にして、恒例と臨時とあり。例祭は神今食、新嘗又大嘗祭の時に行ひ、臨時祭は皇居遷移、齋院・齋宮卜定の後等に行はる。

かくくわんるん〔學館院〕中古、橘氏子弟の爲めに設けられたる學問所。四條北、大宮西に在り、仁明天皇の時嵯峨帝皇后弟右大臣橘氏公と謀りて之を設立す。別當は橘氏の人を以て補す。村上天皇の時、大學寮の別曹に移さる。

かたのね〔方名〕後宮に於ける下臈の女房の呼名。其の曹司の方角によりて、東の御方或は西の御方などいへる類をいふ。官職知要に「御方方名事、北・東の御方は上なり。南・西は方角にても聊劣るなり。方名と向名とは、

〔増補〕をがさかけ—かたのね

方名は上りたるやうに申傳へたるなり云々」と記せるに
よりて知るべし。

かちどき〔勝間〕とさ(間)を見よ。

かないどの〔寢殿〕内膳司内の建物の一。神事の御膳を調ずる釜を安置する所。此處には神代より傳來せる、三つの釜を据え置ける事、増鏡煙の末々の卷に「かの釜、昔は三つありけるを、一つをば平野、一つは忌火、一つは庭火と申しける云々」と見えたるにて知るべし。

させわた〔着綿〕さくのさせわた(菊着綿)見よ。

さそり〔議奏〕武家時代の職名。天皇に近侍し、口勅を宣し、奏議を傳ふことを掌る。後鳥羽天皇文治元年、源頼朝の奏請により公卿十人を之に任じ庶般の政務を議奏せしめられし事、吾妻鏡に見え、後徳川時代に至り靈元天皇の貞享三年十二月、幕府の奏請に依り、從來の年寄・若くは御側衆を議奏と改稱し、以後此の職ありて維新の時に至り廢せらる。

くくり〔括〕指貫の裾の紐の稱。これを結ぶに上括、

下括の二様あり。「さしぬき(指貫)及びじやうぐり

(上括)びぐり(下括)参照」。

ぐふ〔供奉〕ぬいぐふ(内供奉)を見よ。

くわりしん〔皇親〕天皇の御親族。皇兄弟姉妹及び皇子、

かちどき—くわりしん

皇孫以下の稱。文武天皇大寶令の制によりて、皇親を親王と諸王とに別ち皇兄弟姉妹皇子皇女を親王と稱し、以下五世までを諸王と稱す。五世以下と雖も王と稱するを得れども、已に皇親の限にあらずと定めらる。

くわらふんるん 「弘文院」 中古、和氣氏子弟の爲めに設けられたる學問所。勸學院の北に在り。

びぐくり 「下括」 指貫の緒の結び様の稱。中古の習ひに、指貫の袴を穿く時、足を出さず、袋の口を結びたる如くせしもの也。之を「下括」といふ。而して天皇側近の侍臣は、急速の用を便するため、常に足を出して、踵の上にて袴の裾を括る。之を上括(じやちぐくり)と云ふ。禁秘抄に其の證あり。近世は常に踵の上に括りて穿く様になり、之を下括と稱して、下司等の膝下に括る風を、上括といひならへり。是れ中古と近世との相違なり。びぐくり(下括)参照

びべん 「外辨」 朝廷公事の日奉行の大臣。内辨に對する稱。儀式の日、承明門外に於て勤務する故にいふ。ないべん(内辨)参照

こきはかま 「濃袴」 近古以來、祝賀の儀式に紫色に染めて着する女子の袴をいふ。本式濃き蘇芳染なるべきが、五倍子鐵醬染にて染め紫色になりたりと云。近世は又處

女の間に限り、晴の日着用する例となれり。
こきはかま 「濃單」 女子の單を、常は紅また青にて着るを、近世の習ひ處女の間、濃き袴と同じく紫色に染めたるをいふ。

こさき 「小前」 前驅の警蹕の聲。前とは貴人の外出に、前追ふことにて、上達部のは其の聲長ければ大前、殿上人のは短きを以て小前とは呼べるなり。けいひつ(警蹕)ささおひ(前驅)参照

さうか 「唱歌」 催馬樂・風俗・朗詠・今様等の單曲を唱歌とも云ふなり。又雅樂の譜を誦ふ事をも唱歌といへること今鏡に見ゆ。

したすだれ 「下簾」 牛車附屬の具。帳帷と書く。絹布にて作れるものを、簾垂の内側に懸くる故に、簾下といふ意なるべし。車の前後に簾の下より長く垂れて見ゆるものこれなり。官職知要二、廂差絲毛車圖を出せる條に、下簾青末濃有文の紗孔雀唐草繡あり、又所々蝶あり、長さ七尺二寸五分とあり。普通には蘇芳裾濃に染めたるをば、毛車の類に用ひ、青裾濃をば網代八葉等に懸く、又繡物したるは唐廂毛車にも用ふる例なる由、物具裝束抄に見ゆ。
しちごさんのいはひ 「七五三ノ祝」 近世の習俗、十一

月十五日を三歳の男・女兒、五歳の男兒、七歳の女子の祝儀日として生土神に參詣する事。昔男女兒三歳にて髮置、五歳にて袴着、七歳にて帯解といふ式を擧げたり。東都歳時記によれば、之を十一月十五日と定めしは、徳川時代文政頃よりの風と見ゆ。今は髮置・袴着等の式は廢忘して、唯其の年齢に達するを祝する事となれり。かみおきのいはひ(髮置祝)はかまき(袴着)の各條参照

しんがんじ 「神願寺」 じんぐらじ(神宮寺)を見よ。

じんぐらるん 「神宮院」 じんぐらじ(神宮寺)を見よ。

じんぐらじ 「神宮寺」 神社に附屬せる寺院の稱。神宮院とも宮寺ともいひ、又神願寺、神護寺、神供寺などいふ多くは神社の境内に建立す。稀には遠隔の地に設置せしもあり。此の寺の事務を執るを社僧と稱す。續紀に「天平神護二年七月、遣使造丈六佛像於伊勢大神宮寺」と見えれば、中世佛説を混じ本地垂迹説も當時已に起りしなるべく、爾後諸國の大なる神社殆んど之を設置せざるはなく、神佛の混淆を來せしも其の據る所を知るに足るべし。

じんごじ 「神護寺」 じんぐらじ(神宮寺)を見よ。
しんみや 「新宮」 神社の分社を本社に對していへる稱。又今宮ともいふ。「いまみや」参照 延喜式神名帳頭注

(増補)しんがんじ—しんみや

に、紀伊牟婁郡熊野、崇神天皇十六年、始建熊野本宮、又景行天皇五十八年、建同新宮」と記す。平家物語熊野參詣の事「本宮より舟にのり新宮へぞ參られける」と見え、百練抄に「上皇(後白河)密幸三件堂(寄進新日吉社、施入所領五ヶ所)云々。四月十九日、上皇參籠新熊野云々、又同書に熊野分社を今熊野とも稱せしことの見えたるにて知るべし。

しもけいし 「下家司」 けいし(家司)を見よ。

しやうがくるん 「非學院」 中古、源氏・在原氏子弟の爲めに設けられたる學問所。左京三條勸學院の西にあり、陽成天皇の御代、在原行平の設立にして、醍醐天皇の時に大學寮の南曹とせらる。源氏第一の公卿、之れが別當を兼帶せり。

じやちぐくり 「上括」 指貫の緒の結び様の稱。中古の風、指貫の袴をはくに、足を出さず袋の口を締めたる様にせし也。されば枕草子にも、指貫の名は足袋といへたと嘲りたり。然るを天皇側近の侍臣は、不時の急用をも便する爲に、常に指貫を踵の上に引上げて括りたれば、之を上括と稱せしなり。禁秘抄に其の證あり。近世は、下司等の膝下に引き上げて括るを、上括と云ひ、踵の上に括るを、下括といへり。猶びぐくり(下括)の條を見よ

しもけいし—じやちぐくり

しやうみや (正宮) 神社の本社の稱。分社に對して然い

ふ。大隅八幡を正八幡宮といへる類なり。

しやそら (社僧) 神宮寺に在りて佛事を修むる僧侶の名

稱。宮僧とも供僧とも又神僧ともいふ。神道名目類聚抄

五に「社僧、宮僧、釋氏にして社の事に預る僧なり、多

くは神宮寺を預るものなり」とありて神佛混淆の世には

全國の諸社殆んど社僧を置かざるなきに至れり。「しんぐ

うじ(神宮寺)参照」

じゆんぬるん (淳和院) 中古、王氏の學問所。右京四條

西洞院に在り、もと淳和天皇の離宮なりしが。皇子恒貞

親王に賜ひ、學問所とせらる。長官を別當といふ。官位

高き人の兼任にて、久我氏の人に限られたり。

すきめあふき (杉目扇) よこめあふき(横目扇)に同じ。

同條を見よ。

すびつ (炭櫃) 調度の名。スミビツの略。圍爐裏をいふ。

禁秘抄に禁中殿上の下侍に炭櫃ありて、四面には墨を敷

くこと見えたり。一説には炭櫃は方形の火鉢の事なりと

いへり。

せいふく (制服) 王朝時代庶民の朝に立たざる者の爲に

制定せられたる服装。大寶令の定むる所によれば、無位

の官人及び庶人は、朝廷の公事に着用する服装は、皂纒

カサリ

水手・官船等を檢察し兼て弓馬を起し、陣列を訓習し、兵

器を作る等の事を掌る。天平四年八月東海・東山・山陰・

西海の四道に之を置き、同六年四月管掌の事終りて廢止

す。

せんざい (前栽) 前庭に植ふる花卉の稱。前栽の文字は

凌雲集所載藤原冬嗣、奉和聖製、宿舊宮、應制の詩句に

「宿殖高松全、古節、前栽細菊吐、新心」とあり。源氏物語、

枕草紙其他中古の物語草子にも多く見えたり。

そらしや (總社) 數社を一所に祀れる社の稱。一國の總

社・一寺院の總社・一邸内の總社あり。又鎮守を總社と稱

せるものありて、必ずしも合祀せざるあり。又其の國の

一ノ宮を以て總社に充てたるもありき。故に其の社格に

於ても式内大社あり式内小社あり、又式外の社もありて

同一ならず。玉手糺に「總社と稱する社の事は、多くは

昔國府の有りし地に在りて、式内にて其の神社とある社

も多かるが、また式外にて只だ總社と稱するもの多かり。

此は按ふに、往時國々に國司を置き給へりし時に、其の

始めて入府せる時は、國府の神拜とて、其の國なる諸社

を悉く巡拜し、また然らぬ時々も巡拜する式なりしかば

其の社々を一社に總祀ひて、總社と稱せるが、新に社を

建てたるも多かれど、中には其の國府の地なる一宮社に

す。

配せ齋へるも有りし故に、只だ總社といふと、式内にて

某神社と云ふ社を總社と稱するも多しと聞えたり」とあ

り。鎮守總社につきては、神社私考に「按ふに總社と稱

へるは、國內の神々を勸請して、總て其を中央に祀り、

四方に他國なる件の神々をも祀りて、其を合せて鎮守と

稱へて祀りたるものなり。然れば此は彼の大物忌明神の

如く舊くより祭り來れる式社を鎮守と稱ふるとは異な

り」と見えたり。

そて (袖) 鎧の一部。左右の肩を覆ふ具にして大袖・小

袖の別あり。大袖を本式とす。其の製大方草摺に同じ。

左の袖をば射向袖といひ、右をば馬手袖といふ。軍用

記に「大袖あり、小袖あり、大袖を本式とするなり。か

むりの板、前方は後方よりも少し廣くするなり、冠の板

も染草にて包む事胸板に同じ、其の下に化粧板あり、袖

の板数は七枚なり、菱縫の板金物草摺に同じ、冠の板の

兩方の裏に鎧を打ちて緒をつくる、是れ袖付のくだに結

付くる緒なり、又其の眞中にも一つ鎧を打ちて緒を付く

る、是はジンドウの札に結びつくる緒なり、これをシヅ

ガの緒と云ふ、第三の板の表、後の座金物を打ちて、其

の鎧に緒一つ付く、是を水吞緒といふ。總角の横手の

ワナに付くる緒なり、これは袖の前へ出てざる様に止め

頭巾・黄袍・烏油腰帶・白襪・皮履・白袴とし、家人奴婢は、

襦・墨衣を著用す。女子は、宮人は深緑以下兼ねて之

を服することを得、紫色以下緑・縹・紺・緋及び紅裙を用ふ

ることを聽され、四五及び尋常に之を服す。五位以上の

女子は、父の朝服を除きて、其の他の色は通じて之を服

するを得たり。庶女は無位の官人に同じ。

せつしや (攝社) 社格の稱。本宮に攝せらるゝ社をいふ。

或は本社境内にも在り、境外に在るもあり。古來攝社

未社の多きは伊勢神宮にして、延喜式に別宮の次ぎに諸

社四十座を擧げ、太神宮所攝社二十四社、度會宮所攝社

十六座を記して、いづれも祈年神嘗祭に預かると附記あ

り。明治維新後神社の社格を制定せられて、官・國幣社に

於ける攝社と末社の別を立てたり。即ち(一)本社祭神の

后神・御子神、其他由緒ある神、(二)祭神現社地に鎮座せ

ざる以前其社ありし舊社に祭る神社、(三)本社祭神の荒

魂、(四)本社地主神、(五)其他特別の事情あるもの、

この標準に當つべきものを攝社と定め、他をば末社と稱

する事となれり。「まつしや(末社)参照」

せつどし (節度使) 奈良朝代に置かれし臨時官。其の

名稱は支那唐代の武官にして、後に方鎮の守將となれる

もの、稱に倣ひしものならむ。其職掌は、地方の兵士並に

置く爲めなり。總角のワナに二重にかけかまくしに結びて、緒の先を打ちかけはさみ置くなり」とあるにて其の製を知るべし。「よろひ(綴)参照」

そめしがさね〔染下襲〕采帯の下襲尋常は白粉張蘇芳などなるを、特に晴なる儀式・祝賀の日に限り。松重・紅葉・菊・花柄などの色に染めて著する事。之を一日晴の下襲とも稱す。壯年の者は、表袴半臂等をも花やかなる色に染めて著するを染装束とも稱す。「そめしやうぞく」参照

そめしやうぞく〔染装束〕特に晴なる儀式・祝賀の日に限りて、壯年の公卿が、下襲及び表袴等を色々花やかなる色に染めて着する事。老年の人は、表袴を常の白きまゝにして染めず下襲のみを染むる例なり、之を染下襲と稱す。「そめしがさね」参照

たかかひ〔鷹飼〕藏人所に屬する下司の名。鷹狩に用ふる鷹を飼養する役。源氏物語藤の裏葉の巻に、藏人所の鷹飼の、北野にかりつかうまつれる、とりひとつがひを、右のすけささげて、寢殿の東より御前に出て、みはしの左右にひさまづきて奏す」と見えたり。

たなす系のみつき〔手末調〕上古、女子より朝廷に奉りし貢物の稱。女子の手にて作れる布帛を貢物として上る

いふ是なり。源氏物語桐壺巻に「御前の壺前裁のいとおもしろき盛なるを、御覽するやうにて、忍びやかに、心にくき限の女房四五人侍はせ給ひて云々」と見えたるは即ち是なり。

てうばみ〔重喰〕雙六の賽の目の揃つて出でたるをいふ。枕草子、こゝろゆくものゝ條に「てうばみに、てう多く打ちたる」と見えて、二個の賽の目揃ひたるを多く打ちたるをいひ、これ即ち重喰にて其の方法上々なるものとせり。「すころく(雙六)参照」

とほかさがけ〔遠笠懸〕騎射の一。笠懸をいふ。的の距離小笠懸より遠きを以て名づく。其の儀委しくは四季草に見えたり。「かさがけ(笠懸)参照」

はしのま〔階ノ間〕清凉殿の第三ノ間の稱。簀子の前に段階あるを以て名づく。公卿の寢殿の中央階段を上りたる所の廂の中をいふ。

はたそて〔端袖・鱈袖〕袍・直衣・直垂等の袖の名所。中古の衣服は袖幅廣く、袖一幅半にて作りたれば、袖付の一方一幅を奥袖といへるに對して袖口の方なる半幅をば端袖と稱したり。

ばんべつ〔蕃別〕氏族種別の一。上古皇別・神別に對して、これは歸化の諸氏をいふ。

〔増補〕てうばみ―ばんべつ

義にて、男子の貢物を「ゆばすのみつき」といへるに對する語なり。

ちじのへう〔致仕表〕老いて仕官を辭する表。致仕とは官を辭して退隱するをいふ。禮記曲禮に「大夫七十而致事、若不謝則必賜之几杖」とありて、事と仕と通ずるを以て致仕と書す。大寶令の選敘令に「凡官人年七十以上聽致仕五位以上上表」と見え、源氏物語賢木に「左のおとゝも、おほやけわたくし引きかへたる世の有様に、物憂くおぼして致仕の表奉り給ふを、帝は故院のやんごとなく重きを御後見とおぼして、長き世のかためと聞え置き給ひし御ゆるごんをおぼし召すに、捨て難きものに思ひ聞え給るに云々」と見えたり。

つちみかど〔土御門〕上東門の別稱。大内裏十二門の一。陽明門の北にありて、上西門と相對す。此の門土を塗りたる大垣の中間にありて屋根無き土門なるを以て土御門といふ。延喜式に「四位已下及び内侍者、聽出_レ入土門、但不_レ得_レ至_二陣下_一」とあれど、後其の制亂れて女車の自由に入らせし事、枕草子の文に見えたり。**つちもん**〔土門〕の條を見よ。

つぼせんざい〔壺前裁〕壺庭に植ゑたる花卉をいふ。壺とは殿舎と殿舎の間の庭のことにして、桐壺、梨壺など

はんまと〔半的〕歩射に用ふる的の一種。又其の射をいふ。四季草夏の巻に「半的は大的の半分にて、徑二尺六寸なり、大的を小さくしたるなり、せみの長さも總體大的にかはる事なし、是は本式にあらず、稽古などに射るなり」と記せるにて知るべし。「ま(的)参照」

はや〔甲矢・端矢〕射術の時一手二本の最初の矢をいふ。第二に射る方の矢を乙矢といへるに對する稱なり。

はやうた〔早歌〕神樂歌の一種。歌句至つて短きを本末とも節短く合せたれば早歌といふならむとの説あり。後世さうか(唱歌)を(早歌)とかけるもありて紛らはし。「さうか(唱歌)参照」

ひあぢ〔火味〕香道具の一。貞丈雜記調度の部に「火あぢ、香ばしの如くにして、つばをはめたるものなり、香爐の火に灰をかけて火加減を見るものなり」と云ひ、又同書に銀ばさみ、銀臺、香札、香筒と並べ擧げて、近代出來しものなりといへり。

ひさけ〔火桶〕調度の名。火櫃の圓形なるものにて、即ち圓火鉢をいふ。

ひかう〔披講〕詩歌の會にて懷紙を讀み上ぐる儀式の稱。其の次第を略記すれば、座の上席に文臺を据ゑ、其の上に歌書きたる人々の懷紙を置く。讀師文臺の左に著

はんまと―ひかう

座して講師を目招す、講師進んで文臺の前に座し、次に發聲・講頌等文臺を圍むやうにして著座す。さて講師は歌の端書讀人の名を讀み上げ、發聲歌の初句を吟誦す。二句以下講頌等同音に合誦するなり。

ひたひ

〔蔽髻・額〕 (一)中古、貴女禮裝の時頭髮の飾具。爲「飾」と見えて、これ大寶の衣服令に寶髻(ほうけい)參照」と云へるものと同じかるべし。平安朝の頃に至りて専らこれを額といへるは、額上に立つて髻髪を飾る具なれば遂にこれに額の漢字を充てしなるべし。枕草子積善寺供養の條に、中宮の裝を記して「晴れたる所は今少しげざやかにてめでたう、御額あげさせ給へりける釵子に、分け目の御櫛の、聊か寄りてしるく見えさせ給ふ云々」。雅亮裝束抄舞姫裝束の條にも「すゑ(假髮なり)、ひたひ(額也)髪あげ設ぐ、かんざし釵子四筋、本所に設く」など記せり。又童舞の天冠とて、空頂にして額上のみの飾具をも額と稱したりき。源氏物語藤の裏葉の卷、六條院行幸童舞御覽の條に、やんごとなき家の子どもにて、青き赤き(裝束の色)を染など常のごと例のみづらにひたひばかりのけしきを見せて云々」と見えて、其の形狀貴女の飾具のさまに似たりしを知るべし。

ひらみ

〔摺〕 (しひら)を見よ。

ふところ

〔摺紙〕 常に懐中せる紙。紅・紫など色あるもの、或は薄様なるものあり。物書くにも、鼻紙にも用ひたり。後世歌など書く摺紙もこれより出づ。くわいし(摺紙)參照

ふみはじめ

〔書始〕 とくしよはじめ(讀書始)を見よ。

べつみや

〔別宮〕 社格の稱。本宮に對して其の所屬の社をいひ、攝社の上に位す。伊勢太神宮の別宮は、大神宮に次ぎて最も尊重崇敬せらるゝ所にして、皇太神宮に屬する別宮七所、豐受大神宮に屬する別宮四所とす。伊雜宮の志摩に在るを除きては、皆伊勢に在り。式年の造營遷宮、御裝束、神寶の調進より、新年・月次・神嘗等諸祭、並に本宮に準じて官幣を奉じ其の他臨時祭祀の奉幣も亦た然りとぞ。

へんつき

〔扁續〕 中古、貴族の間に行はれし遊戯の一。枕草子に、頭中將が内の御物忌に籠れる時の條に「長押のしもに、火近く取りよせ、さしつどひて、扁をぞつく云々」と見えて、明星抄には字の扁のみをあらはけて、其の旁をあてさすにて、あてたる數の多きを勝ちとする由、又嬉遊笑覽には、旁を出して扁を附けさすなりともいふ。

ほがけ

〔穂掛〕 ほぐみ(穂組)を見よ。

ほぐみ

〔穂組〕 稻穂を組み合せて作るもの、穂掛ともいふ。方丈記に「或は、すそわの田に到りて、落穂を拾ひて、ぼぐみをつくる」と見え、藻蘆草三の卷に「田舎に稻のとりにめに、新らしき葉にすりぬかといふ物を入れ、穂を組み合せて、門にも倉の戸にもかけ、神に奉るとして掛くるを、ほがけといふ」とあり。

ほそびつ

〔細櫃〕 調度の名。衣服など納るゝに用ふ。枕草子に「祭近くなりて、青朽葉二藍などの物どもおしまきつゝ、細櫃の蓋に入れ紙などにけしきばかり包みて行きちがひもてありく云々」と見えれば、唐櫃よりは小さく細長きものなるべし。

まつしや

〔末社〕 社格の稱。本社に附屬したる社をいふ。別宮及び攝社の次位とす。本社の境内に、或は境外に在るもありて、もとは祖神を祭れる本社に對して其の枝裔なる神をいふ。後には本社に附屬して支配を受くる神社を一般に末社と稱せしが如し。更に轉じて他社と雖も一社内に在るをば、すべて末社と稱するに至れり。祇園社を日吉社の末社とし、熱田社を鶴岡社の末社とせるが如き是なり。此に至りて攝社との區別紛らはしくなりたり。

せつしや

〔攝社〕參照

ままきゆみ

〔眞卷弓〕 弓の一種。其の製法によりて名づく。四季草春上に。夫木抄に、天仁元年顯季卿歌合琳賢法師いかにせんままきゆみの弓のともすれば引はなちつゝあはぬ心を、此歌の詞を考ふるに、ままき弓といふは、合せ用ふる木竹を合せたる弓の事なり、(中略)眞卷と書くは當字なり、繼木と書くべし、繼父繼母を、まゝちゝ、まゝはゝとよみ、眞間の繼橋を、まゝはしとよむ例にて、木竹を繼ぎ合せたる弓なる故、繼木弓と書て、まゝ弓とよむべしといへるにて知るべし。

まんどころけいし

〔政所家司〕 まんどころ(政所)を見よ。

みこひだり

〔御子左〕 藤原氏の一家。御堂關白道長の六男權大納言長家より出づ。長家は三條坊門の南、大宮の東に在りし兼明親王の御子此の邸を傳領せる故にいふ。親王は醍醐天皇の御子にして、左大臣に至り、後源姓を賜はる、故に此の名あり。長家の曾孫俊成其の子定家和歌に於て一家を成す、世に二條家といふ。

みへがさねのあふぎ

〔三重重扇〕 繪扇の一種。兩方の親骨になる所を三枚重ねて其の上を薄葉にて包みて、色糸にて綴ぢたる末を鮑結にして垂る。枕草子なまめかしきものゝ條に「三重がさねの扇、五重になりぬればあまり

厚くなりて、もとなどにくげなり」など見えたり「ひあふぎ(楡扇)参照」

みやうじん (名神) 社格の稱。延喜式神名帳所載の大神をいふ。中世多く明神と書きて混合するに至れり。次項(明神)参照。古今要覽稿に「名神は社をさし奉る號、明神は神をさし奉る號なり。但し名神は其の宮地の主神と勸請の神とを分ち奉らん爲の號にして、明神といふは、其の宮地の主神、勸請の神の差別をいはず、親しく神の御名を稱し奉る時は、いつも明神といふなりといへるは當を得たり。抑も名神の初めて書に見えたるは、續日本紀天平二年十月庚戌「遣使奉_レ渤海信物於諸國名神社」とありて、其後の書どもに見えしも、弘仁以後の書には、明と名の普通なるより假借せしもありて、中世以後全く其の稱を見ざるに至りしなるべきか。

みやうじん (明神) 神號の一。もと尊崇に出でし稱なるべし。延喜式神名帳記載の十二社を大明神とし、式外の社を明神と稱す。神道名目類聚抄に「明神號、神宮を上とし、明神是に次ぐ、今世俗都て諸社を稱して何某の大明神と稱するものは誤なり。明神は勅許の號なり、勅許なきは何某の大神、又何某の神社と稱す」とあるにて知るべし。後には社格をいへる名神をも明神と稱するに至りて其の區別まぎらはし。(名神)参照

りて其の區別まぎらはし。(名神)参照

みやてら (宮寺) じんむらじ(神宮寺)を見よ。

みやはじめ (宮始) 立后の式をいふ。枕草子めでたきもの一條に「みやはじめの作法、し、狛犬、大床子などもてまゐりて、御帳の前にしつらひすゑ、内膳、御へつひわたしたてまつりなどしたる、姫君など聞えしたゞ人とこそ、つゆ見えさせ給はね」と見えり。

むぼろしんわう (無品親王) 位階なき親王の稱。親王の位は一品より四品までの四階あり。品はホンと調む、無品の音讀ムホンにて謀叛に通ずるをば忌みて「むぼろ」といふ例なり。

も (喪) 死者のため親族或る期間籠居するをいふ。大寶令制、父母の喪を重服とし、官人は解官して家居し、其の他輕服には暇を賜ふ。「ぶくき(服忌)参照」天皇喪に遭ひたまふ時は、親疎貴賤に従つて三日以下一日以上廢朝の事あり、其の最も重きを諒闇とす。「(りやうあん)参照」

ものみ (物見) 外部を窺ひ見る爲めに設けたる構造の稱。(一)牛車の屋形の左右にある窓をいふ。この窓に半部とて連子を打ちたるもあり。又物見の上に庇を附したるもあり。(二)幕の縫目に所々明けたる穴。外部を覗るなり、もゝまでかゝるをば、もゝはじきと云ふなり、とあり。

爲めにせるもの。「まく(幕)そとまく(外幕)参照」。(三)江戸時代武家邸宅の中にて、高く造り設けたる屋を物見といふ。

もんじやうるん (文章院) 中古、江家・菅家の子弟の爲めに設けたる學問所。大學寮内に在り、東曹を江家の學舎とし、西曹を菅家の學舎とす。大江ノ音人、菅原ノ清公奏請して之を設立せり。

ももてまと (百手的) 歩射に用ふる的一種。又其の射をいふ。四季草三に云「百手的是大的なり、總ての以下弓場の様等大的の如し。百手は神事祈禱などの時射るなり、常の時に射るなり。射手の人数不定、但大體十三人、十五人、十七人などなり。又其れより多くも有るべし。射手の次第は矢代をふりて定むるなり。百手の矢數は二百すぢ本式なり。これ百手なり。略儀には百すぢなり、此れ五十手なり。數づかの前に數串を置きて、數塚に數串を立て矢數を知るなり。其の數串のこしらへやう數さしやう法あり」と見えたるにて其の概要を知るべし。

ももはばさ (股行纏) 兩股に穿く具。貞丈雜記に「ももはばさ」といふは、今のもゝひきの事なり、古へ、きやはんの事をはばさともいふ、其れは膝より下にかゝるもの

(増補)もんじやうるん—ももはばさ

やかた (屋形) 輿車の上部の稱。其狀屋形に似たるより名づく。和名抄に「車蓋、俗車屋形、夜賀太」と見え、俗に車箱とも稱したり。「とし(輿)参照」

やつか (矢束) 矢の筈の長さをいふ語。保元物語爲朝の弓勢をいへる條に、伴の男、器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢つぎ早の利手なり、弓手の肘、馬手に四寸延びて矢束を引くこと世に越えたり云々」とありて、矢の長さを計るに一握りを一束とし、一束に足らぬは指を伏せたる長さにて幾伏など云へり。「そと(束)参照」

やまある (山藍) 山中に自生する草。其の葉の汁にて布帛を染め、模様など摺る。大嘗祭の齋衣はこれにて摺ること古き例なり。

ゆはずのみつき (弭調) 上古男子より朝廷に奉りし貢物の稱。山野の狩獵によりて獲たる物を貢物として上る義にして、女子の貢物を「たなす系のみつき」といへるに對する語。崇神天皇紀に「十二年秋九月始校_二人民_一更科_二調役_一此謂_二男之弓弭調女之手末調也_一」とある是なり。
ゆぶくろ (弓袋) (ゆみぶくろ)を見よ。

やかた—ゆぶくろ

よつを 「四緒」 鍔の袖に附きたる緒。冠板の兩方の裏に三所環を打ちて、左右には絹絲の緒、中央には革の緒(しづかのを)を附く。これを第三ノ板に鍔を打ちて附けたる水吞緒ミヅノミナヲと合せて四つの緒と名づく。そて(袖)参照」
よつのを 「四緒」 琵琶の別名。絃四筋なるより名づく。増鏡久米のさら山、中宮より隠岐へ御たよりの條に「中宮より御琵琶奉らせ給ふついでに、いさかなる物のはしに、思ひやれ座のみつもの四つの緒に、はらひもあへずかゝる涙を」と見えたるにて知るべし。「ひは(琵琶)参照」

よろひきそめのいはひ 「鍔着初祝」 武家にて男子初めて甲冑を着くる儀式。具足グツクハジメ初ともいふ。吾妻鏡に文治四年七月十日源頼家、七歳にして甲騎の儀を行ひし事見えたり。當時男子七八歳より十二三歳の間に此儀を行ふ例とし、儀式の作法は出陣の規式に準じ、先づ吉日を撰び、八幡宮・摩利支天・氏神を祭り、洗米香爐生花御酒を供へ、武功高き人を頼みて鍔親とし、鍔は唐櫃の上に飾りて、前に餅・御酒等を供ふ。委しき次第は軍用記に見えたり。
よろひひつ 「鍔櫃」 めそくひつ(具足櫃)を見よ。
りやうげのくわん 「令外ノ官」 文武天皇大寶の令制に定められたる以後に置かれし官。中央政府にては、内大

臣・中納言・參議・院司・齋宮寮・齋院司・修理職・勘解由使・檢非遣使廳・藏人所・記録所等はいひ、地方官にては鎮守府・陸奥出羽按察使・秋田城司・征夷使・押領使・追捕使等はいひ、又臨時の官には、遣唐使・班田使・問民苦使・疾苦使・檢損田使・賑給使・裝束司・次第司・鹵簿使などあり。
わら 「王」 皇親の稱號の一。皇室典範に、天皇より五世以下の男を王といふとあり。大寶令制には親王と諸王との別を立て、五世以下は皇親の列にあらざることとなり、其の名稱・計帳等、諸王に關する件は正親司之を管理したり。待遇もと親王と差ありと雖も、令制には諸王・諸臣の位階は同一となり、官は大匠・納言・神祇伯、或は大學頭など、すべて長官に任じ、以て諸臣の上に立たしめらる。又其の位記官職に對しては、位田・食封を賜ひ、一般の男王・女王には、いづれも春秋二季に時服料及び季祿を賜はる。後には諸王の多きに至りて賜祿の數をば限定せられたり。
わかみや 「若宮」 神社の境内に、其の祭神の御子を祀れる社。稀には鎌倉八幡の如く分社をいへるもありて紛らはし。神道名目類聚抄四「若宮、此號數多心得ある事なり、或本宮御子の神を祭りて若宮と稱す、譬へば石清水八幡宮に若宮と稱するは仁徳天皇、水若宮と稱するに宇

治皇子なり。本宮應神天皇にたまします故なり。又勸請して其の社號を若宮と稱する事あり。若宮八幡の類是なり、新に爰に祭る名にして、本宮に對して新宮の義なり。又和州春日の若宮、一社の深秘にして、神主一人相承して他人是を知る事なし。又三輪の若宮は大田々根子命、梅宮の若宮は橘諸兄公なり、此類心得ある事なり」といへり。

わこん 「和琴」 やまとこと(大和琴)に同じ。同條を見よ。

有職故實辭典 字畫索引

一 畫

【一】
 一人(いちじん) 四〇
 一人(いちのひと) 四〇
 一上(いちのかみ) 四〇
 一上擧(いちのかみのきよ) 四〇
 一上宣旨(いちのかみのせんじ) 四〇
 一上廻(いちのじやうけい) 四〇
 一板(いちのいた) 四〇
 一任(いちにん) 四〇
 一二萬(いちにのちふ) 四〇
 一分召(いちぶんのめし) 四二
 一分官(いちぶんのくわん) 四二
 一枚交、大荒目(いちまいまぜのおはあらめ) 四一
 一鼓(いつこ) 四三
 一裝束(いつしやうぞく) 四三
 一種物(いつしゆもの) 四三
 一束一巻(いつそくいっくわん) 四三

一束一本(いつそくいっぽん) 四三
 一交(ひとつぎ) 六三三
 一書(ひとつがき) 六三三
 一薦(いちぢふ) 六三三
 一斤染(いつきんぞめ) 六三三
 一曲(いつきよく) 六三三
 一内侍(いちのなにし) 六三三
 一所(いちのところ) 六三三
 一大臣(いちのだいじん) 六三三
 一大納言(いちのだいなごん) 六三三
 一對(いちのたい) 六三三
 一座(いちざ) 六三三
 一座宣下(いちざのせんげ) 六三三
 一字拜領(いちじはいりやう) 六三三
 一字御免(いちじごめん) 六三三
 一代一度奉幣(いちだいいちどのはうへい) 六三三
 一獻(いつけん) 六三三
 一獻始(いつけんはじめ) 六三三
 一尺三寸(いつしやくさんずん) 六三三
 一張(いつちやう) 六三三

一一 畫

【一】
 一藍(ふたあゐ) 六四四
 二色、種代(ふたいろのたんだい) 六四四
 二所懸弓(ふたところどうのゆか) 六四四
 二重織物(ふたありのもの) 六四四
 二樽(ふたつえり) 六四四
 二間(ふたま) 六四四
 二階(にかい) 六四四
 二階、棚(にかいのたな) 六四四
 二階、厨子(にかいのづし) 六四四
 二宮(にみやう) 六四四
 二宮、大饗(にみやうのだいきやう) 六四四
 二字(にじ) 六四四

二條(にじやう) 五〇
 二ノ板(にのいた) 五〇
 二ノ對(にのたい) 五〇
 二ノ鼓(にのづみ) 五〇
 二ノ丸(にのまる) 五〇
 二孟、旬(にまうのじゆん) 五〇
 【丁】
 丁(ちやう) 五三
 丁(上げ) 五三
 【ト】
 ト食(うらばみ) 六六
 ト食、人(うらばみのひと) 六六
 ト部(うらべ) 六六
 ト限、幡矢(しきりはぎのや) 六六
 【十】
 十二單(じふにひとへ) 三六五
 十善君(じふぜんのみ) 三六五
 十禪師(じふぜんし) 三六五
 十年勞帳(じふねんのらうちやう) 三六五
 十字(じふじ) 三六五
 十列(とをつら) 三六五
 十徳(じつとく) 三六五
 十陵(じふりやう) 三六五

【人】	八日(じんじつ)	五六九	八色姓(はつしきのせい)	五六六	【七】	七曜曆(しちえうれき)	三五五	力革(ちからかは)	四八四	
人長(じんちやう)	五六七	八介(はちすけ)	五六六	七五三(しちごさん)	三五五	七五三(しめかざり)	三五六	力者(りきしや)	七四三	
人垣(ひとがき)	六三三	八徳(はつとく)	五六六	七五三(しめなは)	三五四	七五三(しめなは)	三五四	【凡】	一九七	
人形(ひとがた)	六三三	八坂瓊曲玉(やさかたのまがたま)	七二五	七獻引出物(しちこんのひきもの)	三五四	九州探題(きゅうしゅうたんだい)	一八九	凡帳(きちやう)	一九七	
【入】	入立(いりたち)	五六八	八十嶋祭(やそしまのまつり)	七二六	七夕(たなばた)	三五六	九州探題(きゅうしゅうたんだい)	一八九	九州探題(きゅうしゅうたんだい)	一八九
入組(いれひも)	六〇〇	八十島使(やそしまのつかひ)	七二六	七夕祭(たなばたまつり)	四七八	九獻(くけん)	二二四	九寸五分(くすんごぶ)	二二八	
入帷(いれかたびら)	六〇〇	八咫鏡(やたのかがみ)	七二七	七寶(しつぽう)	四七八	【九】				
入内(いりない)	三九八	八開手(やひちて)	七二九	七辨(しちべん)	三五八	【二】				
入内(いりない)	三九八	八度拜(はちどはい)	五九四	七枚禮紙(しちまいらいし)	三五八	【二】				
入道親王(にふだうしんわう)	五九二	八辨(はちべん)	五九四	七種(ななくさ)	三五六	三枝祭(さいくさのまつり)	三二〇			
入道宮(にふだうのみや)	五九二	八墓(はちぼ)	五九四	七種祝(ななくさのいはひ)	三五三	三毬打(さきぢやう)	三二二			
入部(いりふ)	五九三	八史(はつし)	五九四	七種粥(ななくさのかゆ)	三五三	三衣(さんえ)	三二三			
【八】	八葉車(はちえふのくるま)	八省(はつしや)	五九六	七種節句(ななくさのせつこ)	三五三	三掛(さんか)	三二三			
八座(はちざ)	五九四	八省院(はつしやういん)	五九六	七瀬祝(ななせのいはひ)	三五二	三綱(さんかう)	三二三			
八座官(やちのつかさ)	七二五	八寸(はつすん)	五九六	【刀】		三韓樂(さんかんがく)	三二三			
八府(はちふ)	五九四	八方白兜(はつぱうじゆのかぶと)	五九七	刀(かたな)	一五七	三毬(さんきやう)	三二三			
八幡座(はちまんざ)	五九四	八咫鳥形大錦幡(やたがらすけいだいきんばん)	七二六	刀引(かたなひき)	一五八	三局(さんきやう)	三二三			
八王子千人同心(はちわうじせんにんどうしん)	五九四	八脚(やつあし)	七二七	刀福(とね)	三五四	三宮(さんぐう)	三二三			
八朔(はつさく)	五九四	八重疊(やへたみ)	七三〇	刀福召鼓(とねめせのつづみ)	三五四	三槐(さんくわい)	三二三			
八朔白帷子(はつさくしろ)	五九四	八雲琴(やくもごと)	七三四	【力】		三管(さんくわん)	三二三			
						三關(さんくわん)	三二三			

三家(さんけ)	三三四	三道堂(さんだうだう)	三三七	小豆粥(あづきがゆ)	一四四	小袍(こほう)	二九八
三紘(さんげん)	三三五	三柵(さんたな)	三三七	小手(こて)	二九三	小袴(こはかま)	二九九
三鼓(さんこ)	三三五	三鼓(さんつとみ)	三三七	小手覆(こておほひ)	二九四	小弭革(こはがは)	二九九
三后(さんこう)	三三五	三方(さんぱう)	三三七	小八葉車(はちえふのくるま)	二九四	小總鞆(こぶさしのしがは)	二九九
三公(さんこう)	三三五	三筆(さんびつ)	三三七	小文(こぶみ)	二九四	小普請(こぶしん)	二九九
三獻(さんけん)	三三五	三奉行(さんぶぎやう)	三三七	小文禮紙(こぶみのらいし)	二九九	小松引(こまつびき)	三〇〇
三三九(さんざう)	三三五	三峰先(さんほうせん)	三三七	小太刀(こたち)	三〇〇	小的(こまと)	三〇〇
三山冠(さんざんくわん)	三三五	三枚兜(さんまいかぶと)	三三七	小上臈(こじやうらふ)	三〇〇	小鞭筋直垂(こむちすぢのひたれ)	三〇一
三事(さんじ)	三三五	三位中將(さんみちゆうじやう)	三三七	小節(こせとみ)	二八八	小結(こゆひ)	三〇四
三事兼帶(さんじけんたい)	三三五	三禮紙(さんらいし)	三三七	小性(こしやう)	二八七	小物(こもの)	三〇六
三省(さんしやう)	三三五	三日厨(みかぐり)	三三七	小侍(こざむらひ)	二八八	小鎧(こよろひ)	三〇七
三尺几帳(さんじやくのきやう)	三三五	三日餅(みかのもちひ)	三三七	小侍所(こざむらひどころ)	二八八	小脇差(こわきざし)	三〇七
三社奉幣(さんしやのほうへい)	三三五	三笠山(みかさやま)	三三七	小代官(こだいぐわん)	二八八	小宣旨(せうせんじ)	三〇八
三種神器(さんしゆのしんき)	三三五	三襪(みつえり)	三三七	小臺盤(こたいばん)	二八八	小角赤(こすみあか)	三〇八
三職(さんしやく)	三三五	三的(みつまと)	三三七	小鷹狩(こたかがり)	二八八	小袖(こそで)	三〇九
三牲(さんせい)	三三五	三物(みつもの)	三三七	小除目(こぞめ)	二八八	小狩衣(こかりぎぬ)	三〇九
三節會(さんせき)	三三五	三所物(みところもの)	三三七	小朝拜(こあそはい)	二八八	小素襖(こすあを)	三〇九
三台(さんだい)	三三五	三重扇(みへあふぎ)	三三七	小舍人(こねり)	二八八	小隨身(こずみじん)	三〇九
三臺鹽(さんだいえん)	三三五	【小】		小舍人童(こねりわらは)	二八八	小札(こざね)	三〇九
三台星(さんだいてい)	三三五	小刀(こがたな)	二八八	小舍人童(こねりわらは)	二八八	小櫻草(こざくらがは)	三〇九
三大臣家(さんだいじんけ)	三三七	小刀(こがたな)	二八八	小鳥蘇(ことりそ)	二八八	小櫻威(こざくらあどし)	三〇九
		小口袴(こぐちばかま)	二八〇	小直衣(こなはし)	二八八	小櫻黃返鏡(こざくらあどし)	三〇九
				小納戸(こなんど)	二八七	小櫻華威(こざくらあどし)	三〇九

小具足 <small>(こぐそく)</small>	三六三	大夫 <small>(だいにぶ)</small>	四〇〇	大緒 <small>(おほを)</small>	二二四
小車 <small>(こぐるま)</small>	三六一	大夫尉 <small>(だいにぶのじやう)</small>	四〇〇	大高檜紙 <small>(おほたかだんし)</small>	二二七
小車錦 <small>(こぐるまにしき)</small>	三〇三	大上臈 <small>(おほじやうらふ)</small>	二二七	大立舉孺當 <small>(おほたてあげのすねあて)</small>	二二七
小輿 <small>(こし)</small>	三六二	大介 <small>(おほすけ)</small>	二二七	大束 <small>(おほつか)</small>	二二八
小腰 <small>(こし)</small>	三六二	大口袴 <small>(おほくちばかま)</small>	二二六	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小御所 <small>(こごしよ)</small>	三六二	大内 <small>(おほうち)</small>	二二三	大手 <small>(おほて)</small>	二二八
小板敷 <small>(こいたじき)</small>	三六一	大内山 <small>(おほうちやま)</small>	二二四	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小桂 <small>(こぎ)</small>	三六一	大内守護 <small>(おほうちしゆご)</small>	二二四	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小路名 <small>(こぢな)</small>	三六二	大内夜行番 <small>(おほうちやかうばん)</small>	二二四	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小御衣 <small>(こみんぞ)</small>	三六二	大内裏 <small>(おほうちり)</small>	四〇七	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小考定 <small>(こかうぢやう)</small>	三六二	大内記 <small>(おほうちき)</small>	四〇七	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小老 <small>(せうらふ)</small>	三六二	大外記 <small>(おほうちき)</small>	四〇七	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小忌 <small>(せき)</small>	三六二	大内白 <small>(おほうちかしろ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小忌公達 <small>(せきのきんだち)</small>	三六二	大中黒 <small>(おほなかくろ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小忌衣 <small>(せきのきぬ)</small>	三六二	大后 <small>(おほきさき)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小儀 <small>(せうぎ)</small>	三六二	大君 <small>(おほきみ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
小祀 <small>(せうし)</small>	三六二	大保 <small>(おほほ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
【大】		大帷 <small>(おほかたびら)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
大工 <small>(だいこう)</small>	四〇七	大荒目 <small>(おほあらかめ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
大小 <small>(だいせう)</small>	四〇七	大丞 <small>(おほいまつりごとひと)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
大八葉車 <small>(だいはちえぐるま)</small>	四〇七	大歌 <small>(おほうた)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
大夫 <small>(だいにぶ)</small>	四〇七	大歌所 <small>(おほうたどころ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
		大政所 <small>(おほまんどころ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八
		大袷 <small>(おほあはせ)</small>	二二九	大舍人寮 <small>(おほとねり)</small>	二二八

どやう)	四〇五	大卿 <small>(だいきやう)</small>	四〇七	大被 <small>(おほはらひ)</small>	二二〇
大警祭 <small>(だいきやうさい)</small>	四〇五	大極殿 <small>(だいきよくてん)</small>	四〇九	大被使 <small>(おほはらひのつかひ)</small>	二二〇
大相國 <small>(だいきやうこく)</small>	四〇五	大藏 <small>(おほくら)</small>	二二六	大名 <small>(おほなま)</small>	二二〇
大輔 <small>(たいう)</small>	四〇五	大藏省 <small>(おほくらしやう)</small>	二二六	大紋 <small>(おほいもん)</small>	二二〇
大傅 <small>(たいう)</small>	四〇五	大藏大夫 <small>(おほくらしやう)</small>	二二六	大老 <small>(おほらう)</small>	二二〇
大理 <small>(だいり)</small>	四〇五	大御所 <small>(おほごしよ)</small>	二二六	大間 <small>(おほま)</small>	二二〇
大職冠 <small>(たいうしよくわん)</small>	四〇五	大前張 <small>(おほさいはり)</small>	二二六	大間書 <small>(おほまがき)</small>	二二〇
大膳職 <small>(たいうぜんしき)</small>	四〇五	大坂城代 <small>(おほさかじやうだい)</small>	二二七	大的 <small>(おほまと)</small>	二二〇
大僧正 <small>(たいうしやうぢやう)</small>	四〇五	大城定番 <small>(おほさかぢやうばん)</small>	二二七	大的御覽 <small>(おほまとごらん)</small>	二二〇
大納言 <small>(だいなごん)</small>	四〇五	大身槍 <small>(おほみやり)</small>	二二七	大平廣 <small>(おほひら)</small>	二二〇
大宮 <small>(おほみや)</small>	四〇五	大目付 <small>(おほめつけ)</small>	二二七	大輪轉 <small>(おほりんてん)</small>	二二〇
大宮人 <small>(おほみやびと)</small>	四〇五	大横目 <small>(おほよこめ)</small>	二二七	【上】	
大宮大夫 <small>(おほみやのたいう)</small>	四〇五	大殿 <small>(おほどの)</small>	二二七	上 <small>(う)</small>	二二〇
大總權 <small>(おほぶさしりがい)</small>	四〇五	大殿油 <small>(おほどのあぶら)</small>	二二七	上雜仕 <small>(うへざし)</small>	二二〇
大別當 <small>(おほべつたう)</small>	四〇五	大御食 <small>(おほみけ)</small>	二二七	上疊 <small>(おへだたみ)</small>	二二〇
大安殿 <small>(おほやすみのどの)</small>	四〇五	大履脊 <small>(おほなみ)</small>	二二七	上土門 <small>(おへつちもん)</small>	二二〇
大炊寮 <small>(おほひれう)</small>	四〇五	大忌 <small>(おほい)</small>	二二七	上卷 <small>(おへまき)</small>	二二〇
大行 <small>(たいう)</small>	四〇五	大身替 <small>(おほみか)</small>	二二七	上卷付板 <small>(おへまきつけのいた)</small>	二二〇
大行天皇 <small>(たいうてんわう)</small>	四〇五	大身替給 <small>(おほみかはりのあはせ)</small>	二二七	上帶 <small>(おほおび)</small>	二二〇
大行皇后 <small>(たいうくわうごう)</small>	四〇五	大帶 <small>(おほおび)</small>	二二七	上折烏帽子 <small>(うへせりあし)</small>	二二〇
大學寮 <small>(だいがくらかみ)</small>	四〇五	大臈 <small>(おほらふ)</small>	二二七	上折烏帽子 <small>(うへせりあし)</small>	二二〇
大學頭 <small>(だいがくのかみ)</small>	四〇五	大番 <small>(おほばん)</small>	二二七	上指矢 <small>(うへさし)</small>	二二〇
大儀 <small>(だいき)</small>	四〇五	大番役 <small>(おほばんやく)</small>	二二七	上差袋 <small>(うへさしぶくろ)</small>	二二〇
大錦 <small>(たいきん)</small>	四〇五			上手 <small>(うへて)</small>	二二〇
大寶 <small>(たいうほう)</small>	四〇五				

上日(じやうじつ)	三〇	下鞍(したくら)	三五四	弓矢棟梁(ゆみやとらやう)	七九	口取(くちとり)	三〇
上薦(じやうせん)	三二五	下帶(したのび)	三五四	弓太郎(ゆみたらう)	七九	巾子(こじ)	二八四
上東門(じやうとうもん)	三三三	下袴(したのばき)	三五四	弓杖(ゆんづえ)	七九	巾子紙(こじがみ)	二八五
上段間(じやうだんのま)	三三三	下腹巻(したはらまき)	三五五	弓取(ゆみとり)	七九	巾着(きんちやく)	二〇三
上北面(じやうほくめん)	三三五	下紐(したひも)	三五五	弓始(ゆみはじめ)	七九	【刃】	
【下】		下裳(したも)	三五五	弓弾(ゆみはず)	七九	刃(は)	五七九
下名(かりな)	一三〇	下侍(しもざむらひ)	三五五	弓箆(ゆみは)	七九	刃(は)	五七九
下居天皇(かりのみかど)	一三〇	下人(しもびと)	三五五	弓袋(ゆみぶくろ)	七九	【夕】	
下文(くだしづみ)	一三〇	下部(しもべ)	三五五	弓袋指(ゆみぶくろさし)	七九	夕占(ゆふけ)	七二
下向(げかう)	二五三	下屋(しもや)	三五五	弓場始(ゆみばはじめ)	七九	夕郎(せきらう)	四二六
下乘(げしよう)	二五七	【土】		弓場殿(ゆみばどの)	七九	夕拜郎(せきはいらう)	四二六
下衆(げす)	二五七	土敷(つちしき)	五二〇	弓懸(ゆがけ)	七九	【千】	
下司(げす)	二五七	土門(つちもん)	五二〇	弓籠手(ゆごて)	七九	千木(ちぎ)	四八五
下司(げし)	二五七	土工司(どこうし)	五二〇	弓馬家(きうばのへ)	七九	千手卷(せんだまき)	四三三
下馬(げば)	二六二	【干】		弓馬家(きうばのへ)	七九	千段卷(せんだんまき)	四三三
下馬札(げばふだ)	二六一	干物筥(からものばこ)	一八六	【山】		千秋萬歳(せんかまんざい)	四三三
下知狀(げぢじょう)	二五七	弓(ゆみ)	七二七	山車(だし)	四七〇	千秋樂(せんしうらく)	四三二
下座(げざ)	二五七	弓手(ゆみて)	七二七	山門(さんもん)	四七〇	【子】	
下器(かつき)	一六〇	弓手草摺(ゆみてのくさずり)	七二七	山陵(さんりやう)	四七〇	子代(こしろ)	二九〇
下臈(げらふ)	二六〇	弓矢取(ゆみやとり)	七二七	山吹(やまぶき)	四七〇	子(こ)	二九〇
下北面(げほくめん)	二六二	弓矢家(ゆみやのへ)	七二七	山鳩色(やまばといろ)	四七〇	子(こ)	二九〇
下紙(さげがみ)	三三四	弓矢長者(ゆみやのちやうぢや)	七二七	【口】		【元】	
下緒(さげを)	三三四	【弓】		口分田(くぶんでん)	三三三	元子(ごつし)	二九三
下襲(したがせね)	三三三	弓(ゆみ)	七二七	口舌官(こうぜつのかん)	三三三		

【巳】		女嬬(にじゆ)	五八六	五位藏人(ごゐのかん)	二七三	中物(あても)	一六
巳日祓(みのひのはらひ)	六九〇	女王祿(わうろく)	七六六	五衛府(ごゑふ)	二七三	中老(ちゆうらう)	五〇〇
巳日節會(みのひのせちま)	六九〇	女郎花(をみなへし)	二二五	五月節句(ごがつのせつこ)	二七三	中臈(ちゆうらふ)	五〇一
巳請(いかう)	三〇	女紋位(にじゆゑ)	二二五	五月幟(ごがつのはり)	二七三	中浮(ちゆううけ)	四九八
【乞】		女踏歌(をんなたうか)	二二五	五ヶ番(ごかばん)	二七三	中辨(ちゆうべん)	五〇〇
乞巧奠(きこうでん)	一九三	女院(にょゐん)	五八三	五合(ごしや)	二七三	中衛府(ちゆうゑふ)	四九八
乞食調(かっしきてう)	一六一	女院廳下文(にょゐんのかみ)	五八三	五枚兜(ごまいかぶと)	二七三	中内記(ちゆうないき)	四九八
【丸】		女官(にょくわん)	五八三	五常樂(ごじやうらく)	二七三	中儀(ちゆうぎ)	四九八
丸(まる)	六七九	女官(にょくわん)	五八三	五種削物(ごしゆのけづり)	二七三	中京間(ちゆうきやうま)	四九八
丸木弓(まるきゆみ)	六七九	女官除目(にょくわんのか)	五八三	五節(ごせち)	二七三	中宮(ちゆうぐう)	四九八
丸根(まるね)	六七九	【五】		五節會(ごせちま)	二七三	中宮職(ちゆうぐうしき)	四九八
丸鞘太刀(まるさやのたち)	六七九	五衣(いつつぎぬ)	四四	五節肩脫(ごせちのかたぬぎ)	二七三	中宮廳(ちゆうぐうだん)	四九八
丸軛帶(まるくわび)	六七九	五十日祝(いかにのいひ)	三二	五節舞(ごせちのまひ)	二七三	中納言(ちゆうなごん)	四九八
【女】		五十日餅(いかにもち)	三二	五節舞姫(ごせちのまひめ)	二七三	中和院(ちゆうわゐん)	五〇一
女御(にょご)	五八四	五日節會(いつかのせちま)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中和門(ちゆうわもん)	五〇一
女御代(にょごだい)	五八四	五租(いつつあこめ)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中廣扇(ちゆうひろあ)	五〇一
女房(にようばう)	五八五	五物(いつつもの)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中啓(ちゆうけい)	五〇〇
女房裝束(にようばうしやう)	五八五	五重(いつつがせね)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中門(ちゆうもん)	五〇〇
女房簡(にようばうのふだ)	五八五	五重扇(いべのあぶぎ)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中門廊(ちゆうもんらう)	五〇〇
女房奉書(にようばうほうし)	五八五	【中】		五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中間(ちゆうげん)	五〇〇
女藏人(にょくらうど)	五八六	五位藏人(ごゐのかん)	二七三	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中間頭(ちゆうげんがし)	四九九
		五衛府(ごゑふ)	二七三	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中監物(ちゆうげんもつ)	四九九
		五月節會(いつかのせちま)	三二	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中探題(ちゆうたんたい)	四九九
		五日節會(いつかのせちま)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三	中祀(ちゆうし)	四九九
		五租(いつつあこめ)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三		
		五物(いつつもの)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三		
		五重(いつつがせね)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三		
		五重扇(いべのあぶぎ)	四一	五節舞師(ごせちのまひのし)	二七三		

中元(ちゆうげん)	四九九	内御書所(うちのみよみどころ)	七三	内官(ないくわん)	五四二
中書省(ちゆうしやう)	四九九	内物部(うちものべ)	七三	内官除目(ないくわんのぞもく)	五四二
中將(ちゆうしやう)	四九九	内染司(うちのもめのものつかさ)	七三	内教坊(ないけうぼう)	五四二
中殿(ちゆうてん)	四九九	内御門(うちのみかど)	七三	内郭門(ないかくもん)	五四一
中務省(なかつかきしやう)	五四八	内論議(うちろんぎ)	七三	内臣(ないしん)	五四四
中興小性(なかあくこしやう)	五四七	内官家(うちつみやけ)	七二	内親王(ないしんわう)	五四四
中興番(なかをくばん)	五四七	内舍人(うとねり)	七二	内射(ないしや)	五四四
中重門(なかのへもん)	五四九	内舍人隨身(うとねりずりてん)	七二	内相(ないしやう)	五四四
中巻野太刀(なかまきのたち)	五四九	内掃部司(うちのかにものつかさ)	七二	内匠察(たくみれう)	五四九
【内】		内掃部司(うちのかにものつかさ)	七二	内堅(ないじゆ)	五四四
内上(うちの上へ)	六八	内蔵(うちざら)	七二	内宣(ないせん)	五四四
内文(うちぶみ)	七三	内蔵察(うちざら)	七二	内染司(ないせんし)	五四四
内文(ないぶん)	五四五	内蔵頭(うちざらのかみ)	七二	内膳司(ないぜんし)	五四四
内臣(うちつみ)	七二	内位(ないい)	七二	内大臣(ないだいじん)	五四五
内取(うちとり)	七二	内印(ないいん)	七二	内道場(ないだうじやう)	五四五
内侍(うちざむらひ)	七〇	内宴(ないえん)	七二	内談衆(ないだんしゆ)	五四五
内侍所(ないしどころ)	五四三	内衛門(ないゑもん)	七二	内談始(ないだんしじゆ)	五四五
内侍宣(ないしせん)	五四三	内記(ないき)	七二	内兵庫司(ないひやくごつかさ)	五四五
内侍司(ないしのつかさ)	五四四	内記局(ないききよく)	七二	内評定(ないひやうぢやう)	五四五
内兜(うちかぶと)	六九	内記所(ないきしよ)	七二	内府(ないふ)	五四五
内向(うちむき)	七四	内蔵察(ないざら)	七二	内辨(ないべん)	五四五
内幕(うちまく)	七四	内供(ないぐ)	七二	内命婦(ないみやうぶ)	五四五
		内供奉(ないぐぶ)	七二		

月代(さかいき)	三八	公達(きんだち)	三〇三	【孔】		牛車(うしぐるま)	六三
月桂(げつけい)	三三八	公家(くげ)	三〇三	孔子役(くじのやく)	三二六	牛車宣旨(うしぐるまのせんじ)	一九七
月朔(げつしゆい)	三三八	公卿(くぎやう)	三〇三	【支】		牛追物(うしおひもの)	六三
月奏(げつそう)	三三九	公卿間(くぎやうのま)	三〇三	支子色(しこなしいろ)	三三〇	牛飼(うしかひ)	六三
月次祭(つきなみのまつり)	三〇七	公卿座(くぎやうざ)	三〇三	【戸】		牛健兒(うしこんでい)	六四
月像幟(げつざうとう)	三三九	公卿會議(くぎやうせんぎ)	三〇三	戸部(こぶ)	二九九	【介】	
月華門(げつくわもん)	三三八	公卿田(くぎやうでん)	三〇三	牙(が)	二九六	今上(きんじやう)	二〇二
【犬】		公卿稻(くぎやういとう)	三〇三	牙像(げじやう)	二九六	今木(いまき)	二〇二
犬走(いぬばしり)	四八	【氏】		牙笏(げのしやく)	二九六	今内裏(いまだいら)	五三
犬防(いぬよせぎ)	四八	氏(うぢ)	六六	【介】		今様(いまやう)	五三
犬合(いぬあはせ)	四八	氏上(うぢのかみ)	七三	介(すけ)	四〇〇	今様合(いまやうあはせ)	五三
犬射引目(いぬいひきめ)	四八	氏子(うぢこ)	七三	【元】		今様色(いまやういろ)	五三
犬追物(いぬおひもの)	四八	氏人(うぢびと)	七三	元三(げんさん)	二四四	【火】	
犬宮(いぬみや)	四八	氏文(うぢぶみ)	七三	元日(げんじつ)	二四四	火長(くわちやう)	二四二
犬張子(いぬはりこ)	四八	氏女(うぢめ)	七三	元日節會(げんじつのかい)	二四四	火取(ひとり)	二四二
犬招(いぬまねぎ)	四九	氏長者(うぢのちやう)	七三	元日節會(げんじつのかい)	二四四	火色下襲(くわしよのした)	二四二
【公】		氏寺(うぢでら)	七二	元服(げんぷく)	二四九	火事(かぎ)	二四一
公(きみ)	三〇一	氏神(うぢがみ)	七二	元結(もとむす)	七〇六	火事裝束(くわじしやうぞく)	二四一
公(おほやけ)	三〇一	氏爵(うぢのしやく)	七三	元號勅定(げんがうちよくてい)	二四四	火既鞍覆(くわせんのかちまほひ)	二四一
公人(くじん)	三〇三	氏藏人(しくちやうど)	三〇六	【午】		火燒屋(ひたきや)	二四〇
公田(こうでん)	二七四	【勾】		午王起請(ごわうぎしやう)	三〇八	火鑽(ひきり)	六二七
公方(こうぽう)	三三三	勾當(こうたう)	二七三				
公儀(こうぎ)	三三三	勾當内侍(こうたうのなishi)	二七三				
公文所(くもんじよ)	三三九						

火筒(ひや)	六七	手鞠(てまり)	五三	仁壽殿(じじゅうてん)	五三	【夫】	六七
水干(すかん)	四六	手箱(てばこ)	五三	仁壽殿觀音供(じじゅうてんのくわんおんぐ)	五三	夫金(よきん)	六七
水干鞍(すかんざん)	四六	手紙(てがみ)	五三	【天】	五三	夫米(よまい)	六七
水司(すし)	四七	手綱(たづな)	五三	天守(てんしゆ)	五三	夫人(ふじん)	六七
水馬(すま)	四八	【切】	四七	天守番(てんしゆばん)	五三	夫錢(ふせん)	六七
水付(みづつき)	四八	切付(きつつけ)	一九九	天平革(てんひやうがは)	五三	比丘尼御所(びくにごしよ)	六七
水引(みづひき)	四八	切掛(きりかけ)	二〇〇	天邊(てつべん)	五三	比金襖(ひこんあを)	六八
水手書(みづてがき)	四八	切下文(きりくだしぶみ)	二〇〇	天下喉舌官(てんかこうごつ)	五三	比良順岐(ひらすき)	六八
水香緒(みづのみを)	四八	切抗申文(きりくひのまうし)	二〇〇	【天】	五三	比呂伊(ひらひ)	六八
水城(みづき)	四八	切壺盤(きりだいはん)	二〇〇	天守(てんしゆ)	五三	【不】	六八
水雲紙(すうんし)	四八	切燈臺(きりとうだい)	二〇〇	天守番(てんしゆばん)	五三	不開門(あけずもん)	六八
水破兵破(すはへは)	四八	切文(きりふ)	二〇〇	天平革(てんひやうがは)	五三	不堪田奏(ふかんでんのそう)	六八
水晶地靴(すゐしやうぢのく)	四七	切符(きりふ)	二〇〇	天下執行宣旨(てんかしぎやうのせんじ)	五三	不動倉(ふどうのくら)	六八
【手】	四七	切生(きりふ)	二〇〇	天文博士(てんもんはかせ)	五三	不與解由狀(ふよげゆじやう)	六八
手水間(てうづのま)	五九	切米(きりまい)	二〇〇	天文方(てんもんがた)	五三	【方】	六八
手形(てがた)	五九	【化】	二〇〇	天領(てんれう)	五三	方邊(かたがへ)	一五七
手長(てなが)	五九	化粧板(けしやうのいた)	二〇〇	天兒(あまがつ)	五三	方磬(ほうけい)	一五七
手結(てつがひ)	五九	化粧間(けしやうのま)	二〇〇	天枝(あまつえだ)	五三	方相氏(ほうさうし)	一五七
手番(てつがひ)	五九	化粧袴(けしやうばかま)	二〇〇	天日嗣(あまつひつぎ)	五三	【尹】	一五七
手突矢(てつきや)	五九	【仁】	二〇〇	天逆手(あまのさかて)	五三	尹大納言(いんのだいごん)	一五七
手長(てなが)	五九	仁王會(にわうわい)	五三	天羽衣(あまのはごろも)	五三	【爪】	一五七
手無(てなし)	五九	仁部省(にんぶしやう)	五三	天叢雲劍(あまのむらくものつらぎ)	五三		一五七

爪判(つめはん)	五九	【引】	五九	文章得業生(もんじやうとくげうせい)	七〇九	毛拔形太刀(けぬきがたのたち)	二六〇
壬生門(みぶもん)	六〇	引入(ひきいれ)	六三	文章博士(もんじやうはかせ)	七〇九	毛籠物(けのあちもの)	二六〇
【心】	六〇	引入烏帽子(ひきいれえぼし)	六三	文殿(ふどの)	六〇八	毛桑物(けのにごもの)	二六一
心葉(こころば)	二八二	引合(ひきあはせ)	六三	【片】	一五七	毛引(けびき)	二六一
【井】	四三	引腰(ひきごし)	六三	片白兜(かたしろのかぶと)	一五七	【八】	二六一
井樓(せいろう)	四三	引付右筆(ひきつけいりうひつ)	六四	片削(かたそぎ)	一五七	六位藏人(ろくゐのくらうど)	七五三
【屯】	四三	引直衣(ひきなほし)	六四	片屋(かたや)	一五八	六衛府(ろくゑふ)	七五三
屯食(どんしき)	四三	引出物(ひきだすもの)	六四	【木】	二〇〇	六禁(ろくきん)	七五三
【无】	四三	引倍伎(ひきへぎ)	六四	木棒(きぼう)	二〇〇	六座(ろくざ)	七五三
无名門(むみやうもん)	六九六	引目革(ひきめがは)	六六	木丸殿(きまるどの)	二〇〇	六齋(ろくさい)	七五三
【少】	六九六	引敷(ひつしき)	六六	木丁(きぢやう)	二〇〇	六齋日(ろくさいにち)	七五三
少外記(せうがい)	四三	【文】	六六	木刀(きだち)	一〇六	六尺(ろくしやく)	七五三
少監物(せうけんもつ)	四三	文車(ふぐるま)	六九	木太刀(きだち)	一〇六	六波羅越訴奉行(ろくはらこくそをつそびやう)	七五三
少史(せうし)	四三	文箱(ふばこ)	七〇九	木賊(もくさく)	一〇六	六波羅檢断(ろくはらけんだん)	七五三
少將(せうしやう)	四三	文笥(ふばこ)	七〇九	木契(もくけい)	一〇六	六波羅侍所(ろくはらまわらひ)	七五三
少内記(せうないき)	四三	文杖(ふんぢやう)	六九	木業術(もくごう)	一〇六	六波羅探題(ろくはらたんだい)	七五三
少納言(せうなごん)	四三	文學(ぶんがく)	六九	木工頭(もくのかみ)	一〇六	六波羅評定衆(ろくはらひやうぢやう)	七五三
少納言局(せうなごんきやく)	四三	文鎮(ぶんぢん)	六九	木工寮(もくろう)	一〇六		七五三
少貳(せうに)	四三	文挾(ふみばさみ)	六九	木蘭地(もくらんぢ)	一〇六		七五三
少辨(せうべん)	四三	文人(ぶんじん)	七〇	【毛】	一〇六		七五三
少領(せうりやう)	四三	文人(もんじん)	七〇	毛沓(けがた)	一〇六		七五三
	四三	文舞(ぶんのまひ)	七〇	毛車(けぐるま)	一〇六		七五三

六波羅奉行(ろくはらぶぎやうにん) 七五四
六波羅問注所(ろくはらもんぢうじよ) 七五四
六府(ろくふ) 七五四

五 畫

【右】
右筆(うひつ) 六〇
右腕門(うできもん) 六〇
右衛士府(うゑしふ) 六〇
右衛門陣(うゑもんぢん) 六〇
右樂(うがく) 六〇
右京(うきやう) 六〇
右京職(うきやうしき) 六〇
右官掌(うくわんじやう) 六〇
右官別當(うくわんべつたう) 六〇
右近衛府(うこんゑふ) 六〇
右近大夫(うこんのたいふ) 六〇
右近權(うこんのたみばな) 六〇
右近馬場(うこんのばば) 六〇
右相(うしやう) 六〇
右相國(うしやうごく) 六〇

右丞相(うじやうしやう) 六〇
右大夫(うだいし) 六〇
右大臣(うだいじん) 六〇
右大將(うだいしやう) 六〇
右大辨(うだいべん) 六〇
右中辨(うちうべん) 六〇
右中將(うちうじやう) 六〇
右幕下(うばくか) 六〇
右兵衛陣(うひやうゑぢん) 六〇
右兵衛府(うひやうゑふ) 六〇
右辨官(うべんくわん) 六〇
右馬大夫(うまのたいふ) 六〇
右馬寮(うましろ) 六〇
【石】
石打征矢(いしうものそや) 六〇
石占(いしうら) 六〇
石突(いしづき) 六〇
石投取(いしなとり) 六〇
石帶(いしのおび) 六〇
石灰壇(いしはいだん) 六〇
石持(いしもち) 六〇
石清水臨時祭(いししみずりんじさい) 六〇
石清水放生會(いししみずはうしやうゑ) 六〇

【占】
占(うら) 六〇
占形(うらかた) 六〇
【山】
由加物(ゆかもの) 七三
由加物使(ゆかものつかひ) 七三
由御被(よしのあんはらひ) 七三
由奉幣使(よしのほうへいし) 七三
【田】
田舎間(あなま) 四七
田歌(たうた) 四七
田舞(たまひ) 四七
田町(たまち) 四七
田物(たもの) 四七
田物祝(たものいはひ) 四七
田樂(てんがく) 五三
田樂能(てんがくのう) 五三
【甲】
甲(よろひ) 七三
甲(かぶ) 七三
甲冑(かちやう) 七三
甲立(かふだて) 七三
申次衆(まうしつぎしゆ) 六二

申文(まうしぶん) 六七一
【白】
白馬(あをうま) 二
白馬陣(あをうまのぢん) 二
白馬節會(あをうまのせちゑ) 二
白齒者(あをはもの) 二
白髮(しらかみ) 二
白菊(しらぎく) 二
白木弓(しらきゆみ) 二
白鞘卷(しらぎやまき) 二
白拍子(しらびやうし) 二
白蔴(しらふぢ) 二
白星兜(しらほしのかぶと) 二
白檀弓(しらまゆみ) 二
白茸毛(しらあしげ) 二
白鹿毛(しらしかび) 二
白重(しろがさね) 二
白河原毛(しろかはらげ) 二
白酒(しらき) 二
白衛(しらぎつわ) 二
白鞍(しらくら) 二
白栗毛(しらくりげ) 二
白櫻(しらざくら) 二
白裝束(しらしやうぞく) 二

白書院(しろしよあん) 四〇四
白太刀(しろたち) 四〇四
白躑躅(しろつづつじ) 四〇四
白袴(しろはかま) 四〇四
白覆輪鞍(しろふくりんのくら) 四〇四
白綺門(はくきもん) 四〇四
白杖(はくぢやう) 四〇四
白張(はくちやう) 四〇四
白丁(はくちやう) 四〇四
白衣(びやくえ) 四〇四
白虎樓(びやくごろう) 四〇四
白散(びやくさん) 四〇四

【永】
永安門(えいあんもん) 八七
永嘉門(えいかもん) 八七
永宜旨(えいせいし) 八七
永寧堂(えいねいどう) 八七
永福門(えいふくもん) 八七
永陽門(えいやうもん) 八七
【加】
加用(かよう) 一八三
加番(かばん) 一六九
加冠(かくわん) 一四六

【尻】
尻籠(しりご) 三七八
尻付(しりつけ) 三三七
尻掛(しりがい) 三〇一
尻切(しりきれ) 三〇一
尻久米繩(しりくめなは) 三〇一
尻鞘(しりさや) 三〇一
【甘】
甘栗使(あまぐりのつかひ) 一九
甘御衣(あまぎのもんぞ) 三三
【玉】
玉垣(たまがき) 四七
玉串(たまぐし) 四七
玉篋(たまぐし) 四七
玉冠(たまぐん) 四七
玉佩(たまけい) 三〇九
玉簪(たまざん) 三〇九
【瓦】
瓦葺(かはらぶき) 一六九
瓦札腰櫛(かはらざねのはいだて) 一六九
【外】
外辨(げべん) 二六三

外位(げい) 二九
外印(げいん) 二五二
外院(げいん) 二五二
外記(げき) 二五三
外記局(げききよく) 二五三
外記大夫(げきだいに) 二五三
外記三度申(げきのさんどもうし) 二五三
外記法申(げきのほうまうし) 二五三
外記廳(げきのちやう) 二五三
外記政始(げきのまつりごとはじめ) 二五三
外記門(げきもん) 二五三
外官(げくわん) 二五三
外官除目(げくわんのぢもく) 二五三
外題(げだい) 二五七
外任(げにん) 二六〇
外任奏(げにんのそう) 二六〇
外文(げぶん) 二六二
外命婦(げみやうぶ) 二六四
外幕(とまき) 四四二
外様(とさま) 五三三
外様衆(とさましゆ) 五三三
外様大名(とさまだいみやう) 五三三

左京職(さぎやうしき)	三三三	左府(さふ)	三三二	【市】	四季屏風(しきのびやうぶ)	三三六
左官掌(さくわじやう)	三三四	左舞(さぶ)	三三三	市司(いちのつかさ)	四宮職(しぐらうしき)	三三八
左獄(さごく)	三三四	左辨官(さべんくわん)	三三三	市女笠(いちめがさ)	四個祭(しごのまつり)	三三八
左近衛府(さこんゑ)	三三五	左辨官局(さべんくわんきょく)	三三三	【矢】	四品(しほん)	三三六
左近衛少將(さこんゑのせうしやう)	三三五	左馬大夫(さまだいふ)	三三三	矢(や)	四座猿樂(しざのざるがく)	三三九
左近衛大將(さこんゑのたいしやう)	三三五	左馬寮(さまれう)	三三三	矢合(やはあはせ)	四職(ししき)	三三九
左近衛陣(さこんゑのぢん)	三三五	札(さね)	三三九	矢倉(やくら)	四職(ししき)	三三九
左近衛中將(さこんゑのちやう)	三三五	【仕】	三三九	矢叫(やせう)	四神幡(ししんのはた)	三三九
左近衛(さこんゑ)	三三五	仕丁(しぢやう)	三三六	矢印(やしるし)	四姓使(しせいのかみ)	三三九
左近衛(さこんゑ)	三三五	仕所(つかへどころ)	三三六	矢掛草(やすりがは)	四注(しちゆう)	三三九
左近衛(さこんゑ)	三三五	【史】	三三六	矢立(やたて)	四手(しで)	三三九
左少辨(させうべん)	三三八	史(よびと)	三三六	矢開説(やびらきのいはひ)	四殿衆(しでんしゆう)	三三九
左大史(さだいし)	三三八	史(し)	三三六	矢開説(やびらきのいはひ)	四等官(しとうくわん)	三三九
左大臣(さだいじん)	三三八	史生(ししやう)	三三六	矢文(やぶみ)	四度使(しどのつかひ)	三三九
左大辨(さだいべん)	三三八	史大夫(しのたいふ)	三三六	矢保呂(やぼろ)	四方(しほう)	三三九
左中將(さちゆうじやう)	三三八	【司】	三三六	【四】	四方輿(しほうご)	三三九
左典厩(さてんきう)	三三八	司(つかさ)	三三六	四阿(あづまや)	四方白兜(しほうしろのかぶと)	三三九
左方(さほう)	三三八	司召除目(つかさめしのだめ)	三三六	四位諸大夫(しゐのしよたいふ)	四方竹弓(しほうたけのゆみ)	三三九
左兵衛府(さひやうゑふ)	三三二	司鉦(ししやう)	三三六	四位少將(しゐのせうしやう)	四方拜(しほうはい)	三三九
		司鼓(しこ)	三三六	四衛府(しゑふ)	四部官(しぶくわん)	三三九
		四獄司(しうごくし)	三三六	四宮(しきう)	四六三(しりくさん)	三三九

四度拜(よどはい)	七三三	主膳監(しゆぜんかん)	三九〇	【生】	生贖(いけに)	三三八
四幅袴(よのばかま)	七三三	主船司(しゆせんし)	三九〇	正親大夫(おほきみのたいふ)	牛氣方(しやうげのかた)	三三八
【主】	一八	主書署(しゆしやうしよ)	三九〇	正親司(おほきみのつかさ)	【召】	
主油司(あぶらのつかさ)	一八	主帳(しゆちやう)	三九〇	出雲守(いづものかみ)	召次(めしつぎ)	七〇〇
主鷹司(しゆようし)	三九四	主典(しゆてん)	三九〇	出舉(いであし)	召次所(めしつぎどころ)	七〇〇
主馬署(しゆめしよ)	三九四	主殿(しゆてん)	三九〇	出納(すなふ)	召鼓(めしつぎ)	七〇〇
主馬判官(しゆめのはうぐわん)	三九四	主殿署(しゆてんしよ)	三九二	出納小忌(すなふのみをみ)	【仙】	
主鈴(しゆれい)	三九五	主殿寮(しゆてんしよ)	三九二	出家(しゆつげ)	仙花門(せんくわもん)	四〇〇
主兵器(しゆへいしよ)	三九五	主典代(しゆてんだい)	三九二	出長頭巾(しゆちやうづきん)	仙籍(せんじやく)	四〇〇
主基(すき)	四〇八	【出】	三九二	世尊寺流(せそんじりう)	仙洞(せんどう)	四〇〇
主基院(すきいん)	四〇九	出衣(いだしぎぬ)	三九二	世尊寺流(せそんじりう)	仙洞御所(せんどうごしよ)	四〇〇
主基田(すきでん)	四〇九	出往(いだしうちき)	三九二	【止】	仙郎(せんらう)	四〇〇
主基殿(すきでん)	四〇九	出車(いだしぐるま)	三九二	正親大夫(おほきみのたいふ)	台鼎(たいてい)	四〇七
主基園(すきのくわん)	四〇九	出車(すましや)	三九二	正親司(おほきみのつかさ)	【代】	
主計寮(かぜのくわん)	四〇九	出車寮(すましやしゆう)	三九二	正親司(おほきみのつかさ)	代官(だいくわん)	四〇七
主計頭(かぜのかみ)	一五六	出居(いでる)	四〇七	正税使(しやうぜいし)	【仗】	
主工器(しゆこうし)	一五六	出居(いでる)	四〇七	正税帳(しやうぜいちやう)	仗旗(ぢやうき)	四〇七
主藏監(しゆざうかん)	三九九	出居座(いでるざ)	四〇七	正倉院(しやうくらういん)	【打】	
主水司(しゆすいし)	三九九	出居侍從(いでるじじゆう)	四〇七	正藏院(しやうざういん)	打(うち)	四〇七
主政(しゆせい)	三九九	出居少將(いでるせうしやう)	四〇七	正平革(しやうへいがは)	打揚(うちあげ)	四〇七
主税寮(ちかられう)	三九九	出居介(いでるすけ)	四〇七	正平御免革(しやうへいごめんがは)	打鮑(うちあはび)	四〇七
主神(しゆしん)	三九九	出立(いでたち)	四〇七			
主神司(しゆしんし)	三九九	出文机(いでしづくえ)	四〇七			